

国土交通省環境行動計画 2020年度点検概要について

2022年6月

国土交通省総合政策局

国土交通省環境行動計画の概要	……2P
国土交通省環境行動計画の2020年度点検について	……3P
国土交通省環境行動計画の2020年度点検の結果概要	……6P
I 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進	……13P
I – 1 省エネの加速、再エネ・水素等次世代エネルギーの導入・利活用拡大	……14P
I – 2 吸収減対策、カーボンリサイクル	……113P
II 気候危機に対する気候変動適応社会の実現に向けた対応策の推進	……118P
III 自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進	……156P
IV 循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進	……188P

第1章 環境政策を巡る情勢と課題

脱炭素社会

- ◆ 2050年カーボンニュートラル、2030年度の46%削減目標の達成への貢献
- ◆ CO2排出量の約5割を占める民生(家庭・業務)・運輸部門等の脱炭素化を加速

気候変動適応社会

- ◆ 気候変動による大雨・短時間強雨の増加など、自然災害の激甚化・頻発化等への対応
- ◆ 流域治水の推進など、自然災害や水環境・水資源分野等における適応策を強化

グリーン社会の実現に向けた国交省の役割

自然共生社会

- ◆ 生物多様性の保全、2030年までに陸域・海域の30%の保全・保護への貢献
- ◆ グリーンインフラの社会実装や健全な水循環の確保、海の保全・再生等を推進

循環型社会

- ◆ 産廃排出量の約4割を占める下水汚泥及び建設廃棄物分野の資源循環への対応
- ◆ 下水汚泥のエネルギー・資源化や質の高い建設リサイクル等を推進

第2章 国土交通グリーンチャレンジ

- ◆ 省エネ・再エネ拡大等につながるスマートで強靱なくらしとまちづくり
- ◆ グリーンインフラを活用した自然共生地域づくり
- ◆ 自動車の脱炭素化に対応した交通・物流・インフラシステムの構築
- ◆ デジタルとグリーンによる持続可能な交通・物流サービスの展開
- ◆ 港湾・海事分野におけるカーボンニュートラルの実現、グリーン化の推進
- ◆ インフラのライフサイクル全体でのカーボンニュートラル、循環型社会の実現

横断的な視点

- ① イノベーション等に関する産学官の連携
- ② 地域との連携
- ③ 国民・企業の行動変容の促進
- ④ デジタル技術、データの活用
- ⑤ グリーンファイナンスの活用
- ⑥ 国際貢献、国際展開

第3章 分野別・課題別環境関連施策一覧

(施策数)※再掲含む。

I.	2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進……	115項目
II.	気候危機に対する気候変動適応社会の実現に向けた適応策の推進……	36項目
III.	自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進……	37項目
IV.	循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進……	12項目

85項目のKPIを設定

1. 点検の趣旨

国土交通省環境行動計画に基づき毎年度実施している点検について、2020年度の点検においては、前計画（計画期間2014～2020年度）の期間中ではあるが、2021年12月に新計画（計画期間2021～2030年度）を策定したため、新計画に掲げた指標等により点検を行うこととする。

2. 点検の対象

環境行動計画の第3章「国土交通省における分野別・課題別環境関連施策一覧」に掲げた施策について、2020（令和2）年度の実績等について点検を行うとともに2021（令和3）年度における取組等について整理する。

※なお、地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）に盛り込んだ国土交通省関係の施策については、環境行動計画に反映されているため、地球温暖化対策計画の2020年度進捗状況の点検と併せて点検を行う。

3. 評価方法

地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）の2020年度進捗状況の点検について、本年6月17日に地球温暖化対策推進本部において了承された。

環境行動計画のうち、定量的な指標を設定した施策については、地球温暖化対策計画の評価方法に沿った形で評価を行い、指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を行う。

(参考)評価方法①

<定量的な指標を設定した施策>

- 各施策の指標について、2020年度までの実績値や施策の実施状況等を踏まえた、各施策の目標年度における目標水準への到達見通しを踏まえ、以下の5段階で評価する。

指標	意味
A	このまま取組を続ければ目標年度にその目標水準を上回ると考えられ、かつ、2020年度の実績値が <u>既に目標年度の目標水準を上回る</u>
B	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準を上回ると考えられる</u> (Aを除く))
C	このまま取組を続ければ指標等が <u>目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる</u>
D	取組がこのままの場合は指標等が <u>目標年度に目標水準を下回ると考えられる</u>
E	その他(データ未集計等)

- 各指標の根拠となる計画について

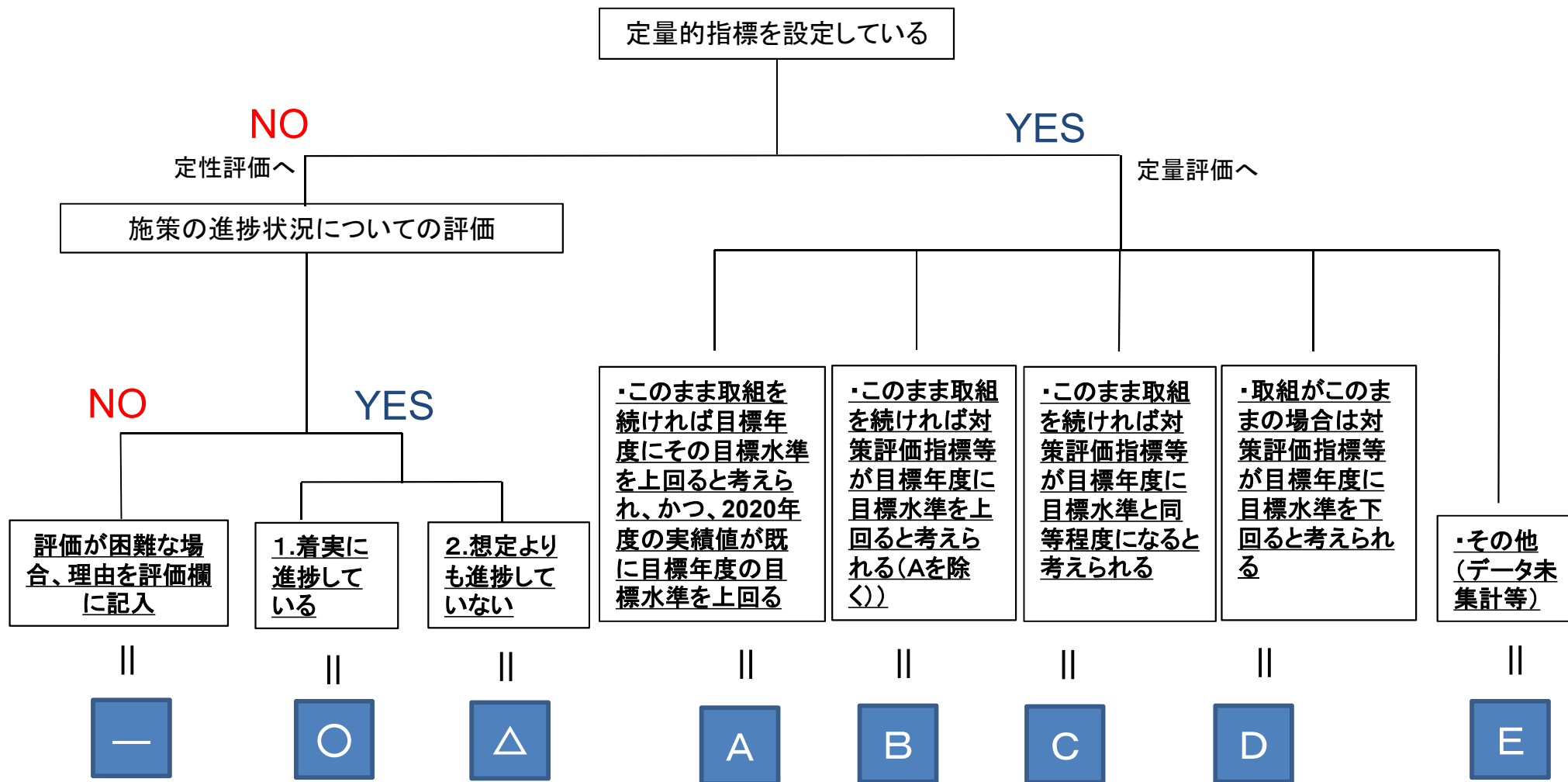
- ・地球温暖化対策計画・・・**温** と表示
- ・社会資本整備重点計画・・・**社** と表示
- ・その他・・・計画等の名称を記載
- ・気候変動適応計画・・・**適** と表示
- ・交通政策基本計画・・・**交** と表示

<定量的な指標を設定していない施策>

- 指標を設定していない施策については、施策目標に対する進捗状況について定性的な評価を実施

(参考)評価方法②

<評価の考え方>



国土交通省環境行動計画2020年度点検結果の概要

		定量評価対象の施策				定性評価対象の施策			
		A・B・C (目標水準と同程度・上回る)	D (目標水準を下回る)	E (データ未集計等)	今回合計 (R4年度施策)	○ (着実に進捗)	△ (想定よりも進捗していない)	－ (評価困難)	今回合計 (R4年度施策)
		今回	今回	今回		今回	今回	今回	
I-1	省エネの加速、再エネ・水素等次世代エネルギーの導入・利活用拡大	63 (76%)	5 (100%)	5 (22%)	73	44 (47%)		10 (59%)	54
I-2	吸収源対策、カーボンリサイクル	1 (1%)		1 (4%)	2	2 (2%)			2
II	気候危機に対する気候変動適応社会の実現に向けた対応策の推進	9 (11%)		12 (52%)	21	21 (22%)		5 (29%)	26
III	自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進	9 (11%)		1 (4%)	10	22 (23%)		2 (12%)	24
IV	循環形社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進	1 (1%)		4 (17%)	5	5 (5%)			5
	合計	83 (75%)	5 (5%)	23 (21%)	111	94 (85%)		17 (15%)	111

定量的指標に関する点検結果概要①

施策	指標	評価	指標	最新値	CO2削減量	最新値
			目標値		見込量	
I 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進						
I-1 省エネの加速、再エネ・水素等次世代エネルギーの導入・利活用拡大						
1.住宅・建築物の省エネ対策の強化						
○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進 ○省エネ性能等に関する認定・表示制度等の充実・普及	省エネ基準に適合する住宅ストックの割合	C	30%	13%	223万t-CO2	69.1万t-CO2
	省エネ基準に適合する建築物ストックの割合	C	57%	35%	355万t-CO2	132.1万t-CO2
	新築住宅のうちZEH基準の省エネ性能に適合する住宅の割合	C	100%	12%	620万t-CO2	111.2万t-CO2
	中大規模の新築建築物のうちZEB基準の省エネ性能に適合する建築物の割合	C	100%	29%	1,010万t-CO2	272.5万t-CO2
2.都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換						
○都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換	立地適正化計画を作成した市町村数	B	600市町村	383市町村	-	-
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (①三大都市圏)	B	92.0%	91.1%	-	-
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (②地方中枢都市圏)	D	81.3%	78.9%	-	-
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (③地方都市圏)	D	39.6%	38.3%	-	-
	滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	B	100市町村	31市町村	-	-
	自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	C	400市区町村	137市区町村	-	-
	一定の都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数	D	16地区	11地区	-	-
	スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数	C	100団体	33団体	-	-
	屋上緑化施工面積	B	302.1ha	170.1ha	0.71~3.32万t-CO2	0.68~3.28万t-CO2
下水熱の導入箇所数	B	50件	32件	-	-	

定量的指標に関する点検結果概要②

施策	指標	評価	指標	最新値	CO2削減量	
			目標値		見込量	最新値
3.インフラ・建設分野における脱炭素化の推進 / 3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進						
○道路の脱炭素化	直轄国道のLED道路照明灯数	B	約30万基	約19万基	約13万t-CO2	約4万t-CO2
○鉄道の脱炭素化	エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2013年度基準)	C	84.294%	94.2%	260.0万t-CO2	286.0万t-CO2
○港湾の脱炭素化	カーボンニュートラルポート形成のための計画が策定されている港湾数	B	20港	0港	-	-
	省エネルギー型荷役機械等の導入台数	C	320台	111台	2.65万t-CO2	1.26万t-CO2
○ダム、砂防施設の脱炭素化	発電利用されていない既存治水等多目的ダムへの発電機の設置による増電力量	E	540kWh	-	-	-
○下水道の脱炭素化	処理水量当たりのエネルギー起源CO2排出量	C	0.09t-CO2/千m ³	0.26t-CO2/千m ³	60万t-CO2	59.0万t-CO2
	下水道バイオマスリサイクル率	C	45%	34.3%	70万t-CO2	-
	下水污泥焼却高度化率	C	100%	73%	78万t-CO2	25万t-CO2
	地域バイオマスや廃棄物処理施設等との連携事業実施数	C	20件	9件	-	-
3.インフラ・建設分野における脱炭素化の推進 / 3-2 インフラ整備における脱炭素化の推進						
○計画・設計段階における脱炭素化の推進 ○建設施工分野における省エネ化・技術革新	CO2削減に資するNETIS登録技術の直轄工事における活用件数	C	3,000件	2,014件	-	-
	2030年度における燃費基準値達成建設機械の普及率 1.油圧ショベル	C	82.3%	14%	48万t-CO2	7.7万t-CO2
	2030年度における燃費基準値達成建設機械の普及率 2.ホイールローダー	C	60.7%	6%		
	2030年度における燃費基準値達成建設機械の普及率 3.ブルドーザー	C	49.3%	8%		
4.次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等 / 4-1 次世代自動車の普及等						
○次世代自動車の普及促進、自動車の燃費性能の向上	新車販売台数に占める次世代自動車の割合	C	50%~70%	41.2%	2,674万t-CO2	640.1万t-CO2
	平均保有燃費	C	24.8km/L	19.2km/L		
4.次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等 / 4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進						
○船舶の低・脱炭素化	省エネに資する船舶の普及隻数	C	1,080隻	375隻	181万t-CO2	96.2万t-CO2
○航空機の脱炭素化	単位輸送量当たりのCO2排出量(kg-CO2/トンキロ)	B	1.1693kg-CO2/トンキロ	1.7614kg-CO2/トンキロ	202.4万t-CO2	626.1万t-CO2

定量的指標に関する点検結果概要③

施策	指標	評価	指標		CO2削減量	
			目標値	最新値	見込量	最新値
5.スマート交通の推進						
○ソフト・ハード面からの道路交通流対策	三大都市圏環状道路整備率	B	89%	83%	-	-
	高速道路の利用率	E	約20%	18%	200万t-CO2	100.0万t-CO2
○エコドライブの推進等	エコドライブ関連機器の普及台数	C	860,000台	731千台	101万t-CO2	69.0万t-CO2
	自家用自動車からの乗換輸送量	C	163億人キロ	27.1億人キロ	162万t-CO2	9.8万t-CO2
○公共交通、自転車の利用促進	地域公共交通利便増進実施計画の作成件数	C	102件	42件	2.29万t-CO2	0.94万t-CO2
	シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数	C	240市区町村	98市区町村	28万t-CO2	0万t-CO2
	通勤目的の自転車分担率	E	20.0%	15.2%		
6.グリーン物流の推進						
○物流の効率化等の推進	共同輸配送の取組件数増加率	C	346%	190.3%	3.3万t-CO2	1.9万t-CO2
	車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数	C	352,522台	251,129台	1,180万t-CO2	660.0万t-CO2
	トレーラーの保有台数	C	189,371台	135,345台		
	営自率	C	87.2%	87.2%		
	再配達率	E	7.5%	-	1.7万t-CO2	-
	地方公共団体における社会実装の件数	C	1,496件	1件	6.5万t-CO2	0.0016万t-CO2
	脱炭素化された物流施設の数	C	200施設	2施設	11万t-CO2	0.05万t-CO2
○トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等	海運貨物輸送量	C	410.4億トンキロ	356.0億トンキロ	187.9万t-CO2	62.2万t-CO2
	鉄道貨物輸送量	D	256.4億トンキロ	168.4億トンキロ	146.6万t-CO2	-15.1万t-CO2
	陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量	C	4.35億トンキロ	2.51億トンキロ	14.5万t-CO2	3.14万t-CO2
	貨物の陸上輸送の削減量	C	35億トンキロ	11.1億トンキロ	96万t-CO2	30.1万t-CO2

定量的指標に関する点検結果概要④

施策	指標	評価	指標	最新値	CO2削減量	
			目標値		見込量	最新値
7.再生可能エネルギーの導入・利活用拡大						
○太陽光発電の導入促進	下水処理場の上部空間を利用した太陽光発電の導入	D	25,599万kWh	6,837万kWh	-	-
○洋上風力発電の導入促進	洋上風力発電のFIT認定量	B	1,000万kWh	41万kWh	-	-
○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進	発電の増強にも資するダム再生事業数	C	3ダムで再生事業完了	-	-	-
	治水等多目的ダムの運用改善を行うダム数	E	31ダムで実施	-	-	-
10.政府実行計画に基づく環境対策の推進						
○政府実行計画に基づく環境対策の推進	温室効果ガス排出量削減率	C	50%削減	21%削減	-	-
I-2 吸収源対策、カーボンサイクル						
○都市緑化等のグリーンインフラの推進	グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数	E	70自治体	3自治体	-	-
	都市公園等の整備面積	B	85千ha	84千ha	124万t-CO2	128万t-CO2

定量的指標に関する点検結果概要⑤

施策	指標	評価	指標	CO2削減量		
			目標値	最新値	見込量	最新値
II 気候危機に対する気候変動適応社会の実現に向けた適応策の推進						
2.自然災害分野における適応策の推進						
○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化						
	一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数	A	約550水系	約1192水系	-	-
	あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数	E	約900市町村	約536市町村	-	-
	事前放流の実施体制が整った水系の割合(事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等が完了した水系の割合)	C	100%	80%	-	-
	水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数	E	約17,000	約2,027	-	-
	最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数	E	約800団体	約15団体	-	-
	高潮浸水想定区域を指定している都道府県数	C	39	14	-	-
	重要なライフライン施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率	E	約33%	約30%	-	-
	重要交通網が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率	E	約27%	約24%	-	-
	市役所、町役場及び支所が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率	E	約36%	約30%	-	-
	土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数	E	約56,000箇所	16,000箇所	-	-
	気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定数	E	約20	0	-	-
	気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数	E	39	0	-	-
	海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数	E	20	1	-	-
	防災指針を作成する市町村数	C	600市町村	15市町村	-	-
○流域治水におけるグリーンインフラの活用推進等						
	緑の基本計画の策定・改定においてグリーンインフラを位置付けた割合	A	70%	86.0%	-	-
3.水資源・水環境分野における適応策の推進						
○気候変動を踏まえた空港の防災・減災対策						
	渇水対応タイムラインの公表数	B	23件	18件	-	-
4.国民生活・都市生活分野等における適応策の推進						
○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化						
	海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合	E	14%	1%	-	-
	電源喪失対策(太陽電池化)が必要な航路標識の整備率	C	100% (4箇所)	0%	-	-
	災害に強い機器等の整備率	C	100% (134箇所)	36%	-	-

定量的指標に関する点検結果概要⑥

施策	指標	評価	指標	最新値	CO2削減量	
			目標値		見込量	最新値
Ⅲ 自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進						
1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等						
○グリーンインフラの推進	生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	B	60%	53%	-	-
	都市域における水と緑の公的空間確保量	B	15.2㎡/人	13.9㎡/人	-	-
	水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数	B	658市町村	433市町村	-	-
	特に重要な水系における湿地の再生割合	B	80%	70%	-	-
	取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数	C	17ネットワーク	13ネットワーク	-	-
2. 健全な水環境の確保						
○流域関係者連携等による水循環改善等の推進 ○水の効率的な利用と有効活用	污水处理人口普及率	C	約95.0%	91.7%	-	-
	良好な水環境創出のための高度処理実施率	C	約65.0%	56.3%	-	-
	合流式下水道改善率	B	約100.0%	89.6%	-	-
	国等の新築建築物における雨水利用施設設置率	A	2021年度から2030年度原則100%	100%	-	-
Ⅳ 循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進						
1. 質を重視する建設リサイクルの推進						
○建設リサイクル推進計画2020の推進等	建設廃棄物全体の再資源化・縮減率	E	98%以上	97.2%	-	-
	建設発生土の有効利用率	E	80%以上	79.8%	-	-
2. 既存住宅流通・リフォームの促進						
-	既存住宅及びリフォームの市場規模	E	14兆円	12兆円	-	-
4. 効率的な静脈物流システムの構築						
-	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	B	7年	7年	-	-

I 2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化緩和策の推進

I - 1 省エネの加速、再エネ・水素等次世代エネルギーの導入・利活用拡大

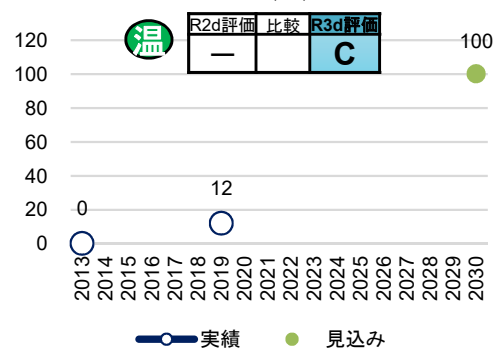
1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

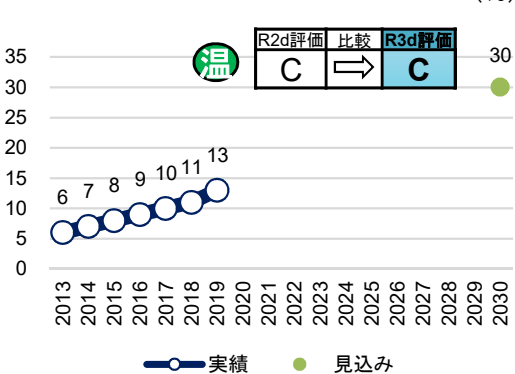
新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進①

○指標

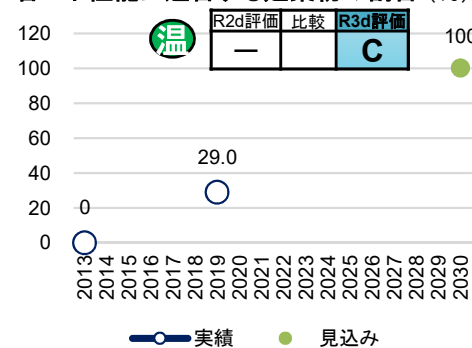
新築住宅のうちZEH基準の省エネ性能に適合する住宅の割合 (%)



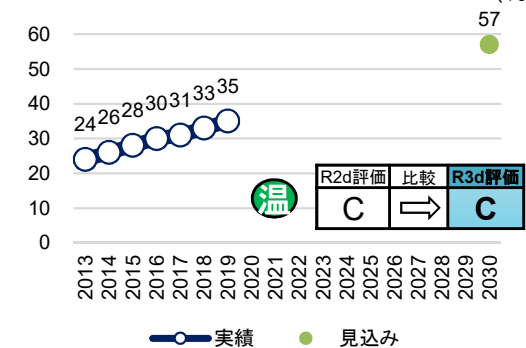
省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 (%)



中大規模の新築建築物のうちZEB基準の省エネ性能に適合する建築物の割合 (%)

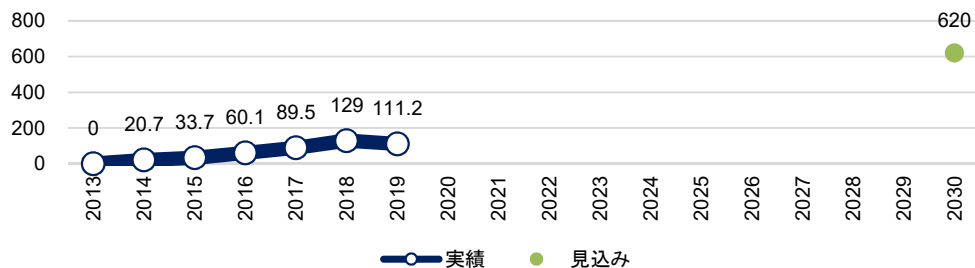


省エネ基準に適合する建築物ストックの割合 (%)

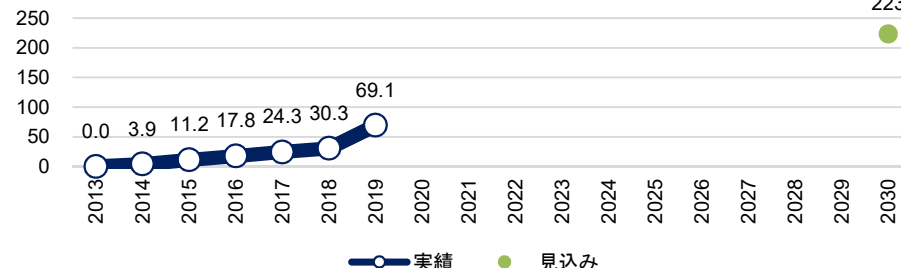


○排出削減量の見込と実績

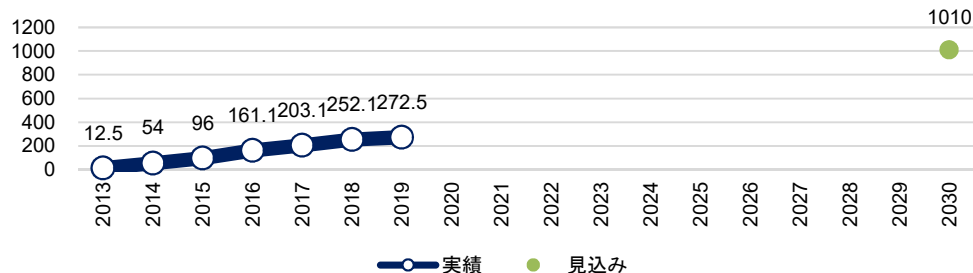
住宅の省エネルギー化(新築) (万t-CO2)



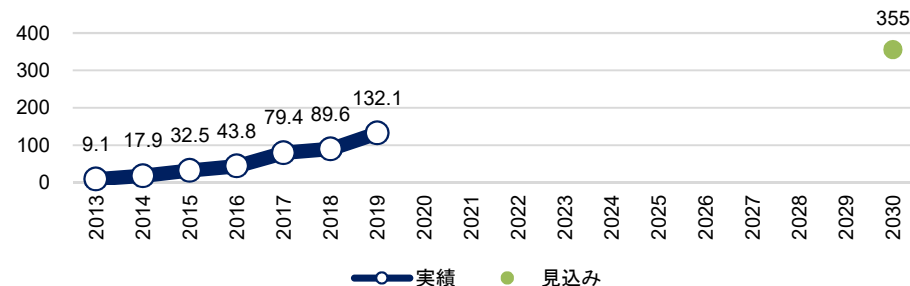
住宅の省エネルギー化(改修) (万t-CO2)



建築物の省エネルギー化(新築) (万t-CO2)



建築物の省エネルギー化(改修) (万t-CO2)



※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

新築住宅・建築物における省エネ基準適合の推進②

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉※2019年度までの実績による

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上を図るため、戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）」が令和元年5月に公布され、令和3年4月の施行に向けて必要な周知等を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・エネルギー基本計画等において、2025年度に全ての建築物について省エネ基準への適合を義務化するとされたことを受けた社会資本整備審議会における審議を経て、2025年度以降に新築される原則すべての建築物を対象に、現行の省エネ基準への適合義務付けること等が答申（令和4年2月1日）されたところ。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、2025年度における省エネ基準への適合義務化に向けて、施策の具体化に取り組む。

〈22年度関連予算〉

- ・公営住宅等整備事業（社会資本整備総合交付金等の内数）
- ・地域居住機能再生推進事業（383.73億円の内数）

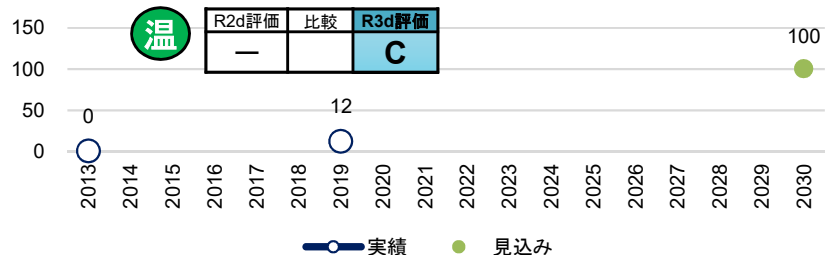
1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

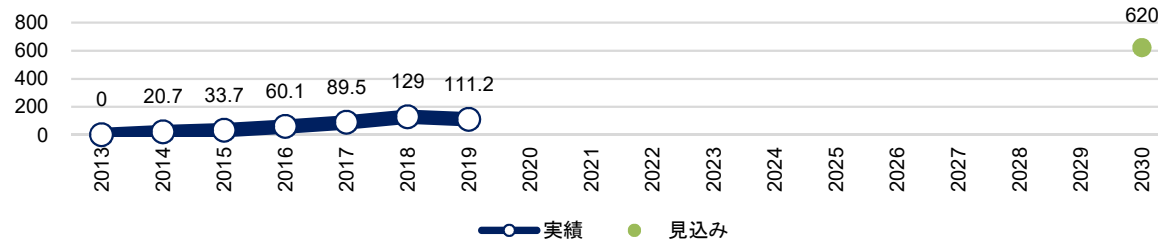
ZEH・ZEB、LCCM住宅・建築物等の普及促進

○指標

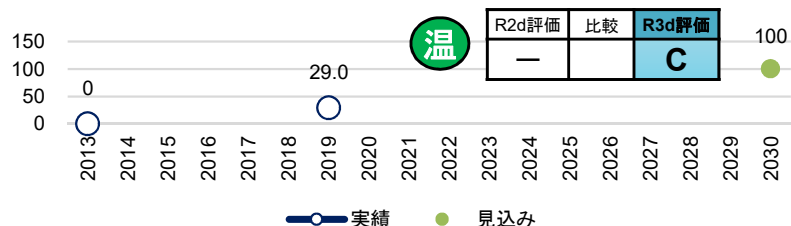
新築住宅のうちZEH基準の省エネ性能に適合する住宅の割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



中大規模の新築建築物のうちZEB基準の省エネ性能に適合する建築物の割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 20年度の評価と実績

<評価>

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

<実績>

- ・ZEH・ZEB・LCCM住宅の取組に対する支援を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画(令和3年10月18日)において、2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施すること及び2030年度において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すことを決定済。
- ・建築物省エネ法に基づく誘導基準、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素認定基準について、ZEH・ZEB基準の水準へ引き上げることを決定し、パブリックコメント済。
- ・ZEH・ZEB・LCCM住宅の取組に対する支援を実施。
- ・(グリーン化事業)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続きZEH・ZEB・LCCM住宅の取組に対する支援を行う。
- ・公営住宅やUR賃貸住宅等について、新築の場合は原則ZEH基準の水準の省エネ性能を確保する。

<22年度関連予算>

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業: ZEH・ZEB・LCCM住宅の取組に対する支援等(200億円の内数)
- ・環境・ストック活用推進事業: ZEH・ZEB・LCCM住宅等に対する支援等(66.29億円の内数)

※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

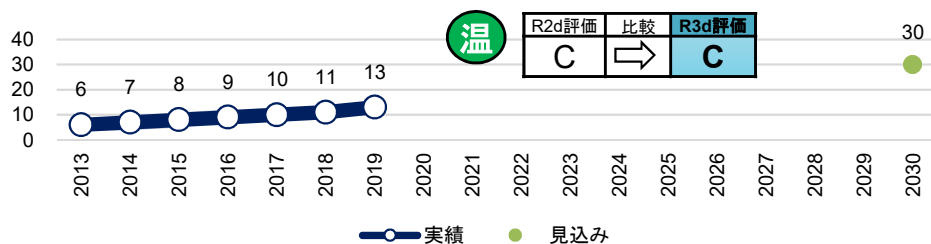
1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

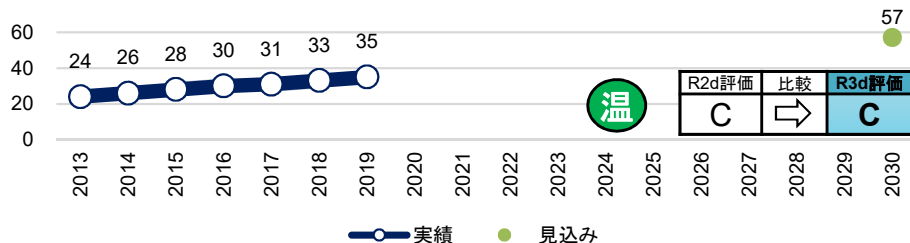
既存住宅・建築物の省エネ改修の促進

○指標

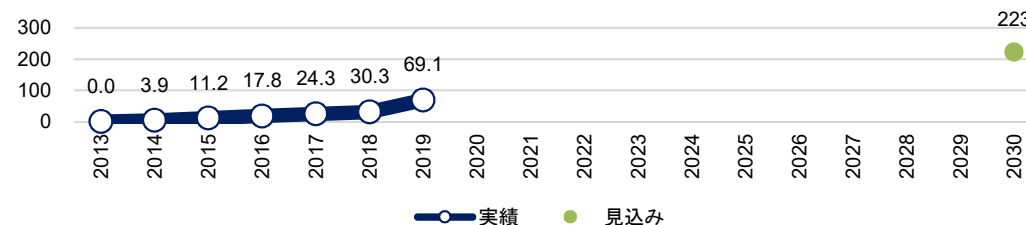
省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 (%)



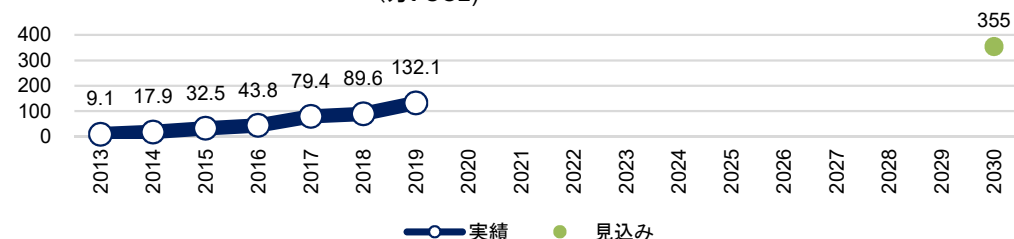
省エネ基準に適合する建築物ストックの割合 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉 ※2019年度までの実績による

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物への改修等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

- ・既存建築物の省エネ改修に対する支援を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・社会資本整備審議会答申(令和4年2月1日)において、今後講ずべき施策の方向性として、原則全ての建築物の省エネ基準への適合義務化と合わせ、既存ストックの省エネ化を促進するため、増改築を行う場合においても当該増改築部分について省エネ基準への適合を求めることが示されたところ。
- ・既存建築物の省エネ改修に対する支援を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・既存住宅や既存建築物の省エネ改修に対する支援及び地方公共団体と連携した省エネ改修制度の活用促進などを通じ、引き続き既存ストックの省エネ改修を推進。

<22年度関連予算>

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業: 省エネ改修に対する支援等(200億円の内数)
- ・環境・ストック活用推進事業: 既存建築物の省エネ改修に対する支援等(66.29億円の内数)
- ・公営住宅等ストック総合改善事業等(社会資本整備総合交付金等の内数)
- ・地域居住機能再生推進事業(383.73億円の内数)
- ・脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業(17億円の内数)
- ・特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業(73.07億円の内数)

※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

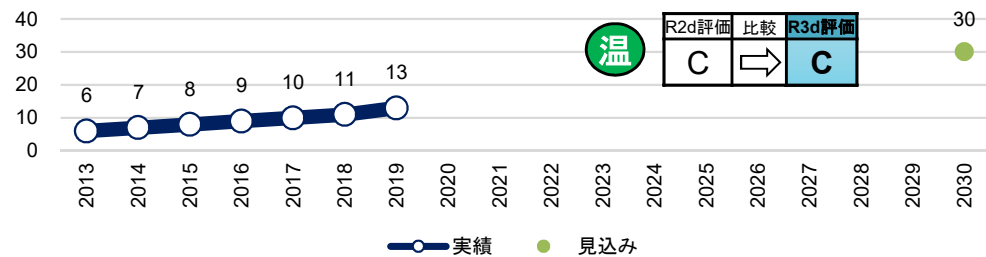
1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

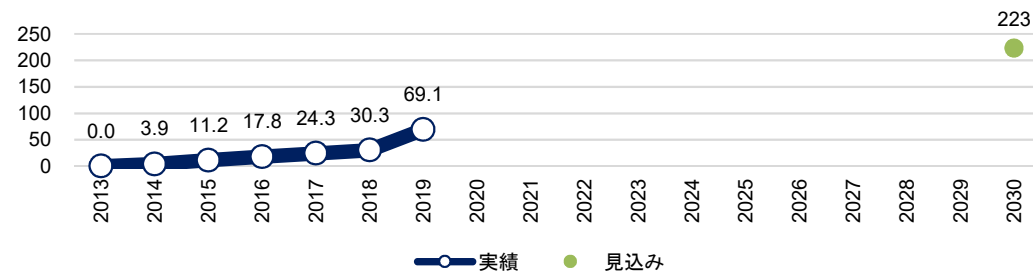
住宅の省エネ促進のための税制・金融措置

○指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 20年度の評価と実績

- 〈評価〉
- 省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
 - 引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

- 優良住宅整備促進事業(フラット35S)の資金実行件数: 77,425件
- フラット50の資金実行件数: 914件
- 金利引継特約(※)付きフラット35の資金実行件数: 8,519件
※ 長期優良住宅の売却時に購入者へ住宅ローンを引き継ぐことができる特約
- 一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税等について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定住宅に係る所得税の特例措置(投資型減税)を実施。
- 一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金を有する場合の所得税額の控除額に対する特例措置を実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税の特例措置(投資型減税)を実施。一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を実施。

2. 21年度の主要な取組

- 独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合の住宅ローンの金利引下げ(フラット35S)を実施した。
- 独立行政法人住宅金融支援機構による証券化支援事業において、長期優良住宅を対象に、フラット50及び金利引継特約付きフラット35を実施した。
- 一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る住宅ローン減税について、一般の住宅に比べ借入限度額を上乗せする特例措置を20年度に引き続いて実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の基準に適合する認定住宅に係る所得税額の特別控除(投資型減税)を20年度に引き続いて実施。
- 一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る登録免許税等について、一般の住宅に比べ更に軽減する特例措置を20年度に引き続いて実施。
- 一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事等に充てた借入金を有する場合の所得税額の特別控除を20年度に引き続いて実施。借入金の有無にかかわらず適用を受けることのできる、一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の所得税額の特別控除(投資型減税)を20年度に引き続いて実施。一定の要件を満たす住宅の省エネ改修工事を実施した場合の固定資産税の減額措置を20年度に引き続いて実施。
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、一般住宅に比べ長期優良住宅の固定資産税を減額する期間を2年間延長する措置を20年度に引き続いて実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- 令和4年10月より、フラット35Sについて、ZEHの金利引下げ内容の拡充及び省エネルギー性の基準の強化を行う。
- 令和4年度税制改正により新たに講じた以下の措置により、省エネ性能等に優れた住宅の普及を促進する。
 - 住宅ローン減税について、新築の認定住宅に加え、ZEH水準省エネ住宅や省エネ基準適合住宅も借入限度額の上乗せ措置の対象とした。また、既存住宅についても借入限度額の上乗せ措置を創設した。
 - 認定住宅に係る所得税額の特別控除(投資型減税)の対象にZEH水準省エネ住宅も追加した。
 - 省エネ改修工事を実施した場合の所得税額の特別控除(省エネリフォーム・投資型減税)の工事要件を「全居室の全窓の断熱改修工事」から「窓の断熱改修工事」に緩和した。

〈22年度関連予算〉

- 優良住宅整備促進等事業費補助(269.77億円の内数)

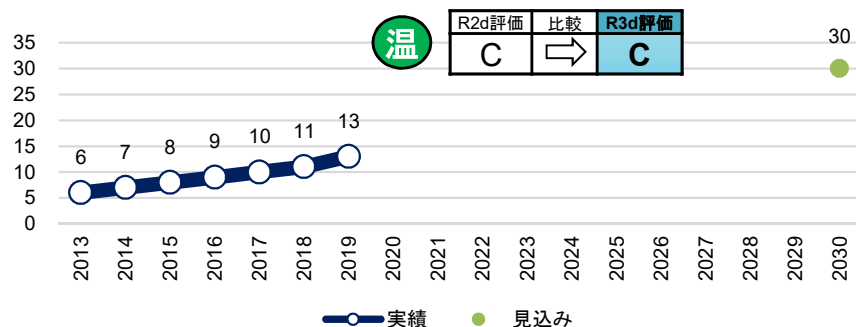
1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

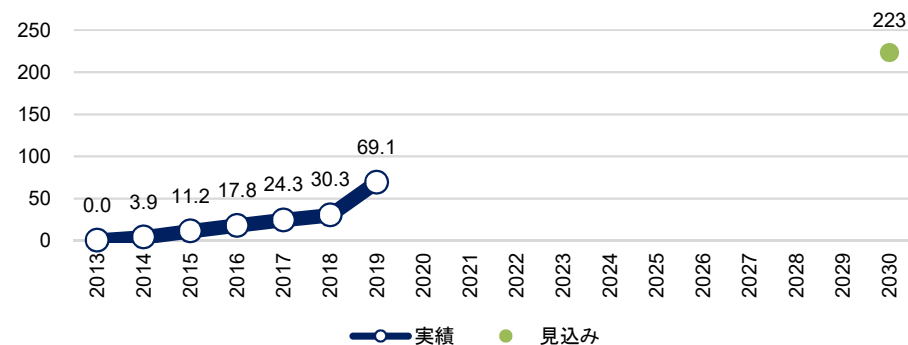
中小工務店等の省エネ住宅生産体制の整備・強化

○指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

1. 20年度のの評価と実績

〈評価〉※2019年度までの実績による

- ・省エネ性能が確保された住宅の供給等により、省エネ基準に適合する住宅ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

(実績)

- ・戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設などを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)」が令和元年5月に公布され、令和3年4月の施行に向けて、中小工務店の設計者・大工等を対象とした設計・施工等に関する習熟度向上の取組を行った。
- ・地域における省エネ住宅の生産体制を強化し、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅等の整備に対する支援を実施した。

2. 21年度の主要な取組

- ・中小工務店の設計者・大工等を対象とした省エネ住宅の設計・施行等に関する周知・普及について、初級者向け・中級者向けに区分されたオンライン講座の動画作成、教材配布などを通じて習熟度向上の取組を行った。
- ・地域における省エネ住宅の生産体制を強化し、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅等の整備に対する支援を引き続き実施している。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、2025年度に住宅を含む全ての新築建築物について省エネ基準への適合を義務化する方針を踏まえ、中小工務店の設計者・大工等を対象とした省エネ住宅の設計・施行等に関する周知・普及の取組を推進する。
- ・中小工務店等が供給する、より高い省エネルギー性能等を備える優れた木造住宅の整備に対する支援を実施する。

〈22年度関連予算〉

- ・カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業: 中小工務店の設計者・大工等を対象とした省エネ住宅の設計・施行等に関する周知・普及の取組等(7.09億円の内数)
- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業: 中小工務店等が供給する、省エネ性能等に優れた木造住宅の整備に対する支援等(200億円の内数)

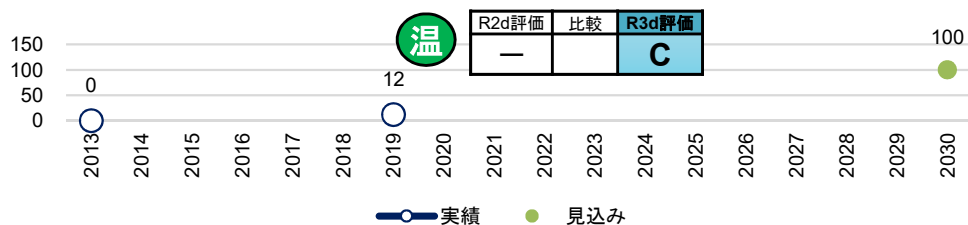
1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○新築住宅・建築物の断熱性能・省エネ性能の向上、省エネ改修の促進

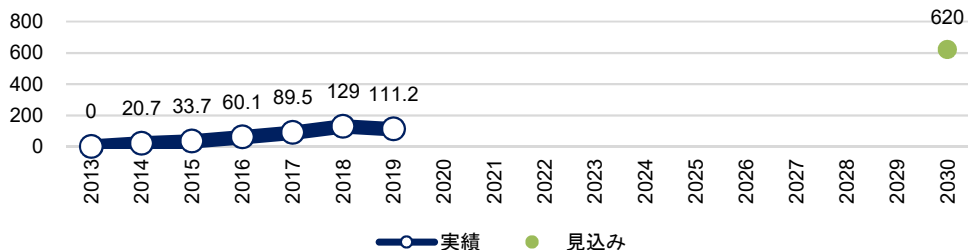
社会資本整備総合交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進

○指標

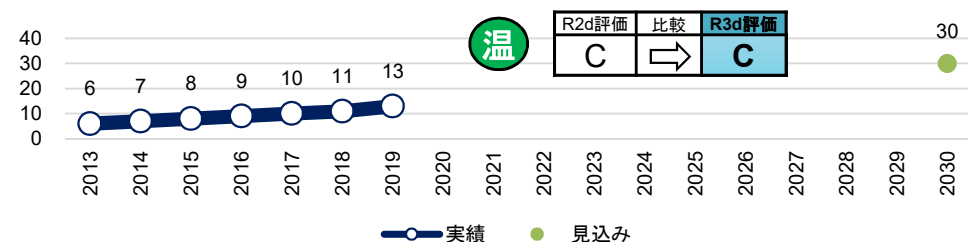
新築住宅のうちZEH基準の省エネ性能に適合する住宅の割合(%)



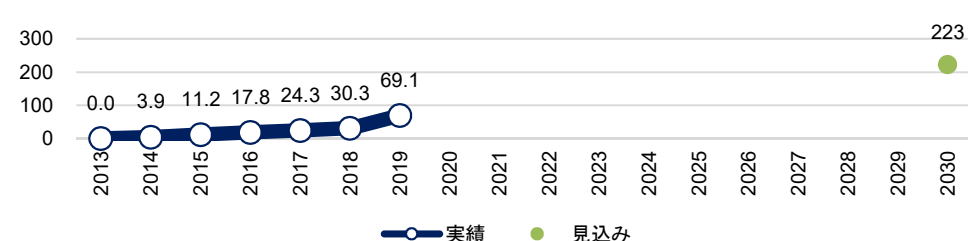
○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



省エネ基準に適合する住宅ストックの割合(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉※2019年度までの実績による

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要あり。

〈実績〉

- ・既存の公営住宅の省エネ化に資する事業
事業主体数：76 主体（前年度：68 主体）
 - ・省エネ住宅等の普及促進に資する事業
事業主体数：31 主体（前年度：40 主体）
- ※交付金事業であるため、2020年度執行予定に関する調査を基にしたものであり、実際に取り組んだ事業主体の正確な数字は把握していない。

2. 21年度の主要な取組

- 既存の公営住宅の省エネ化に資する事業
※現在調査中
- 省エネ住宅等の普及促進に資する事業
事業主体数：26 主体

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き省エネ住宅等の普及を促進する。

〈22年度関連予算〉

- ・公営住宅等ストック総合改善事業(社会資本整備総合交付金等の内数)
- ・地域住宅政策推進事業(社会資本整備総合交付金等の内数)

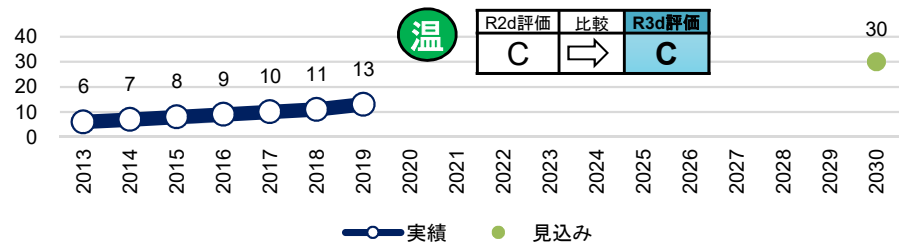
1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○省エネ性能等に関する認定・表示制度等の充実・普及

住宅・建築物のエネルギー性能の認定・表示制度等の充実・普及

○指標

省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 (%)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉※2019年度までの実績による

- ・省エネ性能が確保された住宅・建築物の供給等により、省エネ基準に適合する住宅・建築物ストックの割合は増加傾向にある。
- ・引き続き、省エネ性能の確保に向けて対策を強化する必要。

〈実績〉

- ・建築物省エネ法に基づく告示に即して行われる建築物エネルギー消費性能表示制度(BELS)、基準適合認定表示制度(eマーク)の推進を通じ、省エネ性能表示を促進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画(令和3年10月18日)において、新築住宅の販売又は賃貸時における省エネルギー性能表示の義務化を目指すこととされたことを受けた社会資本整備審議会における審議を経て、今後講ずべき施策の方向性として、建築物の販売又は賃貸を行う事業者がその販売・賃貸する建築物の省エネ性能に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を国が定め、これに従って、表示を行っていない事業者について勧告等を行うことができるよう強化することが答申(令和4年2月1日)されたところ。

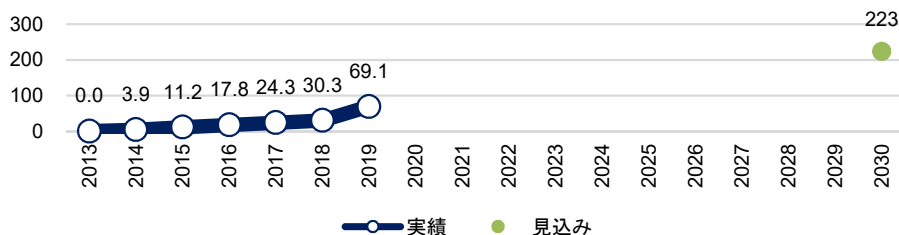
3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、社会資本整備審議会答申を踏まえ、施策の具体化に取り組む。

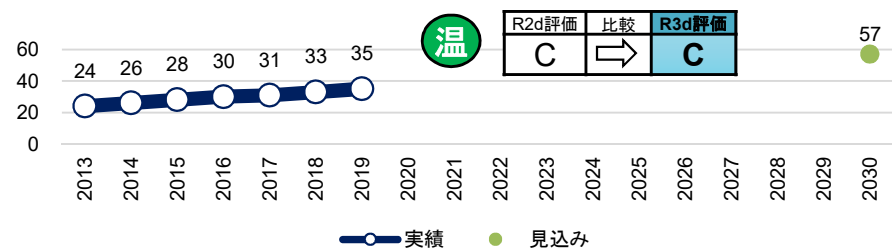
〈22年度関連予算〉

- ・なし

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



省エネ基準に適合する建築物ストックの割合 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



※2018年度以前は従前の試算に基づく値を記載

1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○省エネ性能等に関する認定・表示制度等の充実・普及

住宅・建築物のエネルギー消費量低減技術の効果実証と評価ツールの開発

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・効果実証を踏まえた評価ツールの開発等を行い、実施施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術(複数建築物の連携による熱融通等)について、実証実験等の結果を用い評価ツールに追加。
- ・評価ツールへの追加が難しい省エネ技術(評価方法の一般化は困難であるが試験方法等を定めることにより個別の設備等の評価が可能な技術(非住宅における地中熱利用等))について、評価のためのガイドラインを策定・公表。

2. 21年度の主要な取組

- ・現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術(非住宅のオープンループ型地中熱ヒートポンプシステム等)について、実証実験等の結果を用い評価ツールに追加。
- ・評価ツールへの追加が難しい省エネ技術(評価方法の一般化は困難であるが試験方法等を定めることにより個別の設備等の評価が可能な技術(機械室における換気代替空調機等))について、評価のためのガイドラインを策定・公表。
- ・より簡易な評価に対応した、共同住宅フロア入力法や小規模版モデル建物法等の評価ツールの開発・公表。
- ・外皮性能に関する評価ツール(住宅・非住宅の日よけ効果係数算出ツール等)の開発・公表

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、評価ツールの開発及び整備を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・環境・ストック活用推進事業(66.29億円の内数)

1. 住宅・建築物の省エネ対策の強化

○官庁施設における省エネ化の推進

環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、環境負荷の低減や周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備した。整備にあたっては、環境配慮型プロポーザル方式の採用や、LED照明器具など高効率な設備機器、太陽光発電設備、緑化を導入した。また、空気調和設備のエネルギーマネジメントを行うライフサイクルエネルギーマネジメント(LCEM)手法を活用した。
- ・設備機器等の更新の際には、エネルギー効率の高い機器等の導入を図った。

2. 21年度の主要な取組

- ・環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設を整備する。整備にあたっては、新築におけるZEBの実現を目指すとともに、断熱性能の向上、高効率な設備機器や太陽光発電の導入を図るなど省エネ化を推進する。

〈22年度関連予算〉

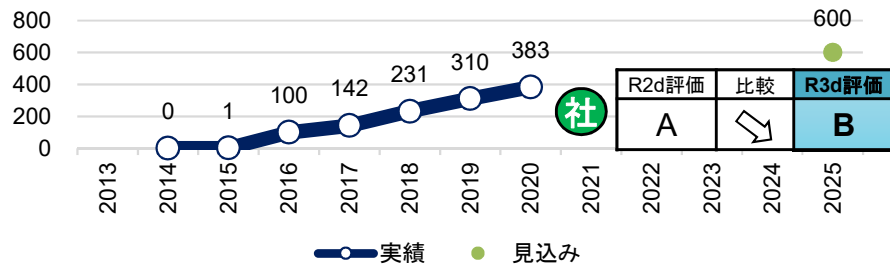
- ・官庁営繕事業：官庁営繕費 176億円(の内数)
 特定国有財産整備費 214億円(の内数)

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

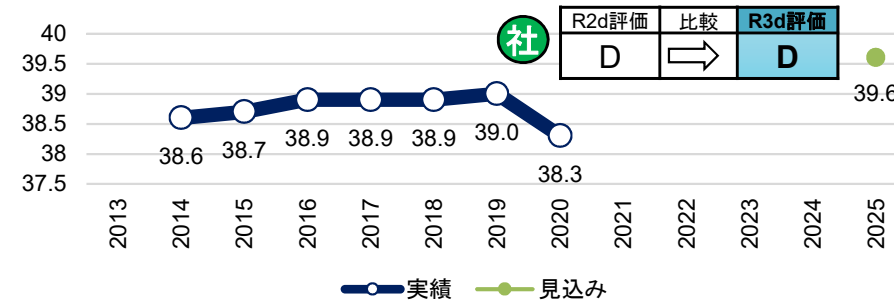
コンパクト・プラス・ネットワークの推進

○指標

立地適正化計画を作成した市町村の数

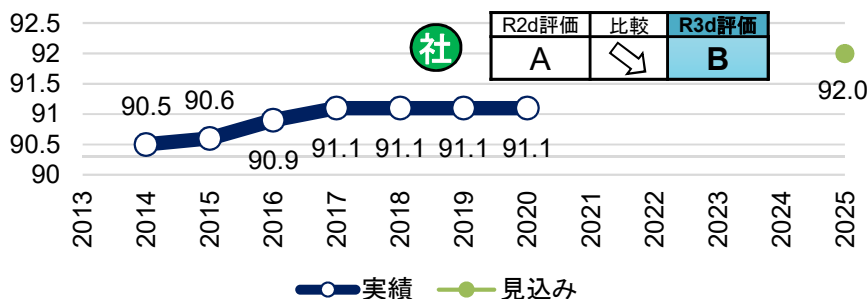


③地方都市圏

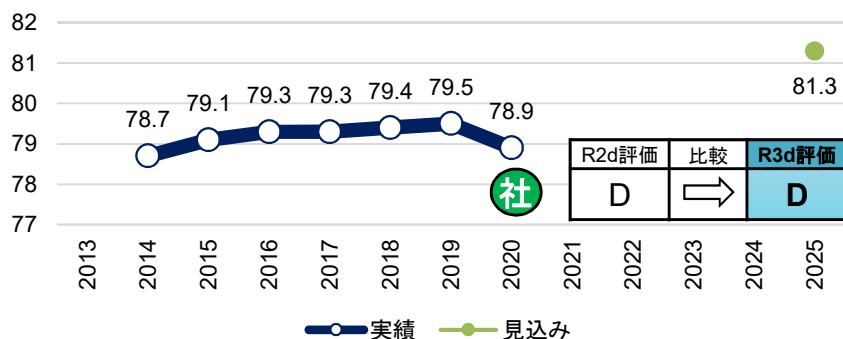


公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合

①三大都市圏



②地方中枢都市圏



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・20年度末時点で581都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち383都市が計画を作成・公表した。
- ・20年度末時点で26都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。
- ・20年度末時点で110都市が「都市・地域総合交通戦略」を策定しており、そのうち1都市が当該年度に策定した。また、4都市が策定に向けて検討をはじめている。
- ・公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合について、地方中枢都市圏において、新型コロナウイルス感染症対策としてのバスの減便等により、昨年度の指標を大きく下回る市町村があったが、三大都市圏については、令和2年度の目標を達成し、一定の効果を発現したと考えられる。

〈実績〉

- ・立地適正化計画及び低炭素まちづくり計画の策定等に必要な支援を実施した。
- ・都市・地域交通戦略推進事業の実施：多様なモードの連携が図られた、公共交通施設等に対する支援等を実施
- ・都市・地域交通戦略推進事業において、コンパクト・プラス・ネットワークの推進と連携したグリーン化の推進のため、支援対象を追加する等の制度拡充を実施

2. 21年度の主要な取組

- ・立地適正化計画及び低炭素まちづくり計画の策定等に必要な支援を継続して実施。
- ・21年12月末時点で597都市が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討をはじめており、そのうち405都市が計画を作成・公表した。
- ・21年12月末時点で26都市が低炭素まちづくり計画を作成・公表した。
- ・21年度末時点の「都市・地域総合交通戦略」策定都市数については、現在集計中。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・次期計画においては、まちづくりと交通施策が連携した取組の推進を図るため、社会資本整備総合交付金等による取組支援を継続して実施する。

〈22年度関連予算〉

- ・社会資本整備総合交付金5,817億円の内数、集約都市形成支援事業5億円の内数
- ・都市構造再編集中支援事業700億円の内数、都市・地域交通戦略推進事業9億円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

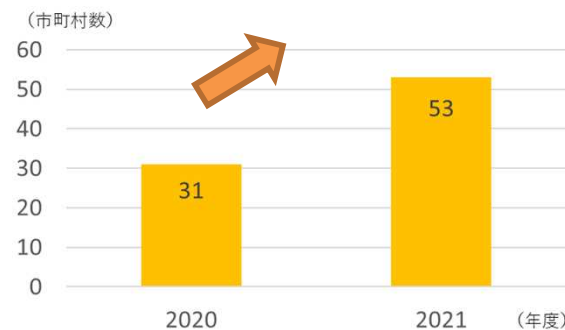
「居心地が良く歩きたくなる」空間形成の推進

○指標

滞在快適性等向上区域を設定した市町村数



滞在快適性等向上区域を設定した市町村数の推移



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・滞在快適性等向上区域を設定した市町村数が、2021年6月末時点で53市町村となり、基準値(2020年度)の31市町村から約1.7倍に増加。
- ・2025年度の目標の達成に向けて、「居心地が良く歩きたくなる」空間形成に取り組む市町村数が順調に増加しているところ。
- ※道路関連については、21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・まちなかウォークアブル推進事業(社会資本整備総合交付金等)により、市町村や民間事業者等が実施する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを支援。
- ・道路法の改正:賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として、ほこみち(歩行者利便増進道路)制度を20年11月から施行。

2. 21年度の主要な取組

- ・まちなかウォークアブル推進事業を拡充し、都市再生整備計画にグリーンインフラの整備等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に、計画策定段階の取組を支援対象に追加。
- ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出のため、公共空間の拡大・質の向上につながる民地の開放・施設の改修等に関する特例措置を、対象施設を追加等した上で2年間延長。
- ・全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、新たな街路空間のあり方を議論する場として、全国会議「マチミチ会議(全国街路空間再構築・利活用推進会議)」を開催するとともに、「マチミチ現地勉強会」を各地で開催し、自治体間での先進的な取組の共有、意見交換を実施。
- ・ストリートデザインガイドラインを改訂し、様々な場を活用して周知。
- ・コロナ占用特例、国家戦略特区からの移行促進を含め、ほこみちの普及・促進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・市町村や民間事業者等が実施する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの取組を、法律・予算・税制等のパッケージで継続的に支援。
- ・コロナ占用特例、国家戦略特区からの移行促進を含め、ほこみちの普及・促進。

〈22年度関連予算〉

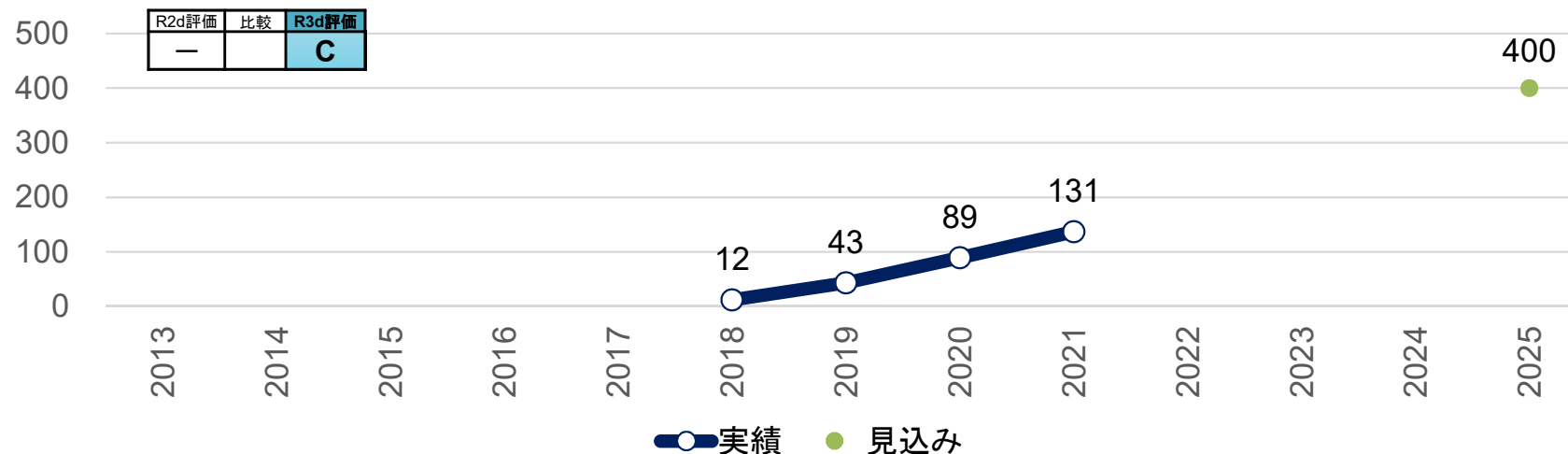
- ・まちなかウォークアブル推進事業:市町村や民間事業者等が実施する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対する取組を支援。
(社会資本整備総合交付金5,817億円の内数、補助金3.5億円の内数)
- ・道路事業:2,110,940百万円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

自転車の利用促進

○指標

自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・19年度から、自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数が46増えた。
- ・このまま取組を続ければ対策評価指標等が目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる。

〈実績〉

- ・自転車活用推進計画(平成30年6月閣議決定)の見直し検討を実施した。
- ・地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・第2次自転車活用推進計画を策定する。
- ・自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画の策定の促進する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・第2次自転車活用推進計画に基づき、自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画の策定を促進していく。

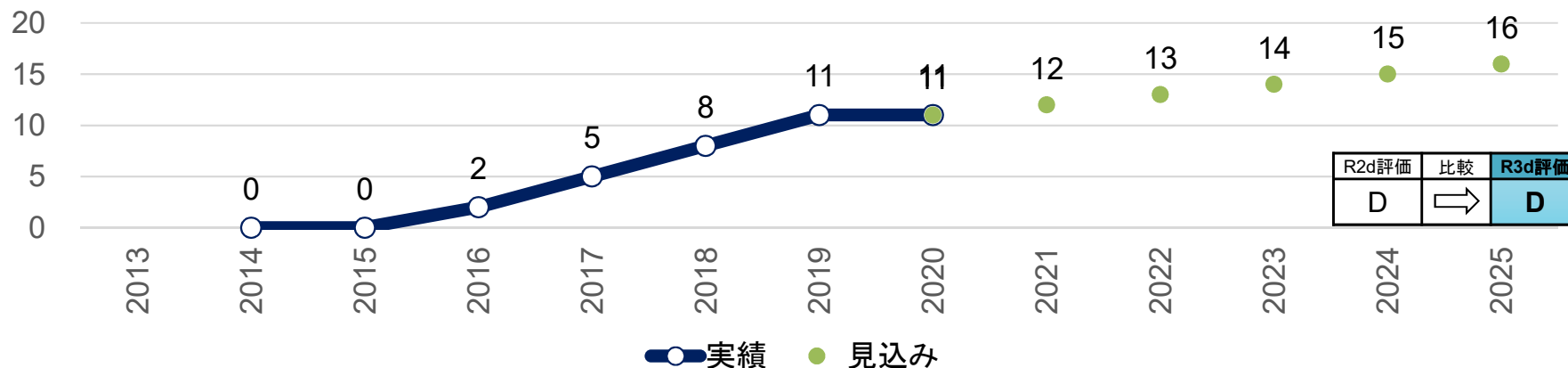
〈22年度関連予算〉

- ・道路事業: 2,110,940百万円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

エネルギーの面的利用の推進

○指標
一定の都市開発が予定される拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムが導入される地区数



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・指標が対前年度比で横ばい。面的エネルギーシステムが導入される新たな都市開発は無かったが、支援中の地区では導入に向けて整備が進んでおり、1地区では整備が完了し、取組は進捗している。
- ・25年度目標の達成に向けては、脱炭素化の推進も見据えた制度拡充等により、面的エネルギーシステムの導入を加速する必要がある。

〈実績〉

- ・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数:3地区)

2. 21年度の主要な取組

- ・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数:2地区)
- ・支援地区を新たに認定。(1地区)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)により、エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援。(支援地区数:3地区)
- ・国際競争拠点都市整備事業(国際競争業務継続拠点整備事業)の拡充:エネルギー貯留施設整備を支援対象に追加、未利用熱取得のための熱導管が支援対象であることを明確化 等

〈22年度関連予算〉

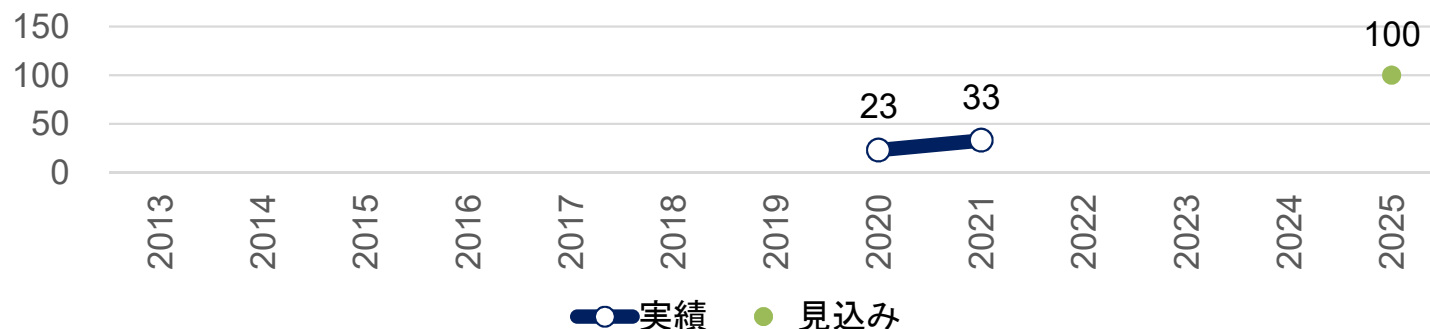
- ・国際競争拠点都市整備事業:エネルギー面的ネットワークの整備に必要な取組を支援(130億円(の内数))

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

スマートシティの社会実装化等の推進

○指標

スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数



社

R2d評価	比較	R3d評価
—		C

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・20年度末時点でスマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数は23団体と着実増加。

〈実績〉

- ・スマートシティの推進に向けて、内閣府、総務省、経済産業省と共同で、19年8月に設立した企業、大学・研究機関、地方公共団体、関係府省等を会員とする「スマートシティ官民連携プラットフォーム」を通じて、事業支援、分科会の開催、マッチング支援、普及促進活動等を実施。国土交通省においては、「スマートシティモデルプロジェクト」として、令和元年度より全国の牽引役となる先駆的な取組みについて、都市サービスの導入に向けた実証実験への支援を行っており、20年度も12地区を追加選定するなど重点的に支援を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・「スマートシティ官民連携プラットフォーム」においてオンラインセミナー等の普及促進活動等を実施。
- ・「スマートシティモデルプロジェクト」に10地区を追加選定。
- ・3D都市モデルを活用した太陽光発電ポテンシャル推計を実施し、地域のエネルギー政策立案への貢献の検証に取り組むなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・関係府省連携のもと、先駆的な取組を行うプロジェクトへの支援や、官民連携プラットフォームを活用したマッチング支援、スマートシティガイドブックの普及展開等を通じて、スマートシティの全国展開を強力に推進する。
- ・太陽光発電パネルの壁面の発電ポテンシャル推計など、環境・エネルギー分野で先進技術を活用した3D都市モデルのユースケース開発を実証し、ベストプラクティスの創出と全国展開を目指す。

〈22年度関連予算〉

- ・スマートシティ実装化支援事業 2.7億円の内数
- ・スマートシティ実装化支援調査 0.2億円の内数
- ・都市空間情報デジタル基盤構築調査 5億円の内数
- ・都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 7億円の内数

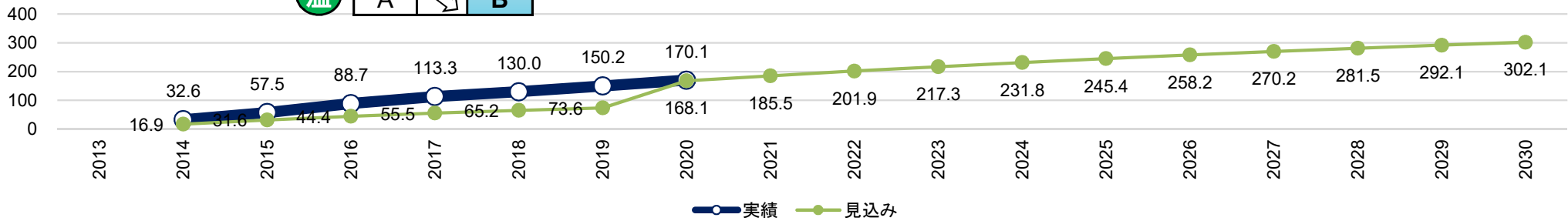
2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

緑化等による都市の熱環境改善の推進

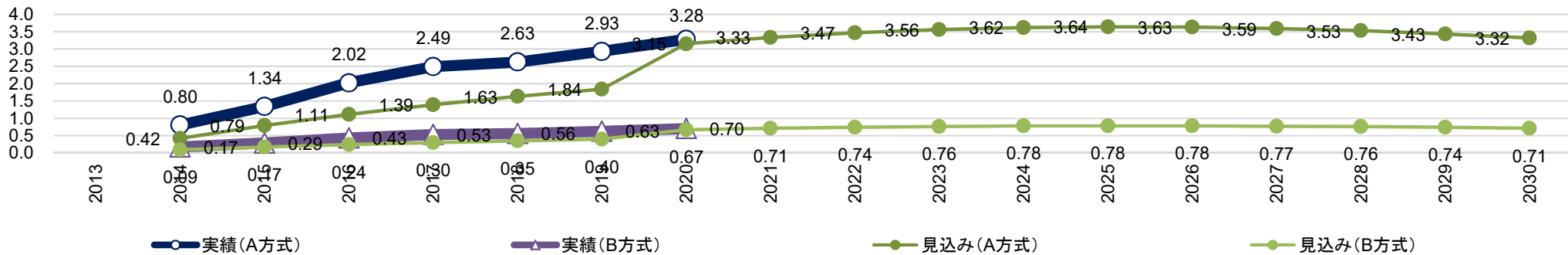
○指標

屋上緑化施工面積 (ha)

R2d評価	比較	R3d評価
A		B



○排出削減量の見込と実績



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・指標が対前年度比で170.1ha増加。目標年度(2030年度)に向けた進捗状況を確認するための単年度目安(168.1ha)を超える面積の整備が行われており、取組は進捗している。

〈実績〉

・都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域 制度の活用等による建築物敷地内の緑化、民有緑地や農地の保全など 地域全体の地表面被覆の改善。

2. 21年度の主要な取組

- ・都市緑化の推進を図るため、都市緑地法運用指針を改正し、地方公共団体へ周知(21年8月)
- ・「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

都市部の街区におけるエリア単位での脱炭素化に向けた包括的な取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

都市部の街区におけるエリア単位での脱炭素化に向けた包括的な取組として、R4予算要求で

- ・まちづくりのグリーン化に資する取組の推進や、脱炭素先行地域で実施されるまちづくりを重点的に支援。
- ・脱炭素先行地域等において、都市公園整備をはじめとする公共空間の緑化、建築物の屋上緑化等の新たな緑化空間の創出の取組の強化。
- ・民間都市開発推進機構による金融支援を通じ、民間資金を活用しつつ、環境に配慮した民間都市開発事業や地域の脱炭素に資するまちづくりを支援し、また、都市部の大規模で優良な民間都市開発事業はメザニン支援事業の充実により、地方部を含めた全国の小規模な事業はまちづくりファンド支援事業の拡充等。

などの支援体制を構築。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・都市部での脱炭素先行地域での取組等から、先行事例の形成及びガイドラインを作成し、都市の脱炭素化を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・社会資本整備総合交付金5,817億円の内数
- ・都市構造再編集中支援事業 700億円の内数
- ・まちなかウォークアブル推進事業 3.5億円の内数
- ・都市・地域交通戦略推進事業 9億円の内数
- ・国際競争拠点都市整備事業 130億円の内数
- ・メザニン支援事業 450億円の内数
- ・まちづくりファンド支援事業 1億円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

環境不動産の普及促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①②19年以降TCFD提言に対する建設・不動産分野からの企業等の賛同が相次ぎ、20年度において日本では9企業が新たに賛同する等、施策は着実に進捗している。
- ③30年度目標の達成に向けては、大都市部の大規模案件などで一層の環境性能の向上を図る必要がある、それらに資する案件について金融支援を行うことで事業者の事業活動を促進する。
- ③20年度の金融支援実績は3件(320億円)あり、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①20年6月より不動産分野におけるESG-TCFD実務者ワーキングを開催し、21年3月に不動産分野TCFD対応ガイダンスを公表。
- ②耐震・環境不動産形成促進事業の実施：一定の環境性能を満たす不動産の形成(改修・建替え・開発事業)に対してリスクマネーを供給する耐震・環境不動産形成促進事業について、3件の支援を決定した。
- ③メザニン支援事業の実施：環境に優れた案件に対する大臣認定の実施

認定事業名	: 東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街地再開発事業
認定事業者	: 東京駅前八重洲一丁目東B地区市街地再開発組合
所在地	: 東京都中央区八重洲一丁目300番、213番5、205番3他
建物規模	: 地下4階、地上51階建て
建物用途	: 事務所、店舗、住宅、バスターミナル、カンファレンス、医療施設等
環境負荷低減	: ○発電時の排熱を利用するコージェネレーションシステムを導入 ○地域冷暖房施設のネットワーク化等



2. 21年度の主要な取組

- ①我が国の実情を踏まえたS(社会課題)分野に係る評価項目についてE(環境課題)分野の影響も含めて検討し、3月に中間とりまとめを公表。
- ①3月に不動産分野TCFD対応ガイダンス概要の英訳版を作成。
- ②耐震・環境不動産形成促進事業について、2件の支援を決定したほか、22年3月に耐震環境不動産形成促進事業のあり方検討会(第1回)を開催し、同事業についての検討を行った。
- ③メザニン支援制度にて、制度拡充を実施(省エネ基準への適合)
- ③メザニン支援制度にて、制度拡充を実施(BELSを取得し、第三者委員会にて環境性能が良好と認められた民間都市開発事業に対し最長40年支援)

3. 22年度以降の対策強化等

- ①22年度に不動産分野の社会課題対応に関する評価項目、評価方法及びその指標に関する情報開示について、不動産におけるESG投資のS(社会課題)分野に関する資料(ガイダンス)を作成予定。
- ①23年度に不動産分野TCFD対応ガイダンスを改訂予定。
- ②引き続き、耐震・環境不動産形成促進事業を着実に実施するとともに、耐震・環境不動産形成促進事業のあり方検討会における議論も踏まえ、環境性能の優れた不動産の更なる形成促進に向けて、必要な措置を講じる。
- ③メザニン支援制度にて、環境性能が良好と認められる民間都市開発事業の発掘の強化

〈22年度関連予算〉

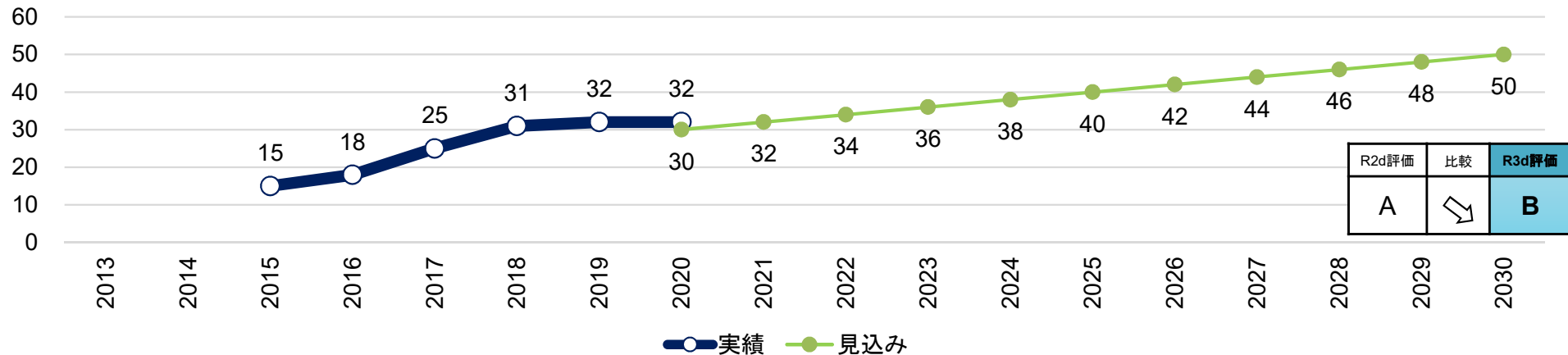
- ①②不動産市場の環境整備等の推進に必要な経費：ESG投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備(1175万円)
- ③メザニン支援事業：環境性能が良好と認められる民間都市開発事業に対する支援等450億円の内数

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

下水熱利用の推進

○指標

下水熱利用実施箇所数（実施箇所数）



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2019年度から案件数は32と増加していないものの、施策は着実に進捗し、平成30年度末時点で目標を達成している。
（※2021年度の実施数については、2022年度に調査を実施予定）
- ・引き続き、着実な施策の実施に向け、下水道管理者等に対し、案件形成等の支援を行っていく。

〈実績〉

- ・下水道法改正（平成27年5月）において、民間事業者による下水道管渠への熱交換器の設置を可能とする規制緩和を実施。
- ・下水熱アドバイザー制度により、平成27～30年度において、38の地方公共団体等へ下水熱利用に係る支援を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・下水熱マニュアル（案）を改訂し、技術整理を実施し普及展開に努めた。
- ・下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への案件形成支援を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによる地方公共団体への支援、マニュアルの改訂による技術整理を実施し普及展開に努める。

〈22年度関連予算〉

- ・下水道リノベーション推進総合事業（社会資本整備総合交付金）（令和4年度当初 1/2 等 581,731 百万円の内数）

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

スマートアイランドによる離島における再エネ100%（RE100）化等の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・20年度よりICTなどの新技術の離島地域への実装を図るスマートアイランド推進実証調査を開始し、エネルギー分野は3件（海士町、五島市、八丈町）の採択を行い、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・海士町（中ノ島）では波力エネルギーを活用した波力揚水発電の導入に向けた実証を行った。
- ・五島市（福江島）では島内の電力需要を把握し、太陽光及び蓄電設備の必要量を確認。
- ・八丈町（八丈島）では木質バイオマス発電を実施し、島内の温泉施設で活用。

2. 21年度の主要な取組

20年度に引き続きスマートアイランド実証調査を実施し、エネルギー分野では下記2件を採択。

- ・西尾市（佐久島）ではEVモビリティを用いたゼロカーボンモデルの実証を行い、ソーラーパネルの発電量及び設置場所を検証。
- ・広島市（似島）では島内のエネルギー需要量及び年間発電量の試算を行い、電力需給スキームを検討。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・スマートアイランド推進実証調査の対象分野として、引き続き提案の募集を行い、採択後は適切なフォローを行う。

〈22年度関連予算〉

- ・広域連携体制構築調査等：スマートアイランド推進実証調査（1.6億円の内数）

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

北海道環境イニシアティブの推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・北海道の優れた資源・特性を活かし、多様な主体との連携・協働により、我が国の環境政策の先駆的取組としてモデルとなる施策を展開しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・公共施設へ太陽光発電装置を導入し、再生可能エネルギーを利活用する技術やシステムの導入を継続して推進
- ・自治体の再生可能エネルギーの導入に向けた取組(北海道水素地域づくりプラットフォームなど)を継続して支援【施策番号88】
- ・「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の取組を継続して推進【施策番号166】
- ・世界水準のサイクリング環境を構築してサイクルツーリズムを推進するため、安全で快適な自転車走行環境を創出する取組を実施

2. 21年度の主要な取組

- ・自治体の再生可能エネルギーの導入に向けた取組(北海道水素地域づくりプラットフォームなど)を継続して支援【施策番号88】
- ・「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の取組を継続して推進【施策番号166】
- ・世界水準のサイクリング環境を構築してサイクルツーリズムを推進するため、安全で快適な自転車走行環境を創出する取組を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・北海道の優れた資源・特性を活かした、環境面での先駆的・実験的な取組を引き続き推進

〈22年度関連予算〉

- ・北海道開発予算(5,702億円の内数)

2. 都市における省エネ・省CO2化等の脱炭素に配慮したまちづくりへの転換

官庁施設における木材利用の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等に基づき、官庁施設における木材の利用を推進した。
- ・官庁施設における木造化及び内装等の木質化を推進した。
- ・近年の木材利用に係る技術開発の進展、地方公共団体による多様な木造建築物の事例が増えていることを踏まえ、国及び全国の地方公共団体の木材利用の取組に関する事例集(令和2年版)をとりまとめて公表した。
- ・令和2年度の公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況をとりまとめ、令和3年3月に公表した。

2. 21年度の主要な取組

- ・令和3年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」^(注1)により法律の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層の木材の利用を推進する。
- ・上記改正法等も踏まえ、引き続き、官庁施設における木材の利用を推進する。
- ・木造建築物の施工管理・工事監理等に関する調査を実施し、留意事項集として取りまとめを行う。
- ・「公共建築木造工事標準仕様書(令和4年版)」を制定し、令和4年3月に公表する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・今後も官庁施設における木材の利用を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・官庁営繕事業:官庁営繕費 176億円(の内数)
 特定国有財産整備費 214億円(の内数)
 官庁施設保全等推進費 2億円(の内数)

(注1)法改正により名称が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わっている。

木造化の事例



下越森林管理署村上支署

内装等の木質化の事例



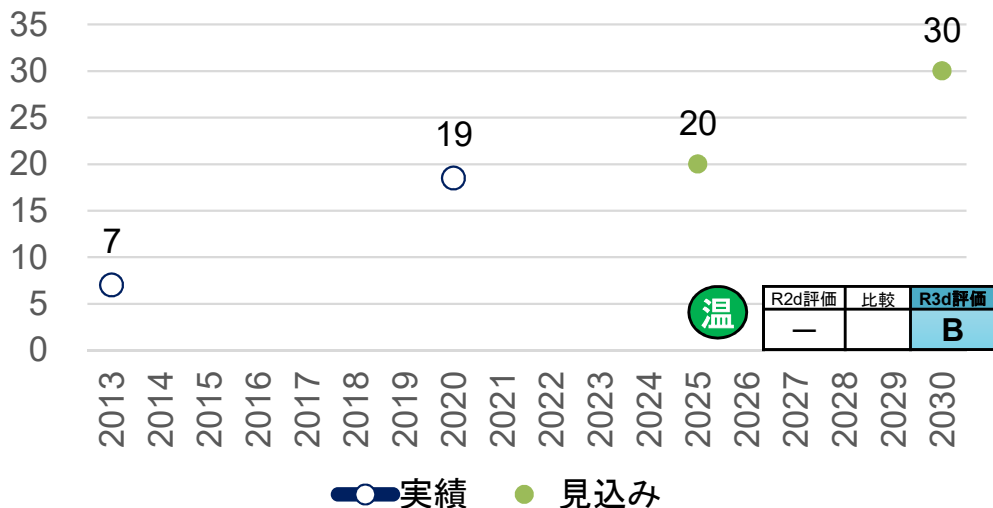
高山地方合同庁舎

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

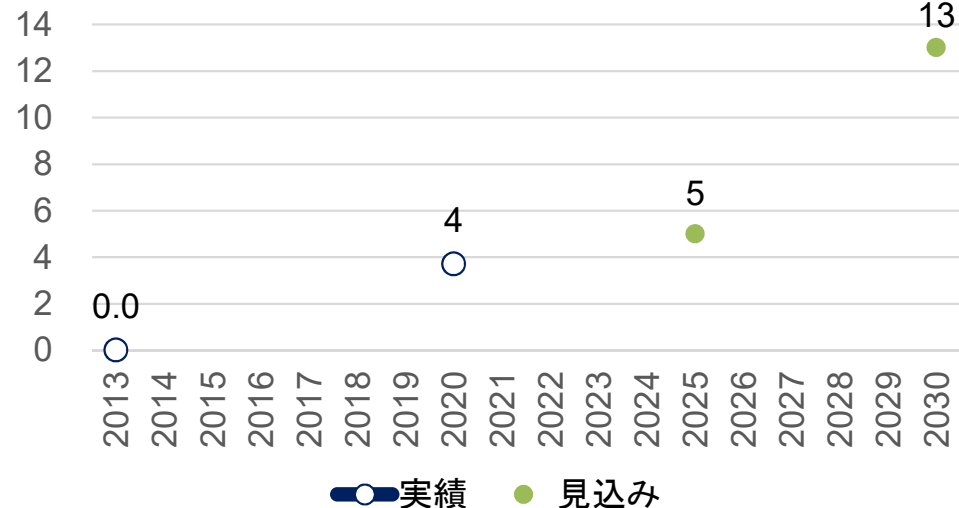
3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○道路の脱炭素化

道路照明灯のLED化等の推進

○指標
直轄国道のLED 道路照明灯数 (万基)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度目標水準を上回ると考えられる。

〈実績〉

・道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進した。

2. 21年度の主要な取組

・道路照明灯の新設及び更新にあたり、省エネルギー化に向けLED道路照明灯の整備を推進する。

3. 22年度以降の対策強化等

・LED道路・トンネル照明ガイドライン(案)を平成23年に策定し、平成27年に改定している。

・国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備にあたり、当該ガイドライン(案)に基づき、LED道路照明灯の整備を今後とも推進していく。

〈22年度関連予算〉

・道路事業 : 2,110,940百万円の内数

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○道路の脱炭素化

道路橋の長寿命化

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施した。

2. 21年度の主要な取組

- ・橋梁の定期的な点検、診断結果に基づき、計画的な修繕を実施する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・5年に1度、近接目視による全数監視を実施し、統一的な尺度で健全度を診断し、必要な措置を講じる。

〈22年度関連予算〉

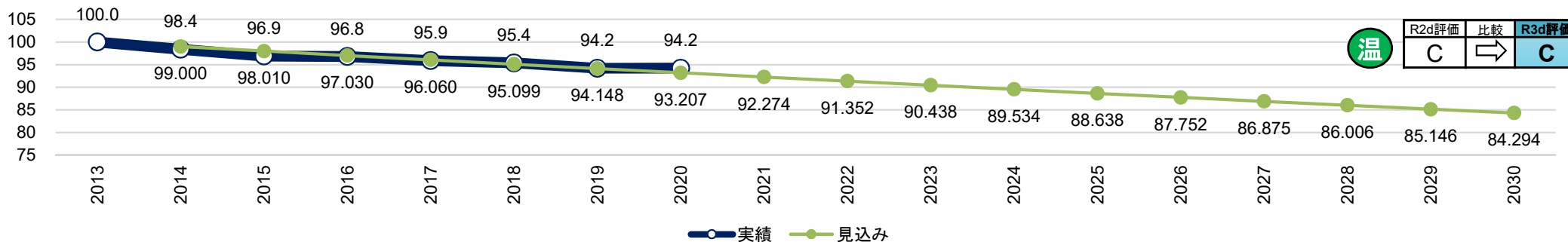
- ・道路事業 : 2,110,940百万円の内数

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

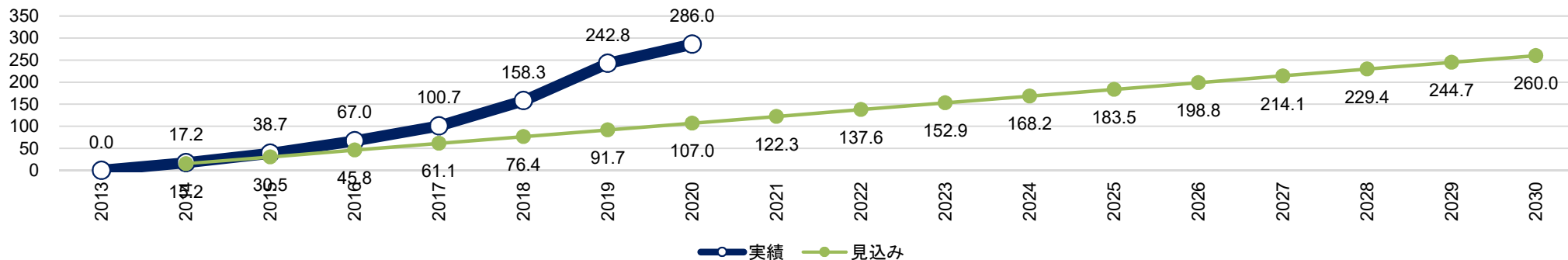
3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○鉄道の脱炭素化

省エネ設備等によるエネルギー消費効率の向上

○指標
エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2013年度基準)



○排出削減量の見込と実績(%)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・エネルギー使用に係る原単位の改善率については、前年度から横ばいであり、見込み値には達していないが、省エネ量及びCO2排出削減量については、既に2030年度目標水準を上回った。

※指標については、鉄道施設・鉄道車両の脱炭素化の合計値である。

〈実績〉

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業(環境省・国土交通省連携事業)の実施:環境省と連携し、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備の導入に対する支援を実施した。

2. 21年度の主要な取組

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業:新規事業を採択

3. 22年度以降の対策強化等

・なし

〈22年度関連予算〉

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業については55億円の内数

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○空港における脱炭素化

空港施設・空港車両からのCO2排出を削減する取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・学識経験者や関係事業者等で構成する検討会において、空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の検討を進めるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を2021年3月に設置。

2. 21年度の主要な取組

- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を第4回まで開催し、課題の整理、空港施設・空港車両のCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の方向性を検討。
- ・2021年8月からは各空港の検討を深掘りするため、21空港について「重点調査」を実施。
- ・2022年2月に、空港の脱炭素化目標・工程表・取組方針を策定。
- ・2022年3月に、各空港で作成する計画のガイドラインを策定。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・2022年3月1日に国会に提出した、航空法等の一部を改正する法律に基づく空港脱炭素化の推進。
- ・各空港における脱炭素化のための推進計画の作成等の促進。
- ・空港における省エネ・再エネ設備の導入・整備の際に考慮すべき事項等をまとめた整備マニュアルを策定予定。
- ・空港における省エネ・再エネ設備の導入のための支援事業を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・空港脱炭素化推進事業：計画策定支援、設備導入支援、モデル実証等（約76億円(2022年度予算)【新規含む】）

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○空港における脱炭素化

空港の再エネ拠点化の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・学識経験者や関係事業者等で構成する検討会において、空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の検討を進めるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を2021年3月に設置。

2. 21年度の主要な取組

- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を第4回まで開催し、課題の整理、空港施設・空港車両のCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の方向性を検討。
- ・2021年8月からは各空港の検討を深掘りするため、21空港について「重点調査」を実施。
- ・2022年2月に、空港の脱炭素化目標・工程表・取組方針を策定。
- ・2022年3月に、各空港で作成する計画のガイドラインを策定。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・2022年3月1日に国会に提出した、航空法等の一部を改正する法律に基づく空港脱炭素化の推進。
- ・各空港における脱炭素化のための推進計画の作成等の促進。
- ・空港における省エネ・再エネ設備の導入・整備の際に考慮すべき事項等をまとめた整備マニュアルを策定予定。
- ・空港における省エネ・再エネ設備の導入のための支援事業を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・空港脱炭素化推進事業：計画策定支援、設備導入支援、モデル実証等（約76億円(2022年度予算)【新規含む】）

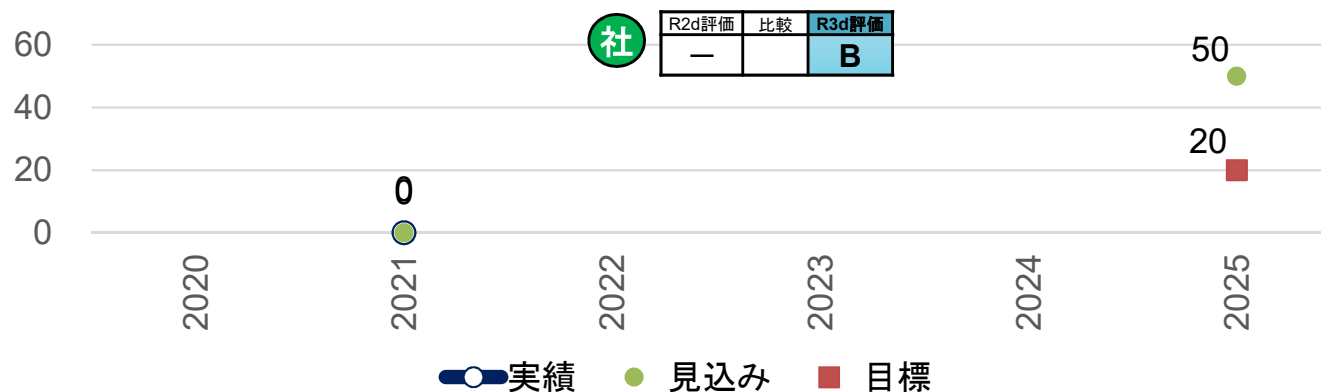
3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○港湾の脱炭素化

カーボンニュートラルポートの形成推進

○指標

カーボンニュートラルポート形成のための計画が策定されている港湾数（港）



1. 20年度の評価と実績

<評価>

- ・2021年1月から3月に、まずは全国の7港湾（小名浜港、横浜・川崎港、新潟港、名古屋港、神戸港、徳山下松港）において、地方整備局及び港湾管理者が事務局となって、カーボンニュートラルポート（CNP）検討会を開催した。
- ・30年度目標の達成に向けては、CNP形成計画策定マニュアル等を活用しつつ、港湾管理者によるCNP形成計画の策定を支援していく必要がある。

<実績>

- ・全国7港湾でのCNP検討会の開催

2. 21年度の主要な取組

- ・CNPの形成に向けた検討会の開催：2021年12月に「CNP形成に向けた施策の方向性」をとりまとめと「CNP形成計画策定マニュアル」を公表

3. 22年度以降の対策強化等

- ・CNP形成計画の策定に対する支援：2022年度から新規制度創設

<22年度関連予算>

- ・CNP形成計画の策定に対する支援制度（港湾整備事業2,439億円の内数）
- ・停泊中の船舶への陸上電力供給設備の整備（港湾整備事業2,439億円の内数）
- ・CNP形成に関する高度化実証事業（港湾におけるカーボンニュートラルに必要な経費 6億円の内数）
- ・港湾工事に係るブルーカーボン生態系の整備（港湾整備事業2,439億円の内数）

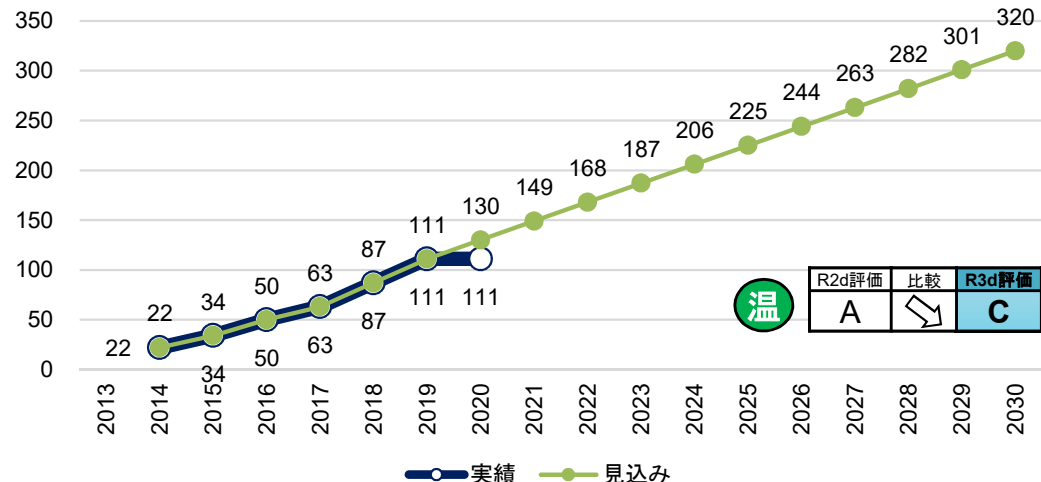
3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○港湾の脱炭素化

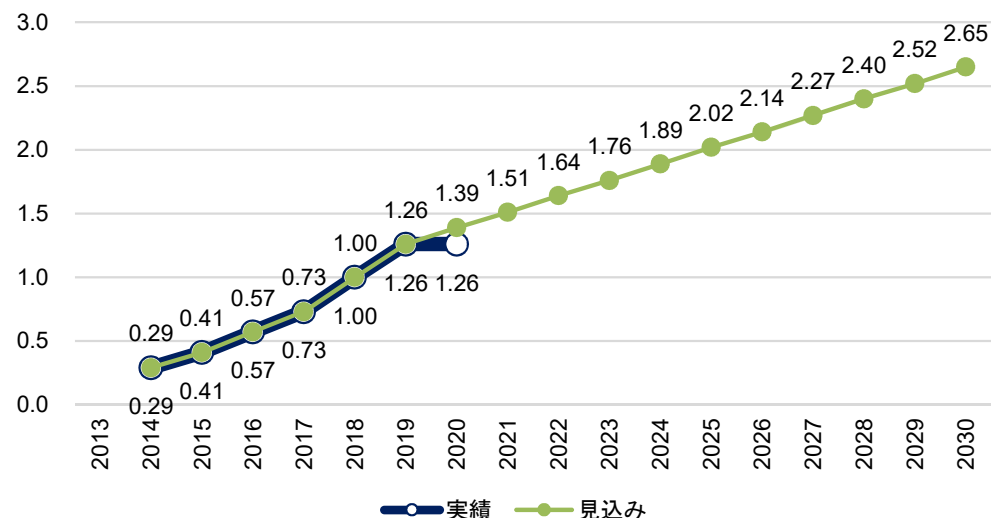
カーボンニュートラルポートの形成推進（省エネルギー型荷役機械等の導入の推進）

○指標

省エネルギー型荷役機械等の導入台数



○排出削減量の見込と実績（万t-CO₂）



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・このまま取組を続ければ、対策評価指数等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられ、施策は着実に進捗している
- ・施策に関しては、カーボンニュートラルポートを形成すべく、全国6地域の港湾において「カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた検討会」を開催

〈実績〉

- ・「カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた検討会」において、カーボンニュートラルポートの形成に向けた施策の方向性とCNP形成計画策定マニュアルをとりまとめ公表(21年12月)

2. 21年度の主要な取組

- ・特段新規の取組はなし

3. 22年度以降の対策強化等

- ・環境省との連携事業の拡充: HB型ストラドルキャリア及びHB型トランスファークレーンの導入に関する支援の拡充による対策の強化
- ・引き続き、省エネルギー型荷役機械等の導入の推進により、港湾における総合的な低炭素化を図る。

〈22年度関連予算〉

- ・(環境省)国土交通省連携事業: 港湾における脱炭素化促進事業(2022年度~2023年度予定)
- ・カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を促進するため、港湾においてHB型荷役機械の導入を支援(予定) 1315百万円の内数(2022年度(予定))

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○ダム、砂防施設の脱炭素化

ダム施設における再エネ設備等の導入・改修の推進

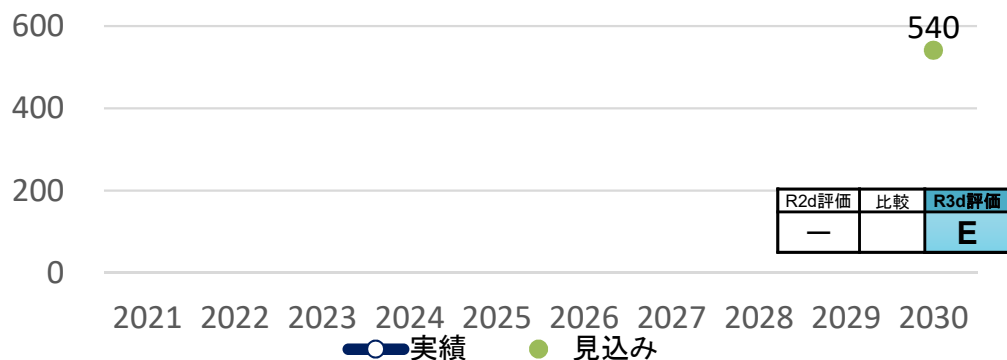
○指標

発電利用されていない既存治水等多目的ダムへの発電機の設置による増電力量 (万kWh)

○目標値

2030年度540万kWh

※今後設計を進めていく中で発電機の設置数や発電量は変更となる場合がある。



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムで、発電利用されていないダムの状況を把握し、発電機未設置の8ダムにおいて発電機の設置を目指すこととした。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・8ダムを対象に管理用発電設備の導入を促進する。

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数

■発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置

導入前

導入後



3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○ダム、砂防施設の脱炭素化

CO2 排出の少ない砂防施設の整備・改築の推進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・国・都道府県の整備する砂防施設において、CO2排出量がより少ない構造・材料・工法を取り入れた砂防施設の整備・改築を促進

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、国・都道府県の整備する砂防施設において、CO2排出量がより少ない構造・材料・工法を取り入れた砂防施設の整備・改築を促進する

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数

従来の不透過型砂防堰堤



CO2排出量低減構造の鋼製透過型砂防堰堤



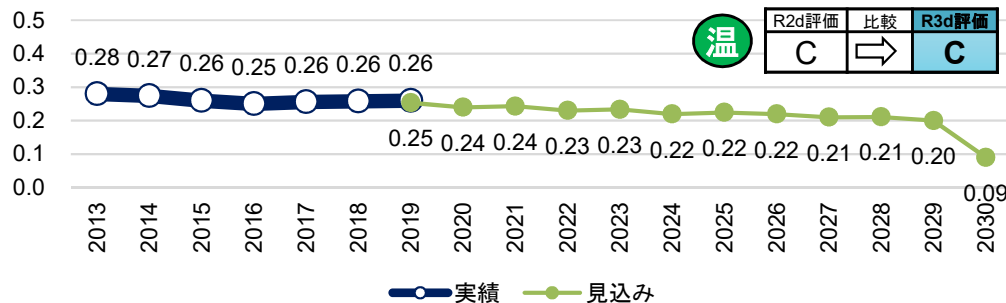
3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○下水道の脱炭素化

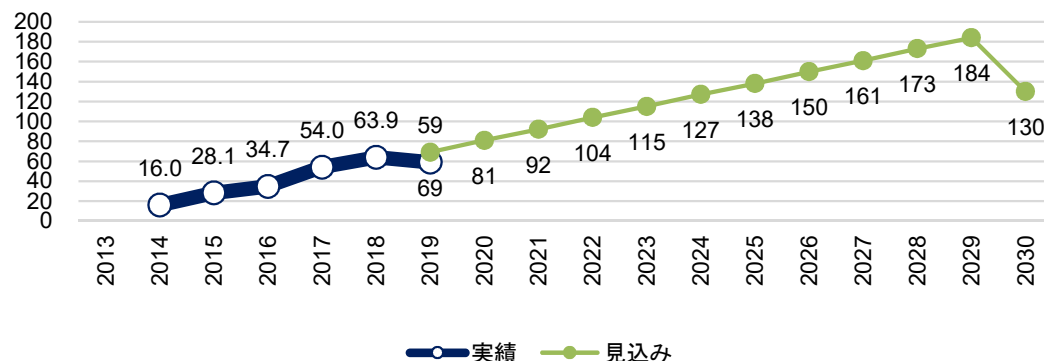
下水道における省エネルギー・創エネルギー対策等の推進①

○指標

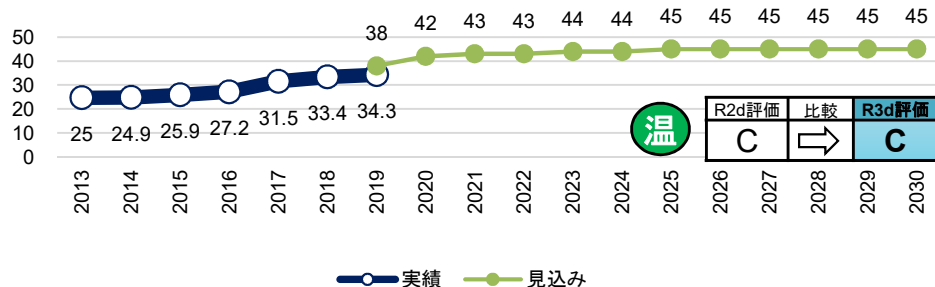
①処理水量当たりのエネルギー起源CO2 排出量 (t-CO2/千m3)



○排出削減量の見込と実績(下水道における省エネ・創エネ対策の推進) (万t-CO2)



②下水道バイオマスリサイクル率¹⁾ (%)



1)地球温暖化対策においては、下水道バイオマスリサイクル率の内数として、下水汚泥エネルギー化率を設定。
 下水道バイオマスリサイクル率: 下水汚泥に含まれる有機物量のうち、エネルギー、肥料等に使用された量の割合
 下水汚泥エネルギー化率: 下水汚泥に含まれる有機物量のうち、エネルギーとして使用された量の割合

1. 20年度の評価と実績 (評価)

- ・指標①については、地域によって高度処理水量の増加等による電力消費量の増加等の要因もあり、2019年の0.26(t-CO2/千m3)から減少していないため、更なる運転管理の高度化や省エネ技術の導入が必要。
- ・指標②については、2019年の33%から1%増加したものの、2019年のトレンドも含め、案件形成等がやや遅れている状況であるため、2030年に向けては、更なる案件形成の加速が必要。
- ・排出削減量としては、上記①、②の要因もあり、進捗にやや遅れが生じている。
- ※指標③については、21年度からの新規施策のため評価できない。

(実績)

- ・平成27年5月の下水道法改正では発生汚泥の燃料としての再生利用に関する努力義務を規定。
- ・平成27年3月に下水汚泥エネルギー化ガイドラインの策定(平成28年3月改訂)、平成28年4月に下水道における地球温暖化対策マニュアルを公表。

2. 21年度の主要な取組

- ・社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進。

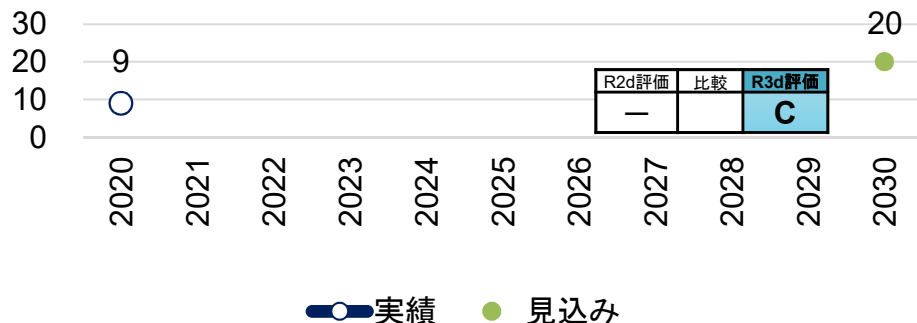
3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、社会資本整備総合交付金事業や下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣の他、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業や、省エネ診断の実施支援等により更なる省エネ・創エネの取組を推進。

(22年度関連予算)

- 社会資本整備総合交付金(令和4年度当初 1/2 等 581,731 百万円の内数)
- ・下水道リノベーション推進総合事業
- ・下水道脱炭素化推進事業

③地域バイオマスや廃棄物処理施設等との連携事業実施数(件)



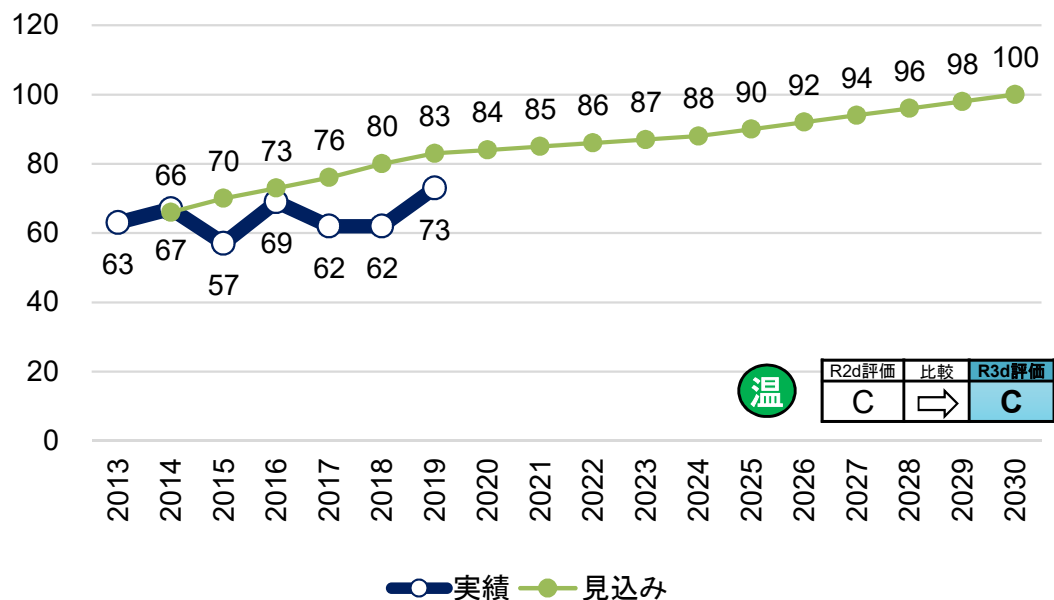
3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-1 各インフラ分野における脱炭素化の推進 ○下水道の脱炭素化

下水道における省エネルギー・創エネルギー対策等の推進②

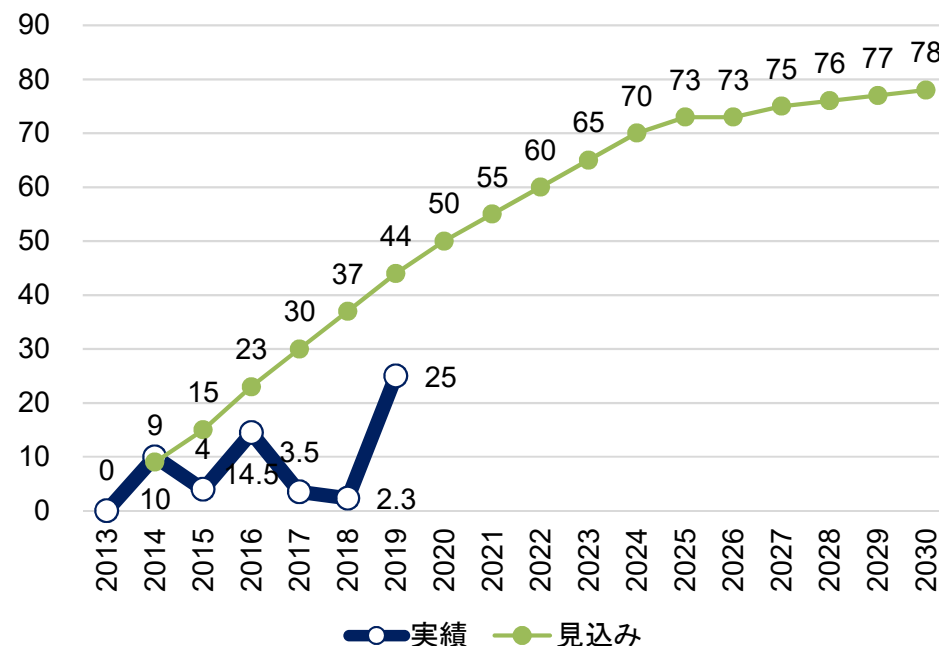
○指標

下水汚泥焼却高度化率 (%)



○排出削減量の見込と実績(下水汚泥焼却施設における焼却の高度化)

(万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・下水汚泥高温焼却率が2018年に62%であったものの、2019年には自治体による高温焼却の実施率が73%に増加したこともあり、排出削減量についても2.3万tから25万tに増加した。
- ・一方、下水汚泥焼却高度化率、CO₂削減量のいずれも進捗がやや遅れている状況にあるため、高温焼却の100%実施に向けた下水道管理者等へ周知や、N₂O排出係数の低い炉への更新が必要。

〈実績〉

- ・流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進
- ・平成30年度より、下水汚泥焼却設備の設置・更新におけるN₂O排出削減技術導入の交付金対象要件化

2. 21年度の主要な取組

- ・下水道管理者に対し、高分子凝集剤を添加して脱水した下水汚泥を流動炉で高温焼却することによるN₂O削減効果について情報発信を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き下水道管理者への周知を行いつつ、22年度に創設する下水道脱炭素化推進事業により、汚泥焼却炉の再構築に際し、高温焼却により一酸化二窒素の排出量を大幅に削減可能な焼却炉の導入等を支援

〈22年度関連予算〉

- ・下水道脱炭素化推進事業 (社会資本整備総合交付金)(令和4年度当初 1/2 等 581,731 百万円の内数)

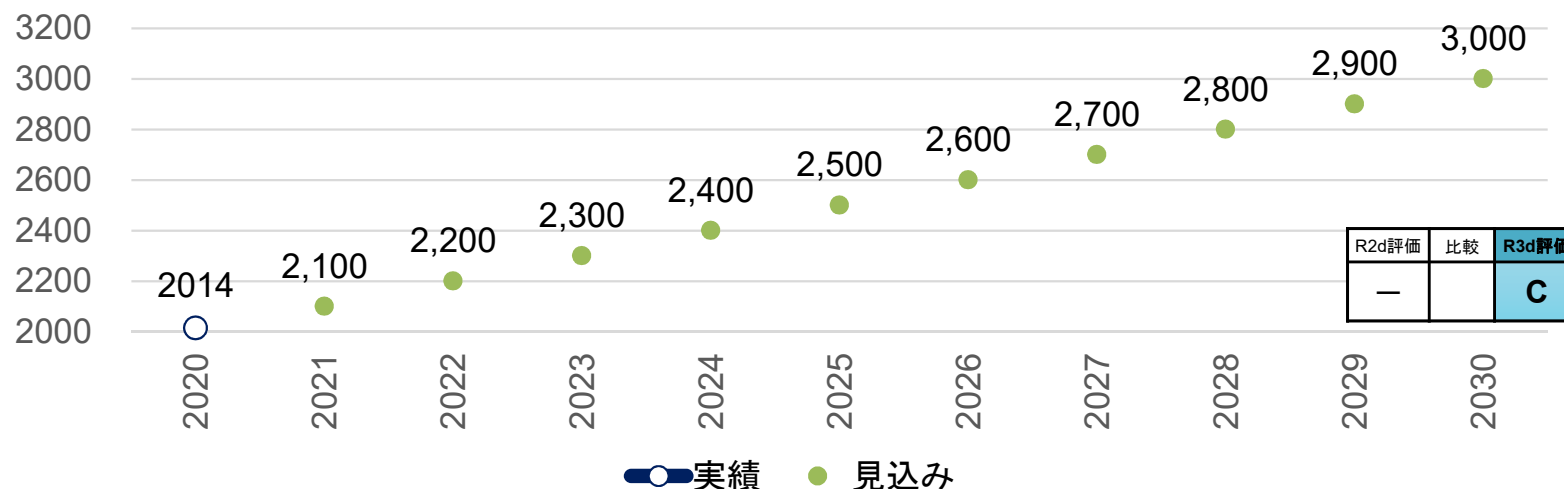
3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-2 インフラ整備における脱炭素化の推進 ○計画・設計段階における脱炭素化の推進

省CO2 に資する材料等の活用促進及び技術開発等

○指標

CO2 削減に資するNETIS 登録技術の直轄工事における活用件数 (件)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・30年度の目標達成に向けては、新技術情報提供システム(NETIS)の活性化に向けた登録手続きの円滑化や新技術活用を推進する施策検討が必要。

〈実績〉

- ・新技術情報提供システム(NETIS)のHP上に「脱炭素社会実現に向けたCO₂削減に関連する技術」のページを作成。
- ・直轄工事における新技術の活用を原則義務化

2. 21年度の主要な取組

- ・新技術情報提供システム(NETIS)への登録申請等を円滑化するためのシステム改良を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・新技術情報提供システム(NETIS)への登録手続きの更なる円滑化に向けたシステム改良の検討
- ・新技術の活用を更に促進するため、新技術活用の原則義務化のフォローアップ・制度検討

〈22年度関連予算〉

- ・新技術活用促進調査経費(12.6億円(の内数))

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

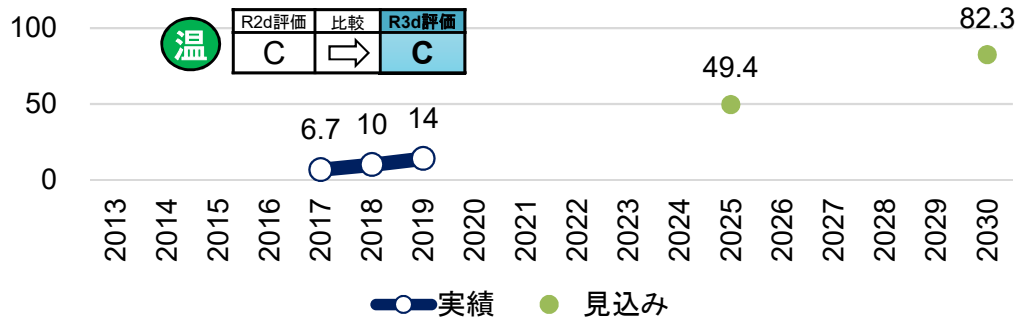
3-2 インフラ整備における脱炭素化の推進 ○建設施工分野における省エネ化・技術革新

建設機械の脱炭素化の推進

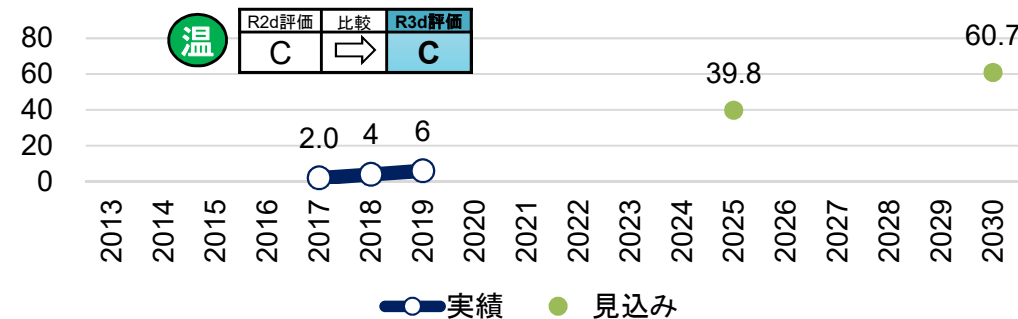
○指標

2030年度における燃費基準値達成建設機械の普及率

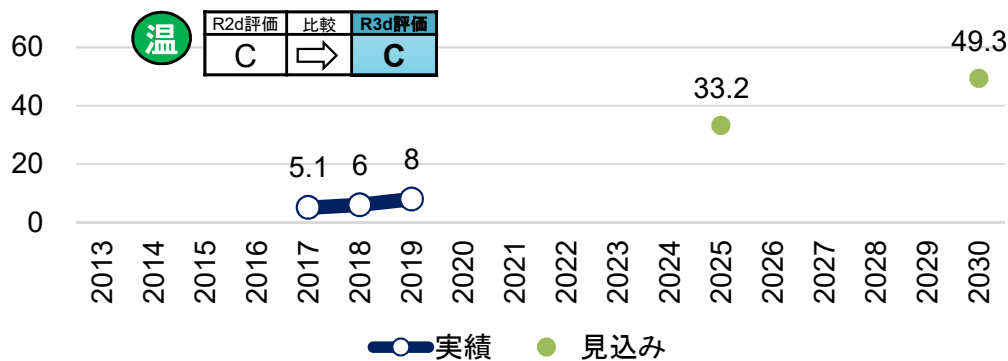
油圧ショベル(%)



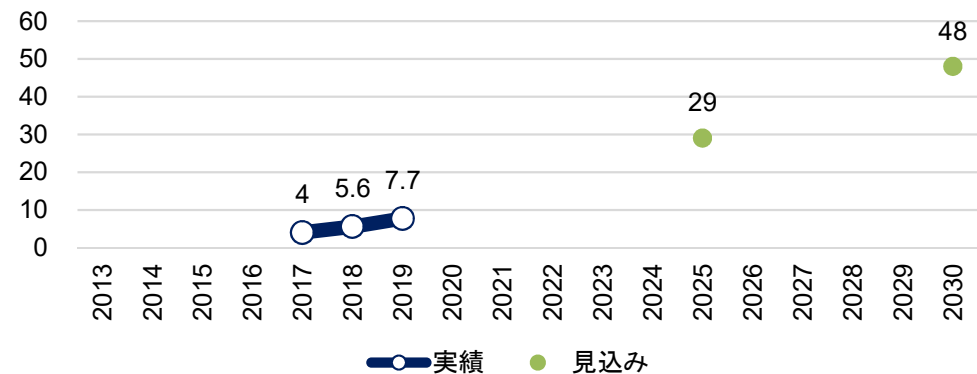
ホイールローダ(%)



ブルドーザ(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績
(評価)

- ・指標は対象3機種全てにおいて基準年である2017年から順調に増加
- ・30年度目標の達成に向けては、燃費性能の優れた建設機械の普及を促進する必要がある
- ・CNの達成に向けては、動力源を抜本的に見直した革新的建設機械(電気、水素、バイオマス等)の認定制度を創設し、導入・普及を促進する必要がある

(実績)

- ・燃費基準達成建設機械認定制度の運用(H25～):燃費性能の優れた建設機械を型式認定(2020年7月末時点:127型式)
- ・低利融資制度(日本政策金融公庫):「燃費基準達成建設機械」等の購入者に対し資金を低利で融資

2. 21年度の主要な取組

- ・燃費基準達成建設機械認定制度の改正:次期燃費基準値(2030年基準)を策定
- ・革新的建設機械認定制度の創設の検討:認定制度創設に向けて、建設機械メーカー等へのヒアリングを実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・燃費基準達成建設機械認定制度の対象機種追加を検討
- ・革新的建設機械認定制度の制度設計の実施

(22年度関連予算)

- ・建設施工分野における低炭素化に向けた調査・検討業務:燃費基準達成建設機械認定制度の対象機種追加を検討(4,585千円)
- ・革新的建設機械の環境対策に係る調査・検討業務:革新的建設機械認定制度の制度設計の実施等(7,000千円)

3. インフラ・建設分野における脱炭素化の推進

3-2 インフラ整備における脱炭素化の推進 ○建設施工分野における省エネ化・技術革新

ICT を活用した施工の効率化・高度化、中小建設業への普及促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・直轄工事におけるICT施工の実施件数が20年度は1994件 (ICT施工を導入した16年度比340%(584件))に増加しており、施策は着実に進捗している

〈実績〉

- ・20年度より、簡易型ICT活用工事を導入
- ・ICT地盤改良工(深層混合処理工)、ICT法面工(吹付法砕工)、ICT舗装工(修繕工)の基準類を新規に策定し、ICT施工の適用範囲を拡大
- ・各地方整備局等で277回の講習会を行いICT施工に係る人材育成を推進

2. 21年度の主要な取組

- ・ICT土工における発注者指定型の対象を拡大
- ・人材育成の推進: 講習会を継続するとともに、e-ラーニングを導入
- ・ICT構造物工(橋脚・橋台)、ICT路盤工の基準類の新規に策定し、ICT施工の適用範囲を拡大
- ・小規模な現場にICT施工を導入すべく、ICT普及促進WGを設置し、検討に着手

3. 22年度以降の対策強化等

- ・小規模現場向けに、土工(1,000m³未満)、床堀工、小規模土工、法面工(1,000m³未満)の4工種を導入し、適用範囲を拡大
- ・民間等による人材育成プログラムを活用した、ICT施工技術者の育成体制構築に着手

〈22年度関連予算〉

- ・技術研究開発推進費: 42百万円

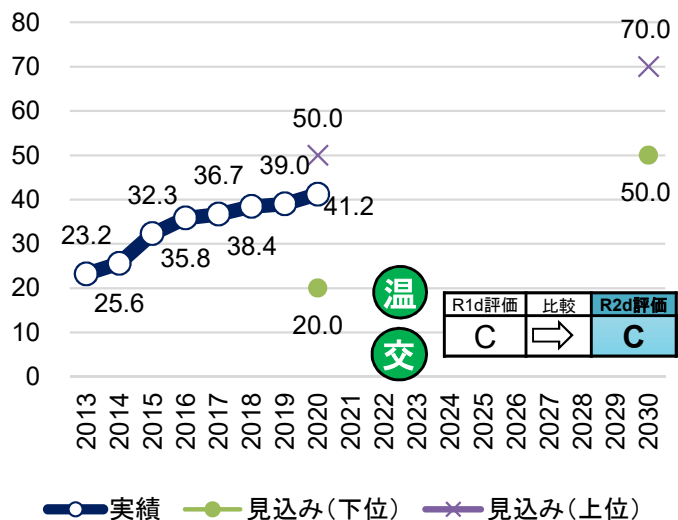
4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車の普及促進、自動車の燃費性能の向上

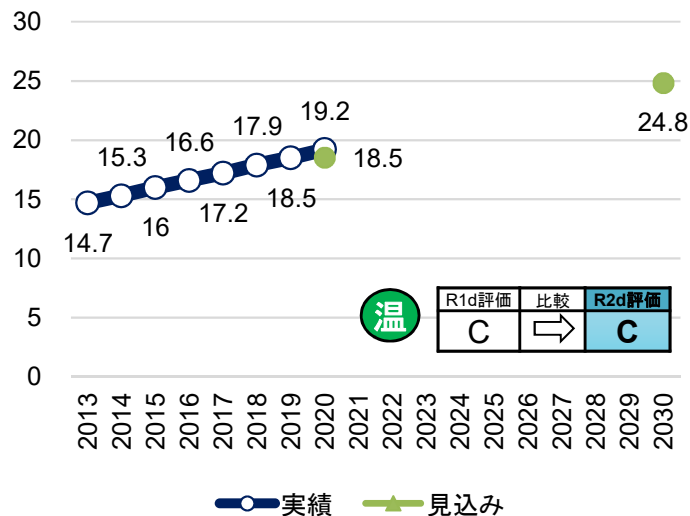
事業用のバス・トラック・タクシー等への次世代自動車の普及促進、燃費改善

○指標

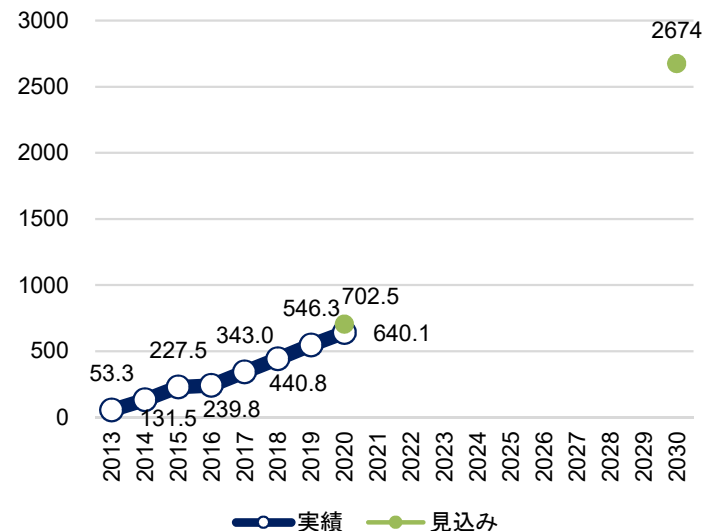
新車販売台数に占める次世代自動車の割合(%)



平均保有燃費 (km/L)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO2)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- 国土交通省としては事業用自動車の導入補助を行い、また、各省と連携し税制優遇措置、トップランナー基準等による燃費の改善を行っている。
- 次世代自動車の台数及び平均保有燃費は目標に向けて着実に増加しており、施策は進捗している。
- ※本施策は、経産・国交・環境省共同の施策であり、国交省単体の施策ではないので総括した評価はできない。

〈実績〉

- 地域交通グリーン化事業等の実施: 事業用のバス・トラック・タクシー等への次世代自動車に対する導入補助等を実施
- 税制優遇措置の実施: エコカー減税等の税制優遇措置により、次世代自動車の普及促進を図った。

2. 21年度の主要な取組

- ・特設新規の取組はなし

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、事業用のバス・トラック・タクシー等への支援を行っていく
- ・引き続き、エコカー減税等の税制優遇措置により、引き続き次世代自動車の普及促進を図る
- ・グリーンイノベーション基金の活用: 旅客・物流における電動車の利用促進に向けた実証等(スマートモビリティ社会の構築)

〈22年度関連予算〉

- ・地域交通グリーン化事業: 事業用のバス・トラック・タクシー等への次世代自動車に対する導入補助(3.9億円)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車の普及促進、自動車の燃費性能の向上

高速道路利用時のインセンティブの付与による電動車の普及促進等

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・電動車取得時に高速道路利用のインセンティブを付与する方法について検討。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・電動車取得時に高速道路利用のインセンティブを付与する方法について、引き続き検討を行う。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車を活用した交通・物流サービスの推進

物流のサプライチェーン全体を通じた次世代自動車活用の取組推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・次世代自動車活用の取組を推進するため、トラック運送事業者にカーボンニュートラル及び次世代自動車の開発状況等について理解を醸成するため働きかけを進める必要がある。

〈実績〉

- ・商用車における電動車の普及・開発の状況や課題について検討した上で、荷主・運送事業者を含めたサプライチェーン全体での電動車の社会実装に向けた実証実験の方向性についてとりまとめた。

2. 21年度の主要な取組

- ・次世代自動車活用の取組を推進するため、基礎となるカーボンニュートラルの現状について理解を得られるよう、事業者に講演等を行った。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・現在の技術的制約を踏まえ、制約下でもカーボンニュートラル実現に資する輸送形態を検討する。

〈22年度関連予算〉

- ・カーボンニュートラルに向けた輸送形態の構築(22百万円)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車を活用した交通・物流サービスの推進

電動化と自動化による新たな輸送システムの導入促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・2021年3月に、福井県永平寺町及び沖縄県北谷町において、無人自動運転移動サービスの本格運行が開始するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

・無人自動運転移動サービスの事業化：経済産業省と連携し、無人自動運転移動サービスの実証実験等を積み重ね、2021年3月に、福井県永平寺町及び沖縄県北谷町において、無人自動運転移動サービスの本格運行を開始

2. 21年度の主要な取組

・産学官の協力体制の構築：2021年9月に、経済産業省と連携し、「自動運転レベル4等先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト(RoAD to the L4)」を立ち上げ、無人自動運転移動サービスの全国展開に向けた産学官の協力体制を構築

3. 22年度以降の対策強化等

・無人自動運転移動サービスの全国展開に向けて、技術開発・実証実験等を推進

〈22年度関連予算〉

・無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業：自動運転の社会実装に向けた実証事業・研究開発の実施(58.5億円の内数)

※経済産業省予算

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○次世代自動車を活用した交通・物流サービスの推進

新たなモビリティサービスの導入促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・グリーンスローモビリティの事業化件数がR4年3月時点で32件（R3年3月時点で31件）に増加する等、グリーンスローモビリティの普及が着実に進んでいる。

〈実績〉

- ・グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業をH30年度より実施し、R2年度までに18地域で実証を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業を継続して行い、R3年度は新たに7地域で実証を行った。
- ・グリーンスローモビリティの導入を考えている地域の実務者向けのガイドラインである「グリーンスローモビリティの導入と活用のための手引き」を公開。
- ・グリーンスローモビリティの安全な運行を目的とし、車両に付ける統一の低速走行表示を作成・推奨していくこととした。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・MaaSの基盤づくりの一環として、グリーンスローモビリティの導入に対する支援を実施する。

〈22年度関連予算〉

- ・新モビリティサービス推進事業 0.73億円の内数

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○自動車の脱炭素化に対応した都市・道路インフラの社会実装の推進

充電施設案内サイン整備の推進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし

2. 21年度の主要な取組

- ・道の駅に設置されているEV充電施設への案内サインの整備を推進する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・道の駅に設置されているEV充電施設への案内サインの整備を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業：2,110,940百万円の内数

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○自動車の脱炭素化に対応した都市・道路インフラの社会実装の推進

EV 充電器の道路内配置の検討

R2d評価	比較	R3d評価
—		○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・EV充電器の道路内配置に関する社会実験を横浜市で実施した。(20年度～21年度の2箇年で実施)

2. 21年度の主要な取組

- ・引き続き、EV充電器の道路内配置に関する社会実験を横浜市で実施する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・社会実験の結果を踏まえEV充電施設の公道設置に関して検討を行う。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業 : 2,110,940百万円の内数

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○自動車の脱炭素化に対応した都市・道路インフラの社会実装の推進

走行中給電システム技術の研究開発支援

R2d評価	比較	R3d評価
—		○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2件の走行中の非接触給電システム技術の研究開発を支援した。

2. 21年度の主要な取組

- ・引続き、走行中の非接触給電システム技術の研究開発を支援する。(21年度～23年度にかけて支援予定)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・社会実装に向けた、走行中の非接触給電システム技術の研究開発を支援する。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業:2,110,940百万円の内数

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○ 電動車を活用した災害時等の電力供給機能の強化

レジリエンス機能の強化に資するEV から住宅に電力を供給するシステムの普及促進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし

2. 21年度の主要な取組

- ・令和3年3月住生活基本計画を踏まえ、V2H(EV から住宅に電力を供給するシステム)の設置を促進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・令和3年3月住生活基本計画を踏まえ、引き続きV2Hの普及を促進する。

〈22年度関連予算〉

- ・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業：V2Hの設置工事に対する支援等(200億円の内数)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-1 次世代自動車の普及等 ○ 電動車を活用した災害時等の電力供給機能の強化

災害時における電動車の活用の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・経済産業省と連携し、電動車の災害時における移動式電源としての活用促進を促すため、「災害時における電動車の活用促進マニュアル」を公表し、電動車の外部給電機能、給電時の注意事項等を周知した。

2. 21年度の主要な取組

- ・災害時における電動車の活用に関する課題等を抽出するため、幾つかの自治体及び自動車メーカー・ディーラー等の協力を得て、災害時を想定した避難所等への電動車の派遣実証(訓練)等を行った。
- ・災害時に、避難所や自宅等において医療機器に対しても電動車からの給電が想定されるケースがあることを踏まえ、関係省庁や業界団体等と連携し、特に災害に伴う停電時に給電需要が高いと考えられる医療機器に関し、電動車から安全に給電するための注意事項を整理した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、災害時における電動車の活用方法についての周知・啓発等を行っていく。

〈22年度関連予算〉

- ・避難所等における電気自動車等を活用した電力供給支援のための調査検討(0.18億円)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○鉄道車両の脱炭素化

燃料電池鉄道車両の開発推進等

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・燃料電池鉄道車両の社会実装に向けて、関係者間での調整を実施するなど、着実に進捗している。

〈実績〉

- ・燃料電池鉄道車両の開発に関し、試験車両の実証試験に向けて、関係者間での調整を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・燃料電池鉄道車両の社会実装に向けて、官民の連携強化のため関係者間の調整を行っている。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・燃料電池鉄道車両の社会実装に向けて、官民の連携強化のため関係者間の調整を実施し、関連法規の整備等を行う。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

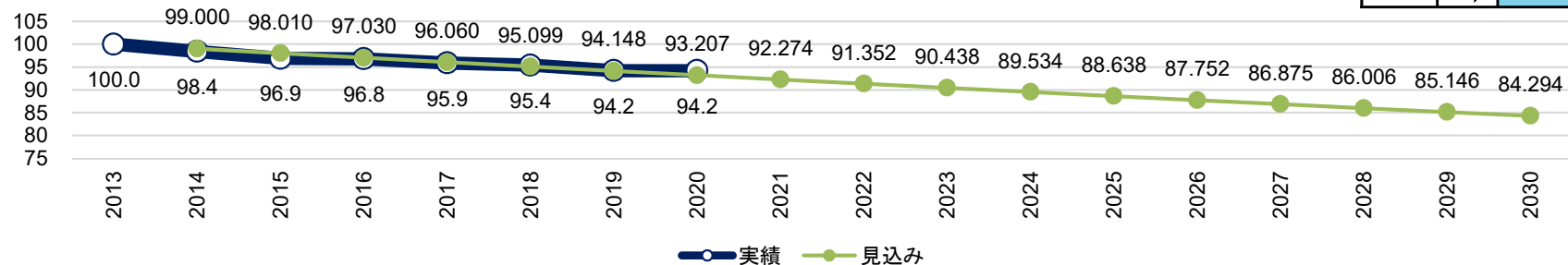
4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○鉄道車両の脱炭素化

省エネ車両の導入・普及促進

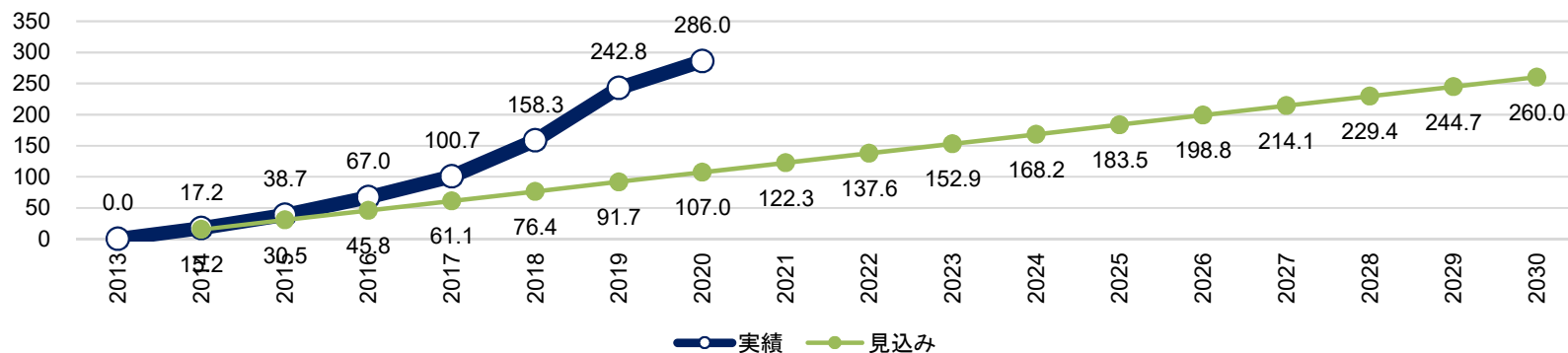
○指標

エネルギーの使用に係る原単位の改善率(2013年度基準)(%)



温	R2d評価	比較	R3d評価
	C	⇨	C

○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・エネルギー使用に係る原単位の改善率については、前年度から横ばいであり、見込み値には達していないが、省エネ量及びCO₂排出削減量については既に2030年度目標水準を上回った。

※指標については、鉄道施設・鉄道車両の脱炭素化の合計値である。

〈実績〉

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業(環境省・国土交通省連携事業)の実施:環境省と連携し、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ機器の導入に対する支援を実施した。

・鉄道事業者等が取得等した新規製造車両等に係る課税標準の特例措置:鉄道事業者及び軌道経営者が取得等した新規製造車両又は改良車両で、エネルギー使用の合理化に資するものに対する固定資産税の課税標準を5年間 2/3(小規模な鉄道事業者等は 3/5)に軽減。

(20年度:496両を認定)

2. 21年度の主要な取組

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業:新規事業を採択
 ・鉄道事業者等が取得等した新規製造車両等に係る課税標準の特例措置:20年度に引き続き本特例を講じている。

3. 22年度以降の対策強化等

・なし

〈22年度関連予算〉

・鉄道事業等におけるネットワーク型低炭素化促進事業については55億円の内数

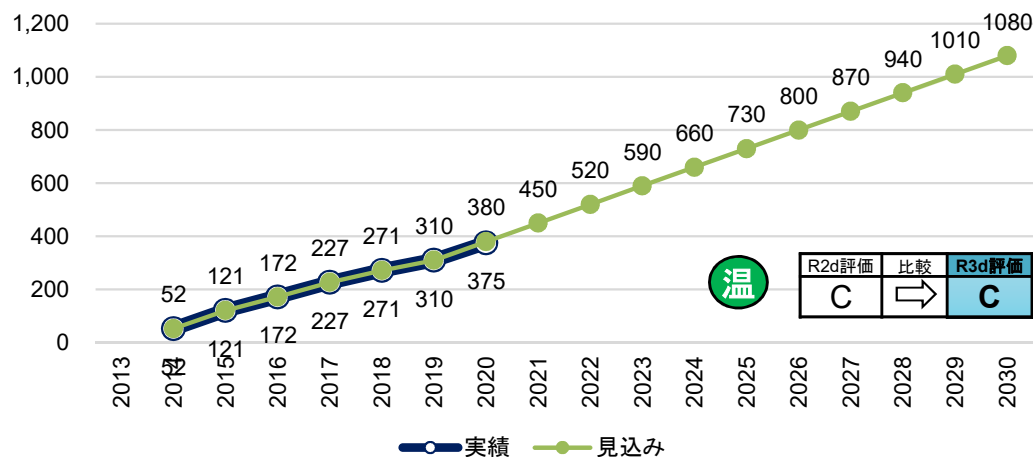
4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○船舶の低・脱炭素化

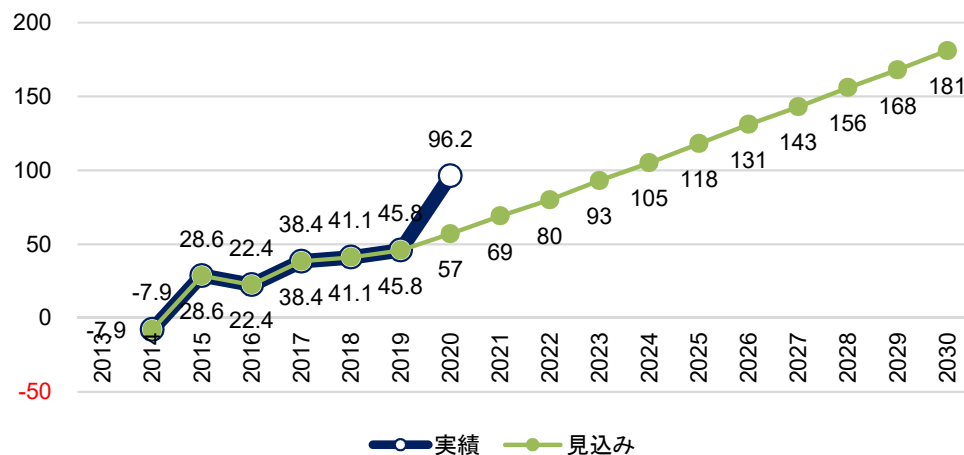
○指標

省エネに資する船舶の普及隻数(隻)

省エネ・省CO2 排出船舶の普及促進



排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・コロナの影響による船舶の運航量の減少により排出削減量は昨年度に比べて大きく増加し、見込み値を39.2万-CO₂上回っている。
- ・この指標の変化は一過性のものと考えられるが、引き続き省エネ・省CO₂排出船舶の普及に向けた施策を進めていくことで、省エネ量及び排出削減量については2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる。

〈実績〉

- ・船舶の特別償却: 高度環境低負荷船(特別償却率18%)1隻、環境低負荷船(特別償却率16%)4隻
- ・特定の事業用資産の買換えの課税の特例: 10隻
- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構) 共有建造制度: 15件
- ・AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業): 5件を補助
- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(LNG燃料システム等導入促進事業): 5件を補助
- ・内航船省エネルギー格付制度: 37隻

2. 21年度の主要な取組

- ・ロードマップの作成: 内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会において、連携型省エネ船の工程表等を21年12月にとりまとめ

3. 22年度以降の対策強化等

- ・特別償却等の支援施策による脱炭素化に資する船舶の普及
- ・連携型省エネ船の開発・普及
- ・内航船舶の省エネ・省CO₂ 排出性能を「見える化」する内航船省エネルギー格付制度の活用等による省エネ・省CO₂ 排出船舶の普及促進

〈22年度関連予算〉

- ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度: 共有建造制度による脱炭素化に資する船舶の普及支援(349億円の内数(2022年度財投含む))
- ・内航カーボンニュートラルの推進に向けた調査: 連携型省エネ船のモデル船の設計、内航船の省エネ・省CO₂の見える化の検討等(R4当初:0.4億円)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○船舶の低・脱炭素化

船舶の脱炭素化、内航近代化を見据えた技術開発・実証・導入促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・水素燃料電池船、EV 船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した船舶の技術開発・実証・導入に向けた取組が着実に進んでいる。
- ・ゼロエミッションの達成に必須となる LNG、水素、アンモニア等のガス燃料船等について、その開発に係る技術力を獲得するため、水素・アンモニア燃料エンジン等の核となる技術の開発・実証等に向けた取組が着実に進んでいる。

〈実績〉

- ・貨物輸送事業者と荷主の連携等による運輸部門省エネルギー化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業):6件を補助
- ・代替燃料活用による船舶からのCO2排出削減対策モデル事業:3件を補助

2. 21年度の主要な取組

- ・AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業):5件を補助
- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(LNG燃料システム等導入促進事業):5件を補助
- ・技術のトップランナーを中核とした海事産業の集約・連携強化:4件を補助
- ・次世代船舶の開発:プロジェクトの公募を行い、4テーマを採択
- ・内航海運の低・脱炭素化に向けたロードマップの作成:内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会において、代替燃料等の先進的技術の適用可能性等を21年12月にとりまとめ

3. 22年度以降の対策強化等

- ・AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化を推進
- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入を促進
- ・トップランナーを中核とした海事産業の集約・連携を促進
- ・ガス燃料船の競争力を強化(燃料タンクの内製化を通じた供給体制整備)
- ・海事分野における脱炭素化促進事業
- ・次世代船舶の開発を促進

〈22年度関連予算〉

- ・内航船の革新的運航効率化実証事業:AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化を推進(62億円の内数)
- ・LNG燃料システム等導入促進事業:社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入を促進(8億円の内数)
- ・海事産業集約連携促進技術開発支援事業:トップランナーを中核とした海事産業の集約・連携を促進(2.9億円の内数)
- ・燃料タンクの内製化を通じた供給体制整備事業:ガス燃料船の競争力強化(R3補正:2.6億円)
- ・海事分野における脱炭素化促進事業:地域及び海事分野における脱炭素化を促進(R3補正:11億円、R4当初:13億円の内数)
- ・グリーンイノベーション基金事業:次世代船舶の開発を促進(基金350億円の内数)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○船舶の低・脱炭素化

国際海事機関（IMO）を通じた省エネ・脱炭素化を一層加速させるための国際ルール作りの主導

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・我が国は、これまでIMOにおいて、国際海運分野の気候変動対策に係る主要な議論（燃費性能規制、燃料消費実績報告制度、IMO温室効果ガス削減戦略等）を主導し、国際海運の気候変動対策への貢献や省エネ技術に強みを持つ我が国海事産業の競争力強化へ着実に成果を得ている。

〈実績〉

- ・当初 2025 年から予定されていたEEDI規制値強化（フェーズ3規制）について、CO2排出量が多いコンテナ船をはじめ、一部の船種について、規制値の更なる強化や適用時期の2022年4月への前倒し等を盛り込んだMARPOL条約附属書VIの改正案がIMOにおいて正式採択された。
- ・2020年11月には、IMOへ日本主導による19か国の共同提案をベースとした、既存船に対する新たなCO2削減の国際ルールを導入するための条約改正案が承認された。本ルールは燃費性能が悪い船にエンジン出力制限等を課すほか、極めて燃費性能が悪い船舶には国際海運市場からの撤退及び新造船代替の促進を促すことで2030年までに輸送量あたり40%以上のCO2削減が見込まれる。

2. 21年度の主要な取組

- ・2021年6月に、IMOにおいて、既存船に対する新たなCO2削減の国際ルールを採択し、2023年から開始することが決定された。引き続き、本ルールの円滑な実施に向けて、国内法制化を行う。
- ・IMOに対し、2023年の「GHG削減戦略」の改訂に際して、「2050年までにGHG排出を全体としてゼロ（2050年カーボンニュートラル）」を新たな目標として掲げることを、米、英等と共同提案した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・2050 年カーボンニュートラルの目標実現に向け、国際海事機関(IMO)を通じた省エネ・省CO2 排出船舶の導入・普及を促進する国際枠組の整備を牽引する。

〈22年度関連予算〉

- ・海運からの温室効果ガス等環境負荷低減に関する総合対策（船舶からの温室効果ガス排出ゼロの実現に向けた国際戦略の推進）

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○船舶の低・脱炭素化

CCUS の社会実装に向けた船舶関連の環境整備

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・海洋資源開発関連技術高度化研究開発事業の実施：船上CO2回収機器開発実証事業に対する支援を実施。
- ・内航カーボンニュートラル推進に向けた検討会の実施：内航船の燃料としての再生メタン等の代替燃料の活用等を検討。
- ・LNG燃料システム等導入促進事業の実施：LNG燃料システム及び最新の省CO2機器を組合せた先進的な航行システムの実用化を支援。
(※将来、LNG燃料から再生メタンへの移行を見据えている)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・船舶用燃料油としてバイオ燃料を使用する場合の課題を抽出し、その対応策を検討。
- ・22年度中に船用バイオ燃料の取扱いガイドラインを作成。

〈22年度関連予算〉

- ・LNG燃料システム等導入促進事業：LNG燃料システム及び最新の省CO2機器を組合せた先進的な航行システムの実用化を支援(R4当初8億円の内数)
- ・内航カーボンニュートラルの推進に向けた調査事業：船用バイオ燃料の取扱いガイドラインを作成等(R3補正0.4億円)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

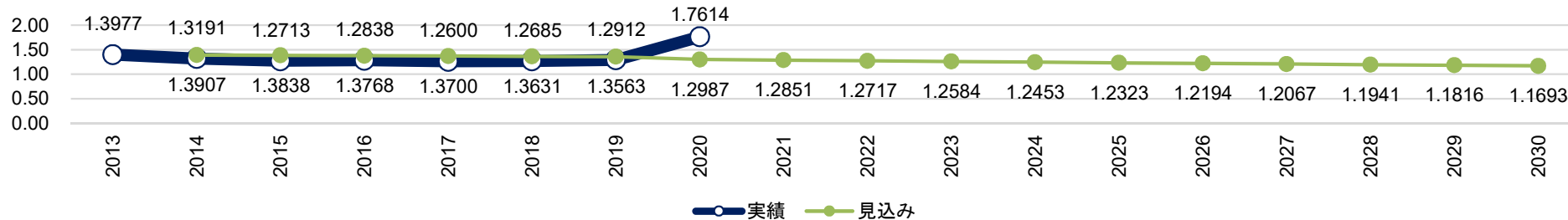
機材・装備品等への新技術導入

○指標

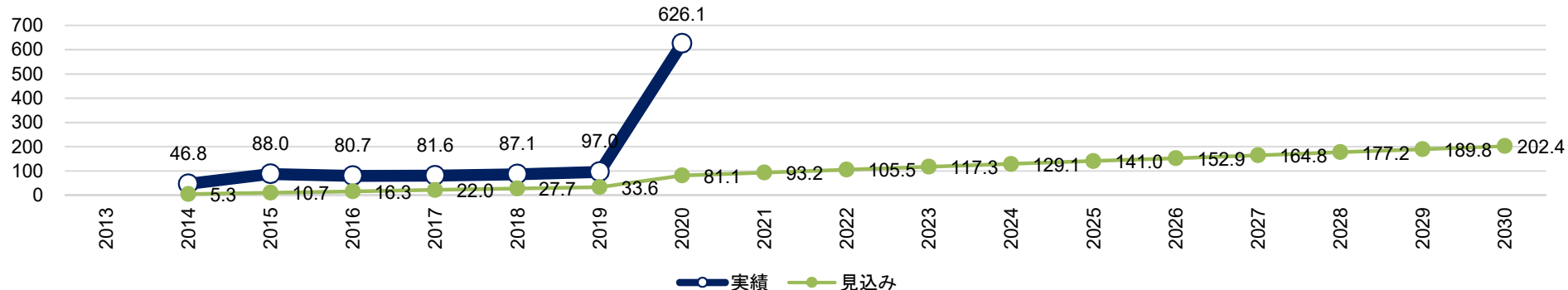
単位輸送量当たりのCO₂ 排出量 (kg-CO₂/トンキロ)

温

R2d評価	比較	R3d評価
B	⇒	B



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1.

〈評価〉

・2020年度の対策評価指標の実績値は前年度より増加した。これは、新型コロナウイルスの影響に伴う航空需要の大幅な落ち込みにより有償トンキロが大幅に減少するとともに、減便により燃料消費量・CO₂排出量についても減少した一方で、CO₂排出量の減少幅は有償トンキロほどではないことにより、原単位としては増加したものと考えられる。2030年までの目標水準の達成見込みは、新型コロナウイルスの影響もあり航空需要の見通しが未だ不明確なため、定量的に示すことが困難であるものの、継続的なCO₂排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達すると見込んでいる。

・2020年度の排出削減量の実績値は前年度より増加した。これは、新型コロナウイルスの影響に伴う減便により燃料消費量・CO₂排出量が減少したことによるものと考えられる。2030年までの目標水準の達成見込みは、新型コロナウイルスの影響もあり航空需要の見通しが未だ不明確なため定量的に示すことが困難であるものの、継続的なCO₂排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達すると見込んでいる。

〈実績〉

・検討会の設置：我が国の2050年カーボンニュートラル等に向けた取組を進めるため、学識経験者、航空会社、関係省庁等から成る航空機運航分野におけるCO₂削減に関する検討会を立ち上げ

2. 21年度の主要な取組

・工程表の策定：航空機運航分野におけるCO₂削減に関する検討会において、21年12月、機材・装備品等への新技術導入に向けた工程表を策定

3. 22年度以降の対策強化等

・官民協議会の設置及び2023年度以降の計画の作成：取りまとめた工程表を着実に進めていくため、実務的な検討の場として、新技術官民協議会を設置し、2023年度以降の新技術の基準策定等の取組に関する計画を作成

〈22年度関連予算〉

・運航分野における脱炭素化の推進(47.5億円の内数)

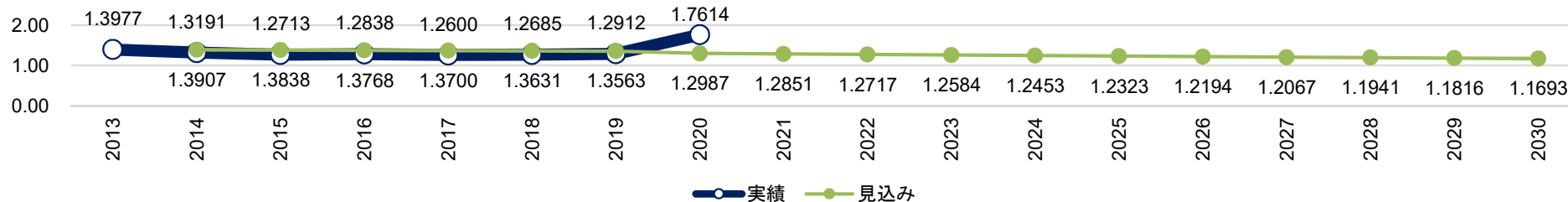
4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

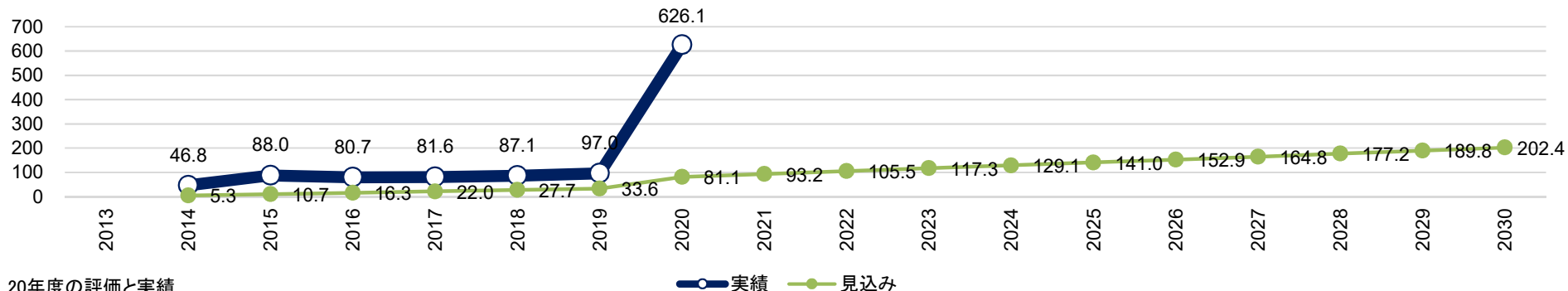
管制の高度化による運航方式の改善

○指標

単位輸送量当たりのCO₂ 排出量 (kg-CO₂/トンキロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績 <評価>

・20年度の対策評価指標の実績値は前年度より増加した。これは、新型コロナウイルスの影響に伴う航空需要の大幅な落ち込みにより有償トンキロが大幅に減少するとともに、減便により燃料消費量・CO₂排出量についても減少した一方で、CO₂排出量の減少幅は有償トンキロほどではないことにより、原単位としては増加したものと考えられる。2030年までの目標水準の達成見込みは、新型コロナウイルスの影響もあり航空需要の見通しが未だ不明確なため、定量的に示すことが困難であるものの、継続的なCO₂排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達すると見込んでいる。

・20年度の排出削減量の実績値は前年度より増加した。これは、新型コロナウイルスの影響に伴う減便により燃料消費量・CO₂排出量が減少したことによるものと考えられる。2030年までの目標水準の達成見込みは、新型コロナウイルスの影響もあり航空需要の見通しが未だ不明確なため定量的に示すことが困難であるものの、継続的なCO₂排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達すると見込んでいる。

<実績>

・検討会の設置：我が国の2050年カーボンニュートラル等に向けた取組を進めるため、学識経験者、航空会社、関係省庁等から成る航空機運航分野におけるCO₂削減に関する検討会を立ち上げた。

2. 21年度の主要な取組

・工程表の策定：航空機運航分野におけるCO₂削減に関する検討会において、管制の高度化による運航方式の改善に関する工程表を策定した。

3. 22年度以降の対策強化等

・官民協議会の設置：将来の航空交通システムの進展や技術開発の動向を踏まえながら、運航の効率改善に向け、取組の進捗状況の測定・管理等を行うため、実務的な検討の場として、エアライン、空港、研究機関、学識経験者、関係省庁等から成るCO₂削減協議会を設置する。

<22年度関連予算>

・運航分野における脱炭素化の推進(47.5億円の内数)

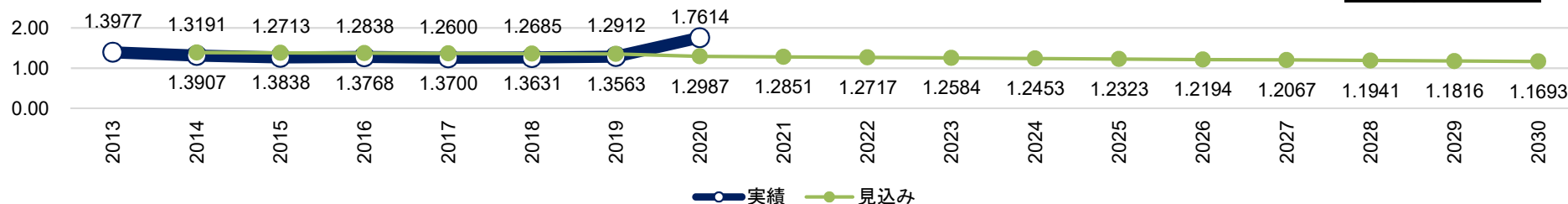
4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

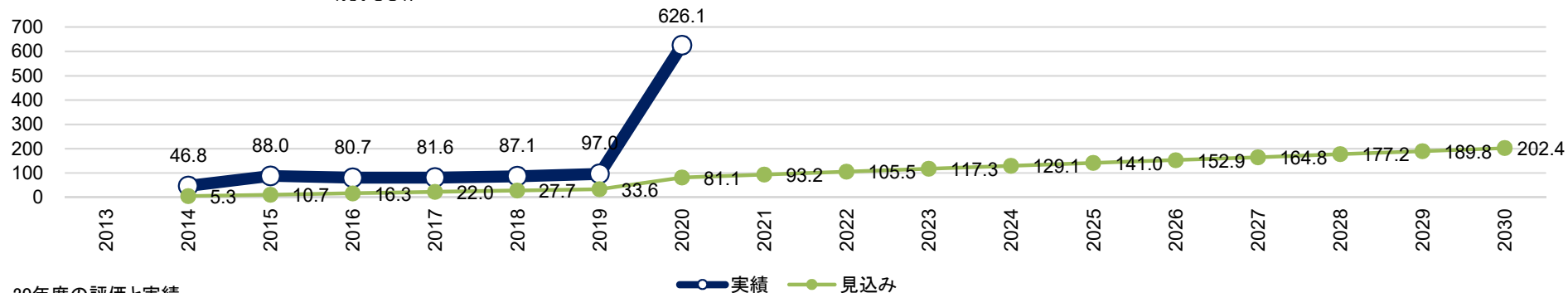
バイオジェット燃料を含む持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進

○指標

単位輸送量当たりのCO₂ 排出量 (kg-CO₂/トンキロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績 (評価)

・20年度の対策評価指標の実績値は前年度より増加した。これは、新型コロナウイルスの影響に伴う航空需要の大幅な落ち込みにより有償トンキロが大幅に減少するとともに、減便により燃料消費量・CO₂排出量についても減少した一方で、CO₂排出量の減少幅は有償トンキロほどではないことにより、原単位としては増加したものと考えられる。2030年までの目標水準の達成見込みは、新型コロナウイルスの影響もあり航空需要の見通しが未だ不明確なため、定量的に示すことが困難であるものの、継続的なCO₂排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達すると見込んでいる。

・20年度の排出削減量の実績値は前年度より増加した。これは、新型コロナウイルスの影響に伴う減便により燃料消費量・CO₂排出量が減少したことによるものと考えられる。2030年までの目標水準の達成見込みは、新型コロナウイルスの影響もあり航空需要の見通しが未だ不明確なため定量的に示すことが困難であるものの、継続的なCO₂排出削減対策の推進により2030年度の目標水準に到達すると見込んでいる。

(実績)

・検討会の設置：我が国の2050年カーボンニュートラル等に向けた取組を進めるため、学識経験者、航空会社、関係省庁等から成る航空機運航分野における CO₂削減に関する検討会を立ち上げ

2. 21年度の主要な取組

・SAFに関する工程表及び使用目標の設定：航空機運航分野におけるCO₂削減に関する検討会において、21年12月、SAFの導入促進に向けた工程表を策定するとともに2030年時点の本邦航空会社による燃料使用量の10%をSAFに置き換えるという目標を設定

3. 22年度以降の対策強化等

・官民協議会の設置：取りまとめた工程表を着実に進めていくため、実務的な検討の場として、資源エネルギー庁と共同でSAF官民協議会を設置。

・輸入ニートSAFモデル実証事業(令和4年度予算)：航空局令和4年度予算事業として、我が国で輸入実績のないニートSAFを国自ら調達し、航空局が所有する飛行検査機を使用することで、安全性等に配慮したSAF利用のためのサプライチェーン構築を進める。

(22年度関連予算)

・運航分野における脱炭素化の推進(47.5億円の内数)

4. 次世代グリーンモビリティ・輸送機関の普及等

4-2 鉄道車両・船舶・航空機における脱炭素化の推進 ○航空機の脱炭素化

国際民間航空機関（ICAO）を通じた低・脱炭素化を一層加速させるためのグローバルな国際枠組の牽引

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2022年秋の国際民間航空機関(ICAO)総会において、CO2削減に係る国際的に調和が図られた野心的な長期目標が決議されるよう、着実に検討が進んでいる。
- ・国際航空分野の市場メカニズムを通じたCO2削減施策である、Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation (CORSIA)を通じた着実なCO2削減と公平な競争環境の維持のため、我が国は、引き続きICAOの議論に積極的に参画するとともに、各国が適切に国内制度導入を行えるよう必要な支援を進めている。

〈実績〉

- ・2019年のICAO総会で国際航空分野におけるCO2削減に係る長期目標の実現可能性調査を行うことが決議されたことを踏まえ、我が国から検討グループの設置を提案し、当該グループにおいて我が国が議長となり、国際的に調和が図られた野心的な目標設定を目指し議論を牽引した。
- ・発展途上国が、適切にCORSIAを国内制度導入するための支援制度としてICAOが進めているキャパシティビルディングの仕組みを通じて、我が国からマレーシア、ミャンマー、ブータン、アフガニスタン、カンボジア及びバングラデシュの6カ国に対して、各国の航空運送事業者から提出されたCO2排出量モニタリング報告書の検証方法及びICAOに対する排出量報告の手法について教育支援を実施した。

2. 21年度の主要な取組

- ・国際航空分野のCO2排出削減の長期目標について、我が国が提案し設立したICAOにおける検討グループにおいて議論をとりまとめ、最終報告書を採択。
- ・20年度に引き続き、我が国からマレーシア、ミャンマー、ブータン、アフガニスタン、カンボジア及びバングラデシュの6カ国に対して、ICAOによるキャパシティビルディングの仕組みを通じた教育支援を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・2022年秋のICAO総会において、国際航空分野のCO2排出削減の長期目標国際的に関して、調和が図られた野心的な目標値を採択するために議論を主導。
- ・キャパシティビルディングについて、我が国として対象国の状況や要望との調和を図りながら引き続き教育支援を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・運航分野における脱炭素化の推進(47.5億円の内数)

5. スマート交通の推進

○ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

ETC2.0等のビッグデータを活用した渋滞対策等の取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・渋滞対策については、全国でデータに基づいたソフト対策を関係者との協力体制を構築した上で推進しているものの、2020年については新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による外出自粛等の影響により交通状況が大きく変化しており、取組による過年度との比較評価が行えない。

〈実績〉

- ・全国47都道府県において、各県毎に渋滞対策協議会を開催し、主要渋滞箇所のモニタリングや渋滞対策を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下におけるテレワーク等による渋滞解消箇所をビッグデータの活用により分析し、交通需要マネジメントによる渋滞解消の可能性を追究。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・新型コロナウイルス禍における交通状況の変動と渋滞発生との関係の分析結果を踏まえて、100箇所の渋滞解消を目標に、民間企業等との連携による交通需要マネジメント(TDM)の取組を推進。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業:2,110,940百万円の内数

5. スマート交通の推進

○ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

ICT・AI等を活用した交通需要調整のための料金施策を含めた面的な渋滞対策の導入検討

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・東京2020大会における駐車場予約システムの構築・導入に向けた調整等を進めた。
- ・観光地における交通流動把握のため、AIカメラ等の精度検証や、コロナ禍による影響分析等を進めた。

2. 21年度の主要な取組

- ・東京2020大会における駐車場予約システムの導入を行う。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・東京2020大会における駐車場予約システムの運営実績を踏まえた総合的な駐車場マネジメントをはじめとする、面的な渋滞対策の実証実験等を支援する。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業：2,110,940百万円の内数

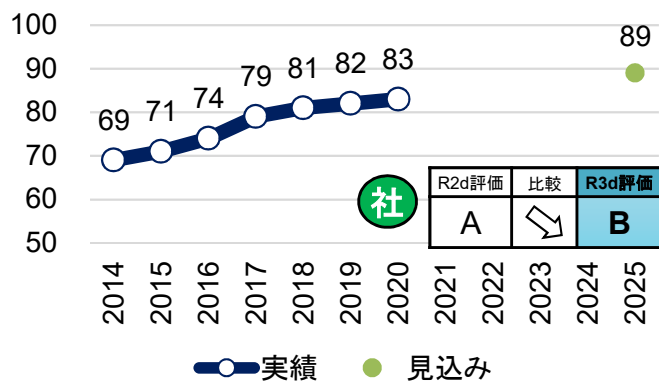
5. スマート交通の推進

○ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

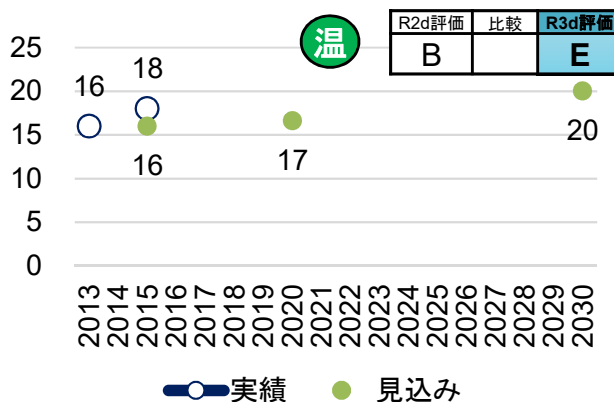
環状道路等の生産性を高める道路交通ネットワークの構築

○指標

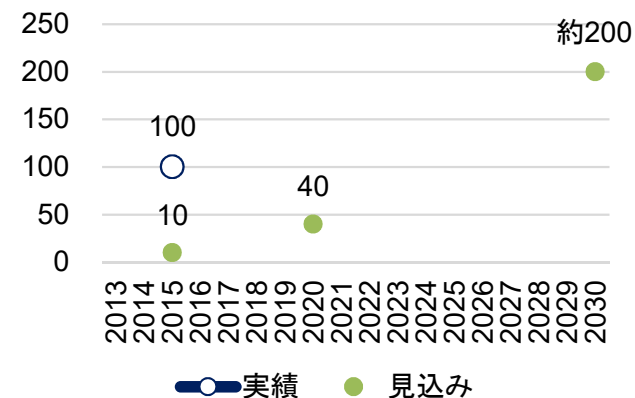
三大都市圏環状道路整備率 (%)



高速道路利用率 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・三大都市圏環状道路整備率について、このまま取組を続ければ、対策評価指標等が目標年度に目標値を上回ると考えられる。
- ・高速道路利用率については、2020年度に実施予定であった全国都市交通特性調査が、2021年度に延期となったことにより、対策評価指標等の実績値を把握することができないため、現時点での評価は困難。

〈実績〉

- ・三大都市圏環状道路等の道路ネットワークの整備を推進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・三大都市圏環状道路等の道路ネットワークの整備を推進する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・三大都市圏環状道路等の道路ネットワークの整備を引き続き推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業: 2,110,940百万円の内数

5. スマート交通の推進

○ソフト・ハード両面からの道路交通流対策

開かずの踏切等の対策、路上工事の縮減

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・20年度の「開かずの踏切」の除却数が17箇所実施しており、施策は着実に進捗している。
- ・20年度での路上工事時間は、平成14年度に対して、約52%の縮減が図られ施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・踏切道改良促進法の改正：踏切道の改良対策をさらに促進するため、踏切道改良促進法を21年3月改正。
- ・路上工事抑制期間の実施：交通量が増加する年末や年度末、交通量が増加する行事等の期間を対象に、道路の損傷等の緊急工事等を除き路上工事を抑制。
- ・道路工事調整会議の実施：道路管理者、占用事業者で工事時期及び施工方法等の調整を行い、路上工事に伴う規制時間を削減。

2. 21年度の主要な取組

- ・踏切道改良計画事業補制度の創設：交通事故の防止と駅周辺の歩行者等の交通利便性の確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道に指定された踏切道の対策について計画的かつ集中的に支援。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、踏切道改良促進法に基づき「開かずの踏切」をはじめとした踏切対策を支援。
- ・引き続き、路上工事抑制期間、道路工事調整会議の実施により路上工事の抑制を推進。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業：2,110,940百万円の内数

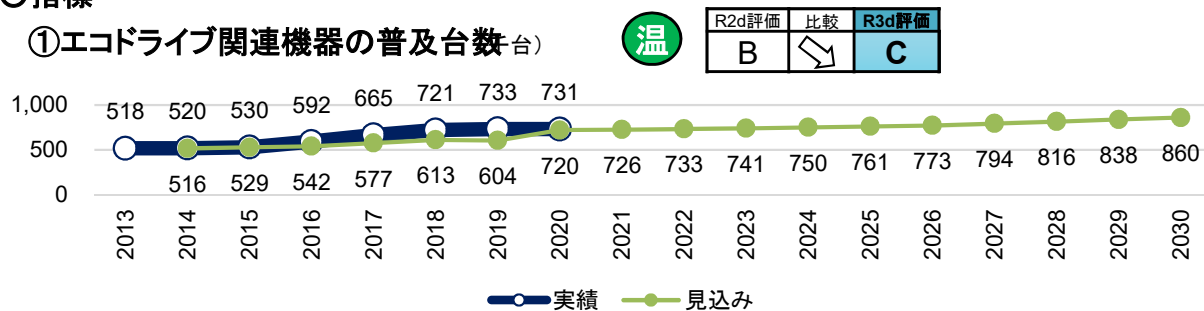
5. スマート交通の推進

○エコドライブの推進等

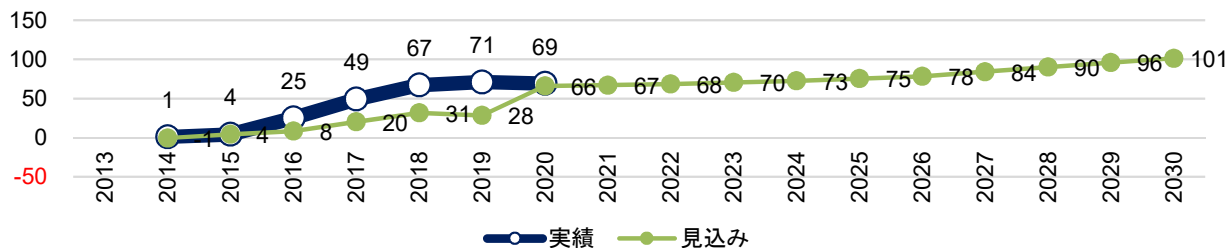
エコドライブの推進等

○指標

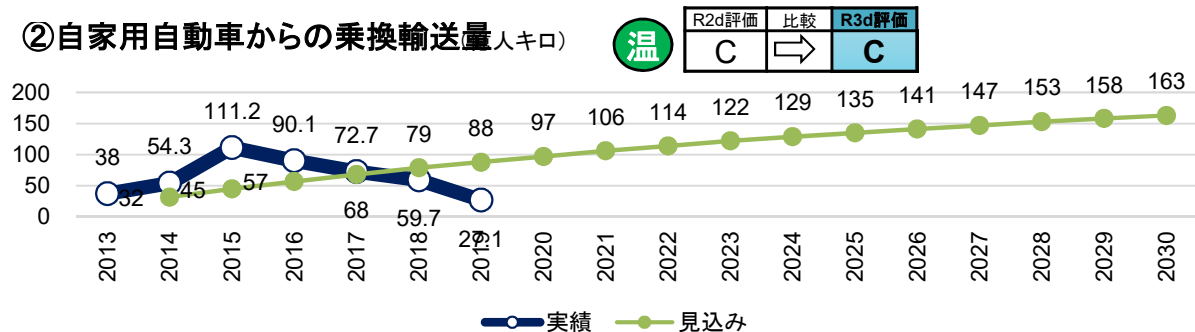
①エコドライブ関連機器の普及台数(台)



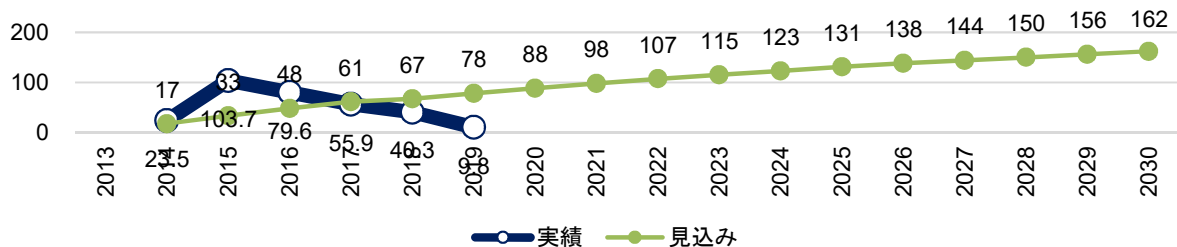
○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



②自家用自動車からの乗換輸送量(人キロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



③定性評価

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

<評価>

- ①エコドライブ関連機器の普及台数は2020年度の見込みと同程度の実績となっており、CO₂排出削減量の推移から、エコドライブ関連機器の導入によるCO₂の排出削減効果が現れてきていると考えられる。
- ②③自家用自動車からの乗換輸送量については、2016年度以降、公共交通機関利用促進にむけた税制優遇措置や補助事業、普及啓発活動等の対策・施策の実施により一定の効果が出たが、2019年度については、度重なる自然災害や年度末におけるコロナの影響があり見込み値を下回り、9.8万t-CO₂(対前年度△30.2万t-CO₂)となった。なお、一部指標とする数字が公表されていないため、2019年度の実績を最新値として記載。

- ②③30年度目標の達成に向けては、引き続き公共交通機関利用推進に向けた施策を実施していく。

<実績>

- ①エコドライブ普及連絡会：エコドライブを周知・普及するため、『エコドライブ10のすすめ』等を周知
- ②③コロナ禍において利用者減少が著しい公共交通について、利用促進の観点からエコ通勤を推進
- ②③ヴァジュアルアイデンティティによる統一したデザインコンセプトにより、自治体向けリーフレットの更新、エコ通勤の手引きの刷新
- ②③地域公共交通計画策定にエコ通勤普及を取り入れている団体を「地域公共交通計画の手引き」コラム部に掲載し、公共交通の利用を促進
- ②③交通関係環境保全大臣表彰(エコ通勤部門)において、2団体表彰

2. 21年度の主要な取組

- ①特設新規の取組はなし
- ②③認証制度をさらに手近にしてもらうため、紙媒体やWebページに加えて、導入促進のインセンティブとなるよう、動画を作成
- ②③エコ通勤の効果的普及に資するための施策の検討・推進(自治体へのヒアリング・優良な取組の横展開)
- ②③21年度は対昨年増の767件となる見込み
- ②③交通関係環境保全大臣表彰(エコ通勤部門)において、1団体表彰

3. 22年度以降の対策強化等

- ①今後も引き続き、エコドライブの周知・普及により対策・施策の着実進捗を図っていく必要がある。
- ②③引き続き優良な取組の横展開
- ②③認証制度の普及啓蒙による認証事業所増加

<22年度関連予算>

- ①なし
- ②【公共交通機関利用促進】
 - ・(鉄道)都市鉄道整備事業12,167百万円、都市鉄道利便増進事業11,568百万円、幹線鉄道等活性化事業170百万円、鉄道駅総合改善事業3,844百万円
 - ・(バス)地域公共交通確保維持改善事業20,692百万円の内数 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金2,706百万円の内数
 - ・公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業の今後の予算措置5,500百万円の内数
- ③なし

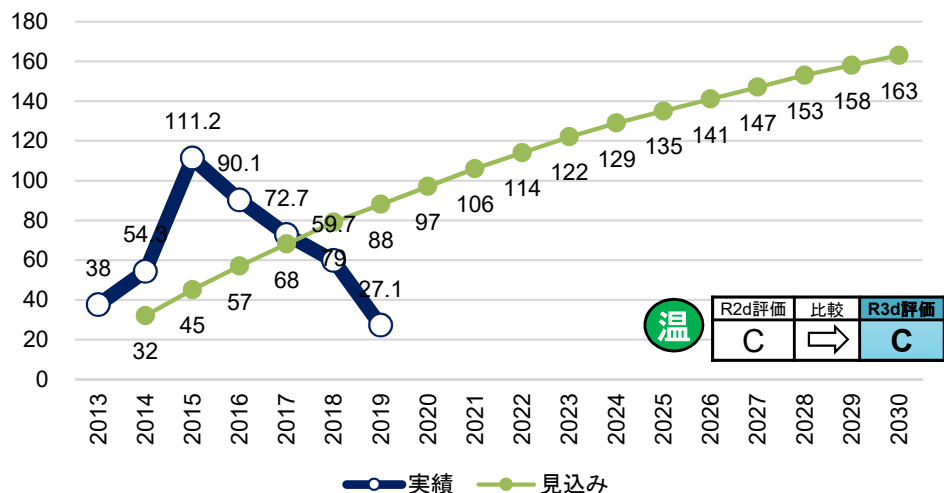
5. スマート交通の推進

○公共交通、自転車の利用促進

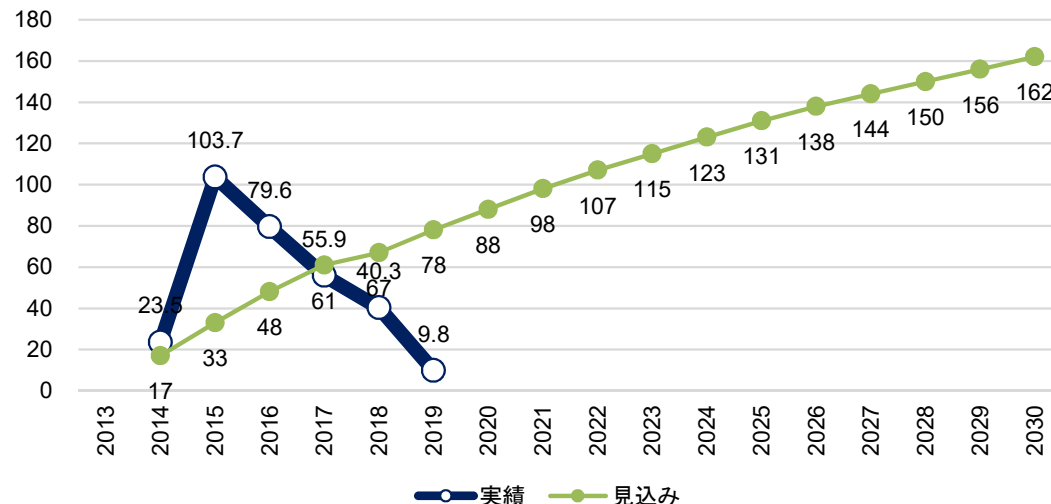
地域公共交通計画と連動したCO2排出の少ない輸送手段の導入促進

○指標

自家用自動車からの乗換輸送量 (億人キロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・地域公共交通計画の作成件数は、20年度法改正による計画作成の努力義務化もあり、対前年度比で5.6%増加(2019年度末:585件⇒2020年度末:618件)。
- ・2024年度目標(1,200件)の達成に向けては、ガイドライン等による周知に加え、計画作成に係る予算面・ノウハウ面での支援を引き続き行っていく必要がある。

〈実績〉

- ・計画作成の支援:地域公共交通調査等事業を活用した利便増進実施計画作成・推進支援
- ・地域公共交通活性化再生法の一部改正(2020年11月):地域公共交通計画作成の努力義務化
- ・ガイドラインの作成:利便増進実施計画等の作成に向けた「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を21年3月に取りまとめ

2. 21年度の主要な取組

- ・ガイドラインの改定:「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」について、目標設定や評価分析等、計画作成・運用の実効性を高めるための改訂を実施
- ・パンフレットの作成:「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関するパンフレット」を作成し、経過措置期間満了後の補助金交付に際し、地域公共交通計画の作成が必須となる旨を周知

3. 22年度以降の対策強化等

- ・改定ガイドラインの周知による地域公共交通計画作成の推進や、以下の予算措置による計画作成支援を実施

〈22年度関連予算〉

- ・地域公共交通確保維持改善事業:地域公共交通の維持・活性化に対する支援等(206億円(の内数))

5. スマート交通の推進

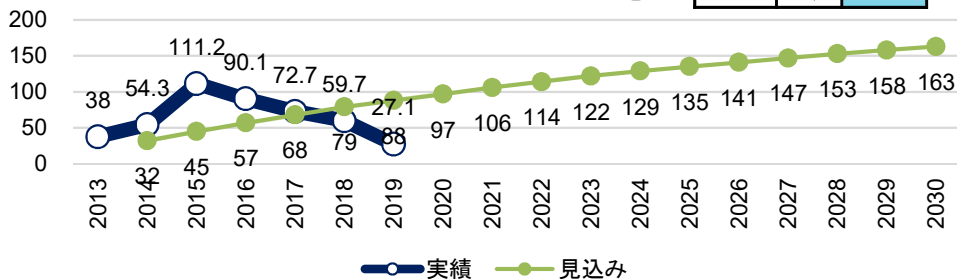
○公共交通、自転車の利用促進

公共交通の利便性向上

○指標

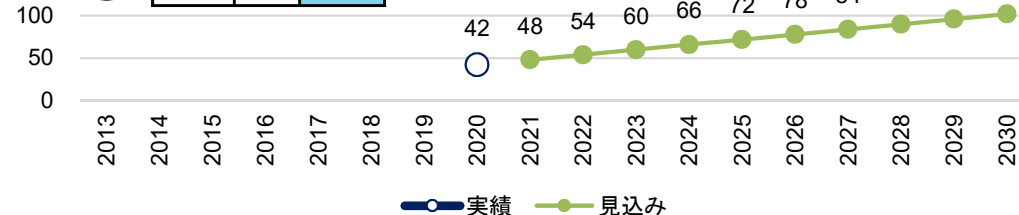
自家用自動車からの乗換輸送量 (億人キロ)

R2d評価	比較	R3d評価
C	⇒	C

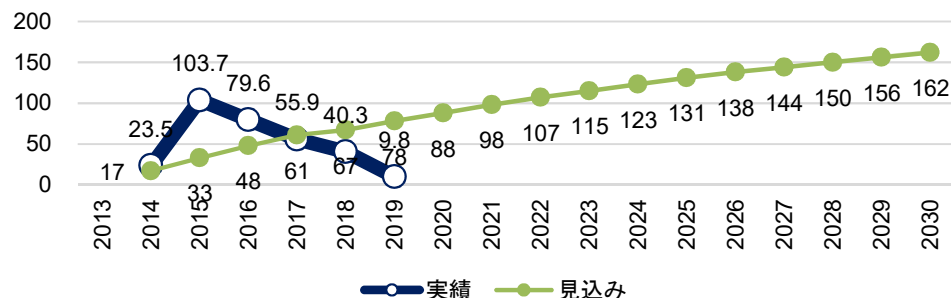


地域公共交通利便増進実施計画の作成件数 (件)

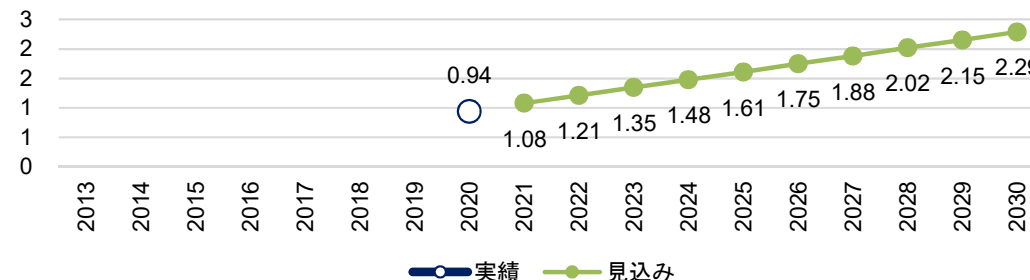
R2d評価	比較	R3d評価
-		C



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・地域公共交通利便増進実施計画(旧:再編実施計画)の認定件数は対前年度比で10%増加(2019年度末:38件⇒2020年度末:42件)。
- ・日本版MaaS推進・支援事業において、MaaSの実証実験に取り組む36地域を支援するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・計画作成の支援:地域公共交通調査等事業を活用した利便増進実施計画作成・推進支援
- ・地域公共交通活性化再生法の一部改正(2020年11月):地域公共交通計画作成の努力義務化に伴い、特定事業である利便増進事業の実施計画作成の推進
- ・ガイドラインの作成:利便増進実施計画等の作成に向けた「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を21年3月に取りまとめ
- ・日本版MaaS推進・支援事業の実施:MaaSの実証実験、基盤づくりに対する支援等を実施

2. 21年度の主要な取組

- ・ガイドラインの改定:「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」について、目標設定や評価分析等、計画作成・運用の実効性を高めるための改訂を実施
- ・日本版MaaS推進・支援事業の拡充:MaaSの「社会実装」に対する支援を実施、新モビリティサービス事業計画策定に対する新たな支援制度を創設等
- ・交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会の設置:交通分野における更なるデータ連携・利活用の推進に向けて、知見/課題を共有、整理

3. 22年度以降の対策強化等

- ・積極的に面的な移動サービスの利便性向上、高度化に取り組む事業者に対する支援制度の拡充
- ・22年中に「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」においてとりまとめを実施予定

〈22年度関連予算〉

- ・地域公共交通確保維持改善事業:地域公共交通の維持・活性化に対する支援等(206億円(の内数))
- ・新モビリティサービス推進事業:より高度なMaaSの社会実装に対する支援等(0.73億円)

5. スマート交通の推進

○公共交通、自転車の利用促進

モーダルコネクトの強化

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「バスタプロジェクト」(集約型公共交通ターミナル)を推進。令和2年4月に、神戸三宮・新潟で交通ターミナルの整備を事業化した。また、令和2年5月に道路法を改正し、バス・タクシー等の専用ターミナル(特定車両停留施設)を道路附属物に位置づけるとともに、その管理運営にコンセッション制度を導入できるように規定した。

2. 21年度の主要な取組

- ・令和3年4月に、新たに追浜駅(神奈川県横須賀市)・近鉄四日市駅(三重県四日市市)・呉駅(広島県呉市)で交通ターミナルの整備を事業化し全国6箇所で事業を展開。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・バスタ新宿では、ETC2.0を活用したバスロケーションシステムによる、バス利用者の利便性向上に向けた取組を実施中。
- ・次期計画においても引き続き、「バスタプロジェクト」(集約型公共交通ターミナル)を全国で戦略的に展開。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業:2,110,940百万円の内数

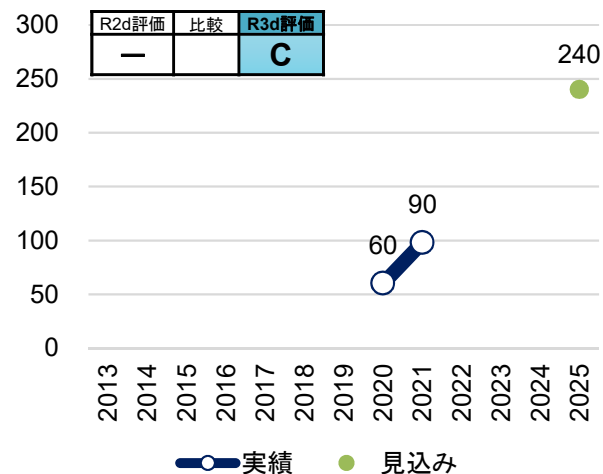
5. スマート交通の推進

○公共交通、自転車の利用促進

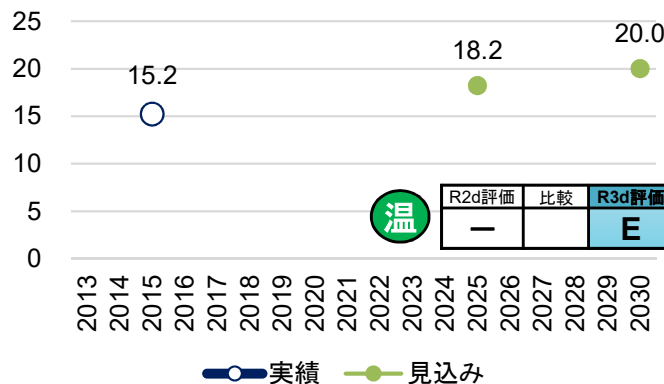
自転車の利用促進

○指標

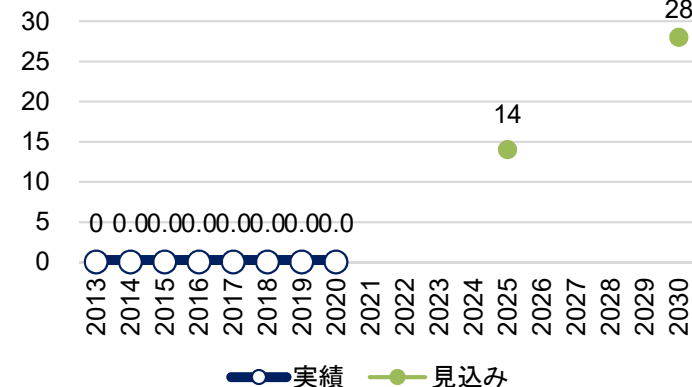
シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数 (市区町村)



通勤目的の自転車分担率 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・対策評価指標であるシェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数は、このまま取組を続ければ目標年度に目標水準と同等程度になると考えられる。
- ・通勤目的の自転車分担率については、コロナの影響により調査時期が遅れているため、現時点での評価はできない。

〈実績〉

- ・自転車活用推進計画(平成30年6月閣議決定)の見直し検討を実施した。
- ・地方公共団体におけるシェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画の策定を促進した。
- ・シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設(固定資産税の減免)。
- ・自転車通勤を促進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・第2次自転車活用推進計画を策定する。
- ・シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画の策定の促進する。
- ・自転車通勤を促進する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・第2次自転車活用推進計画に基づき、シェアサイクル事業が位置付けられた自転車活用推進計画の策定及び自転車通勤を促進していく。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業:2,110,940百万円の内数

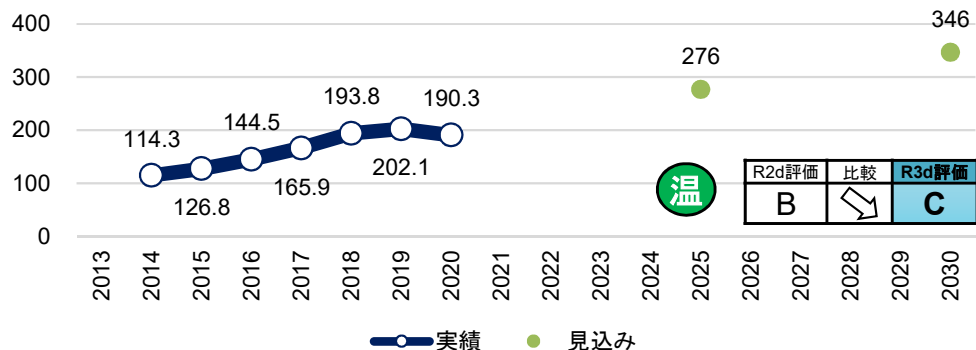
6. グリーン物流の推進

○物流の効率化等の推進

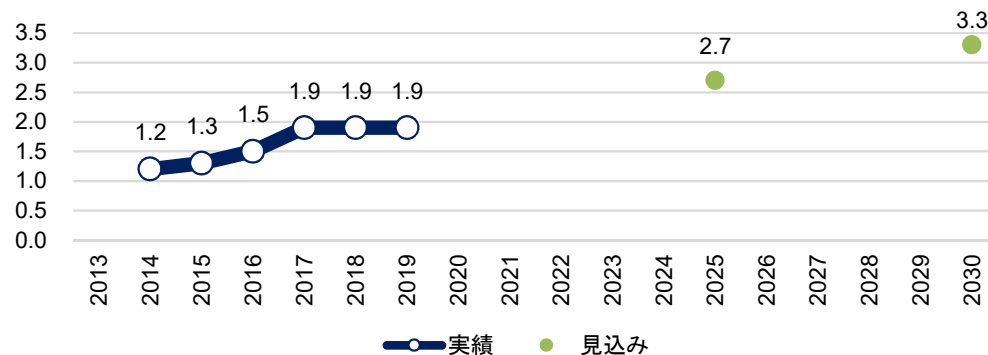
物流DX を通じたサプライチェーン全体の輸送効率化・省エネ化の推進

○指標

共同輸配送の取組件数増加率(%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・昨今の運転手不足や物流総合効率化法の改正等を背景に、対策評価指標は190.3%の実績となっており、排出削減量については、近年は横ばいであるものの、全体としては順調に増加している。これらのことから、現在の対策は一定の効果が出ていると評価される。引き続き、物流総合効率化法に基づく共同輸配送に係る総合効率化計画の認定、モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助等の対策・施策の着実な進捗を図る等、共同輸配送を推進する。

〈実績〉

- ・共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助

2. 21年度の主要な取組

- ・モーダルシフト等推進事業補助金において物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への補助を新たに実施
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業によるサプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助を開始

3. 22年度以降の対策強化等

引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。

- ・共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助及び物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への一部補助過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送の運行経費の一部補助を令和4年度より新たに実施
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業によるサプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助

〈22年度関連予算〉

- ・モーダルシフト等推進事業：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査経費に要する費用、認定総合効率化計画に基づき実施する事業で過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送の運行経費及び当該事業計画における物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等を計画した場合に要する費用の一部補助(43百万円)
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業：発荷主・輸送事業者・着荷主等が連携計画を策定し、物流システムの標準化・共通化、AIやIoT等の新技術の導入により、サプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助(62.0億円(の内数))

6. グリーン物流の推進

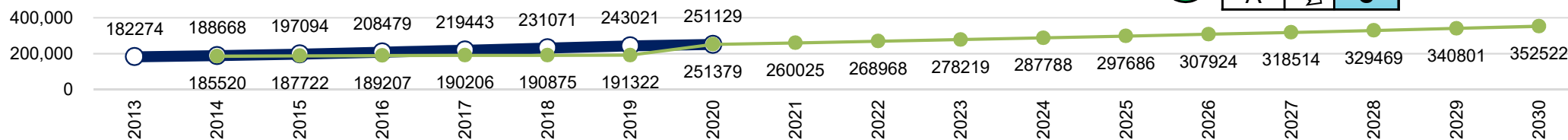
○物流の効率化等の推進

(万t-CO₂)

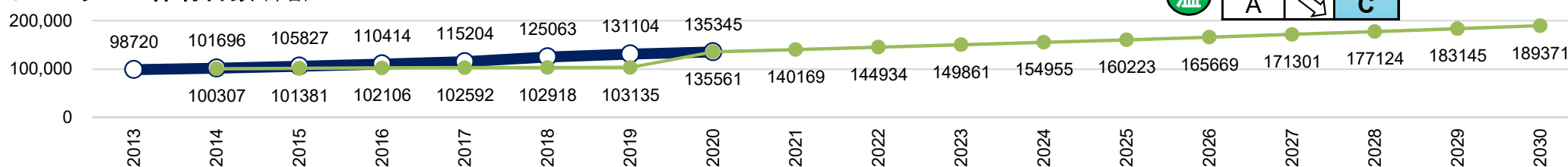
トラック輸送の効率化、共同輸配送等の推進①

○指標

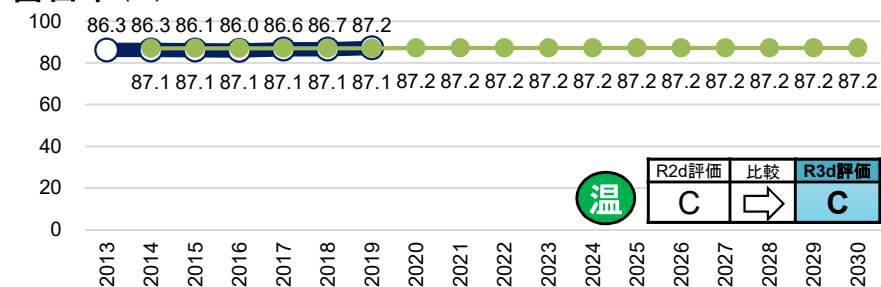
車両総重量24t超25t以下の車両の保有台数 (千台)



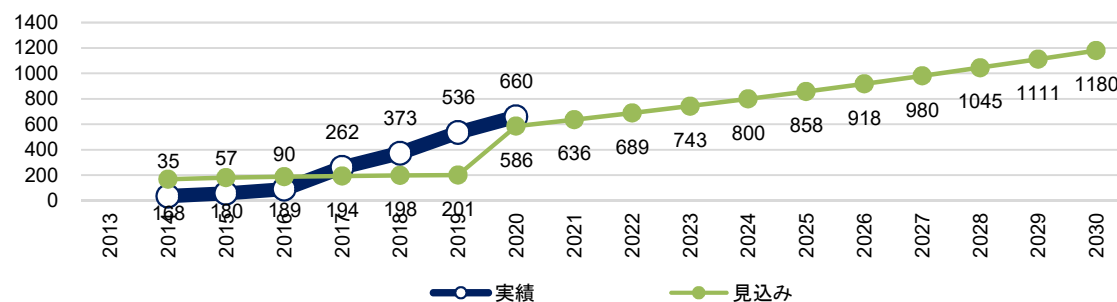
トレーラーの保有台数 (千台)



営自率 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

- 〈評価〉
- ・「車両総重量24トン超25トン以下の車両の保有台数」については、2019年度と比較して約3%上昇し、2020年度の見込みに対しては約0.1%下回っている。
 - ・「トレーラーの保有台数」については、2019年度と比較して約3%上昇し、2020年度の見込みに対しては約0.2%下回っている。
 - ・「営自率」については、2019年度から約0.5%増加し、2020年度の見込みに対しては約0.5%上回っている。自家用トラックの需要は一定程度存在すると考えられることから、営自率は横ばいとなっているものとする。

- 〈実績〉
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正
 - ・中小トラック運送事業者における低炭素化推進事業：環境対応型ディーゼルトラックの導入補助事業 を実施
 - ・中小企業投資促進税制の延長

2. 21年度の主要な取組

- ・中継輸送普及促進に係る調査を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き大型車両の導入支援を推進

〈22年度関連予算〉

- ・中小トラック運送事業者における低炭素化推進事業 (29.65億円)
- ・カーボンニュートラルに向けた輸送形態の構築 (22百万円)

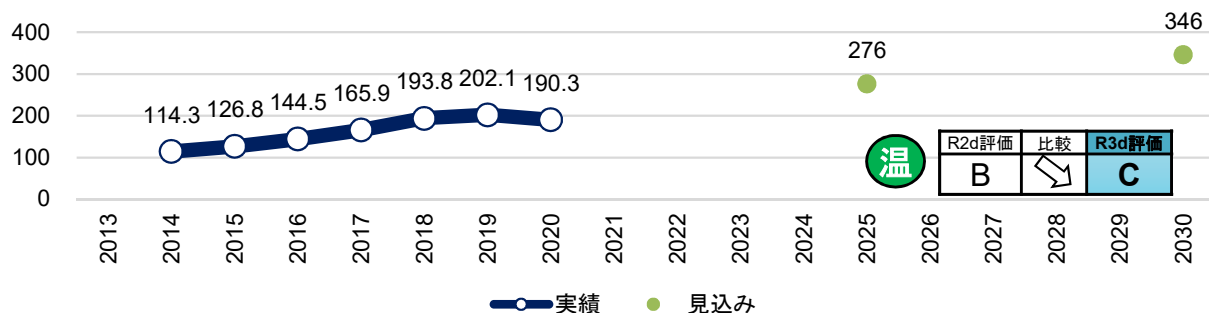
6. グリーン物流の推進

○物流の効率化等の推進

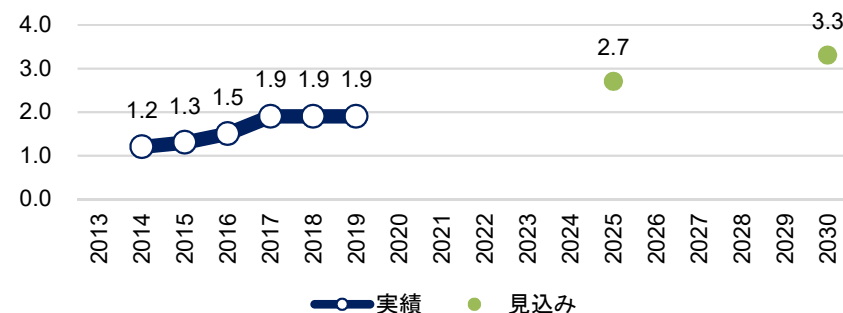
トラック輸送の効率化、共同輸配送等の推進②

○指標

共同輸配送の取組件数増加率 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・昨今の運転手不足や物流総合効率化法の改正等を背景に、対策評価指標は190.3%の実績となっており、排出削減量については、近年は横ばいであるものの、全体としては順調に増加している。これらのことから、現在の対策は一定の効果ができていると評価される。引き続き、物流総合効率化法に基づく共同輸配送に係る総合効率化計画の認定、モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助等の対策・施策の着実な進捗を図る等、共同輸配送を推進する。

〈実績〉

- ・共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助

2. 21年度の主要な取組

- ・モーダルシフト等推進事業補助金において物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への補助を新たに実施
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業によるサプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助を開始
- ・官民物流標準化懇談会(パレット標準化推進分科会)の設置・開催

3. 22年度以降の対策強化等

引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。

- ・共同輸配送に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助及び物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への一部補助
- ・過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送の運行経費の一部補助を令和4年度より新たに実施
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業によるサプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助
- ・官民物流標準化懇談会(パレット標準化推進分科会)における議論継続・発信

〈22年度関連予算〉

- ・モーダルシフト等推進事業:流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査経費に要する費用、認定総合効率化計画に基づき実施する事業で過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送の運行経費及び当該事業計画における物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等を計画した場合に要する費用の一部補助(43百万円)
- ・新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業:発荷主・輸送事業者・着荷主等が連携計画を策定し、物流システムの標準化・共通化、AIやIoT等の新技術の導入により、サプライチェーン全体の効率化を図る取組の経費の一部補助(62.0億円(の内数))

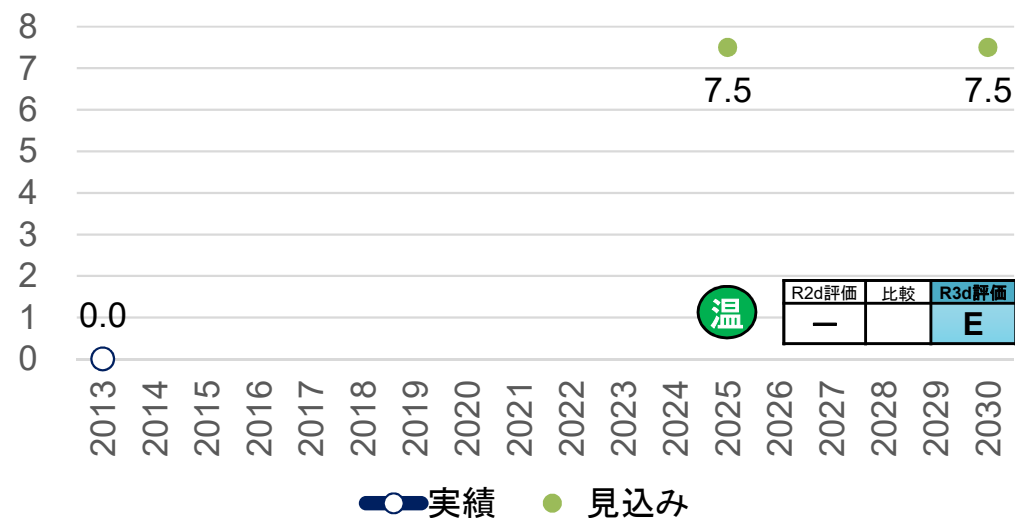
6. グリーン物流の推進

○物流の効率化等の推進

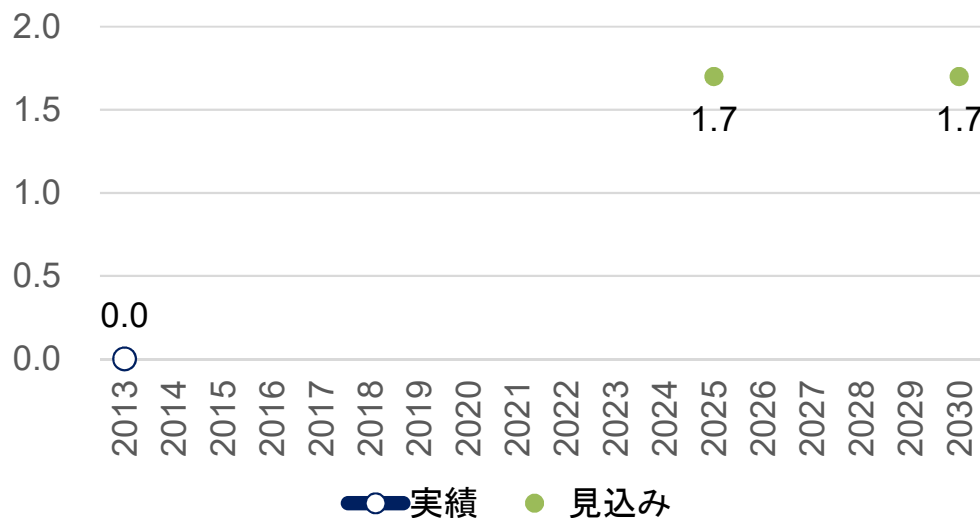
宅配便再配達削減

○指標

再配達率 (%)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

<評価>

- ・2020年度を比較基準年度としているため、次年度以降、施策効果を評価する。

<実績>

- ・「置き配の現状と実施に向けたポイント」に基づき、置き配の普及や運用の改善に努め、デジタル技術を活用した高機能型宅配ボックスの実証実験を実施する等、受取方法の更なる多様化を推進
- ・関係省庁との連携による「COOL CHOICEできるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」を通じた宅配便の再配達削減に向けた普及・啓発を実施

2. 21年度の主要な取組

- ・「宅配事業とEC事業の生産性向上連絡会」や「置き配検討会」における検討などを踏まえ、宅配ボックスや置き配など多様な受取方法を推進
- ・接触や対面機会を極力減らしたラストワンマイル配送に係るモデル的な取組の構築・普及を推進するべく、令和2年度3次補正において非接触・非対面型のB toC配送モデルについて実証事業を通じた検証と、優良事例等の横展開を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・「宅配事業とEC事業の生産性向上連絡会」や「置き配検討会」における検討などを踏まえ、宅配ボックスや置き配など多様な受取方法を引き続き推進

<22年度関連予算>

- ・なし

6. グリーン物流の推進

○物流の効率化等の推進

ダブル連結トラックの普及等

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・運行企業7社・計35台が導入され、施策は着実に進捗している。
- ・特殊車両の新たな通行制度の施行に向けて着実に進捗している。

〈実績〉

- ・高速道路のSA/PAにおける駐車マスを整備。(190台)

2. 21年度の主要な取組

- ・路外駐車場の活用に向けた実証実験を開始。(新東名浜松いなさIC)
- ・駐車マスの駐車予約システムの実証実験を開始。
- ・特殊車両の新たな通行制度の施行に向けてシステムの構築を行う。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・ダブル連結トラックの路線の拡充。
- ・特殊車両の新たな通行制度の施行。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業:2,110,940百万円の内数

6. グリーン物流の推進

○物流の効率化等の推進

ドローン物流の実用化等の推進

○指標

地方公共団体における社会実装の件数(件)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

<評価>

- ・CO₂排出削減量の推定値について、令和2年度補助事業において1件あたり16t/年と算出
- ・2020年度には長野県伊那市において定期的なドローンの物流サービスを開始

<実績>

- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(環境省連携事業)のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業において、機体等の購入に対する支援を実施
- ・貨客混載に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助

2. 21年度の主要な取組

- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(環境省連携事業)のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業機体等の購入に対する支援を実施
- ・ドローンを活用した荷物等配送ガイドライン:過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会において、ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象とすることを念頭においた手引きとして、導入方法や配送手段などに関する具体的な手続きを中心に整理し、21年6月に公表令和4年3月には各地のドローン物流の取組を事例集として追加し、広く周知。
- ・モーダルシフト等推進事業補助金において物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への補助を新たに実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・ドローンの導入に対する支援制度の継続
- ・レベル4飛行(第三者上空における補助者なしでの目視外飛行)とラストワンマイルの効率化を検討するための実証事業の実施
- ・共同輸配送・貨客混載に係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費の一部補助及び物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への一部補助過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送・貨客混載の運行経費の一部補助を令和4年度より新たに実施

<22年度関連予算>

- ・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業(環境省連携事業)のうち過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業:機体等の購入に対する支援(800百万円(の内数))
- ・モーダルシフト等推進事業:流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査経費に要する費用、認定総合効率化計画に基づき実施する事業で過疎地域のラストワンマイル配送における共同配送・貨客混載の運行経費及び当該事業計画における物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等を計画した場合に要する費用の一部補助(43百万円)

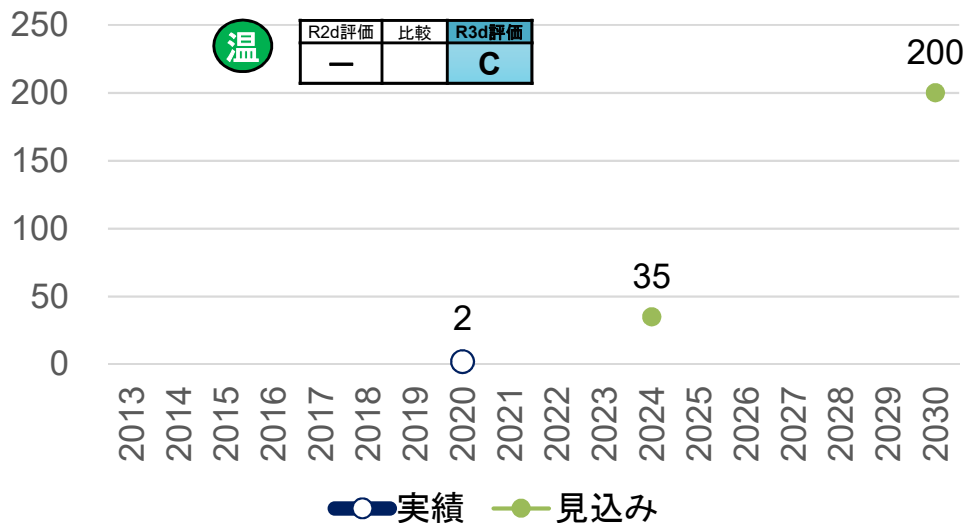
6. グリーン物流の推進

○物流の効率化等の推進

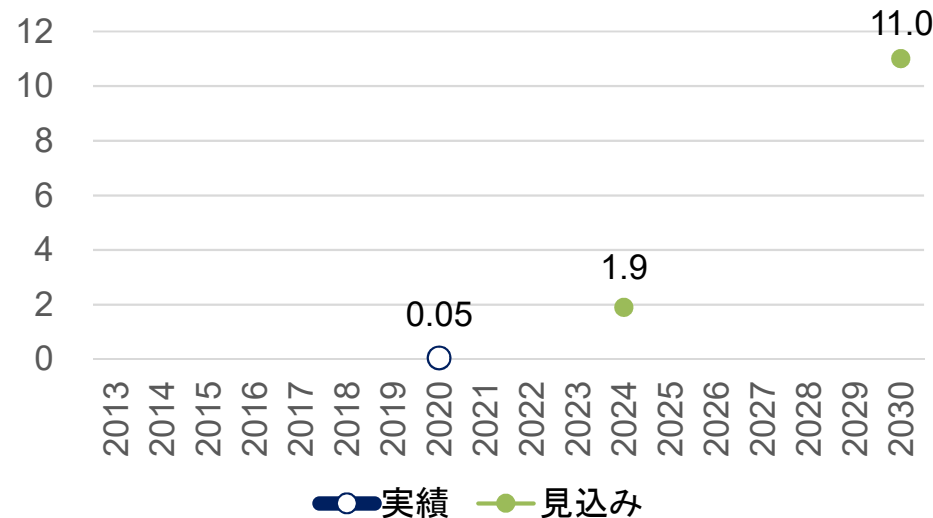
物流施設の脱炭素化等の推進

○指標

脱炭素化された物流施設の数(施設)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・20年度には2施設において事例を創出し、年間約 500t-CO₂を削減。
- ・30年度目標の達成に向けては、ガイドライン策定等によって脱炭素化された物流施設の先進事例を横展開することによって自立的な普及を促進していく必要がある。

〈実績〉

- ・自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業の創設: 倉庫等物流施設において再生可能エネルギー設備と省人化機器を同時導入する事業について補助を行う新たな支援制度を創設

2. 21年度の主要な取組

- ・自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業の拡充: 同補助事業の補助対象機器に自動倉庫等を追加

3. 22年度以降の対策強化等

- ・物流施設に対する再生可能エネルギー設備や省人化機器の導入に対する支援制度の継続

〈22年度関連予算〉

- ・自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業: 再生可能エネルギー設備や省人化機器の導入に対する支援(8.0億円(の内数))

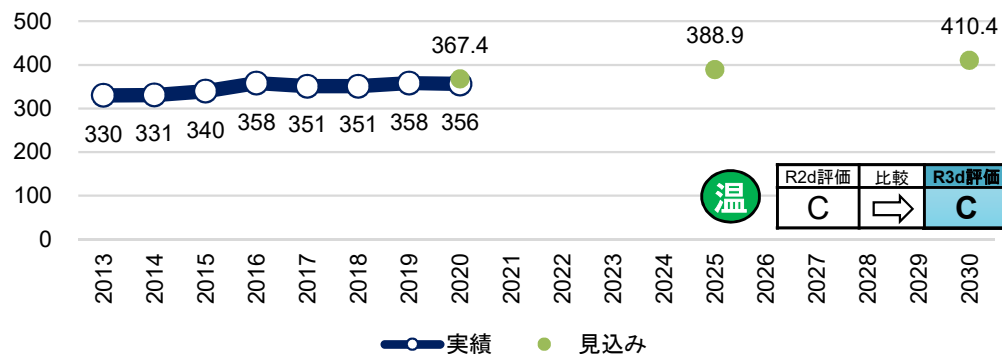
6. グリーン物流の推進

○トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

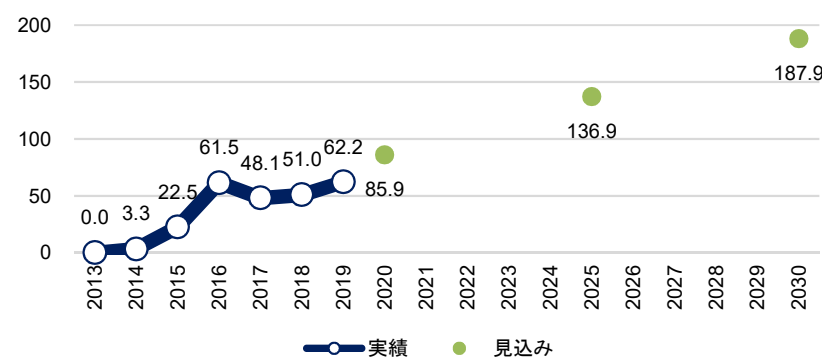
モーダルシフトの推進①

○指標

海運貨物輸送量 (億トンキロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



定性評価

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・20年度の内航海運による貨物輸送量は356億トンキロであり、台風災害等の影響を背景に対前年度比2億トンキロ減少し、目標に向けて想定よりも緩やかに進捗している。
- ・引き続きモーダルシフトに係る総合効率化計画の認定、モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助等により、更なる促進を図る。

〈実績〉

- ・エコシップマークの普及促進: エコシップマークの認定、優良事業者表彰を実施
- ・船舶の特別償却(税制): 環境低負荷船について特別償却
- ・買換特例(税制): 船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合の譲渡資産譲渡益について80%の課税繰り延べ
- ・地球温暖化対策税の還付措置制度(税制): 一定の運送の用に供する石油製品について税額を還付
- ・船舶共有建造制度: モーダルシフトに資する船舶や環境低負荷に資する船舶等の建造促進
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助

2. 21年度の主要な取組

- ・モーダルシフト等推進事業補助金において物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への補助を新たに実施

3. 22年度以降の対策強化等

- 引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助、物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への補助
- ・エコシップマークの普及促進

〈22年度関連予算〉

- ・モーダルシフト等推進事業: 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査経費に要する費用、認定総合効率化計画に基づき実施する事業で陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送へ転換する場合に係る運行経費及び物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への一部補助 (43百万円)

6. グリーン物流の推進

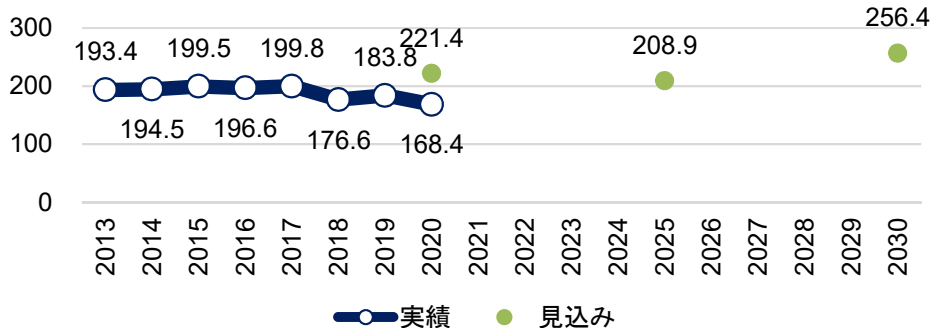
○トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

モーダルシフトの推進②

○指標 鉄道貨物輸送量 (億トンキロ)



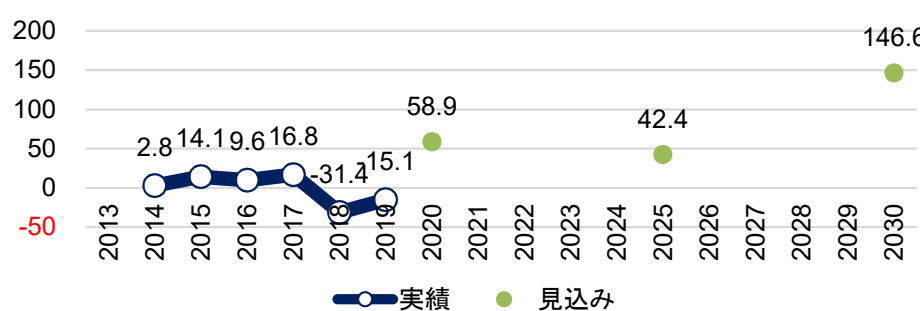
R2d評価	比較	R3d評価
D	⇒	D



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)

定性評価

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2020年度の鉄道貨物輸送量は自然災害や新型コロナウイルス感染症等による影響で168.4億トンキロの実績となっており、2019年度と比較して15.4億トンキロ減少した。また、2019年度の排出削減量は-15.1万t-CO₂の実績となっている。
- ・引き続き大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例等これまでの取組を着実に実施するとともに、貨物鉄道自体の改善方策や貨物鉄道と他モードとの連携のあり方、社会・荷主などへの働きかけなど幅広い視点から貨物鉄道の使い勝手を徹底的に良くし、積極的に取扱輸送量の拡大を目指す。

〈実績〉

- ・大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- ・エコレールマークによる普及促進
- ・大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援
- ・大規模災害を受けた線路の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー: 鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力の実施
- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助

2. 21年度の主要な取組

- ・モーダルシフト等推進事業補助金において物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への補助を新たに実施
- ・低迷する輸送量の克服等により物流課題の解決等のため2022年3月に「今後の鉄道物流のあり方に関する検討会」を設置

3. 22年度以降の対策強化等

引き続き下記対策・施策のさらなる促進を図る。

- ・モーダルシフトに係る総合効率化計画の認定
- ・モーダルシフト等推進事業補助金による計画策定経費及び運行経費の一部補助、物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への補助
- ・大量牽引・高速走行が可能な機関車の税制特例
- ・エコレールマークによる普及促進
- ・大規模災害を受けた鉄道事業者が行う災害復旧事業への支援
- ・大規模災害を受けた線路の早期再開等を目的とする連絡調整会議(メンバー: 鉄道事業者、国土交通省関係部局)において必要な支援や協力を引き続き実施

〈22年度関連予算〉

- ・モーダルシフト等推進事業: 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査経費に要する費用、認定総合効率化計画に基づき実施する事業で陸上輸送から鉄道輸送又は海上輸送へ転換する場合に係る運行経費及び物流効率化の取組に合わせて導入する自動化機器等への一部補助 (43百万円)

6. グリーン物流の推進

○トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

モーダルシフトの推進③

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

○グリーン物流パートナーシップ会議を活用したCO2 排出削減の取組の推進

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・荷主と物流事業者等、業種の異なる関係者間での優れた取組について、グリーン物流パートナーシップ会議会員等に対して発信し、CO2排出削減等の取組の普及・啓発を行った

〈実績〉

- ・経済産業大臣表彰1件、国土交通大臣表彰1件のほか、あわせて6件の事業に対し表彰を実施

2. 21年度の主要な取組

- ・経産・国交大臣表彰含め合計10件の優良事業者表彰を行い、引き続き、荷主や物流事業者等の連携による地球温暖化対策に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の発信を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、荷主や物流事業者等の連携による優良事業の表彰や普及・啓発を行う

〈22年度関連予算〉

- ・なし

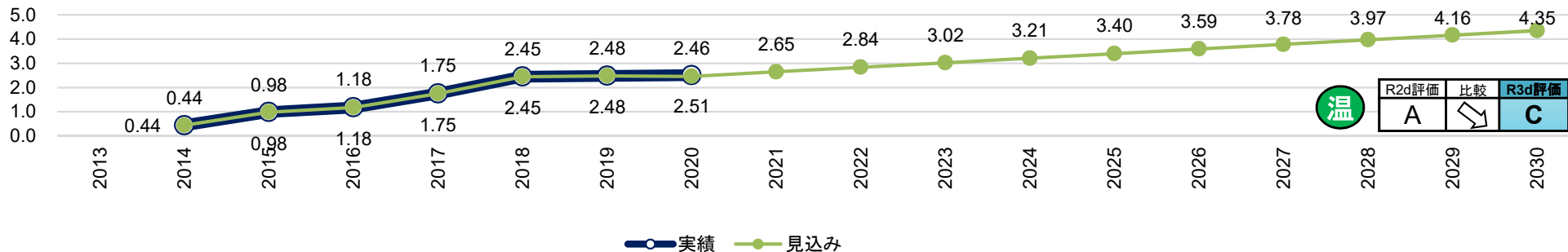
6. グリーン物流の推進

○トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

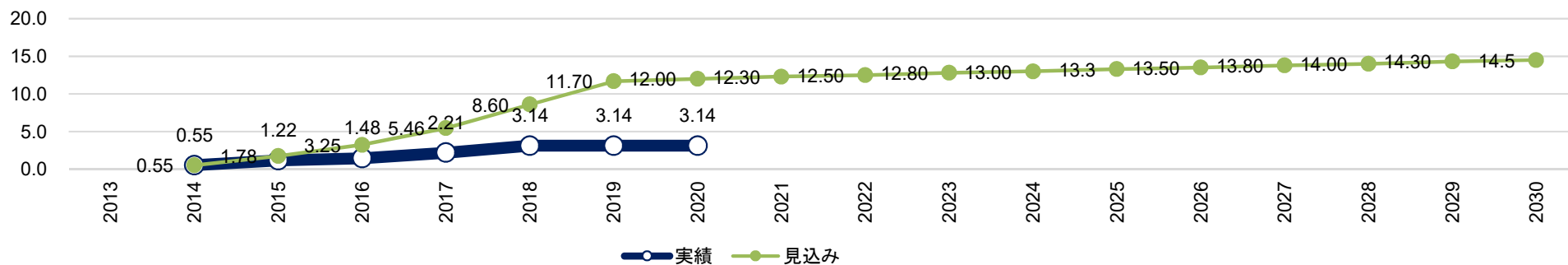
静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進

○指標

陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量 (億トンキロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

- 〈評価〉
 ・このまま取組を続ければ対策評価指数等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられ、施策は着実に進捗している

- 〈実績〉
 ・酒田港を搬出拠点または中継地点とした静脈輸送において、約2600トンの二酸化炭素を削減。
 ・京浜港、神戸港を搬出地点とした静脈輸送において、約5200トンの二酸化炭素を削減。

2. 21年度の主要な取組

- ・京浜港、神戸港を搬出地点とした静脈輸送において、5400トンの二酸化炭素を削減。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進により、港湾における総合的な低炭素化を図る

〈22年度関連予算〉

- ・なし

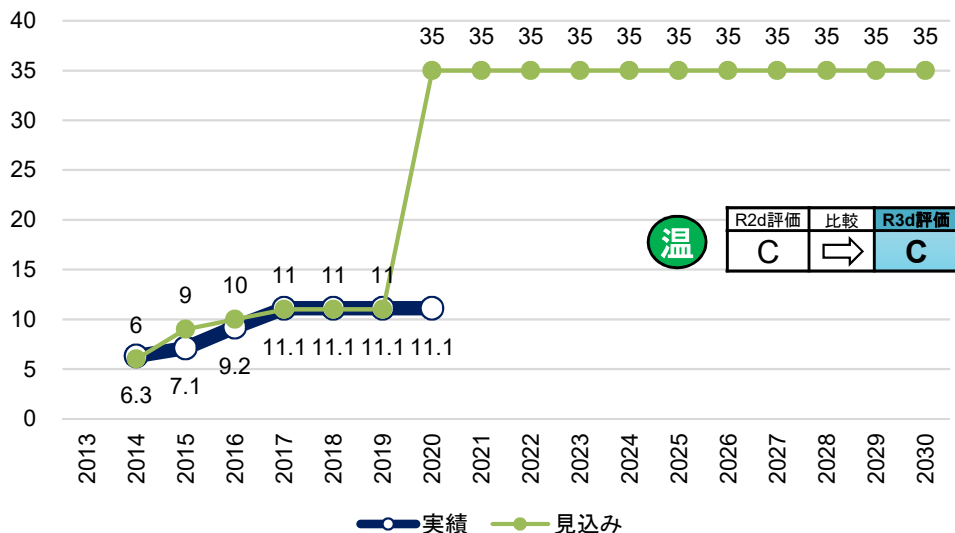
6. グリーン物流の推進

○トラック輸送から鉄道・海運へのモーダルシフトの推進等

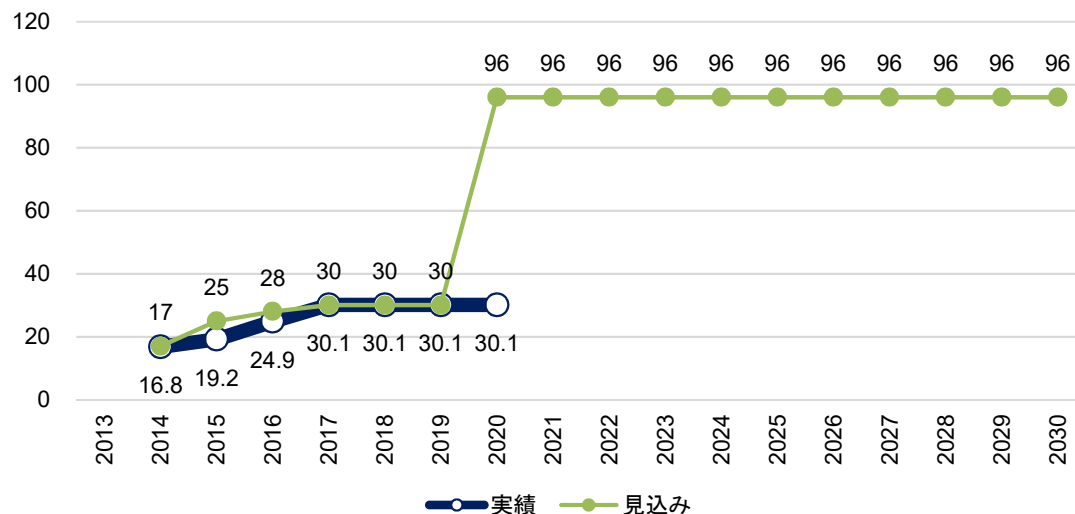
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減

○指標

貨物の陸上輸送の削減量 (億トンキロ)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉
 ・このまま取組を続ければ対策評価指数等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられ、施策は着実に進捗している

〈実績〉
 ・次年度以降の岸壁の供用開始に向け、横浜港、茨城港等で港湾整備事業を実施。

2. 21年度の主要な取組

・横浜港、茨城港で整備した岸壁の供用を開始。
 ・次年度以降の岸壁の供用開始に向け、名古屋港、神戸港等で港湾整備事業を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

・今後も引き続き、港湾整備事業を推進する

〈22年度関連予算〉

・港湾整備事業費(事業費): 国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナル等の整備を実施する
 2,830億円の内数(2022年度予定)

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○太陽光発電の導入促進

公的賃貸住宅、官庁施設、道路、空港、港湾、鉄道・軌道施設、公園、ダム等、下水道

○指標

下水処理場の上部空間を利用した太陽光発電の導入 (万kwh)



指標以外の定性評価

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○



<高山地方合同庁舎>
岐阜県高山市 20 kW

1. 20年度の評価と実績

<評価>

- ・港湾施設においては、未導入の重要港湾以上の港湾への導入、既導入の重要港湾以上の港湾における導入拡大ができるよう、コンテナターミナル等における公共上屋等への太陽光発電施設の導入実績について確認し、導入ポテンシャル等を検討
- ・空港施設においては、学識経験者や関係事業者等で構成する検討会において、空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の検討を進めるなど、施策は着実に進捗している。
- ・官庁施設においては、着実に進捗している。
- ・道路施設においては、道路管理に必要な電力について、太陽光発電施設の導入を推進
- ・下水処理場においては、21年からの新規施策のため、評価できない。

<実績>

- ・港湾施設においては、重要港湾以上(125港)を対象に調査を実施し、約60の港湾で導入(大規模空地におけるメガソーラー、上屋・CFS・ゲート屋根等における設置例あり)を確認。
- ・空港施設においては、検討会を実施。
- ・官庁施設においては、合同庁舎等への太陽光発電設備の導入を推進。
- ・道路施設においては、道路管理に必要な電力について、太陽光発電施設を設置
- ・下水処理場においては、21年からの新規施策のため、実績はない。
- ・公園においては、再生可能エネルギーについて、国営公園、都市公園で太陽光発電施設の導入を推進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・港湾施設においてはなし
- ・空港施設においては、「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を第4回まで開催し、課題の整理、空港施設・空港車両のCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の方向性を検討。
 - 2021年8月からは各空港の検討を深掘りするため、21空港について「重点調査」を実施。
 - 2022年2月に、空港の脱炭素化目標・工程表・取組方針を策定。
 - 2022年3月に、各空港で作成する計画のガイドラインを策定。
- ・官庁施設においては、官庁施設(合同庁舎)への太陽光発電の導入を推進する。
- ・道路施設においては、道路管理に必要な電力について、太陽光発電施設の導入を推進
- ・下水道処理施設などにおいては、
 - (ダム)ダム貯水池における水上太陽光発電については占用による取組を想定しており、水上太陽光発電の設置を求める事業者に対して、どれだけ設置することが可能なのか、また、占用許可にあたって必要となる技術的要件について検討していくロードマップを整理。
 - (河川)太陽光発電の設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップを策定。太陽光発電の設置に際しての留意事項を検討し、令和3年度中を目途に国管理河川について、数値目標として設置ポテンシャルを算定。
 - (下水道)2030年における導入目標について、全処理場における水処理施設の上部(未利用部分)空間に設備を導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして設定。上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業等の活用可能な予算制度の周知を行うなど、導入に向けた支援を実施。
- ・公園においては、国営公園、都市公園への太陽光発電等の導入を推進。
- ・鉄道施設においては、第1回「鉄道分野におけるカーボンニュートラル加速化検討会」を開催した。(R4.3.4)

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○太陽光発電の導入促進

公的賃貸住宅、官庁施設、道路、空港、港湾、鉄道・軌道施設、公園、ダム等、下水道

3. 22年度以降の対策強化等

- ・港湾施設においては、港湾におけるコンテナターミナル等の管理棟、上屋・倉庫、旅客・クルーズターミナル、緑地、臨港道路等への自家用・売電用太陽光発電の導入を検討
- ・空港施設においては、2022年3月1日に国会に提出した、航空法等の一部を改正する法律に基づく空港脱炭素化の推進。
 - 各空港における脱炭素化のための推進計画の作成等の促進。
 - 空港における省エネ・再エネ設備の導入・整備の際に考慮すべき事項等をまとめた整備マニュアルを策定予定。
 - 空港における省エネ・再エネ設備の導入のための支援事業を実施。
- ・官庁施設においては、官庁施設(合同庁舎)への太陽光発電の導入を推進する。新築の合同庁舎には引き続き標準的に導入を図る。
 - 既存の合同庁舎には、構造上、立地上の不都合がないか等の導入可能性調査の結果を踏まえ、導入拡大について検討する。
- ・道路施設においては、道路空間を活用した太陽光発電施設の設置に関する技術指針の策定に向けて、太陽光発電施設を試験的に導入。
- ・下水道処理施設などにおいては、(ダム)太陽光発電設備を設置できる可能性及び、占用許可にあたって必要となる技術的要件を検討。
 - (河川)令和4年9月中を目途に都道府県管理河川について、数値目標として設置ポテンシャルを算定。
 - 太陽光発電を検討する事業者向けのパンフレットを令和4年9月中を目途に作成・公表。
 - (下水道)上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業等の活用可能な予算制度の周知を行うなど、導入に向けた支援を実施
- ・公園においては、各種会議で周知するなど、引き続き導入を推進。
- ・鉄道施設においては、第1回「鉄道分野におけるカーボンニュートラル加速化検討会」において、再エネ発電事業の事業可能性等に係る議論を取りまとめる。
 - 官民連携協議会を設置し、鉄道事業者と脱炭素関連の技術を有するメーカー等とのマッチングの機会を設ける。
- ・公営賃貸住宅においては、公的主体等による太陽光発電設備の設置や、民間事業者への土地賃貸等による設備の設置を推進し、太陽光発電の導入促進に貢献していく。

〈22年度関連予算〉

- ・港湾施設:なし
- ・空港施設:空港脱炭素化推進事業:計画策定支援、設備導入支援、モデル実証等(約76億円(2022年度予算)【新規含む】)
- ・官庁施設:官庁営繕事業:官庁営繕費 176億円(の内数)
 - 特定国有財産整備費 214億円(の内数)
- ・道路施設:道路事業(2,110,940百万円の内数)
- ・下水道処理施設など:治水事業等関係費(8,903億円(の内数))
 - (環境省)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業)2022年度:5,500百万円の内数
- ・公園:都市公園・緑地等事業:地方公共団体に対する支援等(社会資本整備交付金(5,817億円(の内数))、防災・安全交付金(8,156億円(の内数)))
 - 国営公園等事業:直轄(国営公園等事業費(263億円(の内数)))
- ・鉄道施設:鉄道整備等基礎調査委託費等(338百万円(の内数))
- ・公営賃貸住宅:公営住宅等整備事業(社会資本整備総合交付金等の内数)
 - 地域居住機能再生推進事業(383.73億円(の内数))
 - 脱炭素社会型公的賃貸住宅改修モデル事業(17億円(の内数))
 - 特定施策賃貸住宅ストック総合改善等事業(73.07億円(の内数))

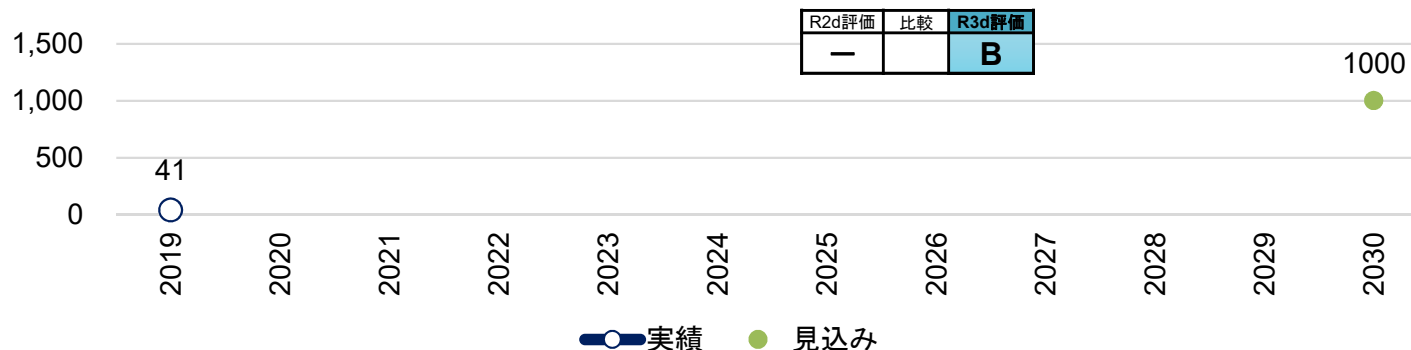
7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○洋上風力発電の導入促進

洋上風力発電の導入促進

○指標

洋上風力発電のFIT 認定量 (万kW)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和3年2月時点で指定されている全ての促進区域について公募手続きを開始しており、新たに有望な区域に整理した4区域についても、協議会の組織を設立する等、促進区域の指定に向けた手続きを着実に進めた。
- ・経済産業省と合同で「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」を設立し、第1回を令和2年7月に、第2回を同年12月に開催した。当協議会の第2回において「洋上風力産業ビジョン(第1次)」を策定し、洋上風力発電の導入促進に着実に取り組んだ。
- ・30年度目標の達成に向けては、運転開始されている一般海域の洋上風力発電事業を5区域以上とする。

〈実績〉

- ・再エネ海域利用法に基づく促進区域について、令和3年2月時点で『長崎県五島市沖』『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖』『秋田県由利本荘市沖(北側)』『秋田県由利本荘市沖(南側)』『千葉県銚子市沖』の5区域を促進区域として指定し、4区域を有望な区域として整理している。
- ・改正港湾法(令和2年2月施行)に基づき能代港、秋田港、鹿島港、北九州港の4港を基地港湾として指定し、既に地耐力強化などの必要な整備に着手した。

2. 21年度の主要な取組

- ・令和3年9月に『秋田県八峰町及び能代市沖』を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定し、新たに4区域を有望な区域として整理した。
- ・令和3年6月に『長崎県五島市沖』、同年12月に『秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖』『秋田県由利本荘市沖(北側・南側)』『千葉県銚子市沖』において選定事業者を選定した。
- ・基地港湾について、秋田港は令和2年3月に工事を完成させ、令和3年4月に発電事業者の貸し付けを開始した。残る3港(能代港、鹿島港、北九州港)については地耐力強化などの必要な整備を実施している。
- ・令和3年5月に設置した「2050年カーボンニュートラル実現のための基地港湾のあり方に関する検討会」において、基地港湾の規模及び配置や、基地港湾を活用した地域振興について検討を行い、令和4年2月にとりまとめを行った。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・将来的に基地港湾の指定見込みのある港湾(ふ頭)の整理・公表(2022年夏ごろ)

〈22年度関連予算〉

- ・海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(能代港、鹿島港、北九州港)の整備(港湾整備事業費2,439億円)
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用調整に必要な費用(港湾におけるカーボンニュートラル実現に必要な経費:6.0億円の内数)

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○洋上風力発電の導入促進

浮体式洋上風力発電の低コスト化・普及促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・浮体式洋上風力発電施設を構成する係留系に合成繊維索を用いた場合や浮体構造にコンクリートを用いた場合について、設計・安全評価手法の確立のための技術的検討を行うとともに、施設の検査等に活用することを想定したAUVの安全運用ガイドラインの作成等、浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた環境整備の取り組みが着実に進んでいる。

〈実績〉

- ・検討会の実施：浮体式洋上風力発電施設の安全性を確保しつつ、建造コスト・設置コスト低減につながる新素材を用いた係留方法や浮体施設の導入に関する技術的検討を実施。
- ・技術基準の国際標準化に向けた取組：電気及び電子技術分野の国際規格の作成を行う国際標準化機関IECに、日本の基準案を提出すべく準備を進めた。
- ・AUVの安全運用ガイドラインの作成：AUVの安全運用に関する事業者向けガイドライン案を2021年3月にとりまとめ。
- ・洋上風力発電設備等の建設工事等の作業員教育訓練ガイドラインの作成：洋上作業に従事する作業員の訓練に関する事業者向けガイドライン案を2021年3月にとりまとめ。

2. 21年度の主要な取組

- ・検討会の実施：浮体式洋上風力発電施設の設置後に実施される定期的な検査について、現在実施している検査内容と同等の安全性を担保しつつ、効率的かつ効果的な検査・モニタリング手法の効率化を実現するための技術的検討を実施。
- ・技術基準の国際標準化に向けた取組：電気及び電子技術分野の国際規格の作成を行う国際標準化機関IECにおける浮体式洋上風力発電施設の規格改正にあたって、平成30年度に実施した技術的検討(損傷時復原性の代替要件)の結果を踏まえた改正案を日本から提出。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・浮体式洋上風力発電施設の設置後に実施される定期的な検査について、現在実施している検査内容と同等の安全性を担保しつつ、効率的かつ効果的な検査・モニタリング手法や、その技術の技術的評価方法に関する調査検討。
- ・グリーンイノベーション基金を含む国内外の技術開発動向をふまえた新技術に係る安全評価手法の検討。
- ・技術基準の国際標準化。
- ・洋上風力関係作業員輸送船(CTV)の安全設計ガイドラインの作成。

〈22年度関連予算〉

- ・海洋開発市場の獲得に向けた海事生産性革命の前進に必要な経費(洋上風力発電施設のコスト低減・導入拡大に向けた環境整備)(R4当初0.35億円)
- ・海洋開発市場の獲得に向けた海事生産性革命の前進に必要な経費(洋上風力発電施設のコスト低減・導入拡大に向けた環境整備)(R3補正0.4億円)

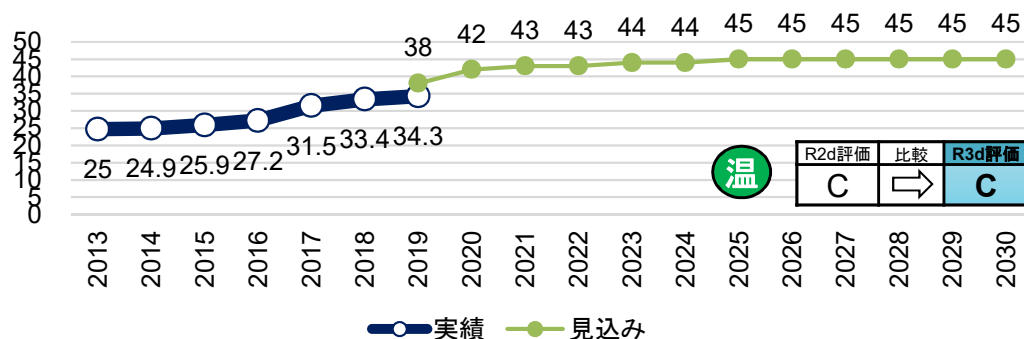
7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○バイオマス発電の推進

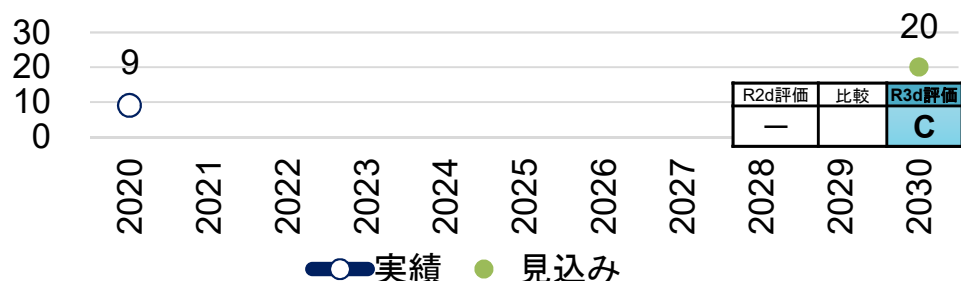
下水道バイオマス等の利用推進

○指標

下水道バイオマスリサイクル率 (%)



地域バイオマスや廃棄物処理施設等との連携事業実施数 (件)



1. 20年度の評価と実績

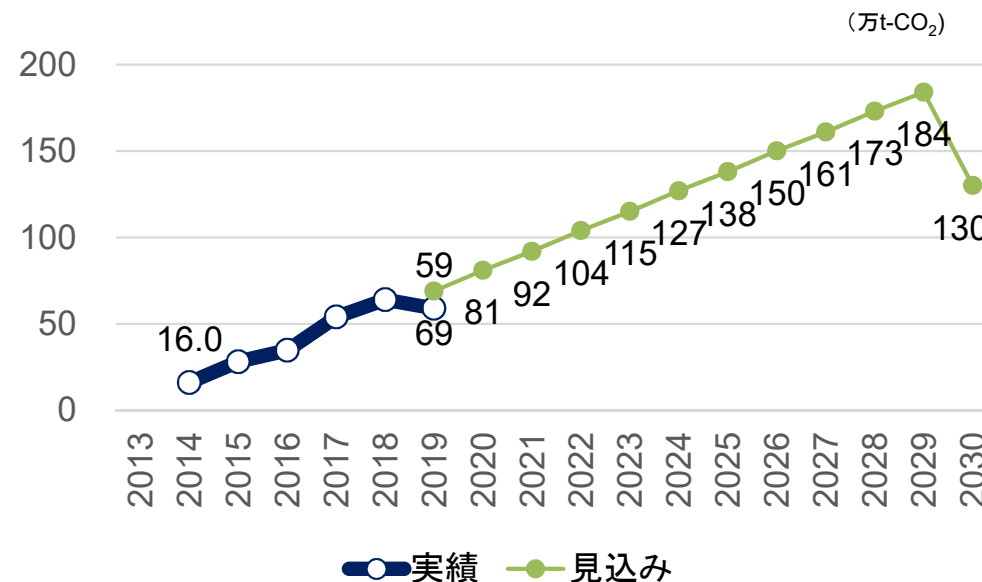
〈評価〉

- ・下水道バイオマスリサイクル率については2019年の33%から1%増加したものの、2019年のトレンドも含め、案件形成等がやや遅れている状況であるため、排出削減量としても目標の69万tに対し59万tと進捗がやや遅れている状況にある。
- ・2030年に向けては、更なる案件形成の加速が必要。

〈実績〉

- ・平成27年5月の下水道法改正では発生汚泥の燃料としての再生利用に関する努力義務を規定。
- ・平成27年3月に下水汚泥エネルギー化ガイドラインの策定(平成28年3月改訂)、平成28年4月に下水道における地球温暖化対策マニュアルを公表。
- ・再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度施行(2012年度)によるメタン発酵ガス発電による発電電力の買取を義務化。

○排出削減量の見込と実績(下水道における省エネ・創エネ対策の推進)



2. 21年度の主要な取組

- ・社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、社会資本整備総合交付金事業や下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣の他、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業等により更なる創エネの取組を推進。

〈22年度関連予算〉

- 社会資本整備総合交付金(令和4年度当初 1/2 等 581,731 百万円の内数)
- ・下水道リノベーション推進総合事業
 - ・下水道脱炭素化推進事業

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○バイオマス発電の推進

インフラ事業の剪定や伐採木等で発生した木質材を活用したバイオマス発電の促進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・河川等の維持管理において発生する樹木(伐採木・流木等)を、バイオマス発電等の再エネ資源として利用促進するため、現場実証で確認した課題を踏まえ、その解決と維持管理の効率化の実現可能性を検証するとともに、一般廃棄物処理施設等の有効活用の可能性を検討。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・伐採事業者・国交省担当者等向けの普及啓発資料(「河川内樹木及びム流木のバイオマス利用の手引」)作成
- ・伐採事業者・国交省担当者等向けの普及啓発セミナー・説明会等の実施
- ・都市公園において発生した剪定枝や伐採木等を加工したチップの活用による木質バイオマス発電について、導入を促進するため各種会議等で周知

〈22年度関連予算〉

- ・エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち既存インフラ等を活用した再エネ普及加速化事業(環境省、1.8億円)

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○地中熱の利用推進

建築物等における地中熱の利用促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①地中熱の利用推進に向け、施策を着実に推進。
- ②施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①地中熱を含めた省エネ・省CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトへの支援を実施。
- ①建築物の省エネ基準への適合判定に用いる省エネ性能計算プログラムにおいて、空気調和設備で用いられる地中熱ヒートポンプの類型を追加。
- ②官庁施設における地中熱利用システムの導入を推進。

2. 21年度の主要な取組

- ①地中熱を含めた省エネ・省CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトへの支援を実施
- ①省エネルギーに係る上記プログラムを正式運用開始
- ②官庁施設における地中熱利用システムの導入を推進する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ①引き続き地中熱を含めた省エネ・CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトの支援を実施。
- ②官庁施設における地中熱利用システムの導入を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ①環境・ストック活用推進事業：省エネ・省CO2技術による低炭素化等に係るリーディングプロジェクトへの支援等(66.29億円の内数)
- ②官庁営繕事業：官庁営繕費 176億円(の内数)
特定国有財産整備費 214億円(の内数)

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

小水力発電等の地域再エネ利用の円滑な推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・従属発電件数が、08年度～12年度平均(登録制度導入前)の10件と比較し、16年度～20年度平均(登録制導入後)は11件と増加していることから、施策は着実に進捗している。
- ・小水力発電のプロジェクト形成窓口相談件数は、19年度の59件と比較し、20年度は63件と増加していることから、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・登録制の活用: 従属発電の導入を促進
- ・相談窓口の運用: 河川法に係る申請手続きの相談、データ提供、設置事例の提供などを行い小水力発電のプロジェクト形成を支援
- ・ガイドブックの公開: 小水力発電を検討している事業者等向けに、登録制及び取得に当たってのポイントの説明、設置事例の紹介、河川管理者の相談窓口などを記載したガイドブックを国土交通省HPで公開

2. 21年度の主要な取組

- ・地球温暖化対策推進法の改正: 地域脱炭素化促進事業の認定に基づく手続のワンストップ化特例の創設

3. 22年度以降の対策強化等

- ・4月1日施行予定の改正地球温暖化対策推進法により新たに創設された地域脱炭素化促進事業の認定に基づく手続のワンストップ化特例等により、地域再エネ利用の円滑な推進を図る

〈22年度関連予算〉

- ・なし

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

砂防堰堤等の既存インフラの再エネポテンシャルの発掘

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・国・都道府県の管理する砂防堰堤において、発電最大出力200kw以上を見込める再エネポテンシャルの発掘を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・国・都道府県の管理する砂防堰堤において、小水力発電の導入支援や、発電ポテンシャルの高い砂防堰堤を対象とした再エネポテンシャルの発掘を実施

2. 21年度の主要な取組

- ・国・都道府県の管理する砂防堰堤において、小水力発電の導入支援を行うとともに、発電ポテンシャルの高い砂防堰堤を対象として発電最大出力100kw以上を見込める再エネポテンシャルの発掘を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、国・都道府県の管理する砂防堰堤への小水力発電の導入を支援

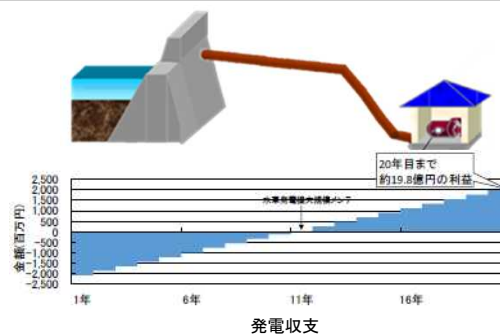
〈22年度関連予算〉

- ・なし

小水力導入前の砂防堰堤



発電ポテンシャルを有した砂防堰堤への小水力発電の導入



7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

ダム再生の推進

○指標
発電の増強にも資するダム再生事業数



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・治水の観点だけでなく、発電増強の観点も十分踏まえたダム再生事業が着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2030年度の事業完了に向けて、ダムの嵩上げ等の工事を実施中。

2. 21年度の主要な取組

- ・2030年度の事業完了に向けて、ダムの嵩上げ等の工事を実施中。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・2030年度の事業完了に向けて、ダムの嵩上げ等の工事を実施していく。
- ・また、更なる事業化に向けて、実現可能性、投資効率性が確認されたものから、利水者等と調整し順次実施。

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○小水力発電、ダム再生等の水力エネルギーの利用促進

ダムの運用改善

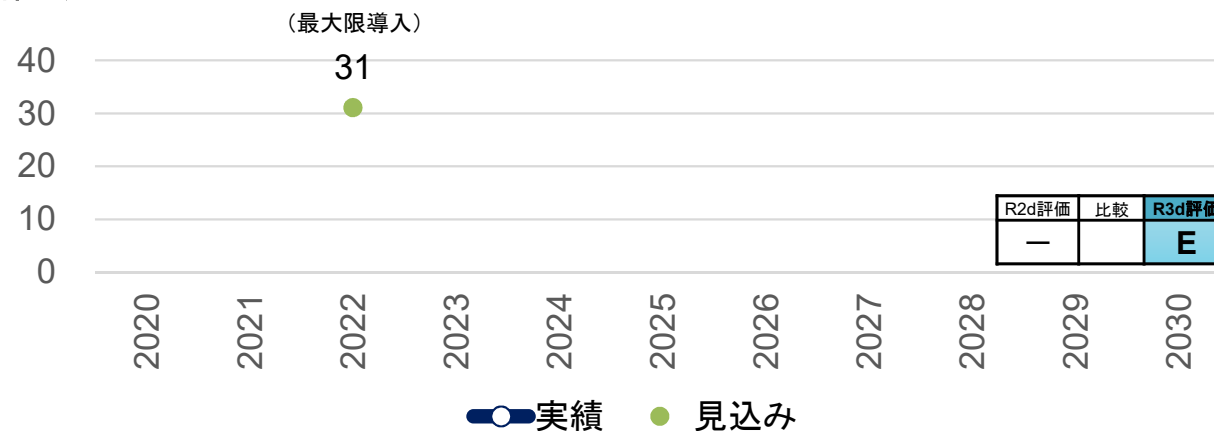
○指標

治水等多目的ダムの運用改善を行うダム数

○目標値

2022年度までに31ダム(国・水資源機構管理)で実施

※計画策定後の検討により目標値を見直し(前倒し)している



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

・国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムについて、試行体制を整備中。

3. 22年度以降の対策強化等

・2022年度における目標の達成及び、更に実行可能なダムでの導入に取り組む。

〈22年度関連予算〉

・治水事業等関係費 8,903億円の内数

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○地域における再エネの活用推進

所有者不明土地を活用した再エネの地産地消等に資する施設の整備を可能とする仕組みの充実等

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし

2. 21年度の主要な取組

- ・地域福利増進事業の対象事業に再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加：

第208回国会に提出した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(令和4年2月4日閣議決定)」にて、知事の裁定による使用権の設定により所有者不明土地を公共的な事業のために活用可能とする制度(地域福利増進事業)の対象事業に、再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加(令和4年4月27日成立、5月9日公布)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・対象となる再生可能エネルギー発電設備の要件について、国土審議会企画部会のとりのまとめや国会審議、付帯決議を踏まえ、地産地消に資するなど、真に地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとなるよう、政令で厳格に定めた上で活用を促進
- ・地域福利増進事業ガイドラインを改訂するとともに、その内容を土地政策推進連携協議会での講演会等により周知
- ・地域福利増進事業の実施に係る所有者探索等を支援する補助制度の創設

〈22年度関連予算〉

- ・所有者不明土地等対策事業費補助金：地域福利増進事業の実施に係る所有者探索等を支援(R4当初予算額：70,639千円)

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○地域における再エネの活用推進

北海道環境イニシアティブの推進（農業水利施設における小水力発電施設の導入推進）

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・農業用水施設の維持管理費の軽減およびカーボンニュートラルの実現に寄与する小水力発電を、国営及び道営の農業農村整備事業により整備。現在2地区で稼働中。施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・各地区の小水力発電の整備を実施

2. 21年度の主要な取組

- ・各地区の小水力発電の整備を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・各地区の小水力発電の整備を実施

〈22年度関連予算〉

- ・北海道開発予算 農業農村整備事業（795億円の内数）

7. 再生可能エネルギーの導入・利活用拡大

○地域における再エネの活用推進

再エネ開発・運用に資する気象情報の提供

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析の実施に向けて、気候同化システムの開発、観測データの整備を実施するとともに、新たな期間(1960年代～1980年代)に対するプロダクト作成のための本計算の開始やプロダクトの品質評価を進めるなど、取組を着実に実施した。また、数値予報モデルの精緻化に向けて、物理過程の改良及び予測の不確実性を考慮するためのアンサンブル手法の開発を着実に実施するとともに、鉛直高解像度化などの技術開発を進めるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・次期長期再解析で用いる観測データの整備、プロダクト作成のため本計算を実施するとともに、プロダクトの品質評価を進めた。
- ・数値予報モデルの精緻化に向け、数値予報モデルの鉛直高解像度化などの技術開発を継続して実施した。
- ・再生可能エネルギーの見積りに直接役立つ風速、日射量などの数値予報プロダクトを日々継続的に提供した。

2. 21年度の主要な取組

- ・最新の数値解析予報技術に基づく新たな長期再解析(JRA-3Q)を実施することにより、対象期間がさらに長く、解像度がより精細で、物理法則に従いつつも観測データに近いという、高精度の気候の再現データの提供を一部開始した。
- ・物理過程の改良や鉛直層の増強などの数値予報モデルの改善に加え、より多くの観測データや、雲の予測に重要な陸上・海上における水蒸気観測を数値予報モデルに取り込んでいくなど、気象予測の精度向上に資する技術開発を継続して実施した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・JRA-3Qによる提供プロダクトを拡充するとともに、利活用推進の取組を実施する。
- ・22年度出水期に計画されている集中観測等による線状降水帯の機構解明研究により得られる雲の予測に重要な陸上・海上における水蒸気観測成果の活用をはじめ、多くの観測データを数値予報モデルに取り込んでいく。
- ・気象庁スーパーコンピュータの能力を向上させるとともに、スーパーコンピュータ「富岳」を活用した精緻な予測モデルの開発を加速させる。

〈22年度関連予算〉

- ・再エネ開発・運用に資する気象情報の提供に係る予算(107億円(の内数))

8. 水素社会の実現、次世代エネルギーの利活用拡大

○インフラ等における水素等の利活用の推進

空港における水素利活用の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・学識経験者や関係事業者等で構成する検討会において、空港施設・車両からのCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の検討を進めるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を2021年3月に設置。

2. 21年度の主要な取組

- ・「空港分野におけるCO2削減に関する検討会」を第4回まで開催し、課題の整理、空港施設・空港車両のCO2排出削減や空港の再エネ拠点化の方向性を検討。
- ・2021年8月からは各空港の検討を深掘りするため、21空港について「重点調査」を実施。
- ・2022年2月に、空港の脱炭素化目標・工程表・取組方針を策定。
- ・2022年3月に、各空港で作成する計画のガイドラインを策定。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・2022年3月1日に国会に提出した、航空法等の一部を改正する法律に基づく空港脱炭素化の推進。
- ・各空港における脱炭素化のための推進計画の作成等の促進。
- ・空港における省エネ・再エネ設備の導入・整備の際に考慮すべき事項等をまとめた整備マニュアルを策定予定。
- ・空港における省エネ・再エネ設備の導入のための支援事業を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・空港脱炭素化推進事業：計画策定支援、設備導入支援、モデル実証等（約76億円（2022年度予算）【新規含む】）

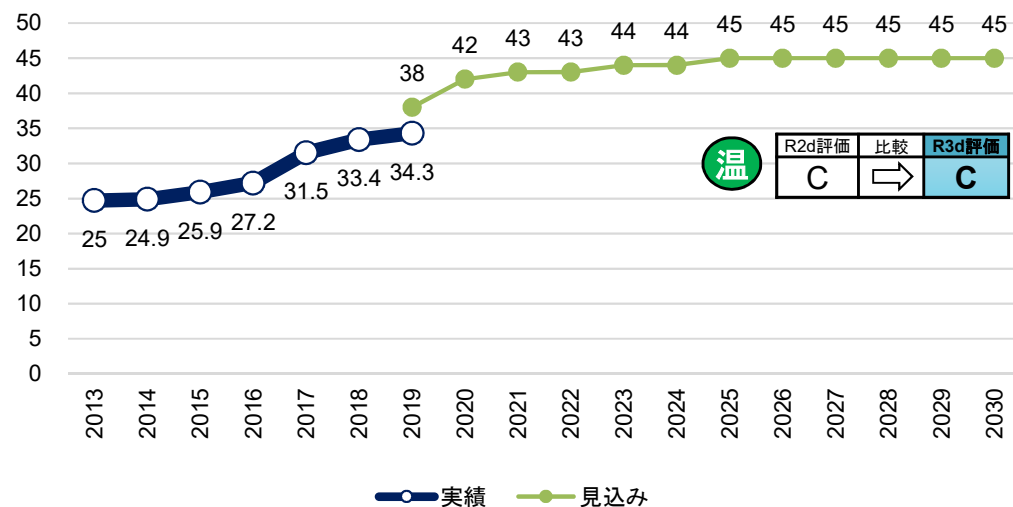
8. 水素社会の実現、次世代エネルギーの利活用拡大

○インフラ等における水素等の利活用の推進

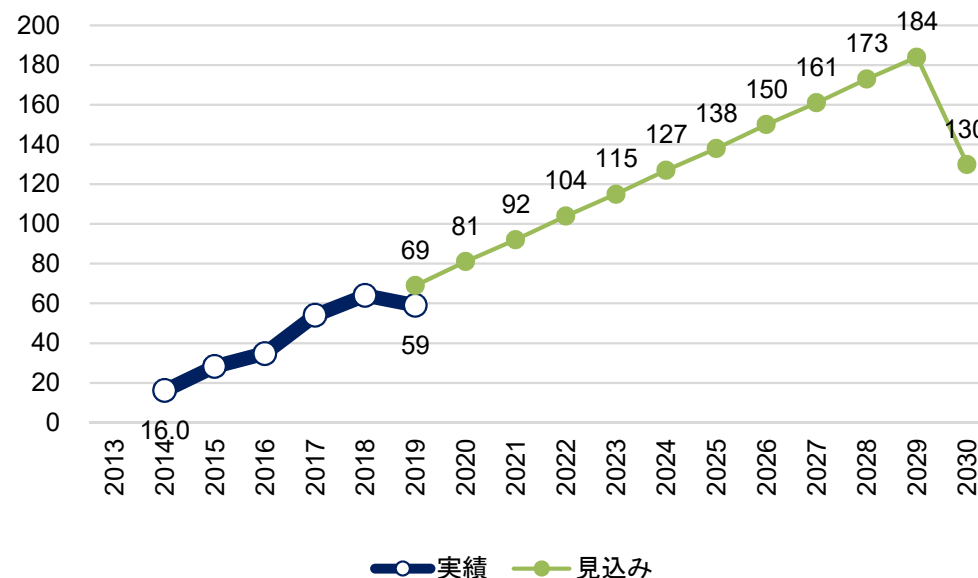
下水道由来水素に関する技術開発

○指標(再掲)

下水道バイオマスリサイクル率 (%)



○排出削減量の見込と実績(下水道における省エネ・創エネ対策の推進) (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・下水道バイオマスリサイクル率、CO₂排出量については、進捗がやや遅れている状況にあるため、更なる案件形成の加速が必要。

〈実績〉

・平成27年5月の下水道法改正では発生汚泥の燃料としての再生利用に関する努力義務を規定。
 ・平成27年3月に下水汚泥エネルギー化ガイドラインの策定(平成28年3月改訂)、平成28年4月に下水道における地球温暖化対策マニュアルを公表。

2. 21年度の主要な取組

・社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進。

3. 22年度以降の対策強化等

・引き続き、社会資本整備総合交付金事業や下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣の他、22年度に創設した下水道脱炭素化推進事業等により更なる創エネの取組を推進。

〈22年度関連予算〉

社会資本整備総合交付金(令和4年度当初 1/2 等 581,731 百万円(の内数))
 ・下水道リノベーション推進総合事業
 ・下水道脱炭素化推進事業

8. 水素社会の実現、次世代エネルギーの利活用拡大

○インフラ等における水素等の利活用の推進

北海道環境イニシアティブの推進（産学官金連携のプラットフォームによる水素を活用した地域づくり）

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・北海道の優れた資源・特性と多様な主体との連携・協働により我が国の環境政策の先駆的なモデルとなる施策を展開する北海道環境イニシアティブの一環として産学官金連携のプラットフォームにより水素による余剰電力の利用促進の普及啓発を推進した。
- ・本PF会員数は、令和2年度に前年度と比較して1団体増加し、全59団体。

〈実績〉

- ・普及啓発を目的としたPF会合の開催
- ・地方自治体のPF会員向けの勉強会を開催

2. 21年度の主要な取組

- ・普及啓発を目的としたPF会合の開催
- ・水素社会実現に向けた先進的な取組を行っている地域への視察（福島県内）
- ・地方自治体のPF会員向けの勉強会を開催

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、有識者の講演や先進的な取組を行っている地域への視察を通じた普及啓発の推進

〈22年度関連予算〉

- ・北海道開発予算(5,702億円の内数)

9. 地球温暖化緩和策に資する国際貢献、国際展開

気候変動に対応したインフラシステム海外展開の推進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

・令和2年12月に策定された政府全体の方針である「インフラシステム海外展開戦略2025」を踏まえ、令和3年6月に開催した国土交通省国際政策推進本部において、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2021」を策定し、「地球規模での気候変動への対応などによる経済と環境の好循環の実現」の取組を強化すべき新たな課題と位置付け、今後取り組むべき主な施策等を取りまとめた。これに基づき、令和3年度において取り組んだ主な事項は以下のとおり。

- ①鉄道分野では、我が国に優位性のある省エネ技術等の活用の促進に関する調査を実施したほか、航空分野では、令和4年3月、ASEAN諸国の空港関係者向けに我が国の環境に配慮した省エネ等のエコエアポート技術の紹介を行い我が国の優れたエコエアポート技術の認知向上及び推進を図った。
- ②港湾分野では、令和3年4月の日米首脳会談において発出された共同声明に基づく「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」を受け令和4年3月に開催した「日米CNPワークショップ」やJICA 港湾関連研修修了生及びJICA 事業に携わった ASEAN・大洋州地域各国の港湾分野におけるキーパーソンにより構成される「JICA 港湾アルムナイ」の取組として令和3年9月に開催したオンラインセミナー等において、日本のCNPの取組について紹介した。
- ③海事分野では、平成28年にIMOの海上安全委員会にて暫定基準が採択された液化水素の海上運搬技術について、これに基づいて建造したパイロット船の世界初となる実証実験が令和3年12月から令和4年1月にかけて実施され、今後の液化水素運搬船の商用化に向け、大型船にも対応するよう暫定基準の見直しの提案等の取組を行った。
- ④スマートシティ分野では、ASEAN10か国26都市を対象とした支援策であるSmart JAMPIに基づく調査事業を行い、交通、エネルギー、防災等に関して我が国技術を活用したスマートシティの実現可能性を検討した。
- ⑤株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)では、2019年に行った株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行5年後の検証作業で交通事業・都市開発事業への支援の拡充等の方向性として、エネルギー分野を含む幅広い案件について積極的に支援を行うことが示されたことを受け、令和3年度においては、米国における断熱性能の高い建材の活用、省エネ設計等の技術を活用した環境配慮型都市事業やインドにおけるLNGの調達・貯蔵等を一貫して担うエネルギー輸送・供給網整備事業等へ出資し、事業計画を行った。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・令和4年6月に次期国土交通省インフラシステム海外展開行動計画を策定予定
- ・引き続き、「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、我が国の省エネ技術等を活用した脱炭素社会の実現に資するインフラシステムの海外展開を推進していく

〈22年度関連予算〉

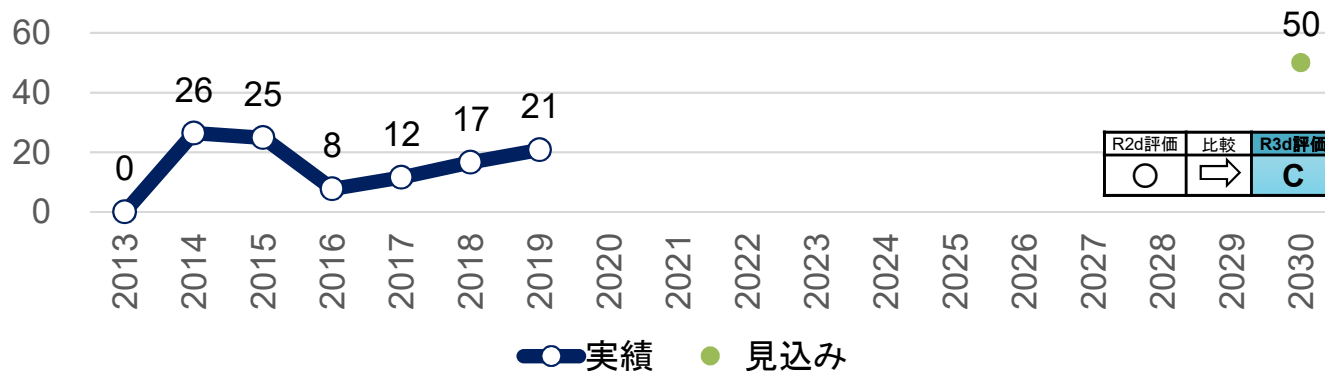
- ・「インフラシステム海外展開の推進」(18.7億円)の内数

10. 政府実行計画に基づく環境対策の推進

政府実行計画に基づく国土交通省実施計画による環境対策の推進

○指標

温室効果ガス排出量削減率(%)



R2d評価	比較	R3d評価
○	→	C

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2013年度比温室ガス20.8%削減
- ・30年度の目標達成に向けては、設置可能な建築物の太陽光発電設備の設置やLED照明の導入を促進していく必要がある。

〈実績〉

- ・「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき、財・サービスの購入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関し、率先的に取組を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・21年10月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先的に取り組む。
- ※21年度に新たな政府実行計画が策定され、温室効果ガス排出量については、2013年度を基準として2030年度までに50%削減することを目標に掲げており、国土交通省としても同計画に基づき温室効果ガスの排出削減目標を目指すこととする。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・21年10月に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」(政府実行計画)に基づき、国土交通省実施計画を改定し、環境対策を推進するため、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用、その他の事務及び事業等に関し、温室効果ガスの排出量削減等に向け率先して取り組む。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

10. 政府実行計画に基づく環境対策の推進

政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・関係府省の施設管理者に対して、各種会議で環境省等と連携し、政府実行計画の周知を行うとともに、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。
- また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・関係府省の施設管理者に対して、各種会議で環境省等と連携し、政府実行計画の周知を行うとともに、施設管理者が行う省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制の取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。
- また、エネルギー使用に改善の可能性があると考えられる施設に対し、省エネルギーの取組に関する情報提供等の技術的支援を行う。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・関係府省の施設管理者等に対して、省エネ及び温室効果ガス排出抑制に関する情報提供等の技術的支援を行う。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

10. 政府実行計画に基づく環境対策の推進

産業界における自主的取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・2021年度においては62件の事業所が新規にグリーン経営認証を取得

2. 21年度の主要な取組

- ・交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、グリーン経営認証取得に向けた講習会を開催するなど、トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各業種の認証制度の普及・促進を行った。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、グリーン経営認証取得講習会の開催や制度メリットの積極的広報等を行うとともに、予算・助成、融資、普及啓発等の面で関係省庁や関係団体等に働きかけ、更なる認証制度の普及・促進に向けて取り組む

〈22年度関連予算〉

- ・なし

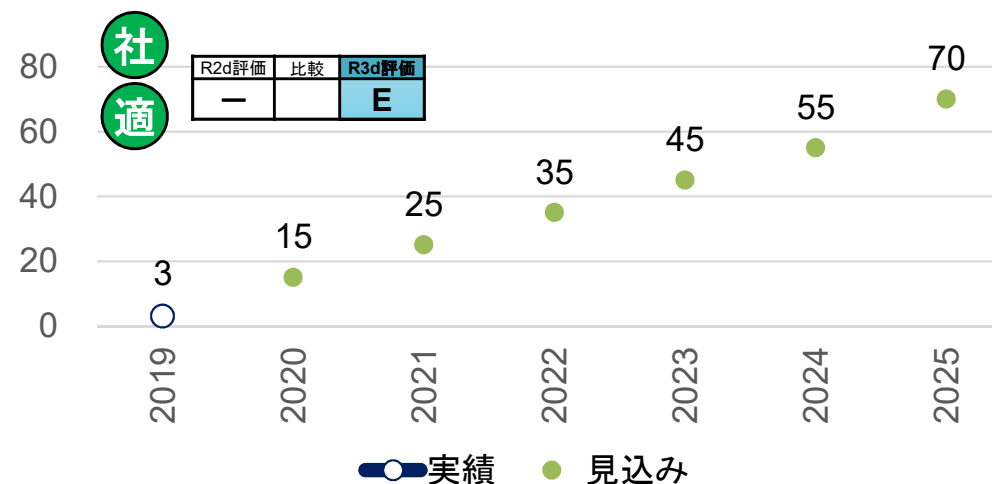
I - 2 吸収減対策、カーボンリサイクル

1-2 吸収減対策、カーボンリサイクル

○都市緑化等のグリーンインフラの推進

グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動拡大を通じたグリーンインフラの社会実装の推進

○指標
 グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、
 グリーンインフラの取組を事業化した自治体数 (自治体)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・2020年度の実績については、今後グリーンインフラ官民連携プラットフォーム会員に対する調査を実施し、把握する予定。
- ・目標の達成に向けては、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動拡大や先導的なモデル形成等を通じて、事業化を加速する必要がある。

〈実績〉

- ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動を通じて、自治体等が活用可能な事例集・技術集・金融資料集を作成するとともに、自治体等が参加可能なシンポジウムやオンラインセミナー等を開催。
- ・グリーンインフラに取り組もうとする2自治体に対して専門家派遣等の支援を実施し、先導的なモデルを形成・横展開。

2. 21年度の主要な取組

- ・会員のニーズ・シーズのマッチング等により事業化を推進する「パートナーシップ構築支援」を開始。
- ・グリーンインフラに取り組もうとする4自治体に対して専門家派遣等の支援を実施し、先導的なモデルを形成・横展開。
- ・自治体等が活用可能なグリーンインフラ実践ガイドの策定に向けて、検討会を立ち上げ、議論を開始。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・会員へのアンケートやヒアリング等を通じて、「パートナーシップ構築支援」の仕組みを改善し、事業化に向けた取組を加速。
- ・自治体等が活用可能なグリーンインフラ実践ガイド(案)の策定。
- ・グリーンインフラに関連する取組に活用可能な支援制度等をまとめた支援制度集の策定。

〈22年度関連予算〉

- ・「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出のための調査・検討経費(36,398千円)

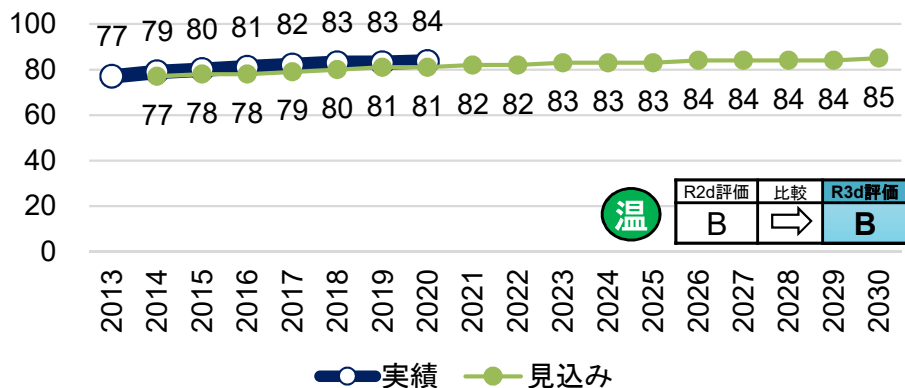
1-2 吸収減対策、カーボンリサイクル

○都市緑化等のグリーンインフラの推進

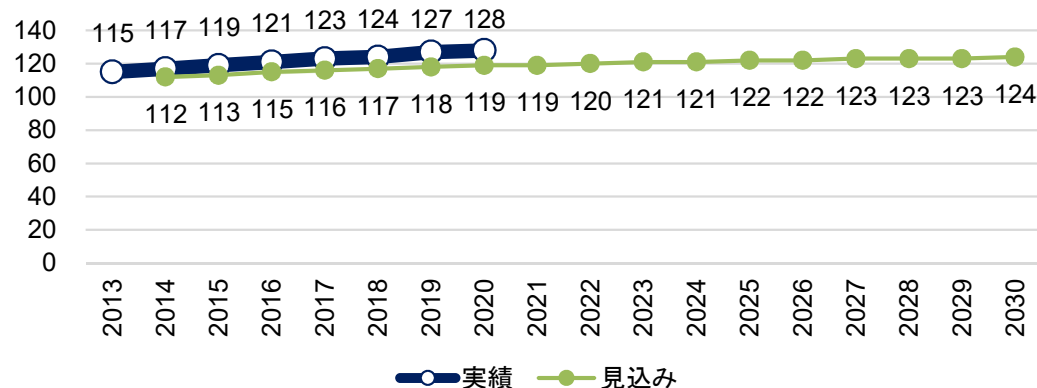
都市緑化等の推進

○指標

都市公園等の整備面積 (千ha)



○排出削減量の見込と実績 (万t-CO₂)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・都市公園等の整備面積は増え続け、施策は着実に進捗している。
- ・都市公園等整備面積: 128,264ha(令和元年度末) → 129,187ha(令和2年度末)
- ・1人当たり都市公園等面積: 10.7㎡/人(令和元年度末) → 10.7㎡/人(令和2年度末)

〈実績〉

- ・社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。
- ・直轄事業において、国営公園の整備を推進するとともに、補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・今後も、社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・都市公園・緑地等事業: 地方公共団体に対する支援等(社会資本整備総合交付金5,817億円(の内数)、防災・安全交付金8,156億円(の内数))
- ・国営公園等事業: 直轄(国営公園等事業費263億円(の内数))
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業2.5億円(の内数)

1-2 吸収減対策、カーボンリサイクル

○都市緑化等のグリーンインフラの推進

CO2 吸収源としてのブルーカーボン生態系の活用

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・港湾整備で発生する浚渫土砂等を活用したブルーカーボン生態系(藻場・干潟等)の造成等の実施及び「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」の開催(3回)など、施策は着実に進捗していると評価

〈実績〉

- ・ブルーカーボン生態系の活用に向け具体的な検討を進めるため、「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を開催
- ・ブルーカーボンの定量的評価、技術開発及び資金メカニズムの導入等の試験研究を目的とした「ジャパンプルーエコノミー(JBE)技術研究組合」の設立を認可(R2.7)

2. 21年度の主要な取組

- ・ブルーカーボン生態系の活用に向けた具体的な検討を進めるため、「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を開催(3回)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・ブルーカーボン生態系の活用に向けた具体的な検討を進めるため、「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を開催
- ・国連気候変動枠組条約に基づく我が国の「温室効果ガスインベントリ報告」について、2023年度までにブルーカーボンによるCO2吸収量の反映を目指し、関係省庁と連携して、CO2吸収源としてのブルーカーボン生態系の活用に向け取組を進める。

〈22年度関連予算〉

- ・港湾整備事業費(事業費):国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナル等の整備を実施する
2,830億円の内数(2022年度予定)

1-2 吸収減対策、カーボンリサイクル

○炭素貯蔵に貢献する木造建築物の普及拡大

木造建築物の普及拡大

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・住宅・建築物の木造化に係るプロジェクトを12件採択・支援するほか、大工技能者の技能向上のための研修活動等の取組を行う18の団体を支援し、集約・整理した木造建築物の設計に資する技術情報を設計者へ一元的に提供する「中大規模木造建築ポータルサイト」を開設するなど、施策は着実に進捗している。
- ・火気使用室における内装制限の合理化対象用途の拡大により内装に木材を使用する設計手法の拡大に寄与した。

〈実績〉

- ・サステナブル建築物等先導事業(木造先導型)の実施: 木造建築物プロジェクトに対する支援を実施
- ・木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業の実施: 木造住宅・建築物の担い手の育成の取組に対する支援、設計者の育成・サポートの取組に対する支援を実施
- ・建築基準法に基づく告示を改正し、火気使用室における内装制限の合理化対象用途を拡大する見直しを実施

2. 21年度の主要な取組

- ・木造建築物プロジェクトへの支援、木造住宅・建築物の担い手の育成の取組に対する支援等を引き続き実施している。
- ・建築基準法に基づく告示を改正し、木材を用いた外壁の構造方法について仕様を追加する見直しを実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・優良な木造建築物等の整備に対する支援制度の創設

〈22年度関連予算〉

- ・サステナブル建築物等先導事業(木造先導型) : 住宅・建築物の木造化に係る先導的なプロジェクトへの支援(66.3億円の内数)
- ・木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業 : 木造住宅・建築物の担い手の育成の取組に対する支援(5億円)
- ・優良木造建築物等整備推進事業 : 主要構造部に木材を積極的に使用した中高層住宅・非住宅建築物に対する支援(200億円の内数)

Ⅱ 気候危機に対する気候変動適応社会の実現に向けた 適応策の推進

1. 気候変動適応計画の推進

政府の「気候変動適応計画」の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・政府の「気候変動適応計画」に基づき、国土交通分野の気候変動適応策を推進。

〈実績〉

- ・「気候変動適応計画」を踏まえて、関係府省庁から構成される「気候変動適応推進会議」において、令和元年度に実施した施策のフォローアップを行い、「気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書」としてとりまとめ。

2. 21年度の主要な取組

- ・令和2年12月に公表された「気候変動影響評価報告書」を踏まえ、「気候変動適応計画」の改定を実施(令和3年10月閣議決定)。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・令和3年10月閣議決定された「気候変動適応計画」に基づき、国土交通分野の気候変動適応策を推進。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

2. 自然災害分野における適応策の推進

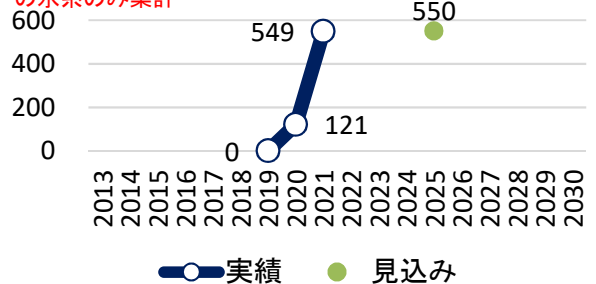
○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

河川管理者等が主体となって行う治水事業等の充実・強化、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の推進

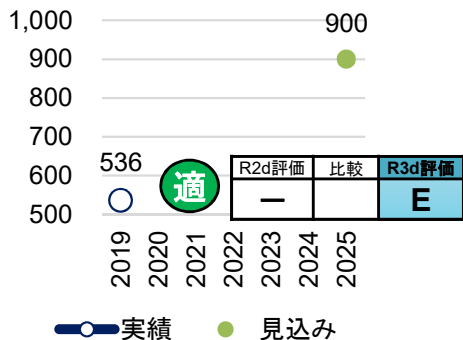
○指標

一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数

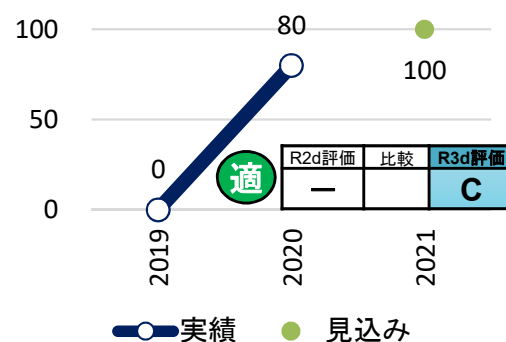
※河川整備計画を策定済みの水系のみ集計



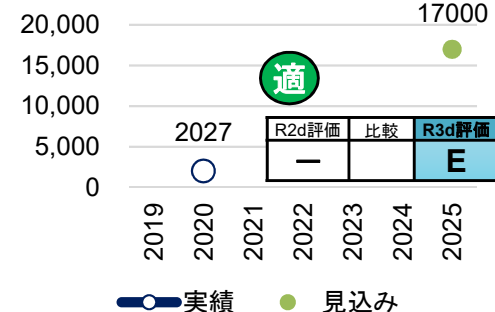
あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数



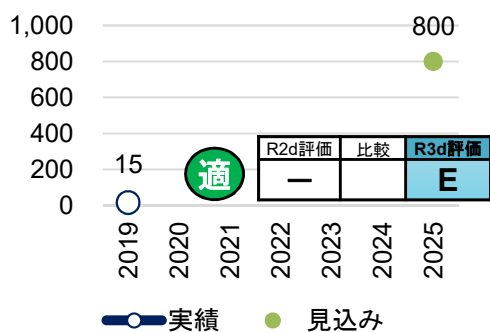
事前放流の実施体制が整った水系の割合(事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等が完了した水系の割合)



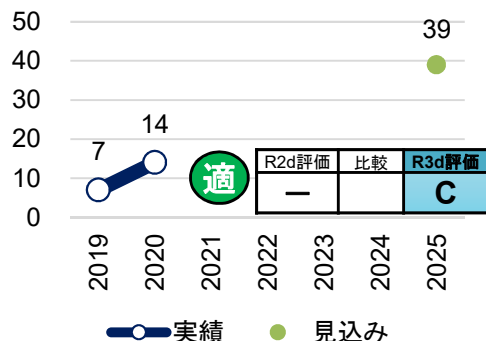
水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数



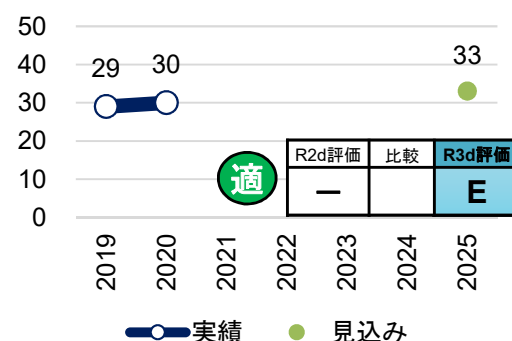
最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数



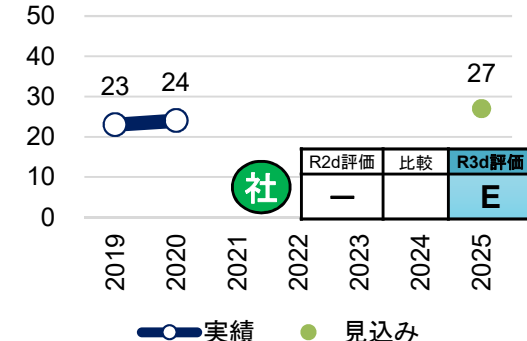
高潮浸水想定区域を指定している都道府県数



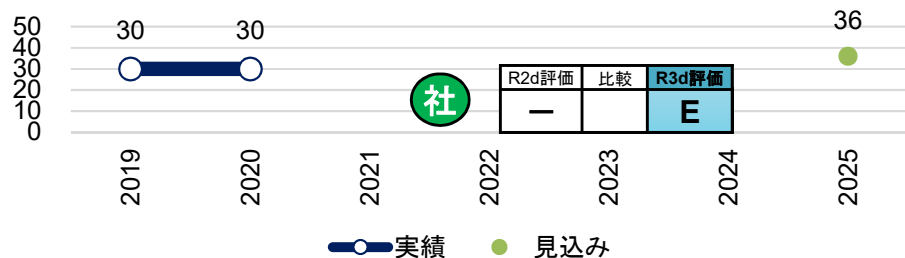
重要なライフライン施設が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率



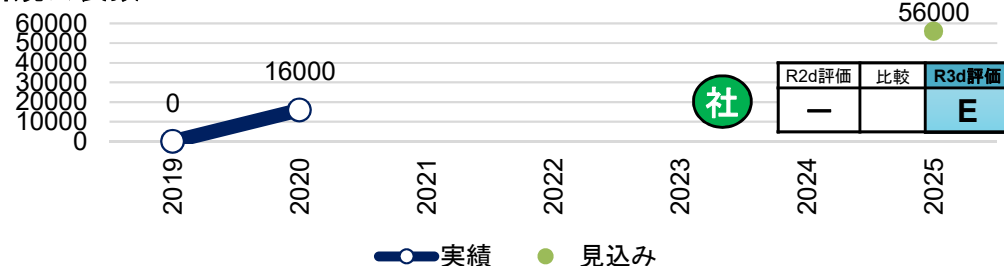
重要交通網が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率



市役所、町役場及び支所が保全対象に含まれている要対策箇所における対策実施率



土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数



2. 自然災害分野における適応策の推進

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

河川管理者等が主体となつて行う治水事業等の充実・強化、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の推進

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉 ※指標の評価が「E」については、来年度以降からの施策や未集計のため評価できない。

- ・雨水貯留浸透施設の整備等について、令和3年度からの流域治水の実践に向け、全国109の1級水系において、「流域治水プロジェクト」を作成・公表。
- ・治水協定の締結等により利水ダム等における事前放流の実施体制が整えられた。
- ・令和元年度から令和2年度で高潮浸水想定区域を公表している都道府県は8都府県増加しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・全国109の1級水系において、「流域治水プロジェクト」を作成・公表。
- ・利水ダム等における事前放流の取組を実施するため、420水系で治水協定を締結（1級、2級）。
- ・三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域の指定及び水位周知海岸の指定に向けた取組を促進し、新たに静岡県（伊豆半島の一部）、愛知県、三重県、兵庫県（播磨、淡路沿岸、但馬沿岸）、愛媛県、香川県、宮崎県、鹿児島県（八代海沿岸）で高潮浸水想定区域図が公表されている。また、高潮浸水想定区域の指定・公表等を促進するために、令和2年6月に高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定した。
- ・（砂防）第5次社会資本整備重点計画（2021年度閣議決定）の指標を引用しているため非該当

2. 21年度の主要な取組

- ・2級水系で約400の流域治水プロジェクトを策定し、流域治水の現場レベルでの実践を加速。
- ・流域治水関連法（令和3年11月全面施行）を整備し、雨水貯留浸透施設の整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充。
- ・令和3年4月までに、一級水系に続き、二級水系でも治水協定を締結し、利水ダム等における事前放流の運用を開始。
- ・水防法の改正により、洪水浸水想定区域の指定対象を中小河川に拡大。
- ・三大湾等を有する地方公共団体と連携し、最大クラスの高潮に対する浸水想定区域の指定及び水位周知海岸の設定に向けた取組を促進し、新たに北海道（根室（根室市区間）・十勝釧路（根室市区間））、神奈川県（相模灘）、静岡県（駿河湾）、岡山県、広島県、熊本県、佐賀県、大分県で高潮浸水想定区域図が公表されている。また、高潮浸水想定区域の指定・公表等を促進するために、令和3年7月に高潮浸水想定区域図作成の手引きを改定した。
- ・地域の暮らしに不可欠なライフラインを保全する土砂災害対策を推進した。
- ・地域の中心集落等を結ぶ重要交通網を保全する土砂災害対策を推進した。
- ・地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策を推進した。
- ・土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ土砂災害に強い地域づくり等を推進した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・流域治水プロジェクトに基づく流域治水の取組に加え、流域治水関連法の活用等により、引き続き実施。
- ・引き続き、利水ダム等における事前放流の取組を推進。
- ・「水害リスク情報整備推進事業」を基幹事業として創設し、洪水浸水想定区域の指定を促進。
- ・浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した水害リスクマップ（浸水頻度図）を整備し、土地利用・住まい方の工夫等を促進。
- ・次期計画においては、技術支援等により、各都道府県における高潮浸水想定区域の指定・公表を一層推進していく。
- ・地域の暮らしに不可欠なライフラインを保全する土砂災害対策を推進する。
- ・地域の中心集落等を結ぶ重要交通網を保全する土砂災害対策を推進する。
- ・地域の中心集落における市町村役場等を保全する土砂災害対策を推進する。
- ・土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ土砂災害に強い地域づくり等を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・水管理・国土保全関係予算 9,517億円の内数
- ・社会資本総合整備：27,424億円の内数

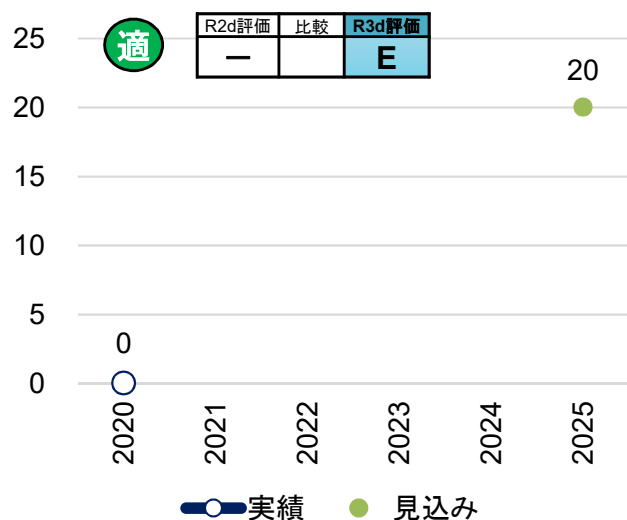
2. 自然災害分野における適応策の推進

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

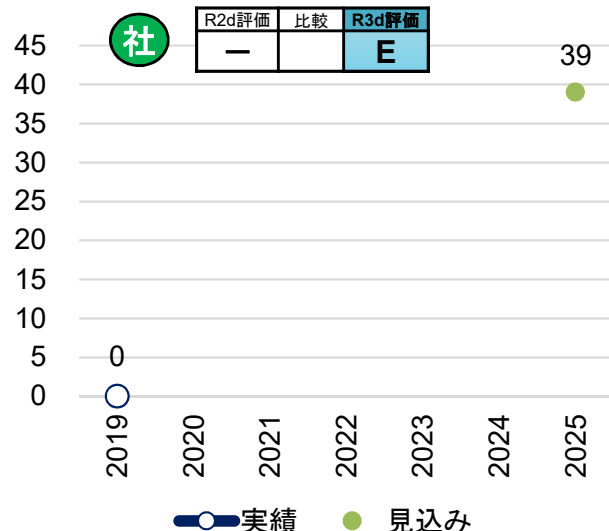
気候変動の影響を踏まえた計画や基準等の見直し

○指標

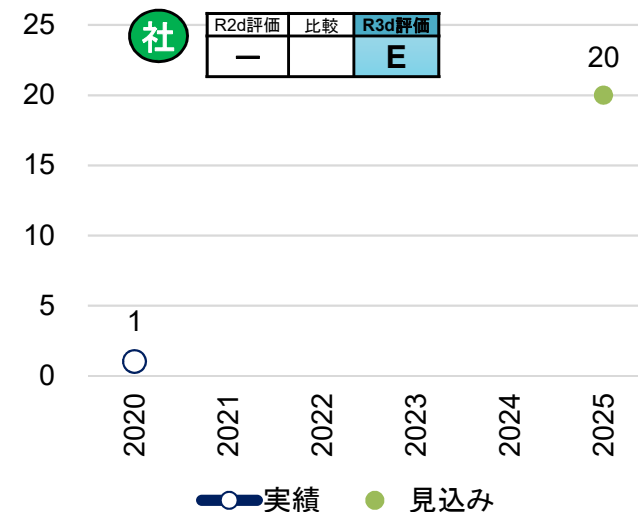
気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定数



気候変動影響を防護目標に取り込んだ海岸の数



海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。
- ※指標については、来年度以降からの施策や未集計のため評価できない。

〈実績〉

- ・河川整備基本方針検討小委員会で、気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針について検討を行った
- ・令和2年11月に「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」を変更した。

2. 21年度の主要な取組

- ・令和3年4月に「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言をとりまとめた。
- ・令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」を改正した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定を引き続き推進。
- ・引き続き、各都道府県が海岸保全基本計画を変更し、気候変動の影響を考慮した防護目標を設定することを支援する。

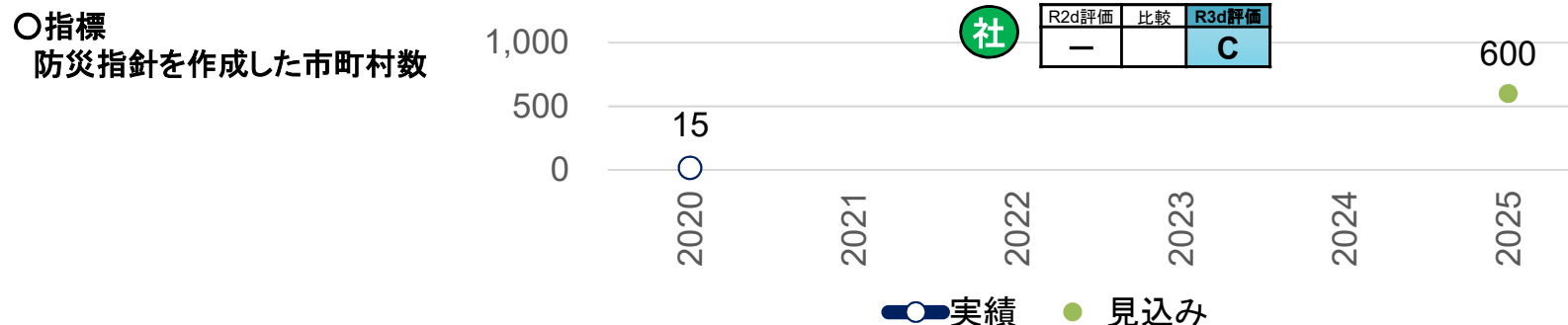
〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数
- ・社会資本総合整備: 27,424億円の内数

2. 自然災害分野における適応策の推進

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・20年度末時点で383都市が立地適正化計画を作成・公表し、そのうち15都市が防災指針を作成・公表した。

〈実績〉

- ・都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」を17都市選定し、直接的なコンサルティング等により、防災指針の検討を支援し、取組状況について情報発信を行った。
- ・防災指針のガイダンスとなる「立地適正化計画作成の手引き」を改正し、WEB説明会を開催する等、手引きの内容について幅広く周知を行った。
- ・地方公共団体の防災・減災対策の検討に資するよう、関係省庁のまちづくりにおける防災・減災対策に係る支援施策をとりまとめ、公表を行った。
- ・水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会を設置し、近年の水災害の激甚化や水災害リスクの増大を踏まえ、水災害に対するリスクの評価及び防災、減災の方向性について検討を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・令和3年12月末時点で405都市が立地適正化計画を作成・公表し、そのうち29都市が防災指針を作成・公表した。
- ・「防災コンパクト先行モデル都市」における防災指針検討・作成事例や防災まちづくりに資する新制度を「立地適正化計画作成の手引き」に追加しガイダンスの充実を行った。（災害リスク分析、防災・減災の取組、目標設定等）
- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインの作成：水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会において、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示すガイドラインを21年5月にとりまとめ。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・居住の安全確保等の防災・減災対策の取組を推進するため、立地適正化計画及び防災指針の策定や計画に基づく取組の実施等に必要な支援を継続して実施する。

〈22年度関連予算〉

- ・令和4年度予算：防災・安全交付金 815,600百万円の内数
- ・集約都市形成支援事業545百万円の内数
- ・都市構造再編集集中支援事業70,000百万円の内数
- ・治水事業等関係費 890,300百万円の内数

2. 自然災害分野における適応策の推進

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

新技術の活用による防災・減災の高度化・迅速化、わかりやすい情報発信等

R2d評価	比較	R3d評価
—		○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・河川巡視の高度化を目的とした「ドローンによる河川情報の取得、異常箇所自動抽出技術」に取り組み、現場実証を実施。
- ・洪水時の流量観測の確実性や観測員の安全性確保のため、無人化・省力化「流量観測機器」の開発に取り組み、現場実証を実施。
- ・衛星や航空レーザ測量を活用して、定常的な地形データの取得を行い、国土の監視を推進。
- ・メディア関係者等と連携して、水害・土砂災害時における防災情報に関する用語について受信者の立場に立った用語への改善検討、防災用語ウェブサイト開設等の理解促進に向けた取り組みを実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・革新的河川技術プロジェクトにより、河川行政における技術課題や政策課題の解決に向けて、企業等が持つ先端技術や既存技術を活用した機器・システム等の開発及び現場への迅速な導入を引き続き推進。
- ・河川砂防技術研究開発公募により、水管理及び国土保全行政における技術政策課題の解決に向けて、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を引き続き促進。
- ・浸水センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業と国や自治体等の様々な関係者が浸水センサを実際に設置し、浸水センサの特性や情報共有の有効性等を検証を実施。
- ・衛星や航空レーザ測量を活用して、定常的な地形データの取得を行い、引き続き国土の監視を推進。
- ・時系列で整理した自分自身の避難行動計画である「マイ・タイムライン」とスマートフォンアプリの防災情報のプッシュ通知機能などデジタル技術を融合したデジタルマイタイムライン普及に向けた検討を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数

2. 自然災害分野における適応策の推進

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

排水機場等における遠隔監視・操作化

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・気候変動により水災害リスクが高まり、インフラの老朽化が進行する中、適切な維持管理や施設操作の高度化のため、排水機場等の遠隔監視・操作化の整備加速化に着手

3. 22年度以降の対策強化等

- ・2025年度までに、全ての排水機場について遠隔監視・操作化を可能にする整備を推進

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数

2. 自然災害分野における適応策の推進

○流域治水の推進等の気候変動を踏まえた水災害対策の強化

観測・予測・情報提供による防災・減災対策

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため、評価できない

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため、実績がない

2. 21年度の主要な取組

- ・キキクルの危険度の高まりを確実にお届けできるよう希望者向けにスマホアプリやメールでプッシュ通知するサービスを、民間事業者の協力を頂いて令和元年(2019年)7月から開始しており、令和3年(2021年)6月からは政令指定都市において区単位の通知を開始した。
- ・大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する情報」を、令和3年(2021年)6月より運用開始した。
- ・国管理河川の指定河川洪水予報で提供している水位または流量の予測情報を、令和3年(2021年)6月から従来の3時間先から6時間先までに延長するとともに、警戒レベル3(高齢者等避難)の発令の判断に資する「氾濫危険情報」を、これまでより早い段階から発表し警戒を呼びかけられるように改善した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・令和3年(2021年)5月に災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報の位置付けが変更となったことに合わせて、キキクルにも「災害切迫」(黒)を「警戒レベル5」相当として新設するとともに、これまでの「非常に危険」(うす紫)と「極めて危険」(濃い紫)を統合し「警戒レベル4」相当の「危険」(紫)に一本化する(令和4年(2022年)6月より)。
- ・令和4年(2022年)より、半日先の線状降水帯の発生の可能性が高くその旨を呼びかけた方がよいと判断できた場合に、「線状降水帯」のキーワードを用いた事前の呼びかけを開始する。
- ・令和4年(2022年)6月より、国管理河川の指定河川洪水予報の「氾濫危険情報」において、急な水位上昇にもリードタイムをもって対応できるよう、必要なときに予測に基づいていち早く警戒を呼びかけるように改善する。
- ・令和4年(2022年)6月からは大雨特別警報(浸水害)についてもキキクルの技術を用いた指標を基準値として設定する。
- ・大河川から中小河川まで、洪水に関する地域の危険度を一元的に確認できるよう、「国管理河川の洪水の危険度分布」(水害リスクライン)と洪水キキクルを統合し、気象庁HP画面上で一体的に表示する。令和4年度の運用開始を目標に整備中。

〈22年度関連予算〉

- ・観測・予測・情報提供による防災・減災対策に係る予算(103億円(の内数))

2. 自然災害分野における適応策の推進

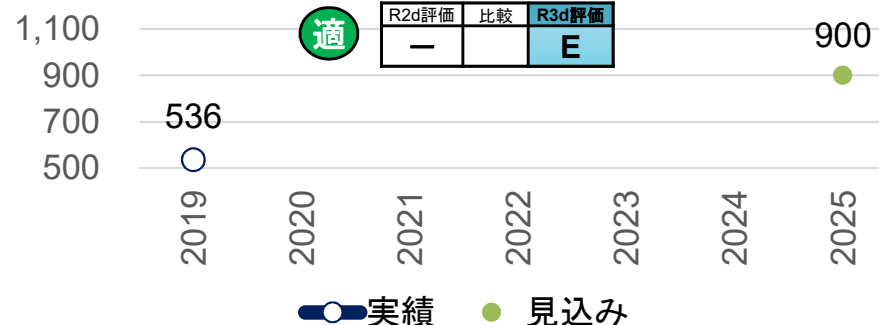
○流域治水におけるグリーンインフラの活用推進等

自然環境が有する多様な機能を活用した流域治水の推進

①雨水貯留浸透施設の整備等

○指標

あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数



②都市山麓グリーンベルト整備事業の推進

③流域治水における生態系ネットワークの形成等

R2d評価	比較	R3d評価
—		○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・雨水貯留浸透施設の整備等について、令和3年度からの流域治水の実践に向け、全国109の1級水系において、「流域治水プロジェクト」を作成・公表。（指標の実績値はR3年度実績から集計予定）
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で実施し、着実に進捗している。
- ・河川における取組の優良事例を展開することにより、全国各地での生態系ネットワークの形成に向けた取組が着実に進捗している。

〈実績〉

- ・全国109の1級水系において、「流域治水プロジェクト」を作成・公表。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で一連の樹林帯の形成を図った。
- ・生態系ネットワークの重要性や先進的な事例について広く紹介し、普及・啓発を図るため、「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」及び「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」を開催

2. 21年度の主要な取組

- ・2級水系で約400の流域治水プロジェクトを策定し、流域治水の現場レベルでの実践を加速。
- ・流域治水関連法（令和3年11月全面施行）を整備し、雨水貯留浸透施設の整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で一連の樹林帯の形成を図った。
- ・「第6回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」（令和4年1月）及び「第6回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」（令和4年2月）の開催
- ・「河川事業における生態系保全に関する 評価の手引き（実務者向け）（案）～生態系ネットワーク形成に向けて～」のとりまとめ（令和3年6月）

3. 22年度以降の対策強化等

- ・流域治水プロジェクトに基づく流域治水の取組に加え、流域治水関連法の活用等により、引き続き実施。
- ・都市山麓グリーンベルト整備事業について、六甲山系グリーンベルト等で引き続き実施。
- ・全国各地で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に推進。

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数
- ・社会資本総合整備：27,424億円の内数

2. 自然災害分野における適応策の推進

○流域治水におけるグリーンインフラの活用推進等

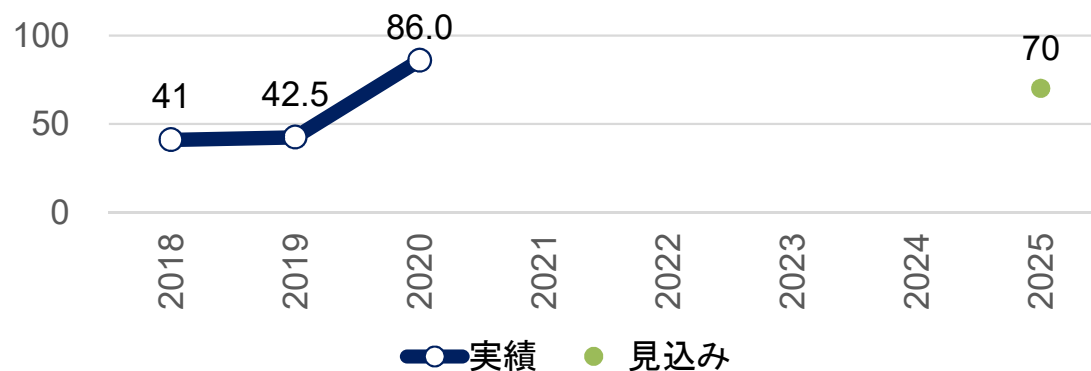
公園緑地や雨庭等を組み合わせた都市・道路空間における雨水貯留浸透機能の強化

○指標

緑の基本計画の策定・改定においてグリーンインフラを位置付けた割合 (%)

社

R2d評価	比較	R3d評価
—		A



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・指標が対前年度比で増加している。2020年度の実績値は86%と、既に目標年度の2030年度の水準を上回っており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「緑地政策におけるグリーンインフラの実装に向けた検討会」を実施。
- ・道路空間におけるグリーンインフラに関する検討を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・都市緑化の推進を図るため、都市緑地法運用指針を改正し、地方公共団体へ周知(2021年8月)。
- ・「グリーンインフラの社会実装に向けた緑の基本計画等のあり方検討会」を実施。
- ・道路空間におけるグリーンインフラに関する検討を行う。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・「緑の基本計画グリーンインフラガイドライン(仮称)」を策定予定。
- ・緑の基本計画の改定を行う自治体に対して、策定支援を実施予定。
- ・道路空間におけるグリーンインフラの整備を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・都市公園・緑地等事業：地方公共団体に対する支援等(社会資本整備総合交付金5,817億円(の内数)、防災・安全交付金8,156億円(の内数))
- ・国営公園等事業：直轄(国営公園等事業費263億円(の内数))
- ・グリーンインフラ活用型都市構築支援事業：民間事業者等に対する支援等(2.5億円(の内数))
- ・道路事業：2,110,940百万円の内数

2. 自然災害分野における適応策の推進

○港湾分野における気候変動適応策の推進

海面水位の上昇等による高潮・高波等の災害リスクの増大等に対応した港湾機能の強化等

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・20年度に「港湾における気候変動適応策の実装に向けた技術検討委員会」を2回開催し、港湾における気候変動適応策の実装に向けた今後の検討の方向性について議論を進めている。

〈実績〉

- ・令和2年8月に、交通政策審議会より、「今後の港湾におけるハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策のあり方」について答申がなされ、台風に伴う高潮・高波等に対する施設の嵩上げ・補強や、新たに整備する施設に対して将来の海面水位の上昇を考慮した設計の導入等の施策の方向性等が示された。これを踏まえて、令和3年2月に、学識経験者等からなる「港湾における気候変動適応策の実装に向けた技術検討委員会」を設置し、港湾における気候変動適応策の実装に向けた今後の具体的な対応方針について検討を開始した。

2. 21年度の主要な取組

- ・21年度に技術検討委員会を2回開催し、今後の検討の進め方及び港湾において対策を講じる上での論点等について議論を進めた。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・22年度以降、これまでの技術検討委員会での議論を踏まえて、海面水位や波浪、潮位偏差などの設計等に使用する外力の考え方について、過去からのトレンド分析や気候モデル等を用いた将来予測等を踏まえて検討を進める。また、気候変動を考慮した技術基準体系のあり方や長期的な視点に立ったエリアごとのマスタープランの必要性などについてさらに検討を進める。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

2. 自然災害分野における適応策の推進

○気候変動を踏まえた空港の防災・減災対策

降雨量の増加や平均海面水位の上昇に伴う空港施設への影響を踏まえた対応

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・空港施設への影響及び防災・減災対策への反映に向けた情報収集及び検討を行うなど、着実に進捗している。

〈実績〉

- ・気候変動を踏まえた空港施設の防災・減災対策の検討に着手。
- ・空港施設への影響及び防災・減災対策への反映に向け、情報収集及び検討を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・国管理空港において、将来の気候変動予測データを用いた降雨量の増加の検討を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、空港施設への影響及び空港の防災・減災対策への反映を検討する。

〈22年度関連予算〉

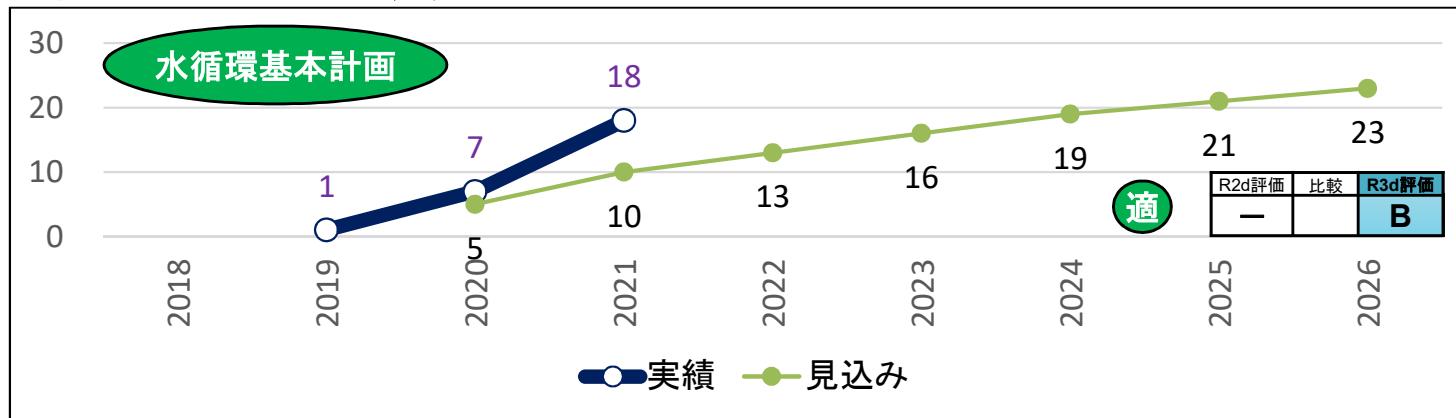
- ・なし

3. 水資源・水環境分野における適応策の推進

無降水日数の増加等深刻化が懸念される渇水対策の推進

○指標

渇水対応タイムラインの公表数 (件)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・指標(渇水対応タイムラインの策定)が対前年度比で6件増加。このまま各地整との連絡会議における策定の協力依頼などの取組を続ければ対策評価指標等が目標年度に目標水準を上回ると考えられる。

〈実績〉

- ・平常時からの対応、渇水時における対応を時系列的に整理する「渇水対応タイムライン」の作成を推進: 全国1級水系のうち7水系で公表。
- ・地下水に関する条例調査の実施: 制定状況を調査・分類・整理し公表
- ・雨水利用事例集の作成: 雨水利用に関する先進事例をとりまとめ、国土交通省HPで公表
- ・雨水利用セミナーの開催: 全国の自治体職員向けセミナーを開催し普及啓発活動を実施(121名参加)

2. 21年度の主要な取組

- ・渇水による影響が大きい水系から順次 渇水対応タイムラインの作成を推進: 全国1級水系のうち18水系で公表。
- ・水循環基本法の一部改正: 地下水に関する規定を追加
- ・世論調査の実施: 地下水に関する認識と地下水マネジメント推進について調査
- ・雨水の利用の推進に関するガイドラインの更新: 市町村計画において共同策定できることを追加
- ・雨水利用セミナーの開催: 全国の自治体職員向けセミナーを開催し普及啓発活動を実施(153名参加)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き全国の主要な水系で渇水対応タイムラインの作成等の施策を着実に推進。
- ・水循環基本法の一部見直しによる取組の強化
- ・地下水データベースの完成と普及
- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの構築・運用による地方公共団体等の支援強化
- ・全国の自治体へ雨水・再生水利用実態調査を実施し、課題を分析した上で効果的な普及啓発を実施

〈22年度関連予算〉

- ・地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(0.35億円の内数)
- ・水資源の有効利用等の推進に関する調査経費(0.08億円の内数)

3. 水資源・水環境分野における適応策の推進

健全な水循環の意識醸成に向けた普及啓発、教育

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・完全オンラインとした水の週間中央行事「第44回水を考えるつどい」の開催や、全国の自治体等で開催方式等を工夫して行われた66件の「水の日」関連行事（前年度252行事）など、コロナ禍で足踏みとなったが、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・水を考えるつどい、水資源功績者表彰、全日本中学生水の作文コンクール及び全国の自治体等で「水の日」関連行事を開催し、健全な水循環に対する意識醸成、普及啓発を推進
- ・子どものうちから水の大切さ等を学ぶためのツールとして、水循環に関する小学生向け学習教材を作成し、水循環に関する教育を推進

2. 21年度の主要な取組

- ・「ポケットモンスター」の「シャワーズ」を「水の日」応援大使として任命、若者を中心とした幅広い世代に「水の日」を普及啓発
- ・水循環に関する小学生向け学習教材を活用した教育現場における授業の実践
- ・水循環に関する中学生向け学習教材の作成

3. 22年度以降の対策強化等

- ・「水の日」応援大使「シャワーズ」の積極的活用を通じた健全な水循環に対する意識醸成、普及啓発の強化
- ・水循環に関する学習教材を使用した授業の実践結果を公表、全国の教育現場での活用を図る

〈22年度関連予算〉

- ・なし

3. 水資源・水環境分野における適応策の推進

水資源に関する調査研究の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・渇水リスク評価手法の開発とそれを基にした各水系の将来のリスク評価という想定した調査内容を進めており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「渇水リスク評価手法の検討」調査の推進：渇水リスク評価手法の開発と、各水系の将来の渇水リスク評価の実施

2. 21年度の主要な取組

- ・「気候変動による危機的な渇水への適応策の検討」調査の推進：
 - ・具体的な水系をモデルに、気候変動の影響を考慮した危機的な渇水時における水需給バランスの評価検討（各気候予測モデルを用いた水供給、水需要の予測結果を基に）
 - ・危機的な渇水時において渇水対応タイムラインなどの必要な水を確保するためのソフト対策の効果および、既存施設の徹底活用を基本としたハード対策の必要性の検討を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・22年中に気候変動による危機的な渇水への適応策の検討を実施

〈22年度関連予算〉

- ・気候変動による危機的な渇水への適応策の検討経費：水の需給バランスを踏まえた適応先の検討等（0.1億円）

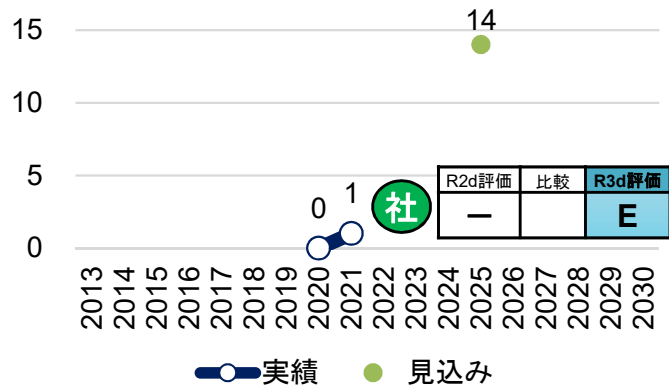
4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

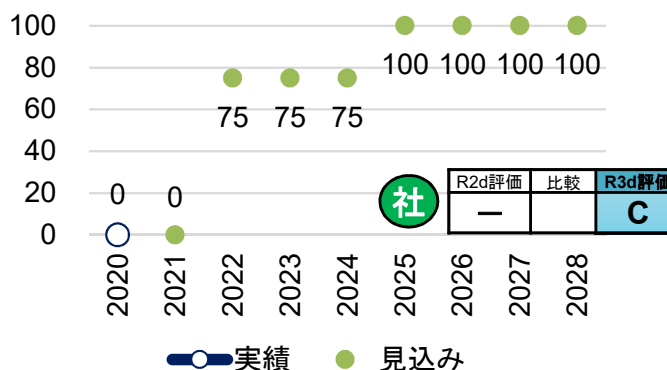
災害時の交通・物流の機能確保のための交通インフラの強化、地方運輸局等の初動体制の強化、運輸防災マネジメント等の事前対策の強化①

○指標

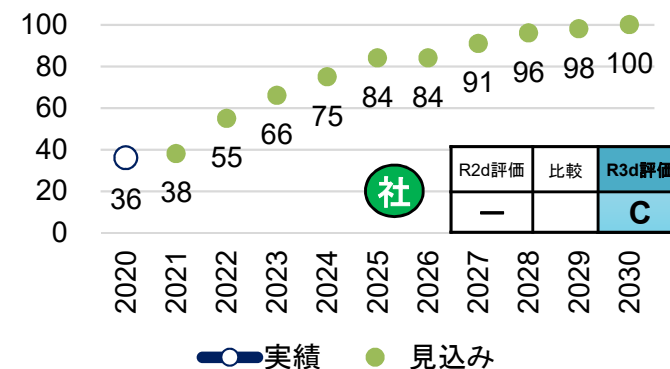
②海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合(%)



⑤電源喪失対策(太陽電池化)が必要な航路標識の整備率(%)



⑤災害に強い機器等の整備率(%)



定性評価:①、③、④

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①令和2年7月に発生した豪雨において、令和元年台風19号で浸水被害を受けた車両基地に留置されていた新幹線車両を、新たに策定した車両避難計画に基づき駅に避難させた。(なお、同車両基地への浸水被害はなかった)
- ②21年からの新規施策のため、評価できない。
- ③訓練の実施等による地方運輸局等の防災体制の機能拡充・強化を推進する
⇒災害発生時に被害の早期把握及び被災地地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、本省・地方運輸局等における情報収集・共有等のための体制整備・運用を行っており、着実に進捗している。
- ④自然災害への対応を含めた運輸安全マネジメント評価を実施し、運輸事業者の災害対応力の向上を促進する運輸防災マネジメント推進する
⇒運輸安全マネジメント評価の際に運輸事業者の防災に関する取組の評価を試行的に実施しており、着実に進捗している。
- ⑤指標「電源喪失対策(太陽電池化)が必要な航路標識の整備率」について、前年度比で増加なし
30年度目標の達成に向けては、省電力な機器の導入を促進するとともに太陽電池化を推進する必要がある
- ⑤指標「災害に強い機器等の整備率」について、対前年度比で34%増加
30年度目標の達成に向けては、近年の気象災害を踏まえ耐災害性の高い機器等の導入を推進する必要がある

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

災害時の交通・物流の機能確保のための交通インフラの強化、地方運輸局等の初動体制の強化、運輸防災マネジメント等の事前対策の強化②

〈実績〉

- ①令和元年の台風19号の影響で、車両基地に留置されていた新幹線車両が浸水するなどの被害が発生したことを受け、令和2年5月、国土交通省において、JR各社からの報告内容を確認のうえ、新幹線における車両及び重要施設に関するJR各社による浸水対策の具体的な内容を取りまとめた。
- ②21年からの新規施策のため、実績がない。
- ③本省・地方運輸局等における緊急連絡機器（衛星携帯電話）の整備を実施した。
- ④2020年7月に運輸防災マネジメント指針を公表した。
- ④運輸安全マネジメント評価の際、運輸事業者の防災に関する取組について試行的な評価を実施した。
- ⑤災害に強い機器等の整備を実施
- ⑤電源喪失対策（太陽電池化）が必要な航路標識の整備を進めるため、22年度の整備に向けた調整を実施

2. 21年度の主要な取組

- ①令和3年8月の大雨において、車両基地に留置していた新幹線車両を浸水被害を受けるおそれのない、他の車両基地や駅に避難させた。
- ②令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等で発生した想定外の波浪等による浸水被害や施設損壊、気候変動による海面水位の上昇等を踏まえ、港湾における高潮・高波対策を実施した。
- ③災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、本省・地方運輸局等における緊急連絡機器（衛星携帯電話）の維持管理やプッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図った。
- ④運輸安全マネジメント評価の際、運輸事業者の防災に関する取組について評価を実施した。
- ④運輸事業者の防災意識の更なる向上を図るため、運輸防災マネジメントセミナーや運輸防災ワークショップ等を実施した。
- ⑤災害に強い機器等を3箇所を整備
- ⑤電源喪失対策（太陽電池化）が必要な航路標識の整備を進めるため、22年度の整備に向けた調整を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ①各社の車両避難計画に従って、車両基地への浸水が予想される場合は新幹線車両の避難を実施する。
- ②引き続き、港湾施設の嵩上げ・補強等の高潮・高波対策を推進する。
- ③災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備や、プッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図る。
- ④これまでに運輸事業者から得られた知見を踏まえ、評価の充実・強化を図る。
- ⑤災害に強い機器等の整備を推進
- ⑤電源喪失対策（太陽電池化）が必要な航路標識の整備を推進

〈22年度関連予算〉

- ①なし
- ②港湾整備事業：港湾における高潮・高波対策（776億円の内数（R3補正）、2439億円の内数（R4当初））
- ③災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化（令和4年度予算額 25百万円）
- ④運輸安全マネジメント評価等による運輸事業者の安全管理対策の推進（令和4年度予算額 35百万円）
- ⑤船舶交通安全基盤整備事業：航路標識の電源喪失対策及び災害に強い機器等の整備に必要な経費（178.6億円の内数）

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

災害時における人流・物流コントロール

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①2020年台風第10号の事例において計画運休やその情報提供等が適切に実施されるなど、各事業者において着実に計画運休が実施されている。
- ②各空港が策定した「A2-BCP」※に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応や各種訓練等が実施された。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結した。加えて、滞留者抑制策の検討を実施するなど、施策は着実に進捗している。
- ③AIを活用し走錨の予兆を検知するシステムを開発し、東京湾周辺海域の実海域データを用いた検証を実施し、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①台風接近等の際に計画運休に係る判断を適切に行えるよう、鉄道事業者等と気象情報の活用等についてのワークショップを開催した(2020年6月～8月にかけて計3回開催)。
- ①2020年台風第10号の接近時、「鉄道の計画運休の実施についての取りまとめ」(2019年10月)に沿って九州・中国・四国地方で計画運休(9月6日)が実施され、大きな混乱は生じることなく安全を確保することができた。
- ②各空港が策定した「A2-BCP」※に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、各種訓練等を実施した。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結した。加えて、成田空港の滞留者抑制策の事例を参考として、滞留者の発生懸念がある主要な空港において対応を検討した。
- ③国土交通省「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」等に基づきシステムの開発・検証を進めた。

2. 21年度の主要な取組

- ①防災気象情報にかかる最新の取組や災害対策基本法改正に伴う制度変更等について、鉄道事業者向けワークショップを開催した(2021年8月)。
- ②各空港が策定した「A2-BCP」※の実効性を強化するため、全95空港において各種訓練等を実施した。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結した。加えて、滞留者抑制策の検討を進めた。
- ③開発したシステムに関して、三大湾の海上交通センターにおいて、実運用下における検証を実施した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ①引き続き、鉄道事業者向けワークショップ等により、鉄道事業者における防災情報等の利活用を促進し、適時の計画運休開始・運転再開を支援する。
- ②引き続き、各空港が策定した「A2-BCP」※に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、各種訓練等を実施する。さらに、空港アクセス事業者との協定等を締結する。加えて、滞留者抑制策の検討を進める。
- ③引き続き三大湾以外の海域においても実運用下における検証を行い、海上交通センターに順次導入を目指す。

〈22年度関連予算〉

- ①なし
- ②なし
- ③船舶交通安全基盤整備事業：情報技術を活用した海上交通基盤の充実強化に係る経費(178.6億円の内数)

※空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係者の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強化

道路における適応策

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・災害時には早急に被害状況を把握し、道路啓開や応急復旧等により人命救助や緊急物資輸送を支援するとともに、道路システムのDXを通じてICT技術を活用した迅速な情報収集・提供を実施した。
- ・災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策、河川隣接構造物の流失防止対策、道路法面・盛土対策、無電柱化、高架区間等の緊急避難場所としての活用、ITを活用した道路管理体制の強化などを実施した。

2. 21年度の主要な取組

- ・災害時には早急に被害状況を把握し、道路啓開や応急復旧等により人命救助や緊急物資輸送を支援するとともに、道路システムのDXを通じてICT技術を活用した迅速な情報収集・提供を推進する。
- ・災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策、河川隣接構造物の流失防止対策、道路法面・盛土対策、無電柱化、高架区間等の緊急避難場所としての活用、ITを活用した道路管理体制の強化などを推進する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・災害時には早急に被害状況を把握し、道路啓開や応急復旧等により人命救助や緊急物資輸送を支援するとともに、道路システムのDXを通じてICT技術を活用した迅速な情報収集・提供を推進する。
- ・災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築するため、高規格道路ネットワークの整備や老朽化対策等の抜本的な対策、河川隣接構造物の流失防止対策、道路法面・盛土対策、無電柱化、高架区間等の緊急避難場所としての活用、ITを活用した道路管理体制の強化などを推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業 : 2,110,940百万円の内数

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

人工排熱の低減、地表面被覆の改善等ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・「ヒートアイランド対策大綱」(平成25年5月)を踏まえ、人工排熱の低減、民間建築物の敷地や公共施設等の緑化等による地表面被覆の改善等を推進するとともに、風の道を活用した都市づくり、屋上緑化・道路緑化等の取組を推進する等、各種取組は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・熱中症対策を一層推進するため、政府において熱中症関係省庁連絡会議を改め、「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」を策定(令和3年3月)。
- ・ヒートアイランド対策大綱に基づく、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・政府において、令和4年3月に「熱中症対策推進会議」を開催し、「熱中症対策行動計画」の改定を実施。
- ・ヒートアイランド対策大綱に基づく、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、観測・監視体制の強化及び調査研究等の観点からの各種取組を推進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、「ヒートアイランド対策大綱」や「熱中症対策行動計画」(令和4年3月改定)に基づき、ヒートアイランド対策及び熱中症対策を推進。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

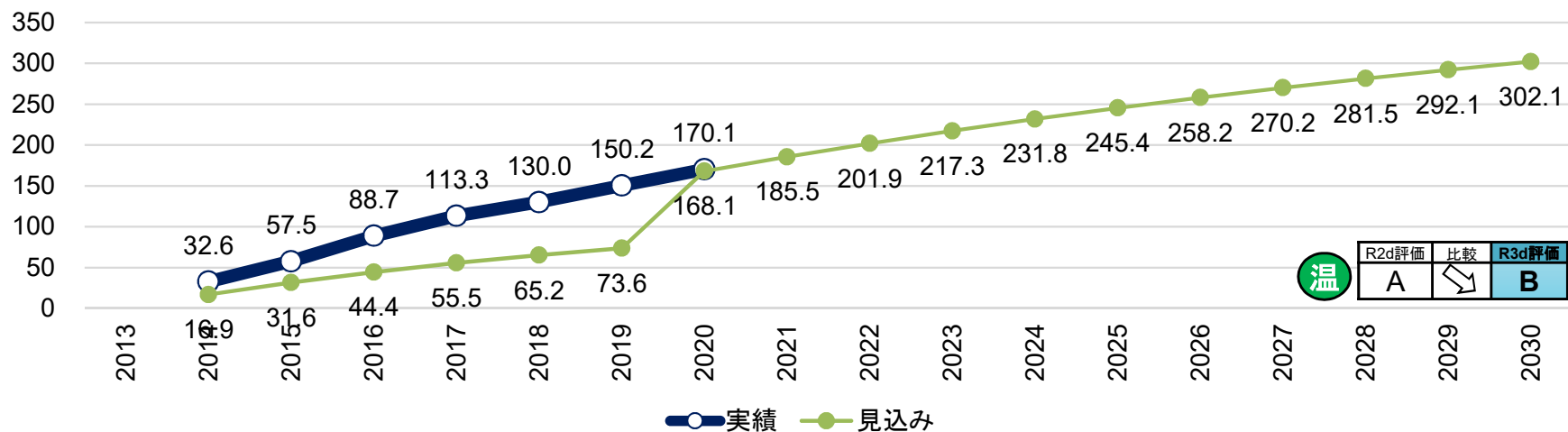
4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

風の道を活用した都市づくり、屋上緑化等の推進

○指標

屋上緑化施工面積 (ha)



温	R2d評価	比較	R3d評価
	A	↘	B

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・指標が対前年度比で170.1ha増加。目標年度(2030年度)に向けた進捗状況を確認するための単年度目安(168.1ha)を超える面積の整備が行われており、取組は進捗している。

〈実績〉

- ・都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、民有緑地や農地の保全など地域全体の地表面被覆の改善。

2. 21年度の主要な取組

- ・都市緑化の推進を図るため、都市緑地法運用指針を改正し、地方公共団体へ周知(21年8月)
- ・「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き「全国屋上・壁面緑化施工実績調査」等を活用し、屋上緑化等の普及・啓発を行い、屋上緑化等の都市緑化を更に推進。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

道路緑化及び沿道環境対策等の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・緑陰形成に資する道路緑化等の総合的な道路空間の温度上昇抑制対策に向けた取組を推進した。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施した。

2. 21年度の主要な取組

- ・緑陰形成に資する道路緑化等の総合的な道路空間の温度上昇抑制対策に向けた取組を推進する。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施する。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・緑陰形成に資する道路緑化等の総合的な道路空間の温度上昇抑制対策に向けた取組を推進する。
- ・沿道環境の現況が環境基準を超えていると認められる地域等において、バイパス整備・交差点改良等のボトルネック対策、遮音壁の設置・低騒音舗装の敷設などを実施する。

〈22年度関連予算〉

- ・道路事業 : 2,110,940百万円の内数

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

打ち水の実施等による国民意識の向上

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・全国で30件(前年度43件)の打ち水が実施されており、コロナ過で件数は減ったものの施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「打ち水大作戦本部」と協力して都道府県や関係団体に「打ち水大作戦」の実施を呼び掛け

2. 21年度の主要な取組

- ・国土交通省内で実施している「水の週間打ち水大作戦in国土交通省」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止

3. 22年度以降の対策強化等

- ・水の週間に関連行事として打ち水を実施し、水循環の重要性への関心を高め、水の二次利用等の促進、ヒートアイランド対策など環境問題に対する意識の向上を図る

〈22年度関連予算〉

- ・なし

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

熱中症警戒アラートによる熱中症予防行動の促進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績がない。

2. 21年度の主要な取組

- ・気象庁と環境省は、高温注意情報に代わり「熱中症警戒アラート」を、令和3年4月28日から全国で運用を開始した。令和3年度の「熱中症警戒アラート」の運用期間(4月28日から10月27日)で、全国53地域において計75日間発表し、発表回数は延べ613回であった。
- ・気象庁ホームページを通じて、熱中症警戒アラート等の情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き「熱中症警戒アラート」を運用し、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、国民に暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。
- ・引き続き、梅雨明け後の対策に向けた熱中症予防に関する普及啓発を行う。

〈22年度関連予算〉

- ・熱中症警戒アラートによる熱中症予防行動の促進に係る予算(15億円(の内数))

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○ヒートアイランド対策、熱中症対策の推進

監視と実態把握等ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績がない。

2. 21年度の主要な取組

- ・気象庁ホームページで都市部のヒートアイランド現象などの観測・監視情報を提供。
- ・気象庁ツイッターで、ヒートアイランド現象のため気温上昇が顕著となることから熱中症への警戒を呼び掛け(令和3年7月16日)
- ・都市部のヒートアイランド現象について解析を実施し、年報「気候変動監視レポート2020」及び「気候変動監視レポート2021」に掲載した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続きヒートアイランド現象の観測・監視及び要因分析を実施し、各都市における詳細な情報や長期的な変化傾向等の調査研究を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・監視と実態把握等ヒートアイランド対策大綱に基づく取組の推進に係る予算(0.3億円(の内数))

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○観光事業の気候変動への対応促進

風水害発生時の外国人を含む旅行者への防災情報の提供推進、風評被害防止のための適切な情報発信等による観光事業分野における気候変動対応力の強化

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・「Safety tips」については、機能改修により、災害時ガイダンス機能の強化を実施しており、施策は着実に進捗している。
- ・宿泊関係団体等と地方公共団体との協定の締結は促進されている。

〈実績〉

- ・「Safety tips」について、台風接近情報のプッシュ通知が可能な機能を拡充し、熱中症情報を関東甲信地方の1都8県で先行実施された熱中症警戒アラート（試行）に対応したプッシュ通知に改修した。
- ・宿泊関係団体等と地方公共団体との協定の締結を促進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・「Safety tips」について、熱中症警戒アラートの全国展開に対応した改修やAPI連携による他アプリへの提供情報の拡充（事前学習機能）を実施した。
- ・災害時にホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と地方公共団体との協定の締結を促した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・「Safety tips」について、API連携の拡大を推進するとともに、災害時ガイダンス機能の更なる強化について検討する。
- ・災害時にホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊団体を通じて避難者受入の連携体制構築の依頼があった場合は必要に応じて調整を図る。

〈22年度関連予算〉

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費2,706百万円の内数

4. 国民生活・都市生活分野等における適応策の推進

○北極海航路の利活用推進

北極海航路の利活用に向けた環境整備

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・北極海航路の利用動向や課題等の調査を行うとともに、関係省庁や民間事業者、研究機関との情報共有を図るなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・北極海航路の利用動向や課題等を調査
- ・「北極海航路に係る産学官連携協議会」を開催(第10回:令和2年8月)し、関係省庁、民間事業者、研究機関との情報共有

2. 21年度の主要な取組

- ・北極海航路の利用動向や課題等の調査を行うとともに、「北極海航路に係る産学官連携協議会」を開催(第11回:令和3年7月)し、関係省庁、民間事業者、研究機関との情報共有を図った。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・北極海航路の利用動向について、現下の国際情勢等を踏まえつつ引き続き注視する。

〈22年度関連予算〉

- ・北極海航路の利用動向に関する調査検討業務(37百万円の内数)

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

地球温暖化観測・監視機能の充実・強化

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①ひまわり8号・9号による観測は、以下の点から施策を着実に進捗したといえる。
 - ①台風の進路予測や注意報・警報、日々の天気予報など気象庁が発表する各種情報の基礎データとして利用され、自然災害の防止・軽減に寄与している。
 - ①海面の温度、海氷の分布、大気中の微粒子等を観測し、地球環境の監視に寄与している。
 - ②国際VLBI事業と連携し、S/X帯観測の測地VLBI観測を90回（前年度100回）及び広帯域観測（VGOS）の定常観測7回（前年度6回）実施し、VLBI測量を着実に実施している。
 - ②電子基準点（1,318点）及び験潮場（25か所）において、保守管理や機器更新を実施し、安定したデータ取得及び提供を実施している。

〈実績〉

- ①台風や集中豪雨等に対する防災機能の向上に加え、地球温暖化をはじめとする地球環境の監視機能を世界に先駆けて強化したひまわり8号・9号による着実な観測を実施した。
- ②S/X帯観測：測地VLBI観測を実施
- ②広帯域観測（VGOS）：定常観測を実施
- ②全国に設置した電子基準点の運用
- ②全国に設置した験潮場の運用

2. 21年度の主要な取組

- ①ひまわり8号・9号により着実な観測を継続した。
 - ①ひまわり8号・9号の後継衛星について最新技術の調査等を実施し、後継衛星の製造・打上げ・運用に向けた検討を進めた。
 - ②国際VLBI事業の年間計画に基づき、観測・相関処理・解析を実施
 - ②広帯域観測仕様の受信装置を搭載して、VGOS観測を実施
 - ②電子基準点において、電子基準点網の通信対策を実施
 - ②験潮場において、保守管理及び機器更新を実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ①2022年度をめぐり、現在運用中の「ひまわり8号」に代わり、現在軌道上に待機中の「ひまわり9号」の運用を開始する。
 - ①台風・集中豪雨の監視・予測、航空機・船舶の安全航行、地球環境や火山監視等、国民の安全・安心の確保を目的とした、切れ目のない気象衛星観測体制を確実にするため、2029年度めど後継機の運用開始に向け、最新技術の調査等を実施し、後継衛星の製造・打上げ・運用に向けた検討を進める。
 - ②VLBI測量のレジリエンス強化
 - ②電子基準点網の耐災害性強化

〈22年度関連予算〉

- ①地球温暖化観測・監視機能の充実・強化に係る予算（25億円）
- ②基本測地測量：VLBI測量、電子基準点測量（8.5億円の内数）

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・国、地方公共団体、事業者等における気候変動対策に資するため、温室効果ガス濃度の詳細な分布や気候変動に関する長期的な監視・予測情報の提供を着実に実施するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「気候変動に関する懇談会」の助言を踏まえ、文部科学省と共に日本の気候変動に関する自然科学的知見を取りまとめ、「日本の気候変動2020」として公表した。また、同報告書及びその内容の周知に努めた。
- ・大気海洋環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2019」として公表した。

2. 21年度の主要な取組

- ・地方公共団体等に地域レベルの詳細な予測情報として、データ統合・解析システム(DIAS)(文部科学省)を通じて「地球温暖化予測情報第9巻」データセットを提供した。
- ・大気海洋環境の観測・監視を実施し、これらの結果をとりまとめ、年報「気候変動監視レポート2020」及び「気候変動監視レポート2021」として公表した。
- ・「日本の気候変動2020」に基づき、各都道府県における気候変動の観測成果・将来予測に関する情報をとりまとめたリーフレットを作成した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き大気海洋環境の観測・監視を実施し、気候変動に関する長期的な監視・予測情報等を提供する。
- ・引き続き「日本の気候変動2020」及び、この報告書を基にしたリーフレット等を、地方公共団体等における気候変動緩和・適応策や影響評価の基盤情報として活用いただけるよう取り組む。
- ・文部科学省と連携し、「気候変動に関する懇談会」の助言を踏まえ「気候変動予測データセット2022」の公表に向けた整備を進める。

〈22年度関連予算〉

- ・気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供に係る予算(103億円(の内数))

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

気候変動・防災に関する知識の普及啓発

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

以下に掲げたとおり講演会等を実施し、施策は着実に進捗している。

- ・気候講演会を2回開催した。
- ・防災気象講演会等を18回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を68回行った。

〈実績〉

・講演会や出前講座等を通じて、国民に対する気象災害や気候変動に関する正確な知識の普及啓発を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・気候講演会を2回開催した。
- ・防災気象講演会等を14回開催した。
- ・地球環境に関わる出前講座を89回行った。

3. 22年度以降の対策強化等

・引き続き気候変動・防災に関する知識の普及啓発を推進していく。

〈22年度関連予算〉

・気候変動・防災に関する知識の普及啓発に係る予算(22億円(の内数))

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

国土調査の実施と調査成果の提供

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・土地分類基本調査の実施面積は約2,152平方キロメートルであり、第7次国土調査事業十箇年計画(2020年から10年間)の調査目標面積である20,000平方キロメートルに向けて、着実に進捗している。

〈実績〉

- ・土地分類基本調査の実施: 岡崎・豊橋地区、呉・福山地区において、土地分類基本調査を実施。
- ・水基本調査の実施: 全国で新規に掘削された深井戸を調査。

2. 21年度の主要な取組

- ・土地分類基本調査の実施: 仙台・岡崎地区において、土地分類基本調査を実施。
- ・水基本調査の実施: 全国地下水資料台帳の整備・更新。
- ・成果の利活用促進・普及啓発を目的として、土地分類基本調査の地理教育・防災教育向けパンフレットを作成。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・緊急に情報を整備する必要がある地域を対象に、新規地域における土地分類基本調査の実施。
- ・解析技術等の進展を踏まえた、効率的な調査手法の導入。
- ・調査成果を多くの人に活用してもらえよう、成果の利活用促進、普及啓発。

〈22年度関連予算〉

- ・国土調査事業(42,404千円)

5. 気候変動適応策に資する監視・予測情報の提供

積雪寒冷地における気候変動影響の調査

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・気候変動に応じた調査・分析を行い、吹雪視程障害予測技術の開発では、吹雪の発生条件や降雪形態による視程低下メカニズムを踏まえた技術に改良し、著しい視程障害発生予測の空振り率を、改良前の約7%から改良後は約5%に縮減を図るなど施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・冬期道路交通の安全性を向上するため、暴風雪の発生頻度と地域性の変化傾向を分析し、暴風雪や大雪を評価する指標のとりまとめや吹雪の発生条件や降雪形態による視程低下メカニズムを踏まえた吹雪視程障害予測技術を開発し、吹雪視程障害情報を提供。
- ・積雪寒冷地の適切なダム管理に資するため、人工知能を活用し、既存の気象データ等から、精度良く融雪期ダム流入量を予測する手法を検討や北海道旭岳周辺においてUAV写真測量により計測された積雪分布を、積雪シミュレーションにより高精度に再現した。
- ・融雪期の土砂災害防止・軽減を図るため、融雪により助長される斜面不安定度を簡便に調査・評価する手法の検討や降水を降雨と降雪に分離するなど、融雪水量推定方法の精度向上を図った。

2. 21年度の主要な取組

- ・冬期道路交通の安全性を向上するため、広域的な吹雪視程予測システムを構築し、北海道に加えて青森県でも情報提供するとともに、吹雪視程障害情報の提供効果を把握。
- ・積雪寒冷地の適切なダム管理に資するため、森林限界以上の高山帯における風による雪の再分配を考慮した積雪深分布シミュレーション及び融雪流出解析のとりまとめを行った。
- ・融雪期の土砂災害防止・軽減を図るため、融雪により不安定となる可能性のある斜面に対して、崩壊タイプに応じた調査点検手法をとりまとめや降水量と推定融雪水量の合算指標に基づく、融雪を考慮した道路の事前通行規制基準設定方法のとりまとめを行った。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・極端気象時の冬期道路管理判断支援に関する技術や暴風雪を考慮した吹雪対策施設の性能評価と防雪機能確保に関する技術を開発
- ・積雪寒冷地域の河川流況・水温の将来予測を実施し、水環境および自然生態系に及ぼす影響リスク評価および監視に関する技術や適応策を開発
- ・雪崩発生の傾向を取り入れた道路の事前通行規制に関わる冬期道路管理判断支援に関する技術を開発。

〈22年度関連予算〉

- ・国立研究開発法人土木研究所運営費交付金(87億円の内数)

6. 気候変動適応策に関する技術力を活かした国際貢献

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

気候変動に対応したインフラシステム海外展開の推進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・21年度からの新規施策のため実績なし。

2. 21年度の主要な取組

(国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2021の作成)

- ・令和2年12月に策定された政府全体の方針である「インフラシステム海外展開戦略 2025」を踏まえ、国土交通省として「地球規模での気候変動への対応などによる経済と環境の好循環の実現」等を取組を強化すべき新たな課題と位置付け、令和3年6月に開催した国土交通省国際政策推進本部において、今後取り組むべき主な施策等を取りまとめた。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・令和4年6月に次期国土交通省インフラシステム海外展開行動計画を策定予定
- ・引き続き、「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、我が国の技術等を活用した気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開を推進していく。

〈22年度関連予算〉

- ・「インフラシステム海外展開の推進」(18.7億円)の内数

6. 気候変動適応策に関する技術力を活かした国際貢献

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

気候変動に適応する水災害対策等の国際的普及及び海外展開の推進①

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・施策は着実に進捗している

〈実績〉

〈国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導〉

- ・令和2年5月にオンラインで開催された第15回水と災害に関するハイレベルパネル(HELP)に技監が出席。
- ・令和2年7月にオンラインで開催されたSDGsに関するハイレベル政治フォーラムサイドイベントに赤羽国土交通大臣が参加。
- ・令和2年12月にオンラインで開催された第16回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。
- ・令和3年1月にオンラインで開催された気候変動適応サミット閣僚級対話に赤羽国土交通大臣が出席。
- ・令和3年3月にオンラインで開催されたSDGs水関連目標実施に関する国連ハイレベル会議に赤羽国土交通大臣が出席。

〈気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催〉

- ・令和3年2月に、日本国国土交通省とインドネシア公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- ・令和3年3月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

〈二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換〉

- ・令和2年9月に開催した日・南アフリカ二国間会議において、両国の治水事業や水の安定供給への取組等について意見交換を実施。
- ・令和2年12月に開催した第14回日米治水及び水資源管理会議において、両国の治水事業や治水への取組等について意見交換を実施。
- ・令和3年3月に開催した日・フィリピン防災協働ワークショップにおいて、両国の治水事業への取組等について意見交換を実施。
- ・令和3年3月に開催した日・EU防災協力会議において、双方の治水事業への取組等について意見交換を実施。

〈JICA研修や土木研究所ICHARM研修を通じた我が国の経験・技術の共有や人材育成〉

- ・土木研究所ICHARMは、文部科学省の研究プログラムである「統合的気候モデル高度化研究プログラム」に参画し、フィリピン・ダバオ川、インドネシア・ソロ川の流域を対象に、両国政府機関と連携しながら、気候変動による影響の分析および適応策について研究活動を実施。
- ・土木研究所ICHARMによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を実施。
- ・土木研究所ICHARMは、ユネスコからの受託研究プロジェクト「西アフリカにおける気候変動を考慮した水災害軽減のためのプラットフォーム(WADiRe-Africa)」により、気候変動と洪水災害軽減にむけた統合的アプローチ、降雨流出氾濫(RRI)モデル、洪水氾濫マッピングや緊急時対応計画に関する技術の共有、人材育成を実施。

6. 気候変動適応策に関する技術力を活かした国際貢献

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

気候変動に適応する水災害対策等の国際的普及及び海外展開の推進②

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

2. 21年度の主要な取組

<国際的な枠組(計画・会議)へ水・防災に関する目標を設定する取組の主導>

- ・令和3年5月にオンラインで開催された第17回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。
- ・令和3年6月にオンラインで開催された第5回国連水と災害に関する特別会合に赤羽国交大臣がビデオメッセージで参加。
- ・令和3年7月にオンラインで開催されたSDGsに関するハイレベル政治フォーラムサイドイベントに赤羽国交大臣がビデオメッセージで参加。
- ・令和3年10月にスカイエキスポ(愛知県国際展示場)及びオンラインで開催されたHELP専門家会合に技監が出席。
- ・令和3年12月にオンラインで開催された第18回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)に技監が出席。

<気候変動適応策を含む水・防災分野のワークショップの開催>

- ・令和3年12月に、日本国国土交通省とベトナム社会主義共和国農業農村開発省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。
- ・令和4年2月に、日本国国土交通省とインドネシア公共事業・国民住宅省との間の覚書に基づき、気候変動適応策を含む水防災分野に係るワークショップを開催。

<二国間会議を通じた気候変動適応策に関する意見交換>

- ・令和3年10月に開催した日・南アフリカ二国間会議において、水資源管理施設のリアルタイムオペレーションや気候変動に対応した水資源管理戦略等について意見交換を実施。
- ・令和3年10月に開催した日・EU防災協力会議において、双方の治水事業への取組等について意見交換を実施。
- ・令和3年12月に開催した第1回日インド水資源管理に関する合同作業部会において、水資源及び水防災分野において両国が行っている取組等について意見交換を実施。
- ・令和4年2月に開催した日・フィリピン防災協働ワークショップにおいて、両国の水防災分野の取組等について意見交換を実施。
- ・令和4年2月に開催した日・ベトナムダム点検セミナーにおいて、両国のダム管理の取組やダム点検と安全性評価等について情報交換を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・次期計画においては、土木研究所ICHARMIによる博士課程プログラム・修士課程プログラム・各種短期研修などを実施し、途上国の防災行政官の能力向上を図る。
- ・令和4年4月に開催された第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、我が国の先進的な取組の発信等を行い、気候変動適応策等を通じた世界の水問題解決やSDGs達成に向けた議論に貢献するとともに、そこで得られた成果を2023年3月に予定されている「国連水の国際行動の10年中間評価会議」等へ繋げるよう取り組む。また、同サミットで発表された「熊本水イニシアティブ」を踏まえ、既設ダムの運用改善や改造等の気候変動適応策・緩和策を両立するハイブリッド技術等を活用したインフラシステムの海外展開を推進する。

<22年度関連予算>

- ・防災協働対話を通じた水防災技術の国際展開強化のための調査検討経費 0.40億円の内数

6. 気候変動適応策に関する技術力を活かした国際貢献

○気候変動適応策に資するインフラシステムの海外展開

官民連携による水資源分野の海外展開の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉
 ・下水再生水利用等における国際標準化を推進するとともに、国際会議に積極的に参画し、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①下水再生水利用等における国際標準化の推進
 ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、再生水処理技術ガイドライン(ISO 20468)Part3 オゾン処理を発行した。
- ②世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画
 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードするための取組を実施した。
 - ・G20農業・水大臣会合(令和2年9月:オンライン会議)
 - ・第29回日中河川及び水資源交流会議(令和2年12月:オンライン会議) 等

2. 21年度の主要な取組

- ①下水再生水利用等における国際標準化の推進
 ISO/TC282における「リスクと性能の評価」に係る分科会(SC3)では、令和3年に、再生水処理技術ガイドライン(ISO 20468)の規格が新たに4件発行され(「UV消毒」、「膜ろ過」、「イオン交換と電気透析」、「促進酸化処理」)、再生水処理技術に関する規格が充実した。
- ②世界水フォーラムを始めとする国際的な議論への参画
 以下の国際会議に参加し、世界の水問題に対する議論と行動をリードするための取組を実施した。
 - ・ストックホルム水週間(令和3年8月:オンライン会議)
 - ・第9回世界水フォーラム(令和4年3月)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・再生水処理技術ガイドライン(ISO 20468)Part8 経済性の発行に向けて専門委員会(TC282)にて、継続して議論する。
- ・2022年度以降の取組として、2022年4月に予定されている第4回アジア・太平洋水サミットにおいて、我が国の先進的な取組を発信する等し、世界の水問題やSDGs達成に向けた議論に貢献する。

〈22年度関連予算〉

- ・下水道分野の水ビジネス国際展開経費 1.052億円の内数
- ・世界的水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費 0.340億円の内数

6. 気候変動適応策に関する技術力を活かした国際貢献

○環境共生型都市開発等の海外展開支援の推進

環境共生型都市開発、下水道分野の海外展開の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、日本型都市開発の推進のため、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュ、インドネシアにおける前年度と同数の5件の調査等を新型コロナウイルスの影響を受けつつも、着実に進めてきたことは、日本企業の参画促進につながる取り組みができたと評価
- ①我が国企業の海外展開促進を図るため独立行政法人都市再生機構（UR）による調査やセミナー等の取組を支援したことで、前年度の中国、豪州及びミャンマーの関係機関に加え、タイ及びインドネシアの関係機関との協力覚書交換に至るなど着実に成果が出ていると評価
- ②ベトナムにおいて、我が国技術の活用が見込まれる下水処理場整備の円借款契約が締結され、インドネシアにおいて、推進工法が採用予定の案件が公示されるなど、着実に成果が出ていると評価できる。

〈実績〉

- ①ミャンマー等において、政府の要請を受けて都市計画制度整備の支援を行ったほか、都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市開発の魅力発信に係る調査等を実施
- ①URのタイ、インド、ミャンマー等におけるマスタープラン策定等の業務を支援
- ②政府間会議による技術支援（ベトナム、インドネシア、インド）や東南アジア版の推進工法基準の作成支援等により、相手国の下水道整備を促進した。
- ②カンボジアおよびフィリピンにおいて、SDGsゴール6（水と衛生）の早期達成に資する取組として、下水処理場によるオフサイト処理と浄化槽によるオンサイト処理を組み合わせたパッケージ型下水処理システムの現地での適用可能性について調査し、結果について相手国政府と共有・議論を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ①「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、都市開発の案件形成推進調査、MIPIM等における日本の都市の魅力発信に係る調査等を実施
- ①URのタイ、インド等におけるマスタープラン策定等の業務を支援し、インドネシア及びカンボジアの関係機関との協力覚書交換に至った。今後こうした国での日本企業の参画促進が期待
- ②政府間会議・技術セミナー（インド、ベトナム、インドネシア、カンボジア）による本邦技術の紹介やベトナム版推進工法基準の改訂やインドネシア版推進工法基準の作成により、相手国の下水道整備への理解を促進した。
- ②第2回AWaP※総会を開催し、汚水処理に係るアジア各国の共通課題の解決に向けた活動計画を議論した。
（※Asia Wastewater management Partnership（アジア汚水管理パートナーシップ）の略。カンボジア、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナムおよび日本が参画。）
- ②ベトナムにおいて浸水被害の軽減に資するポンプゲート技術について、現地での実証事業を実施し、本邦技術に対する理解を促進した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ①「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づき、日本型都市開発の海外展開を推進するため、引き続き我が国の強みの発信、案件発掘活動、基本構想・計画策定支援等を実施
- ②引き続き、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、本邦下水道技術の国際展開を促進する。

〈22年度関連予算〉

- ①都市開発海外展開支援事業：UR、海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）に対する支援等（0.7億円の内数）
- ①都市開発の海外展開に向けた調査：都市分野における海外展開を推進するための、我が国の強みの発信、案件発掘活動、基本構想・計画策定支援などに対する支援等（1.4億円の内数）
- ②下水道分野の水ビジネス国際展開経費 1.052億円の内数

Ⅲ 自然共生社会の形成に向けた生態系の保全・持続可能な活用等の推進

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○グリーンインフラの推進

グリーンファイナンスを通じた地域価値の向上

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・21年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・築20年以上の老朽ストックを活用してグリーン・オープンスペース等の整備を行う民間都市開発事業に対し金融支援を行う制度を創設。
【老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業】

2. 21年度の主要な取組

- ・老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、ファンド運営者の選定と、ファンドの創設。
- ・老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、制度拡充として脱炭素に資するリノベーション事業等を支援対象に追加。
- ・老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、3案件（茨城県つくば市案件・奈良県奈良市案件・広島県尾道市案件）に対し支援を決定。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、制度拡充を行った「脱炭素に資するリノベーション事業等」に該当する支援案件の発掘強化。

〈22年度関連予算〉

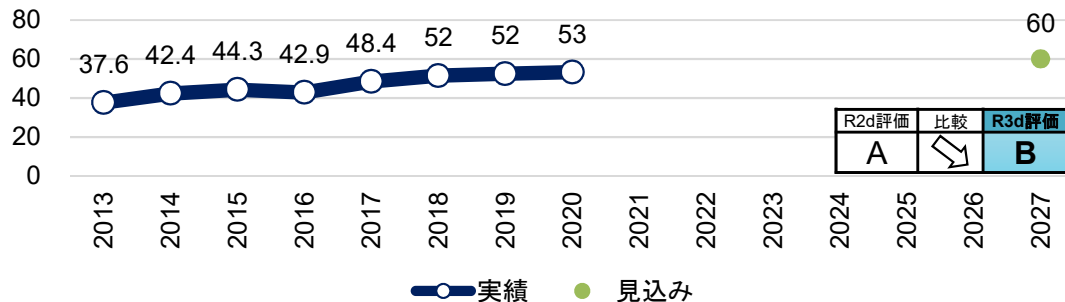
- ・まちづくりファンド支援事業：脱炭素に資するリノベーション事業等に対する支援(1億円(の内数))

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○グリーンインフラの推進

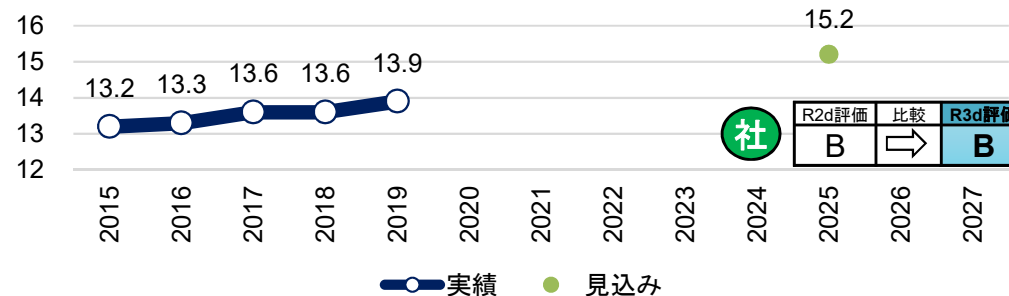
都市の緑地の保全・創出、屋上・壁面緑化を含む都市緑化、まちなかウォークアブル推進プログラム等による都市の緑化の活用等

○指標

生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合 (%)



都市域における水と緑の公的空間確保量 (㎡/人)



1. 20年度の評価と実績 (評価)

- ・政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設置されている割合の20年度の実績は約53%となった。指標は対前年度比で増加しており、取組は進捗している。
- ・19年度の都市域における水と緑の公的空間確保量は13.9㎡/人(19年度)となった。指標は対前年度比で増加しており、取組は進捗している。
- ・グリーンインフラの機能評価において、定量・定性を含めた評価指標の整理及び事例調査を行い、着実に進捗している。

(実績)

- ・平成28年度策定した「都市の生物多様性指標(簡易版)」を地方公共団体において活用し、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進するため、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の策定をした。
- ・社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進した。
- ・直轄事業において、国営公園の整備を推進した。
- ・調査の実施:グリーンインフラとして緑地が有する機能と効果を整理し、各機能の評価手法を事例から抽出

2. 21年度の主要な取組

- ・社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進。
- 直轄事業において、国営公園の整備を推進するとともに、補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。
- ・2027年国際園芸博覧会の開催に向けた準備及び運営のために必要となる特別措置を講ずるための公布・施行を行った。
- ・グリーンインフラの総合評価手法を検討、雨水貯留浸透機能の評価手法について複数手法を検証

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き「都市の生物多様性指標(簡易版)」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」等、これまで作成したものを活用し、都市の生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定に資する技術的支援を引き続き行う。
- ・今後も、社会資本整備総合交付金等により引き続き都市公園等の整備及び都市における緑地の保全に関する事業を推進する。
- ・2027年国際園芸博覧会の開催に向け、法に基づき指定した博覧会協会に対し、博覧会におけるグリーンインフラ実装等への支援を行う。
- ・国内事例を用いて各評価手法を検証し、国内適用における課題を把握

(22年度関連予算)

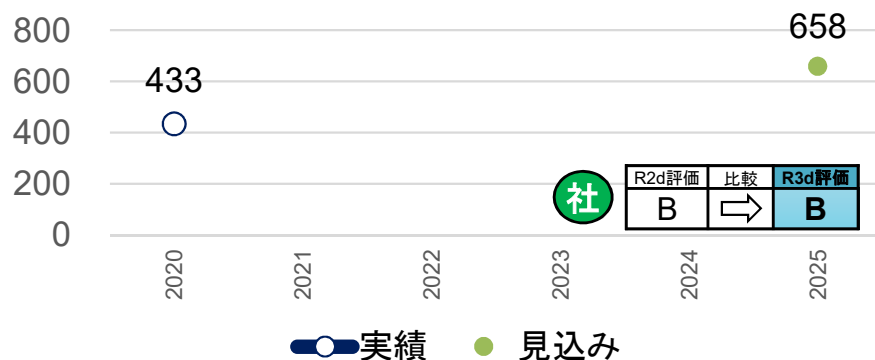
- ・都市公園・緑地等事業:地方公共団体に対する支援等(社会資本整備総合交付金5,817億円(の内数)、防災・安全交付金8,156億円(の内数))
- ・国営公園等事業:直轄(国営公園等事業費263億円(の内数))
- ・2027年国際園芸博覧会事業:0.8億円
- ・2027年国際園芸博覧会検討調査:0.3億円

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○グリーンインフラの推進

かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出

○指標

水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- 令和2年度末までに、水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった活動・取組を433市区町村で実施しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・ミズベリングやかわまちづくり等の水辺とまちが一体となった魅力ある街づくりのための活動・取組を推進した。
- ・「北十間川かわまちづくり」および「五ヶ瀬川かわまちづくり」を、他の模範となる先進的な取組としてかわまち大賞に選定した。

2. 21年度の主要な取組

- ・水辺とまちが一体となった魅力ある街づくりのための活動・取組を推進した。

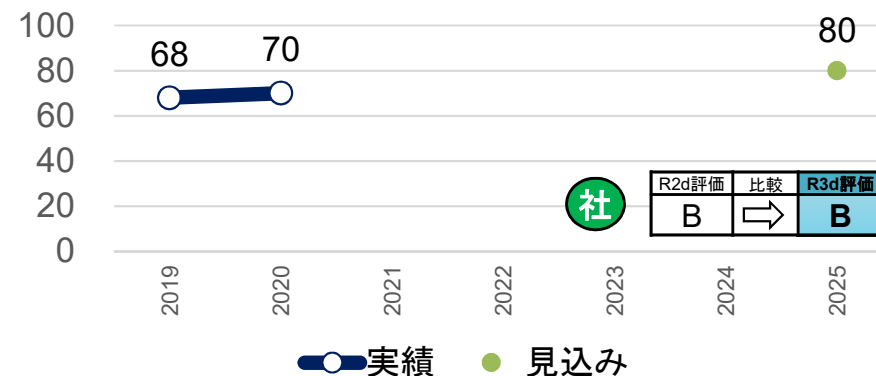
3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、市区町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携のもと、水辺とまちが一体となった活動・取組を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・総合水系環境整備事業：都市水環境整備249億円の内数

特に重要な水系における湿地の再生割合(%)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- 令和2年度末には、特に重要な水系における湿地の再生割合は70%に増加しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため「多自然川づくり」を推進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・「多自然川づくり」を推進するため、全国多自然川づくりに関する情報発信：国、都道府県等の職員を対象に「多自然川づくり」について、取組事例の紹介等を実施し、今後の川づくりに寄与することを目的として、情報共有を実施。
- ・生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するため湿地環境の整備を推進した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出するため湿地環境の整備を推進するなど、環境と防災の両立を図る。

〈22年度関連予算〉

- ・総合水系環境整備事業：都市水環境整備249億円の内数

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○グリーンインフラの推進

広域的な生態系ネットワークの形成①

○指標

取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数



R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①河川における取組の優良事例を展開することにより、13ネットワークにおいて取組方針や目標を定めるなど全国各地での生態系ネットワークの形成に向けた取組が着実に進捗している。
- ②国土管理専門委員会において持続可能な国土の利用・管理を推進するための課題と対応について検討しており、進捗している。
- ③ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前調査結果等を踏まえた適切な環境保全措置等を講じるなど、施策は着実に進捗している。
- ④整備済の湖沼調査の成果について、地理院地図での閲覧、ホームページからのデータダウンロード、湖沼図の刊行等、多様な方法で広く国民に提供し、環境保全、治水・利水、産業開発等の計画等の基礎的資料として活用されており、施策は着実に進捗している。
- ⑤のり面緑化における課題の整理等を行い、着実に進捗している。
- ⑥河川における外来種対策の必要性についての普及啓発を実施するなど、施策は着実に進捗している。
- ⑥のり面緑化における課題の整理等を行い、着実に進捗している
- ⑥有害水バラスト処理設備を7型式指定するなど、施策が着実に進捗している。

〈実績〉

- ①「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」の開催：自治体間で優良事例を共有
- ①「第5回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」の開催：多様な主体が連携した取組の重要性を発信
- ②国土管理専門委員会を3回開催して、「複合的な施策」と「選択的な国土利用」の視点を踏まえ、人口減少下の課題に対応した国土管理の在り方を示す「国土の管理構想」の検討を実施
- ③ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前の環境調査等を実施し、事業が環境に及ぼす影響等について検討を行った。各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じている。
- ④湖底地形調査：中海（南西部）において実施。
- ④湖沼データ提供及び「湖沼図 基図」等の作成・刊行：これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、本栖湖、山中湖などの全7湖沼を対象に実施。
- ⑤調査の実施：のり面緑化に関する調査を実施
- ⑥「河川における外来植物対策の手引き」（H25）等を用いて、河川における外来種対策の必要性について普及啓発を図るとともに、「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック（案）」の公表に向けて検討を実施。
- ⑥調査の実施：のり面緑化に関する調査を実施
- ⑥有害水バラスト処理設備の船舶への設置及び有害水バラストの処理等を義務付ける船舶バラスト水規制管理条約を締結するなどの国内法令及び執行体制の整備。
- ⑥日本国籍船舶に搭載可能な有害水バラスト処理設備の型式指定の適切な実施。

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○グリーンインフラの推進

広域的な生態系ネットワークの形成②

2. 21年度の主要な取組

- ①「第6回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議」の開催(令和4年2月、オンライン):自治体間で優良事例を共有(過去最多の6名の首長が参加)
- ①水辺からはじまる生態系ネットワーク全国会議:全国32市町の長がメンバーとなっている(令和4年1月現在)。今後も取組を全国に展開。
(※)長沼町、大崎市、坂東市、小山市、野木町、鴻巣市、北本市、川島町、野田市、我孫子市、東庄町、いすみ市、佐渡市、越前市、大垣市、羽島市、一宮市、豊岡市、米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、鳴門市、阿南市、西予市、四万十市、嘉麻市、出水市
- ①「第6回水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」の開催(令和4年1月、オンライン):生態系ネットワーク形成の枠組みを通じた地域活性化をさらに促進(過去最多の382名が参加)
- ①「河川事業における生態系保全に関する 評価の手引き(実務者向け)(案)～生態系ネットワーク形成に向けて～」の作成:技術としての生態系ネットワークの評価方法に着目し、コンサルタントやより深く学びたい河川管理者を主な対象として、実務に即した具体的な解説や取組事例を令和3年6月にとりまとめ
- ②国土管理専門委員会での議論を踏まえ、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示し、国だけでなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針となる「国土の管理構想」を令和3年6月に策定
- ②市町村管理構想・地域管理構想の検討・策定のモデル事業を通じて市町村等の管理構想の策定を支援
- ②管理構想の策定に関するマニュアル(案)及び管理構想に関するポータルサイトを作成
- ②自治体担当者向けの説明会・研修会を実施
- ③引き続き、ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討を行い、各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じる。
- ④湖底地形調査:中海(北部)において実施。
- ④湖沼データ提供及び「湖沼図 基図」等の作成・刊行:これまで調査・整備した全国の湖沼のうち、池田湖、十三湖などの全3湖沼を対象に実施。
- ⑤のり面緑化により成立する植生の調査
- ⑥「地域と連携した外来植物防除対策ハンドブック(案)」を公表するなど、河川における外来種対策を推進する。
- ⑥のり面緑化により成立する植生の調査
- ⑥船舶バラスト水規制管理条約の改正を受け、船舶に搭載後の有害水バラスト処理設備について性能試験の実施を義務付けるための内部規定の改正を実施するなど、実効性を担保するための規制を強化。
- ⑥有害水バラスト処理設備を4型式指定。

3. 22年度以降の対策強化等

- ①次期計画においても、各地域で生態系ネットワーク形成に向けた取組を着実に進めるとともに、各地域の取組が促進されるよう先進地域の取組の展開等を行う。
- ②市町村管理構想・地域管理構想の検討・策定のモデル事業の拡大
- ②モデル事例の成果も踏まえたマニュアルの改訂
- ②人材育成・研修プログラムの検討
- ③引き続き、ダム等の大規模な事業の実施にあたっては、事前の環境調査等を実施し、ダム事業が環境に及ぼす影響等について検討を行い、各事業においては、この検討結果に沿った適切な環境保全措置等を講じる。
- ④引き続き、湖沼の湖底地形調査を実施するとともに、湖沼データ及び「湖沼図 基図」等の提供・作成を実施。
- ⑤のり面緑化における植生管理方法に関する検討
- ⑥作成したハンドブックの周知等により、引き続き河川における外来種対策を推進する。
- ⑥のり面緑化における植生管理方法に関する検討
- ⑥強化した規制の適切な執行:有害水バラスト処理設備の性能試験の義務付けに伴い、同試験の適切な執行を確保。
- ⑥有害水バラスト処理設備の承認:有害水バラスト処理設備の型式指定を進める。

<22年度関連予算>

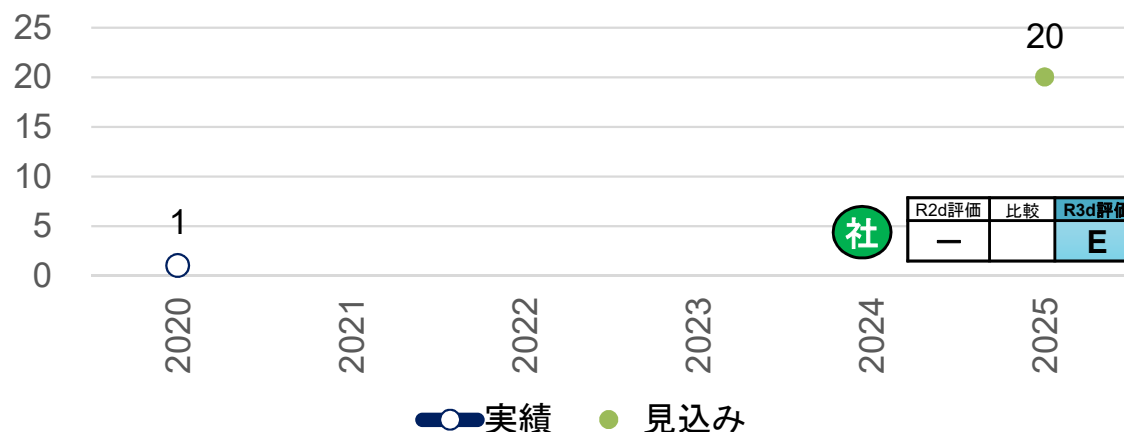
- ①治水事業等関係費 8,903億円の内数
- ②市町村管理構想・地域管理構想策定等モデル形成調査(17,628千円)
- ③治水事業等関係費 8,903億円の内数
- ④電子国土基本図整備経費(12億円(の内数))。
- ⑤なし
- ⑥治水事業等関係費 8,903億円の内数

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○グリーンインフラの推進

砂浜の保全・回復

○指標

海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・砂浜を所管する都道府県等と技術的な相談を行うなど、施策は着実に進捗している。
- ・指標については、21年度から新たに設定したため評価できない。

〈実績〉

- ・様々な要因により全国各地で海岸侵食が生じていることから、離岸堤・突堤等の整備や養浜等に加え、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者間で連携したサンドバイパスやサンドリサイクル等の侵食対策を推進した。新潟港海岸(新潟県)、宮崎海岸(宮崎県)等で事業を実施した。

2. 21年度の主要な取組

- ・上記の海岸等において継続して当該事業を実施している。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・22年度以降も引き続き、当該事業等により海岸侵食対策を推進していく。また、海岸の侵食対策として、モニタリングの充実や予測の信頼性向上を図るとともに、30年から50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・海岸事業: 322億円の内数

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○大気環境保全の推進

空港周辺環境の改善等

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・20年度の申請・実施件数は25件あり、20年度末における達成率は94.6%※(前年度比+0.1%)となっている。徐々にではあるが実績値は着実に伸びていると評価できる。

※H27.5.1 国交省告示第623号による那覇空港の騒音対策区域一部拡大により、対象家屋が約1,200件増加したため、14年度末の達成率(95.2%)より減少している。

〈実績〉

- ・航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき、防音工事が実施された。
- ・関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

2. 21年度の主要な取組

- ・航空機騒音に係る屋内での環境基準を達成するため、住宅の修繕等を契機とした住民による補助申請に基づき防音工事が実施されている。
- 21年度末における達成率は現在集計中
- 21年度の申請・実施件数は現在集計中
- ・関係市町村及び独立行政法人空港周辺整備機構の広報誌やホームページ等を通じて補助制度の周知等を図っている。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・目標達成に向け関係市町村等との連携を強化し、空港毎に未実施家屋の把握に努めるとともに、対象家屋からの補助申請を促す取組を進めることとする。

〈22年度関連予算〉

- ・空港周辺環境対策事業費：1,508百万円



※Lden: 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

海辺の環境教育の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・海岸協力団体の指定数は年々増加しており、地域に根ざした民間による活動は着実に進捗している。
- ・全国で良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然体験・環境教育プログラムが開催されており、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発が推進されていると評価。

〈実績〉

- ・海岸管理者が海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として新たに2団体を指定した。
- ・良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国13箇所で開催。

2. 21年度の主要な取組

- ・海岸管理者が海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として新たに2団体を指定した。
- ・良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を全国23箇所で開催。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、海岸管理者が海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定し、技術的支援を行うことにより、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動(清掃、植樹、環境教育等)を促進する。
- ・引き続き、良好な自然環境を活用し、国、自治体、NPO等が連携して「海辺の自然学校」を開催し、環境教育等による生物多様性に関する普及啓発を実施する。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

河川における環境教育の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和2年度末時点で、「子どもの水辺」登録箇所数は305箇所、水辺の楽校の登録箇所数は288箇所。さらに、令和2年度から小学校で新しい学習指導要領が全面実施されたことを受け、新しい指導要領を踏まえた河川環境教育が複数の小学校で実施されるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・「子どもの水辺」再発見プロジェクトや「水辺の楽校」プロジェクトを推進。
- ・教科書出版社への説明会や教材となる資料の提供を実施。
- ・子ども向けの親しみやすい教材動画の作成・発信などにより水難事故防止啓発の取組を推進。

2. 21年度の主要な取組

- ・新しい学習指導要領が令和2年度から小学校で全面実施されたのに続き、令和3年度から中学校でも全面実施されることに伴い、学校教育における河川環境教育の推進に向けた支援や情報発信等を推進。
- ・水難事故防止啓発の強化のため、子ども向けの教材作成等を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・地域と連携し河川を活かした学習・自然体験活動や、学校教育関係者と連携した学校教育への教材提供等を一層推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・総合水系環境整備事業：都市水環境整備249億円の内数

「子供の水辺」での活動



(小瀬川(広島県))



(桐生川(群馬県))

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

都市公園等における環境教育の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備の推進を行っており、環境教育等が推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備の推進を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・今後も引き続き利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進。

〈22年度関連予算〉

- ・都市公園・緑地等事業：地方公共団体に対する支援等（社会資本整備総合交付金5,817億円（の内数）、防災・安全交付金8,156億円（の内数））
- ・国営公園等事業：直轄（国営公園等事業費263億円（の内数））

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

持続可能な観光の推進

R2d評価	比較	R3d評価
—		—

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・22年度からの新規施策のため評価できない。

〈実績〉

- ・22年度からの新規施策のため実績がない。

2. 21年度の主要な取組

- ・22年度からの新規施策のため実績がない。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・持続可能な観光地経営のモデル形成、持続可能な観光を実践する地域人材の育成・創出、観光サービスを提供する地域の事業者群の取組の促進。
- ・地域資源を活用しながら経済・社会・環境の正の循環で持続可能性に来訪者も貢献できるようなコンテンツ造成・受入環境整備。

〈22年度関連予算〉

- ・令和4年度当初予算「持続可能な観光推進モデル事業」:1.5億円
- ・令和3年度補正予算「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」:約100億円の内数

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

多様な主体の連携協働の促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・多様な主体が連携した生物多様性保全活動を推進するため、産学官の多様な主体が参画する「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」(令和2年3月設立)において普及啓発を推進。

〈実績〉

- ・グリーンインフラに関する優れた取組事例を表彰する「第1回グリーンインフラ大賞」の実施。
- ・グリーンインフラに関する事例集・技術集・金融資料集の作成・公表。
- ・SNS等を活用したグリーンインフラに関する情報発信の実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・「第2回グリーンインフラ大賞」の実施。
- ・グリーンインフラに関する事例集・技術集等の更新。
- ・生物多様性保全に関するテーマのオンラインセミナーを実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・グリーンインフラ官民連携プラットフォームの会員等と連携した情報発信、教育コンテンツの検討。
- ・次期生物多様性国家戦略等に基づき、生物多様性に関する普及啓発を引き続き推進。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

1. グリーンインフラ等を活用した健康でゆとりある都市・地域空間の再構築、生態系ネットワークの保全・再生・活用等 ○環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

企業等による緑化を推進するための評価、認定制度の普及推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・企業等が所有する土地における緑の保全・創出活動を公正に評価する「社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)」の取組を普及・推進を行った。SEGESには、①事業者が所有する緑地の優良な保全、創出活動を認定する、既存緑地版SEGES「そだてる緑」、②開発、建築に伴う優良な緑地環境計画を認定する、都市開発版SEGES「つくる緑」、③快適で安全な都市緑地を提供する取組を認定する、「都市のオアシス」認定の3つのシリーズがあり、令和2年度は既存緑地版SEGES「そだてる緑」について1箇所、「都市のオアシス」認定について4箇所、「つくる緑」について1箇所が認定された。着実に認定件数を増やしていることから、対策は着実に進捗していると評価できる。

〈実績〉

- ・開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・既存緑地版SEGES「そだてる緑」について3箇所、「つくる緑」について1箇所を認定。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・事業内容の情報発信・普及啓発等。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

2. 健全な水循環の確保

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

流域の総合的かつ一体的な管理

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和2年度に流域水循環計画を計13計画(令和2年12月:10計画、令和3年3月:3計画)公表するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

【基本計画改定】

- ・新しい「水循環基本計画」閣議決定(令和2年6月)

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「水循環アドバイザー制度」募集(3団体に対しアドバイザーを派遣)
- ・「流域マネジメントの事例集」作成(令和2年11月)
- ・「流域水循環計画」の公表

【普及啓発】

- ・「令和元年度水循環施策」を閣議決定(令和2年6月)
- ・「水を考えるつどい」Web開催(令和2年11月)

2. 21年度の主要な取組

【流域水循環協議会設置・流域水循環計画策定の推進】

- ・「水循環アドバイザー制度」募集(6団体に対しアドバイザー派遣)
- ・「流域マネジメントの事例集」作成(令和4年3月)
- ・「流域水循環計画」の公表(令和3年7月:12計画、令和3年12月:7計画、合計61計画)

【普及啓発】

- ・「令和2年度水循環施策」を閣議決定(令和3年6月)
- ・「水を考えるつどい」開催(令和3年8月)
- ・「水循環シンポジウム2021」Web開催(令和3年11月)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、水循環アドバイザーの派遣、事例集の作成、「流域水循環計画」の公表、シンポジウム実施などの必要な支援を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

2. 健全な水循環の確保

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

流域関係者連携による河川等の水質改善の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・直轄区間においては6,956人の参加を得て250地点で水生生物調査を実施し、約69%の地点で「きれいな水」と判定されるなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。また、直轄区間においては一般参加者を含めた水生生物調査を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者・下水道管理者等が一体となり水環境の改善を図る「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」に指定された河川や、湖沼水質保全特別措置法に指定された湖沼を中心に、水環境改善施策を推進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・22年度以降も引き続き、地域の関係者と連携して、水環境改善のための取組を推進する。

〈22年度関連予算〉

- ・総合水系環境整備事業：都市水環境整備249億円の内数

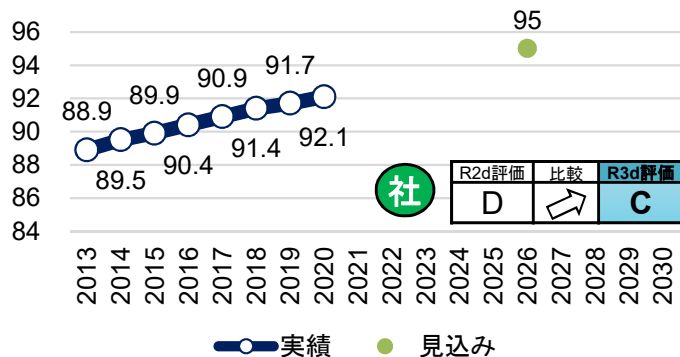
2. 健全な水循環の確保

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

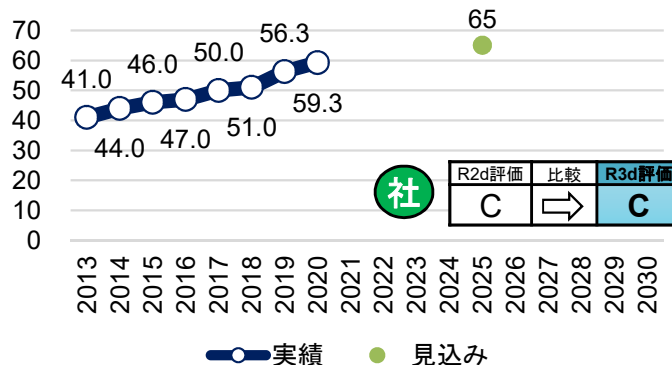
下水道整備による水環境改善

○指標

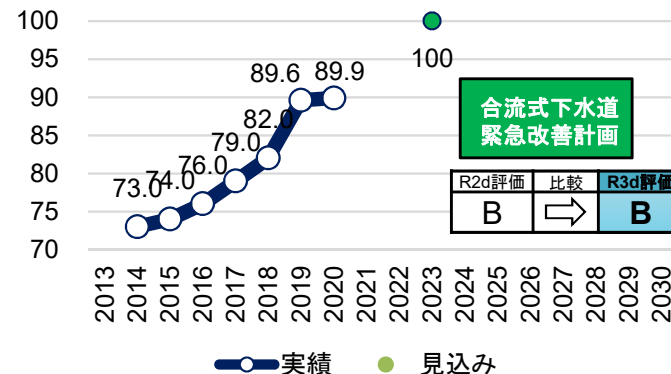
汚水処理人口普及率



良好な水環境創出のための高度処理実施率



合流式下水道改善率



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・汚水処理人口普及率は、92.1%(19年度91.7%)となり、着実に上昇していると評価できる。引き続き、下水道、集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと汚水処理施設整備を推進しており、目標達成に向けて今後の普及率向上が見込まれる。
- ・高度処理実施率は、59.3%(19年度56.3%)となり、着実に上昇していると評価できる。現在は、既存施設を活用した段階的な高度処理の導入に関するガイドラインを策定し普及を進めていることから、目標達成に向けて、今後の高度処理実施率向上が見込まれる。
- ・下水道法施行令に基づき23年度までに、合流式下水道について必要な改善対策を終えることとなっており、合流式下水道改善率としては89.9%(19年度89.6%)となり、目標達成に向けて、今後の合流式下水道改善率向上が見込まれる。

〈実績〉

- ・汚水処理の未普及地域の早期解消に向けて、地域特性に応じた適切な役割分担のもと、他の汚水処理施設と連携しつつ、下水道の整備を支援した。
- ・閉鎖性水域や水道水源等の水質保全上重要な地域において、下水処理場における既存施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的な処理水質の向上等の高度処理の導入を支援した。
- ・合流式下水道の改善対策については、合流式下水道緊急改善事業等により、効率的・効果的な改善対策の推進を支援した。

2. 21年度の主要な取組

- ・引き続き、社会資本整備総合交付金等により、下水道の整備を支援している。
- ・関係省庁と連携して、汚水処理施設のアクションプランの点検・見直しを要請した。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・社会資本整備総合交付金等の支援により、施策を着実に推進していく。
- ・未普及対策の加速化のため下水道整備推進重点化事業を拡充した。
- ・アクションプランの点検・見直しについて、進捗管理、技術的助言を行う。

〈22年度関連予算〉

- ・社会資本総合整備：27,424億円の内数

2. 健全な水循環の確保

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

水力発電に伴う減水区間の解消による清流回復

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・取水による減水区間の清流回復距離は令和2年度(累計)で約6,100 kmとなっており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進した。
(※対策初年度は昭和63年)

2. 21年度の主要な取組

- ・発電ガイドラインの活用により、減水区間の清流回復を促進。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き発電ガイドラインを活用することにより、減水区間の清流回復を促進する。

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数

2. 健全な水循環の確保

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

ダム貯水池における水質保全対策

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・ダム貯水池において、選択取水設備や曝気循環設備の運用等による水質保全対策を行うなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

・ダム貯水池において、冷水放流、濁水長期化、富栄養化等に対処するための水質保全対策を実施した。

2. 21年度の主要な取組

・ダムの貯水池水質改善に向け活用できるマニュアルを整備
 気泡式循環施設マニュアル(案)、水質シミュレーション活用のためのマニュアル(案)

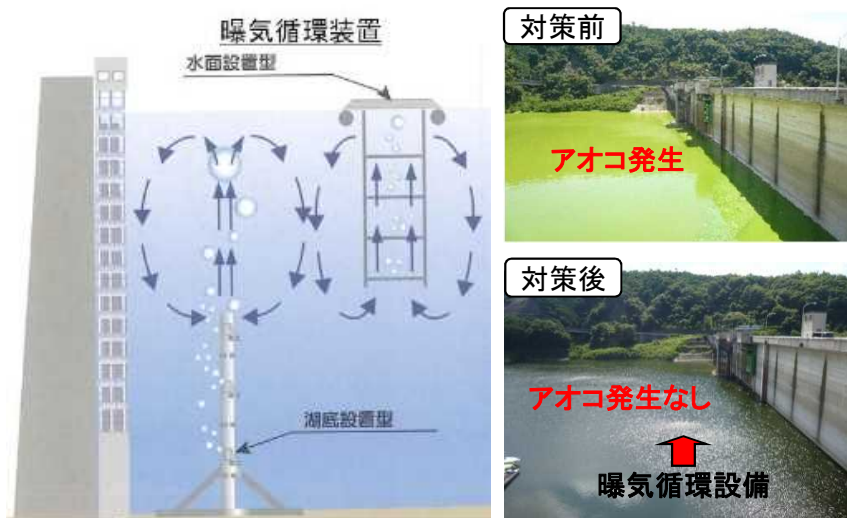
3. 22年度以降の対策強化等

・引き続き、ダム貯水池における水質保全対策を実施する。

〈22年度関連予算〉

・治水事業等関係費 8,903億円の内数

【参考】水質保全対策の事例(曝気循環設備の運用)



2. 健全な水循環の確保

○流域関係者連携等による水循環改善等の推進

総合的な土砂管理の取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・下流への土砂還元対策や河道管理等と連携した海岸侵食対策の実施など、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・下流への土砂還元対策として、土砂流出をコントロールし適正な土砂移動を確保するため、透過型砂防えん堤の整備を推進
- ・河道掘削土砂や浚渫土砂で養浜を行うなど、河道管理等と連携した海岸侵食対策を推進
- ・令和2年6月に大井川流砂系協議会において大井川流砂系総合土砂管理計画【第一版】を策定

2. 21年度の主要な取組

- ・土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を推進
- ・問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を推進

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、土砂の流れの変化に起因する問題の解決に向けた土砂移動の調査研究を進めるとともに、問題の発生している溪流、河川、海岸において総合的な土砂管理を踏まえた具体的な対策を進める。

〈22年度関連予算〉

- ・治水事業等関係費 8,903億円の内数

2. 健全な水循環の確保

○水の効率的な利用と有効活用

多様な水源の確保

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・地下水に関する条例は834条例(R2.10月現在)と着実に増加しており、施策は着実に進捗している。
- ・雨水利用施設数は、4,023施設と19年度と比べて174件増加しており、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・地下水に関する条例調査の実施: 制定状況を調査・分類・整理し公表
- ・雨水利用事例集の作成: 雨水利用に関する先進事例をとりまとめ、国土交通省HPで公表
- ・雨水利用セミナーの開催: 全国の自治体職員向けセミナーを開催し普及啓発活動を実施(121名参加)

2. 21年度の主要な取組

- ・水循環基本法の一部改正: 地下水に関する規定を追加
- ・世論調査の実施: 地下水に関する認識と地下水マネジメント推進について調査
- ・雨水の利用の推進に関するガイドラインの更新: 市町村計画において共同策定できることを追加
- ・雨水利用セミナーの開催: 全国の自治体職員向けセミナーを開催し普及啓発活動を実施(153名参加)

3. 22年度以降の対策強化等

- ・水循環基本計画の一部見直しによる取組の強化
- ・地下水データベースの完成と普及
- ・地下水マネジメント推進プラットフォームの構築・運用による地方公共団体等の支援強化
- ・全国の自治体へ雨水・再生水利用実態調査を実施し、課題を分析した上で効果的な普及啓発を実施

〈22年度関連予算〉

- ・地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(0.35億円の内数)
- ・水資源の有効利用等の推進に関する調査経費(0.08億円の内数)

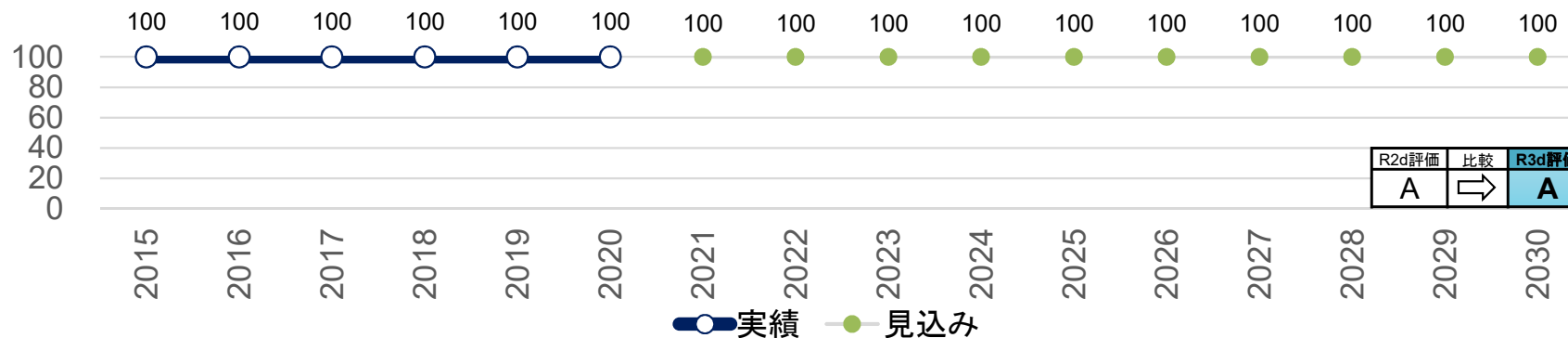
2. 健全な水循環の確保

○水の効率的な利用と有効活用

官庁施設における雨水利用・排水再利用の推進等

○指標

国等の新築建築物における雨水利用施設設置率(%)



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和2年度における目標の対象となる建築物は11棟、そのうち、雨水利用施設を設置した建築物は11棟。したがって、目標の達成状況は100%であり、施策は着実に進展している。

〈実績〉

- ・雨水利用施設の設置に関する目標の閣議決定(平成27年3月以降)以降に事業着手(設計業務の契約締結等)した建築物が目標の対象。
- ・「雨水利用・排水再利用設備計画基準」に基づき、官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進。

2. 21年度の主要な取組

- ・官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進する。
- ・令和3年度における目標の達成状況については、令和4年12月に公表予定

3. 22年度以降の対策強化等

- ・官庁施設における雨水利用・排水再利用を推進するために、官庁施設を新たに建設する際、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、雨水の利用のための施設の設置を進める。

〈22年度関連予算〉

- ・官庁営繕事業: 官庁営繕費 176億円(の内数)
特定国有財産整備費 214億円(の内数)

3. 海の保全・再生

○海域環境の保全・再生・創出

良好な海域環境の保全・再生・創出

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・干潟等の再生、深掘り跡の埋戻しなどを博多港や青森港で実施しており、良好な海域環境の保全・再生が推進されていると評価

〈実績〉

- ・水質改善や生物多様性等の海域環境の再生に資することを目的に、港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを実施

2. 21年度の主要な取組

- ・港湾整備により発生した浚渫土砂等を有効活用した干潟等の保全、深掘り跡の埋戻しなどを神戸港や阪南港等において実施

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、港湾整備事業によって発生する撤去材及び浚渫土砂等を有効活用し、干潟等の保全・再生、深掘り跡の埋戻しなどの実施により、良好な海域環境の保全・再生・創出を図る

〈22年度関連予算〉

- ・港湾整備事業費(事業費): 国際海上コンテナターミナル及び国際物流ターミナル等の整備を実施する
2,830億円の内数(2022年度予定)

3. 海の保全・再生

○海域環境の保全・再生・創出

油流出事故への対応及び閉鎖性海域における漂流ごみの回収

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・閉鎖性海域では河川からのごみの流入や、船舶事故等による油の流出が発生した場合に、これらが海域に滞留するため、継続的に回収を実施する必要がある。そのため、登録施策の実施により、海域環境の保全を図るとともに船舶の安全かつ円滑な航行を確保している。
- ・20年度は東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約23千m³の漂流ごみを回収。

〈実績〉

- ・「令和2年7月豪雨」等の豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応を実施。
- ・油流出事故発生時に迅速な対応が必要となるため、大型浚渫兼油回収船等による油回収訓練を実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・梅雨前線豪雨などの豪雨災害で発生した漂流ごみ等の回収対応や海底火山「福徳岡ノ場」の噴火に伴って発生した軽石の除去作業を実施。
- ・21年度4～12月までに東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海において約7千m³の漂流ごみを回収。
- ・21年8月に発生した青森県八戸港沖で発生した貨物船座礁に伴う油流出事故の際には、大型浚渫兼油回収船により油回収や放水及び航走拡散作業を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・大型浚渫兼油回収船等の広域ネットワークを活用し、港湾管理者、関係省庁や関係民間団等と連携した漂流ごみ等又は油回収体制の更なる強化を推進。
- ・閉鎖性海域以外でも作業可能となるよう、海洋環境整備船における機能強化の検討を実施。
- ・海洋短波レーダー等を利用した効率的な漂流ごみ、油の回収等を実施。
- ・油流出事故や緊急確保航路及び開発保全航路の埋塞等に対応するための防災訓練等を実施。

〈22年度関連予算〉

- ・海洋環境整備事業（港湾整備事業2,439億円の内数）

3. 海の保全・再生

○海域環境の保全・再生・創出

全国海の再生プロジェクト及び官民連携の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係省庁・自治体等の連携のもと、総合的な施策が実施されているとともに、東京湾においては「東京湾再生官民連携フォーラム」等と連携して東京湾再生の取組が実施されており、閉鎖性海域における環境改善のための施策が推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、干潟等の整備、陸域からの汚濁負荷削減対策、モニタリングデータの共有化・発信等を実施。
- ・令和2年夏季に、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・東京湾沿岸に住む市民や企業、団体と国や自治体がともに、海の再生を考え行動するきっかけを提供する場として、令和2年10月に東京湾大感謝祭2020が横浜市（オンライン）で開催。
- ・海の再生プロジェクトの普及啓発、情報共有のため、行政機関やNPO等が参加した「海の再生全国会議」を令和3年2月に神戸市で開催。

2. 21年度の主要な取組

- ・令和3年8月～9月、東京湾、伊勢湾、大阪湾及び広島湾にて、環境一斉調査を実施。
- ・令和3年10月、東京湾大感謝祭2021を横浜市（オンライン）で開催。
- ・令和4年2月、第16回海の再生全国会議を広島市（オンライン）で開催。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・各湾の再生行動計画に基づき、閉鎖性海域における環境改善のための総合的な施策を推進していく。
- ・東京湾においては、引き続き、東京湾再生官民連携フォーラムの企画運営委員会やPT活動を行い、東京湾再生に向けた取組を推進していく。
- ・令和4年度に東京湾再生のための行動計画(第二期)の最終評価を実施し、令和5年度以降の次期行動計画の策定に向け、引き続き東京湾再生を目指す関係者の連携をより一層強化する。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

3. 海の保全・再生

○海域環境の保全・再生・創出

海域環境の保全等に関する国際協力の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力
 - ・日本海及び黄海等における大規模油等流出事故の発生に備え、「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の枠組みにおいて、船舶からの海洋汚染防止策に係る議論に参画し、近隣諸国との国際的な協力・連携体制を確保している。
- ②東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献
 - ・東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ」に参画することにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境の維持・改善に貢献している。

〈実績〉

- ①北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力
 - ・NOWPAP MERRACフォーカルポイント会合(2020年7月～10月、メールベース協議)への参加
 - ・NOWPAP政府間会合(第3回特別会合)(2021年1月、オンライン開催)への出席
- ②東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献
 - ・第12回東アジア海域パートナーシップ会議(2020年7月、オンライン開催)への出席

2. 21年度の主要な取組

- ①北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)での国際協力
 - ・第23回NOWPAP MERRACフォーカルポイント会合(2021年7月、オンライン開催)への出席
- ②東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)への貢献
 - ・第13回東アジア海域パートナーシップ会議(2021年7月、オンライン開催)への出席
 - ・東アジア海洋会議2021(閣僚級:2021年12月、オンライン開催)への出席

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、海洋環境保全に係る地域的な国際連携を図るこれらの活動に協力する。

〈22年度関連予算〉

- ・国連環境計画等拠出金 29,700千円

海域浄化対策事業の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・海岸管理者が海域浄化対策を実施する交付金制度を継続しており、施策は推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・該当する事案がなかったため、実績なし。

2. 21年度の主要な取組

- ・該当する事案がなかったため、実績なし。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・22年度以降も引き続き、必要に応じて当該事業制度を活用し、海域浄化対策を推進していく。

〈22年度関連予算〉

- ・社会資本総合整備事業：27,424億円の内数

3. 海の保全・再生

○海岸環境の保全

豊かで美しい海岸の環境の保全と回復

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・新潟港海岸(新潟県)、宮崎海岸(宮崎県)等で浸食対策のための事業を実施するなど、施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ・様々な要因により全国各地で海岸侵食が生じていることから、離岸堤・突堤等の整備や養浜等に加え、河川、海岸、港湾、漁港の各管理者間で連携したサンドバイパスやサンドリサイクル等の侵食対策を推進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・上記の海岸等において継続して当該事業を実施している。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・22年度以降も引き続き、当該事業等により海岸侵食対策を推進していく。

〈22年度関連予算〉

- ・海岸事業: 322億円の内数

3. 海の保全・再生

○海岸環境の保全

漂流・漂着ごみ対策

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・海岸管理者が漂着流木等を処理する補助制度を継続しており、施策は推進されていると評価できる。

〈実績〉

- ・7県において当該事業を実施し、合計約3.0万m³の流木等を処理した。

2. 21年度の主要な取組

- ・海岸管理者が漂着流木等を処理する補助制度を活用しており、6県において当該事業を実施し、合計約2.2万m³の流木等を処理している。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、当該事業制度を活用し、海岸漂着物の円滑な処理を推進していく。

〈22年度関連予算〉

- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業：災害により海岸に異常に堆積した漂着流木及び漂着ゴミ等を緊急的に除去する事業に対する支援。(当初予算未計上)



令和3年台風第9号

(例:三隅港海岸における流木等漂着状況)



令和3年8月豪雨

(例:長州港海岸における流木等漂着状況)

3. 海の保全・再生

○船舶等の適正な管理による海洋環境保全

バラスト水管理の適正化

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・船舶のバラスト水を介した水生生物の越境移動による生物多様性への悪影響を防止するため、我が国は、有害水バラスト処理設備の船舶への設置及び有害水バラストの処理等を義務付ける船舶バラスト水規制管理条約を締結し、国内法令及び執行体制を整備するとともに、日本国籍船舶に搭載可能な有害水バラスト処理設備の型式指定を適切に進めるなど、同条約の着実な履行に取り組んでいる。

〈実績〉

- ・有害水バラスト処理設備の型式指定件数: 7件

2. 21年度の主要な取組

- ・実効性を担保するための規制強化: 船舶バラスト水規制管理条約の改正を受けて、船舶に搭載後の有害水バラスト処理設備について性能試験の実施を義務付けるための内部規定の改正を実施
- ・有害水バラスト処理設備の型式指定件数: 4件

3. 22年度以降の対策強化等

- ・強化した規制の適切な執行: 有害水バラスト処理設備の性能試験の義務付けに伴い、同試験の適切な執行を確保する
- ・有害水バラスト処理設備の承認: 有害水バラスト処理設備の型式指定を進める

〈22年度関連予算〉

- ・なし

3. 海の保全・再生

○船舶等の適正な管理による海洋環境保全

船舶検査等執行体制の充実

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・海洋汚染等防止法に基づく船舶検査3,447件を適切に実施し、船舶からの海洋汚染防止に向けて着実に取り組んでいる。

〈実績〉

- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶検査を3,775件行った。
- ・海防法に基づく検査実績
 - 3,327件(2019年度)
 - 3,326件(2018年度)
 - 3,405件(2017年度)

2. 21年度の主要な取組

- ・申請により検査を執行するため、検査の実績見込みを算出することは困難であるが、引き続き海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき環境基準に適しているか適切に検査を執行していく。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・次期計画期間中においても、引き続き適切な船舶検査を着実に実施する。

〈22年度関連予算〉

- ・海洋汚染等防止法に基づく船舶検査：当該船舶検査の執行(554百万円の内数)

3. 海の保全・再生

○船舶等の適正な管理による海洋環境保全

サブスタンダード船対策の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- 我が国に寄港する外国船舶に対し、国際条約に基づき適切にPSCを実施し、国際基準に適合していない船舶(サブスタンダード船)の排除に向けて、着実に取り組んでいる。

〈実績〉

- 2020年度は、2,171件の外国船舶に対するPSCを実施した。

2. 21年度の主要な取組

- 2021年度のPSCは、2,500件程度となる見込みである。引き続き、MARPOL条約等に関する欠陥を是正させるため、適切にPSCを実施していく。

3. 22年度以降の対策強化等

- 次期計画期間中においても、引き続きサブスタンダード船排除のため、外国船舶に対するPSCを着実に実施する。

〈22年度関連予算〉

- なし

PSC = Port State Control

入港した外国籍船舶に対して、寄港国当局が船舶の構造・設備、海洋汚染防止設備、船員の資格要件等が国際条約に適合しているか確認するための検査



外国船舶
入港情報



PSC実施対象
船舶の決定



訪船し立入検査



再度の訪船により
指摘箇所の是正確認



船側では是正を実施



是正命令書交付



是正を確認



レポートを交付



東京MOUに報告、公表

IV 循環型社会の形成に向けた3R、資源利活用の推進

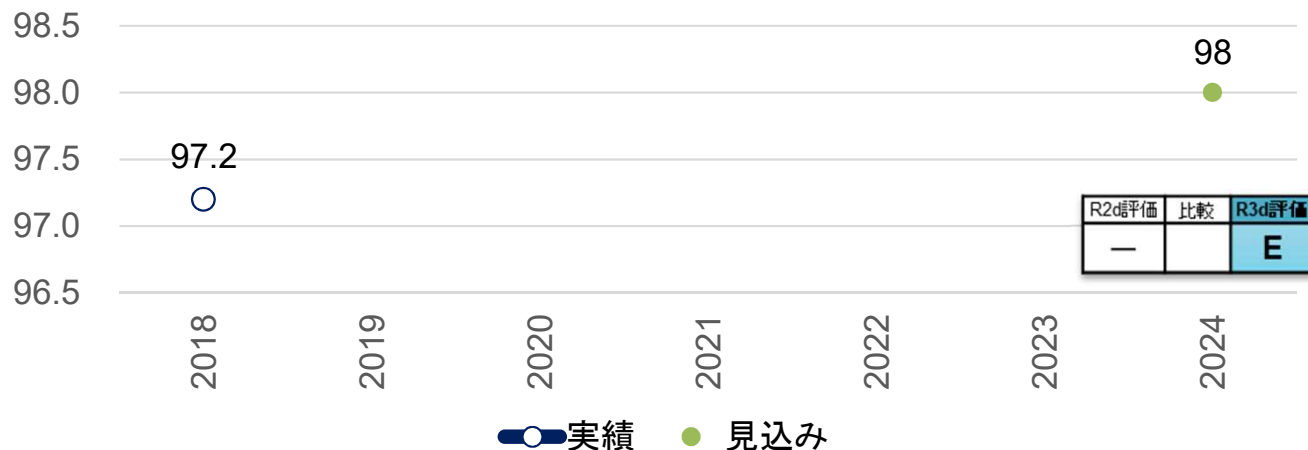
1. 質を重視する建設リサイクルの推進

○建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

プラスチックの分別・リサイクルの促進等の建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

○指標

建設廃棄物全体の再資源化・縮減率



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・次期建設副産物実態調査を令和6年度に予定しているため、評価できない。

〈実績〉

- ・平成30年度建設副産物実態調査結果を踏まえ、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は質の向上の視点で取組みを進めるため、建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～を策定。
- ・廃プラスチックの分別・リサイクルの促進を新たな施策として位置づけ。

2. 21年度の主要な取組

- ・建設混合廃棄物に含まれている建設廃プラスチックの状況を把握するため、建設混合廃棄物の組成調査を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・組成調査結果を踏まえ、地域ブロック毎の廃プラスチックのリサイクルルート等の現在のリサイクル状況を調査し、効率的・効果的な現場分別の在り方について検討。

〈22年度関連予算〉

- ・建設工事における廃プラスチックのリサイクル推進についての検討経費(3,113千円)

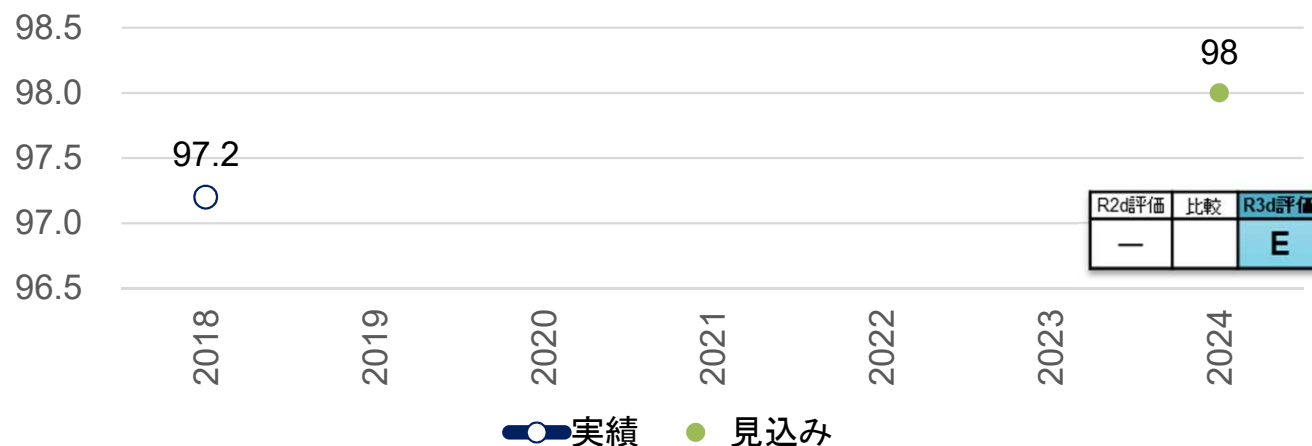
1. 質を重視する建設リサイクルの推進

○建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

リサイクル原則化ルールの改定等の社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

○指標

建設廃棄物全体の再資源化・縮減率



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・次期建設副産物実態調査を令和6年度に予定しているため、評価できない。

〈実績〉

- ・平成30年度建設副産物実態調査結果を踏まえ、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は質の向上の視点で取組みを進めるため、建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～を策定。
- ・中期的な建設副産物の排出抑制、再資源化に資するためリサイクル原則化ルールの改定等を新たな施策として位置づけ。

2. 21年度の主要な取組

- ・リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの改定方針について検討

3. 22年度以降の対策強化等

- ・リサイクル原則化ルール、建設リサイクルガイドラインの改定

〈22年度関連予算〉

- ・建設発生土の適切な情報管理のあり方検討(4, 834千円)

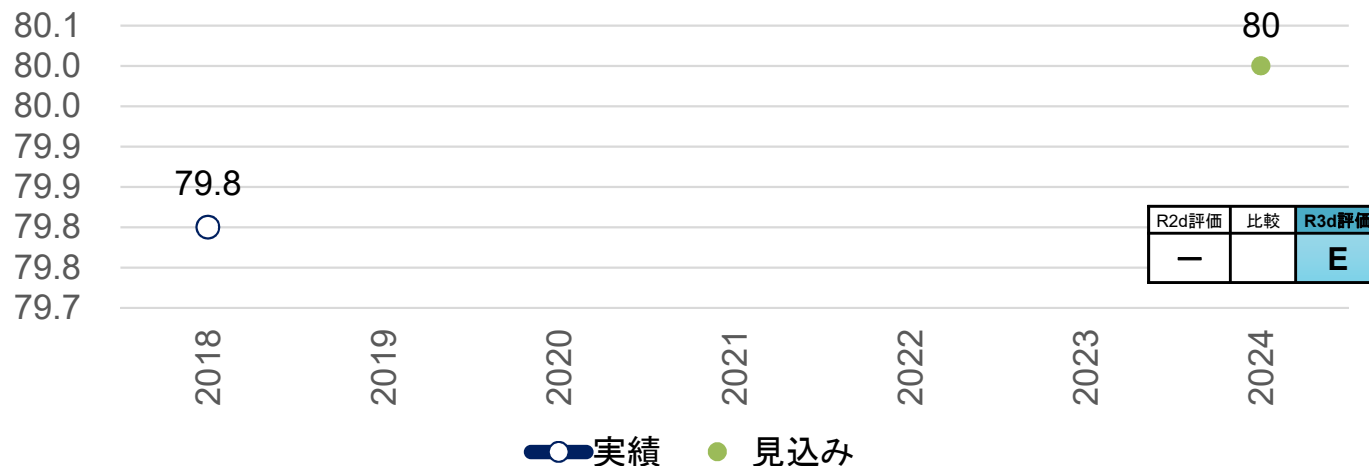
1. 質を重視する建設リサイクルの推進

○建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用等の建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

○指標

建設発生土の有効利用率



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・次期建設副産物実態調査を令和6年度に予定しているため、評価できない。

〈実績〉

- ・平成30年度建設副産物実態調査結果を踏まえ、維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は質の向上の視点で取組みを進めるため、建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～を策定。
- ・建設発生土の適正処理促進のためICT技術等を活用した建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用を新たな施策として位置づけ。

2. 21年度の主要な取組

- ・建設発生土のトレーサビリティシステムの導入に際し、建設工事において必要となる諸要件等について検討

3. 22年度以降の対策強化等

- ・建設工事においてトレーサビリティシステムの試行し、課題等を整理。導入に向けた検討を行う。

〈22年度関連予算〉

- ・建設発生土の適切な情報管理のあり方検討(4, 834千円)

1. 質を重視する建設リサイクルの推進

○建設リサイクル推進計画 2020 の推進等

建設リサイクル法の徹底

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・「建設リサイクル法の徹底」のため、平成14年から継続的に工事現場のパトロールを実施しており、令和2年度の建設系廃棄物の不法投棄件数は98件(直近10年平均比▲21.2%)に減少しているなど対策効果は着実に上がっていると評価できる。

〈実績〉

- ・10月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

6,765人・時間、現場数5,477件、助言・勧告360件

2. 21年度の主要な取組

- ・6月に建設リサイクル法に関する全国一斉パトロールを実施した。

[パトロール実績]

4,908人・時間、現場数3,818件、助言・勧告313件

3. 22年度以降の対策強化等

- ・今後も、引き続きパトロールを実施するとともに、分別解体の徹底のために必要な情報提供等を行っていくなど建設リサイクル制度をとりまく様々な課題を克服するため、必要な措置について取り組んでいく。

〈22年度関連予算〉

- ・なし

1. 質を重視する建設リサイクルの推進

○公共事業等における建設リサイクルの推進

公共工事における環境物品等の調達の促進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・令和2年度調達方針において、判断の基準を満足する物品の、調達総量に対する調達量の割合で目標設定を行った品目については、全て100%を目標としていたところであり、調達方針に定めた目標を概ね達成している。
- ・引き続き、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることも留意しつつ、調達実績を踏まえ、より適切なものとなるように検討していく。

〈実績〉

- ・グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進した。
- ・公共工事の構成要素である資材、建設機械の使用に当たっては、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、調達方針に掲げられている資材、建設機械を使用した公共工事の調達を積極的に推進した。

2. 21年度の主要な取組

- ・引き続き、調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、国民からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・引き続き、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨を徹底し、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。

〈22年度関連予算〉

- ・公共工事の環境負荷軽減に向けた調査検討費 10百万円

1. 質を重視する建設リサイクルの推進

○公共事業等における建設リサイクルの推進

北海道環境イニシアティブの推進 (循環型社会を形成する「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」等の推進)

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ①地域内リサイクルとコスト縮減等に寄与し、施策は着実に進捗している。
 - ・ホタテ貝殻を農地暗渠排水材として有効活用 22,948m³
 - ・間伐材を工事標識、測量杭、型枠、農地排水材、防護柵として有効活用 61,757m³
 - ・建設現場から発生する資源(土砂・刈草)を他の工事現場等で有効活用 土砂120,000m³ 刈草196t
- ②大規模酪農地帯において、地域資源である家畜排せつ物の適切な農用地への還元による生産性の向上ならびに地域環境の保全を図るため、必要な用排水施設の整備を行う「国営環境保全型かんがい排水事業」を実施。施策は着実に進捗している。

〈実績〉

- ①北海道の地域特性と地域課題に着目し、社会資本整備の実施段階において、受発注者が連携して工事施工プロセス等における環境対策について、ホタテ貝殻や間伐材、建設現場から発生する資源(土砂・刈草)の有効活用等の取組を実施している。
- ②国営環境保全型かんがい排水事業「別海西部地区」が20年度に完了。

2. 21年度の主要な取組

- ①ホタテ貝殻を暗渠排水材として有効活用
- ①間伐材を土木資材等に有効活用
- ①建設現場から発生する資源(土砂・刈草)を他の工事現場等で有効活用
- ②国営環境保全型かんがい排水事業「別海北部地区」、「根室地区」における整備を引き続き実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ①ホタテ貝殻の暗渠排水材への利用を継続
- ①間伐材の土木資材等への利用を継続
- ①土砂、刈草の他工事等での利用を継続
- ②国営環境保全型かんがい排水事業「別海北部地区」、「根室地区」における整備を引き続き実施。

〈22年度関連予算〉

- ①北海道開発予算(5,702億円の内数)
- ②北海道開発予算 農業農村整備事業(795億円の内数)

2. 既存住宅流通・リフォームの促進

建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実等

○指標

既存住宅及びリフォームの市場規模



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

・本指標の算出には住宅・土地統計調査での結果を用いるものの20年度分の調査はないため20年度の実績評価は不能。なお次回調査は2023年を予定。

〈実績〉

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査（インスペクション）の実施体制の整備を進めた。
- ・建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実を図った。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進した。
- ・20年度は、新築について101,392戸、増改築について238戸の長期優良住宅を認定した。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度を普及・促進した。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着を図った。

2. 21年度の主要な取組

- ・既存住宅の調査の担い手となる技術者の育成を図るため、既存住宅状況調査技術者講習による技術者の育成を通じ、建物状況調査（インスペクション）の実施体制の整備を進める。
- ・適正な建物評価の市場における普及・定着。
- ・建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵保険等を活用した消費者保護の充実。
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業及び長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の支援による増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及等を通じて、既存住宅の長期優良化を促進。
- ・長期優良住宅の建築に対する財政的、金融的支援や制度の周知等により、長期優良住宅の普及を促進している。
- ・消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度の更なる普及・促進。
- ・長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境を更に整備し、既存住宅流通市場を活性化させるための「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和3年5月に公布され、一部の規定を除き、令和3年9月及び令和4年2月に施行された。

3. 22年度以降の対策強化等

・21年3月住生活基本計画にも記載のある通り、引き続き既存住宅流通とリフォームの促進を図る。

〈22年度関連予算〉

・住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業：リフォームに対する支援等（200億円の内数）

4. 効率的な静脈物流システムの構築

リサイクルポートによる輸送効率化

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し(令和2年3月時点:指定港22港)、岸壁等の港湾施設の確保や循環資源取扱施設の整備、循環資源の取扱いに関する運用等の改善を実施することで、循環型社会の構築に貢献していると評価できる。

〈実績〉

- ・港湾施設の整備や港湾における循環資源取扱いの運用改善、官民連携推進といった総合的な支援を講じるとともに、リサイクルポートを中心とした国内外の静脈物流ネットワークを構築。
- ・リサイクルポート推進協議会には平成30年度から6つの部会が設置され、港湾を活用した災害廃棄物の広域処理等に関する検討、国際リサイクルの推進に係る検討を重点的に実施。

2. 21年度の主要な取組

- ・リサイクルポート推進協議会や港湾管理者と連携し、災害廃棄物の取扱いについて協議・調整を実施。
- ・環境省からの情報提供を反映した災害廃棄物に対応した受入施設および利用可能港湾に関する情報の見直しを行い、災害廃棄物の広域処理に当たって必要となる港湾機能や実施体制の検討を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・リサイクルポート推進協議会や港湾管理者と連携し、災害廃棄物の取扱いについて協議・調整を実施。
- ・災害廃棄物の広域処理を円滑かつ適正に実施できるよう、港湾を活用した海上輸送に関する手順や留意事項等を整理したガイドライン(案)を取りまとめる。

〈22年度関連予算〉

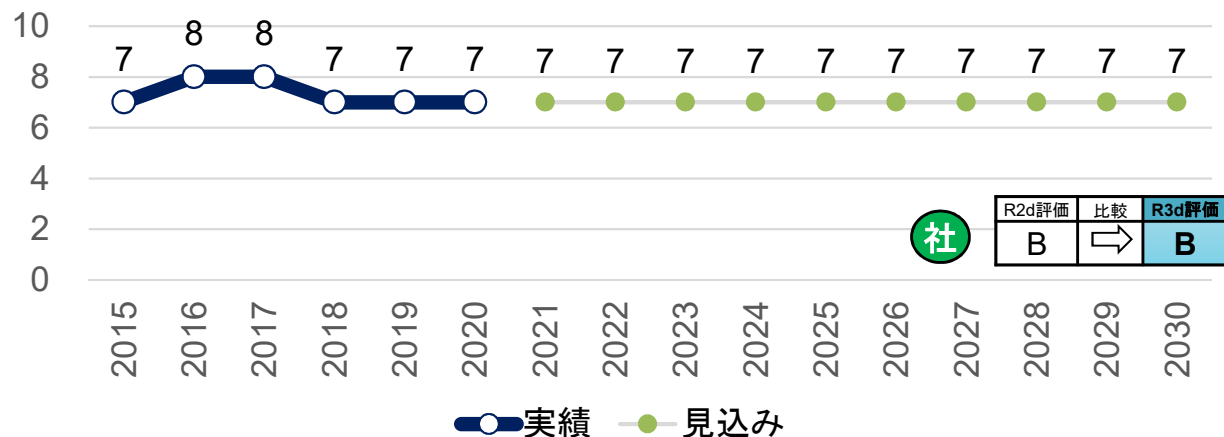
- ・港湾廃棄物処理施設整備事業(港湾整備事業2,439億円の内数)

4. 効率的な静脈物流システムの構築

海面処分場の計画的な整備の推進

○指標

廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数



1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数は毎年7年となっており、目標値を達成している。

〈実績〉

- ・全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行った。

2. 21年度の主要な取組

- ・全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を行う。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・今後も引き続き、海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

〈22年度関連予算〉

- ・港湾廃棄物処理施設整備事業(港湾整備事業2,439億円の内数)

5. 環境及び安全に配慮したシップリサイクルの推進

シップリサイクル条約の早期発効に向けた取組の推進

R2d評価	比較	R3d評価
○	⇒	○

1. 20年度の評価と実績

〈評価〉

- ・現在までに我が国や主要解撤国であるインドを含む17ヶ国が同条約を締結し、発効要件の一つである締約国数の要件を満たすなど、条約発効に向けた国際的機運が高まっており、着実な進捗が見られる。

〈実績〉

- ・バングラデシュにおけるシップ・リサイクル施設の改善のための基礎調査を実施。
- ・ODAを通じてインドのシップ・リサイクル施設の改善を支援。

2. 21年度の主要な取組

- ・引き続き、ODAを通じてインドのシップ・リサイクル施設の改善を支援。
- ・引き続き、条約の発効に不可欠な主要な解撤国であるバングラデシュの早期条約締結を促すべく、バングラデシュにおけるシップ・リサイクル施設の改善のための調査を実施。

3. 22年度以降の対策強化等

- ・次期計画においても、引き続き、条約の早期発効を目指し、主要解体国の早期条約締結に向けた働きかけに努める。

〈参考〉

シップ・リサイクル条約は、主に開発途上国で行われる船舶の解撤における労働安全の確保と環境保全を目的として、IMOにて平成21年に採択された条約。同条約の発効要件は、①15ヶ国以上が締結、②締約国の船腹量が世界の40%以上及び③締約国の解体能力が船腹量の3%以上であるところ、令和3年12月末時点の充足状況はそれぞれ①17ヶ国、②29.8%及び③2.4%※となっている。

※締約国の船腹量を世界の40%と仮定

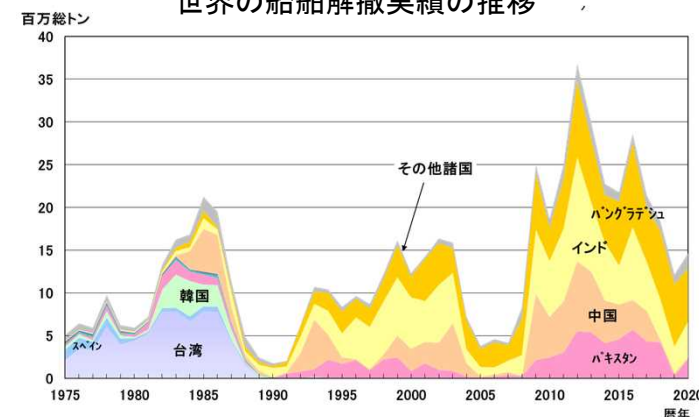
〈22年度関連予算〉

- ・シップリサイクルに関する総合対策(7百万円)

開発途上国におけるリサイクルの現場



世界の船舶解撤実績の推移



(出典)IHS資料

シップ・リサイクル条約の概要

